

平成27年度

包括外部監査の結果報告書

佐賀県包括外部監査人

田村浩司

目 次

第1 外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
(1) 外部監査の対象.....	1
(2) 監査対象期間.....	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由.....	1
4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続.....	1
(1) 監査の着眼点.....	1
(2) 実施した主な監査手続.....	2
5. 外部監査の実施期間.....	2
6. 外部監査人及び補助者の資格及び氏名.....	2
7. 利害関係.....	2
8. 用語の説明.....	3
第2 監査対象の概要等.....	4
1. 佐賀県の収支状況（概要）.....	4
2. 佐賀県における補助金の推移.....	8
第3 全般に共通する意見.....	12
1. 国から市町への補助金における県の役割.....	12
2. 補助金の効果の検証.....	12
3. より効果的な補助金の交付に向けて.....	13
(1) 交付実績が乏しい補助金の原因分析及的確な対処.....	13
(2) 過去から引き継いでいる部分の見直し.....	13
(3) 広報・普及等の活動について.....	13
4. 補助金という形態での事業実施の妥当性について.....	14
5. 会計に関する専門的見地からの指導助言等.....	14
第4 個別の監査結果及び意見.....	17
1. 佐賀県地域防災力強化促進事業費補助金.....	17
2. 佐賀県消防団員確保対策事業費補助金.....	20
3. 部落解放同盟佐賀県連合会補助金.....	24
4. 全日本同和会佐賀県連合会補助金.....	25
5. 佐賀県放課後子どもプラン推進事業費補助金.....	27
6. 佐賀県特別支援学校放課後児童健全育成事業費補助金.....	30
7. 佐賀県小規模放課後児童クラブ事業費補助金.....	32
8. 佐賀県放課後児童クラブ整備費補助金.....	35

9.	佐賀県保育対策等促進事業費補助金（指定経費）	38
10.	認定こども園設置促進事業費補助金	41
11.	保育士処遇改善臨時特例事業費補助金	44
12.	保育対策等促進事業費補助金（保育緊急確保事業）	46
13.	佐賀県社会福祉施設職員等退職手当共済費補助金	52
14.	日本私立学校振興・共済事業団補助金	54
15.	佐賀県私立専修学校・各種学校運営費補助金	56
16.	佐賀県児童厚生施設整備費補助金	57
17.	佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助金 （子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業）	60
18.	佐賀県不法投棄防止対策等支援事業費補助金	62
19.	佐賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成費補助金	63
20.	佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金	65
21.	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金	67
22.	佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金	69
23.	さがんアスリートサポート事業奨励金	72
24.	さがん駅伝サポート事業補助金	74
25.	公益財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助金 ①体協運営補助事業	76
26.	公益財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助金 ②競技スポーツ事業	78
27.	公益財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助金 ③スポーツ指導者養成等支援事業	80
28.	平成27年度国民体育大会第35回九州ブロック大会派遣事業費補助金 平成27年度第70回国民体育大会派遣事業費補助金	82
29.	佐賀県ヨット連盟運営事業費補助金	84
30.	プロサッカーホームスタジアム環境整備支援事業補助金	85
31.	佐賀県がん先進医療受診環境づくり事業費補助金	88
32.	佐賀県住宅手当緊急特別措置事業費補助金	89
33.	佐賀県地域共生ステーション（「宅老所・ぬくもいホーム」）推進事業費補助金	91
34.	佐賀県地域共生ステーション防災対策整備事業費補助金	95
35.	佐賀県避難行動要支援者広域避難支援事業費補助金	98
36.	佐賀県身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業費補助金	100
37.	生活福祉資金貸付事業費補助金	104
38.	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金	105
39.	高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金	107
40.	佐賀県高齢者福祉施設等非常災害対策事業費補助金	109
41.	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金	111

4 2.	佐賀県新サービス施設開設促進事業費補助金	113
4 3.	佐賀県地域密着型介護施設スプリンクラー整備事業費補助金 佐賀県老人福祉施設等スプリンクラー整備支援事業費補助金	114
4 4.	佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金	116
4 5.	佐賀県施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金	118
4 6.	佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業費補助金	119
4 7.	佐賀県地域生活支援事業費補助金	121
4 8.	佐賀県自殺対策緊急強化基金事業費補助金	122
4 9.	佐賀県優先調達推進のための設備整備事業費補助金	125
5 0.	佐賀県障害者福祉施設スプリンクラー整備支援事業費補助金	126
5 1.	障害者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金	128
5 2.	佐賀県障害福祉関係民間移譲施設整備費補助金	130
5 3.	佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助金	131
5 4.	佐賀県へき地診療所運営費補助金	133
5 5.	佐賀県災害拠点病院等放射能防護機能付加事業費補助金	134
5 6.	佐賀県医療施設非常災害対策事業費補助金	135
5 7.	佐賀県唐津赤十字病院移転改築事業費補助金	137
5 8.	佐賀県がん検診受診率向上事業費補助金	138
5 9.	佐賀県妊娠安心風しん予防接種事業費補助金	142
6 0.	有田焼創業 400 年事業（佐賀県プラン）に伴う文化財保存事業補助金	143
6 1.	佐賀県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金	145
6 2.	佐賀県伊万里市第 4 工業用水道整備事業費補助金	147
6 3.	佐賀県工場等立地促進補助金	149
6 4.	佐賀県物流施設立地促進補助金	151
6 5.	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金	152
6 6.	佐賀県緊急雇用創出基金事業費補助金	155
6 7.	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金	157
6 8.	佐賀県中小企業連携組織対策事業費補助金	159
6 9.	佐賀県信用保証料補給費補助金	160
7 0.	佐賀県信用保証料補給費補助金（がんばる企業支援資金）	162
7 1.	佐賀県信用保証料補給費補助金（設備投資支援資金“アタック”）	163
7 2.	公益財団法人佐賀県国際交流協会事業推進費補助金	164
7 3.	佐賀県合併漁協水産振興事業費補助金	166
7 4.	佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金	167
7 5.	佐賀県荒廃森林拡大防止対策事業補助金	169
7 6.	佐賀県森林整備加速化・林業再生事業費補助金（間伐実施加速化事業）	171

77.	佐賀県浄化槽設置整備事業補助金.....	174
78.	佐賀県漁港小規模事業費補助金.....	176
79.	佐賀県耐震診断事業費補助金.....	178
80.	佐賀県都市基盤河川改修事業費補助金.....	179
81.	佐賀県急傾斜地崩壊防止事業費補助金.....	181
82.	佐賀県城原川ダム関連生活環境整備事業費補助金.....	182
83.	佐賀県森林を守る交付金.....	184
84.	佐賀県重要森林公有化等支援事業補助金.....	186
85.	佐賀県誘客対策等促進事業補助金（羽田便）.....	188
86.	佐賀県誘客連携促進事業費補助金.....	190
87.	佐賀県国際線誘客対策等事業費補助金.....	191
88.	佐賀県誘客対策等促進事業費補助金（ソウル線）.....	193
89.	佐賀県佐賀空港国際航空貨物利用促進事業補助金.....	194
90.	平成26年度佐賀空港夜間駐機費補助金.....	196
91.	佐賀空港ハイジャック等防止検査・監視業務補助金.....	197
92.	佐賀県国際線誘致促進対策費補助金.....	199
93.	佐賀県国際線誘致促進対策費補助金（ソウル線）.....	202
94.	佐賀県廃止路線代替バス運行費補助金.....	204
95.	佐賀県特定離島航路補助金.....	206
96.	佐賀県離島航路補助金.....	208
97.	佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助金.....	213
98.	佐賀県バス運行対策費補助金-経常欠損.....	215
99.	佐賀県バス運行対策費補助金-減価償却.....	217
100.	佐賀県松浦鉄道施設整備事業費補助金.....	219
101.	佐賀県鉄道駅耐震補強事業費補助金.....	221
102.	佐賀県交通施設バリアフリー化設備整備費補助金.....	222
103.	佐賀県JR長崎本線(肥前山口～諫早間)沿線地域特別助成金.....	223
104.	佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金.....	226
105.	佐賀県スクールカウンセラー配置事業補助金.....	230
106.	佐賀県人権・同和教育振興費補助金.....	231

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査の対象

補助金に関する財務事務の執行について

（2）監査対象期間

原則として平成26年度（必要に応じて前後の年度についても対象とした。）

3. 事件（テーマ）を選定した理由

佐賀県の過去における収支の状況は、本報告書「第2. 監査対象の概要 1. 佐賀県の収支の状況」の通りである。佐賀県の財政状況については、行財政運営計画2011において目標を超える成果を出している増収対策（県税未収額縮減や未利用財産の売却など）や、地方交付税や県税収入が増加したことなどにより、収支不足を縮減し、計画策定時の収支見通しを上回る基金残高を確保することができているが、一方では、歳出（政策推進費、投資的経費）の抑制や県債残高の縮減に努めてきたものの、依然として公債費負担は高い水準で推移し、社会保障関係費の増加が続いていることなどから、収支不足の解消には至っていない。歳入総額に対する地方債残高の割合は、全国平均を下回っており、平成26年度においては県債残高も僅かに減少してはいるものの、現状では県債残高の大きな減少には至っておらず、厳しい財政状況である。

このようななか、平成26年度における補助金額は376億円（「第2. 監査対象の概要 2. 佐賀県における補助金の推移」参照）で、人件費や公債費などの義務的経費を除いた支出経費のうちの、約17%を占める状況である。

県は、様々な政策を行っているが、その政策達成の手段として用いられる補助金制度は、補助対象者に対して県が直接に多額の資金を交付するもので、厳格に、かつ、効果的に支出されなければならないものである。県の現在の厳しい財政状況のなか、現行の補助金制度が、真に県民に役立つ制度になっているか、貴重な財源から支出されるものとして効果的な支出がなされているかを確認したいという思いから、今回の事件（テーマ）の選定に及んだものである。

4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続

（1）監査の着眼点

- ① 個々の補助金において公益性は十分に認められるか

- ② 補助金の申請は適切に行われているか
- ③ 補助金の金額は適正に算定されているか（算定根拠は妥当か）
- ④ 交付団体の適格性、運営費補助の場合の妥当性
- ⑤ 補助対象経費は明確に定められ、適正な交付がなされているか
- ⑥ 補助事業者からの実績の報告並びにその確認は適切に行われているか
- ⑦ 補助金の効果の検証は適切に行われているか
- ⑧ 必要に応じて補助金の内容の見直しが行われるようになっているか
- ⑨ 効果的な補助金の交付に向けた検討が十分になされているか

今回の監査においては、上記のような着眼点のもと、県が交付している補助金の中から、その財源（国や県の負担割合等）、補助形態（定額・定率の補助、全額補助）、補助対象（運営費補助等）、補助対象者（市町、民間事業者、その他）等の観点も考慮しながら、補助金の件数で 108 件（平成 26 年度における補助金交付実績額 107 億 21 百万円）を監査対象として抽出した。

（2）実施した主な監査手続

上記の着眼点から、補助金の交付要綱、申請書や実績報告書ほかの関係書類の閲覧、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施した。

5. 外部監査の実施期間

平成 27 年 7 月 29 日から 平成 28 年 2 月 3 日まで

6. 外部監査人及び補助者の資格及び氏名

外部監査人	公認会計士	田村 浩 司
補 助 者	公認会計士	江 口 克 哉
同	公認会計士	藤 原 林
同	公認会計士	津 留 保 生
同	公認会計士	岸 川 浩 幸
同	公認会計士	田 村 祥 三
同	公認会計士	森 永 亮 太

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は無い。

8. 用語の説明

- 監査結果 一連の事務手続き等のなかで、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違反していないものの社会通念上適当でないと考えられる事項を記載している。
- 監査意見 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定する「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」のことで、一連の事務手続きのなかで、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2 監査対象の概要等

1. 佐賀県の収支状況（概要）

(1)一般会計 決算収支の推移

単位：億円

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳入総額 ①	4,316	4,164	4,167	4,257	4,885	4,719	4,550	4,349	4,530	4,473
歳出総額 ②	4,265	4,114	4,123	4,194	4,783	4,553	4,423	4,233	4,393	4,330
形式収支 ③=①-②	51	50	44	63	102	167	127	117	137	144
翌年度に繰越すべき財源 ④	21	17	18	32	50	109	63	75	97	91
実質収支額 ⑤=③-④	29	33	27	31	52	57	64	41	40	53
前年度実質収支額 ⑥	29	29	33	27	31	52	58	64	41	40
単年度収支額 ⑦=⑤-⑥	▲0	4	▲6	5	21	6	6	▲23	▲1	13

(2)一般会計 歳入決算の推移

単位：億円

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県税	761	798	878	925	772	713	693	700	726	767
諸収入	179	162	219	307	399	377	372	323	314	292
地方消費税清算金	166	163	160	150	156	155	154	154	153	185
繰入金	136	81	117	39	142	224	231	192	183	178
繰越金	53	51	50	44	63	102	167	127	117	137
使用料及び手数料	81	77	75	74	71	48	45	45	44	53
分担金及び負担金	57	53	45	40	49	61	60	37	29	22
財産収入	15	16	14	19	13	15	10	12	12	10
その他	0	0	1	0	0	0	1	2	7	1
自主財源	1,448	1,401	1,561	1,596	1,664	1,696	1,734	1,592	1,584	1,644
地方交付税	1,390	1,377	1,363	1,379	1,242	1,373	1,436	1,463	1,449	1,463
国庫支出金	703	568	562	642	1,068	732	669	578	742	609
県債	434	459	473	387	399	290	231	262	279	358
県債（臨時債）	220	197	179	217	439	500	350	328	329	229
地方譲与税	65	154	18	17	60	112	116	119	141	165
その他	57	8	12	20	13	16	14	7	7	6
依存財源	2,868	2,763	2,607	2,661	3,221	3,023	2,816	2,758	2,946	2,830
歳入計	4,316	4,164	4,167	4,257	4,885	4,719	4,550	4,349	4,530	4,473

(3)一般会計 歳出決算（目的別）の推移

単位：億円

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総務費	272	272	287	329	435	399	268	273	386	316
民生費	343	362	364	387	493	448	451	467	456	474
衛生費	211	196	235	222	322	260	311	309	282	294
農林水産業費	458	420	402	371	403	398	364	293	350	353
土木費	699	616	588	576	672	573	558	497	516	515
警察費	223	224	227	220	243	210	219	223	212	226
教育費	973	947	944	877	886	906	912	940	967	945
公債費	690	685	648	633	626	674	686	653	669	648
その他	397	392	427	580	704	685	655	577	556	557
歳出計	4,265	4,114	4,123	4,194	4,783	4,553	4,423	4,233	4,393	4,330

(4)一般会計 歳出決算（性質別）の推移

単位：億円

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	1,318	1,315	1,319	1,274	1,244	1,253	1,266	1,264	1,210	1,239
扶助費	222	224	235	172	171	182	189	188	191	199
公債費	690	685	648	633	626	674	686	653	669	648
義務的経費	2,230	2,223	2,202	2,079	2,041	2,110	2,141	2,105	2,070	2,086
普通建設補助事業費	488	409	378	371	452	430	443	372	518	480
普通建設単独事業費	449	403	390	296	413	416	385	356	327	424
災害復旧費	3	13	31	5	11	26	27	12	7	5
直轄事業負担金	188	199	213	217	230	170	133	109	98	76
投資的経費	1,127	1,024	1,012	889	1,106	1,042	988	849	950	986
物件費	126	127	138	126	138	148	149	137	145	159
維持補修費	27	24	25	22	19	17	16	16	16	17
貸付金	159	118	121	249	335	323	281	273	258	241
補助費※	565	566	595	755	1,113	885	811	821	933	821
その他	31	33	30	75	20	28	37	33	21	21
その他	908	867	909	1,226	1,625	1,402	1,294	1,279	1,373	1,258
歳出計	4,265	4,114	4,123	4,194	4,773	4,553	4,423	4,233	4,393	4,330

※「補助費」には、補助金、交付金、負担金、積立金等が含まれている。

(5)普通会計 県債残高の推移

単位：億円

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
臨時債※	1,273	1,369	1,543	1,654	2,141	2,594	2,689	2,998	3,017	3,134
臨時債以外	4,962	4,942	4,873	4,842	4,679	4,459	4,376	4,204	4,204	4,078
県債残高	6,236	6,310	6,416	6,496	6,820	7,052	7,065	7,203	7,221	7,212
佐賀県	1.47	1.53	1.56	1.53	1.40	1.50	1.56	1.62	1.60	1.62
全国平均	1.67	1.63	1.65	1.67	1.62	1.71	1.67	1.74	1.74	-
地方債残高+歳入総額										

※臨時（財政対策）債：実質的には地方交付税。国から地方に配分される交付税の立替えとして県が借り入れるため、形式上は県の借金になっているが、返済時には国が全額負担。

(6)収支不足額及び財源調整用基金残高

単位：億円

年度	実績				計画2015/見通し(改善対策前)			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収支不足額 A		▲ 32	▲ 36	▲ 23	▲ 99	▲ 75	▲ 108	▲ 117
決算剰余金・運用利息 B		34	21	23	41	41	41	41
財源調整用基金C 前年+A+B	188	190	175	175	117	82	15	▲ 61

収支改善対策

※財源調整用基金

経済不況等による大幅な税収減、災害発生による多額の経費支出等の不測の事態に備え、地方公共団体は基金積立が求められている。

※「計画2015/見通し」

佐賀県行財政運営計画2015(計画期間：平成27年度～平成30年度、平成27年7月公表)における収支見通し

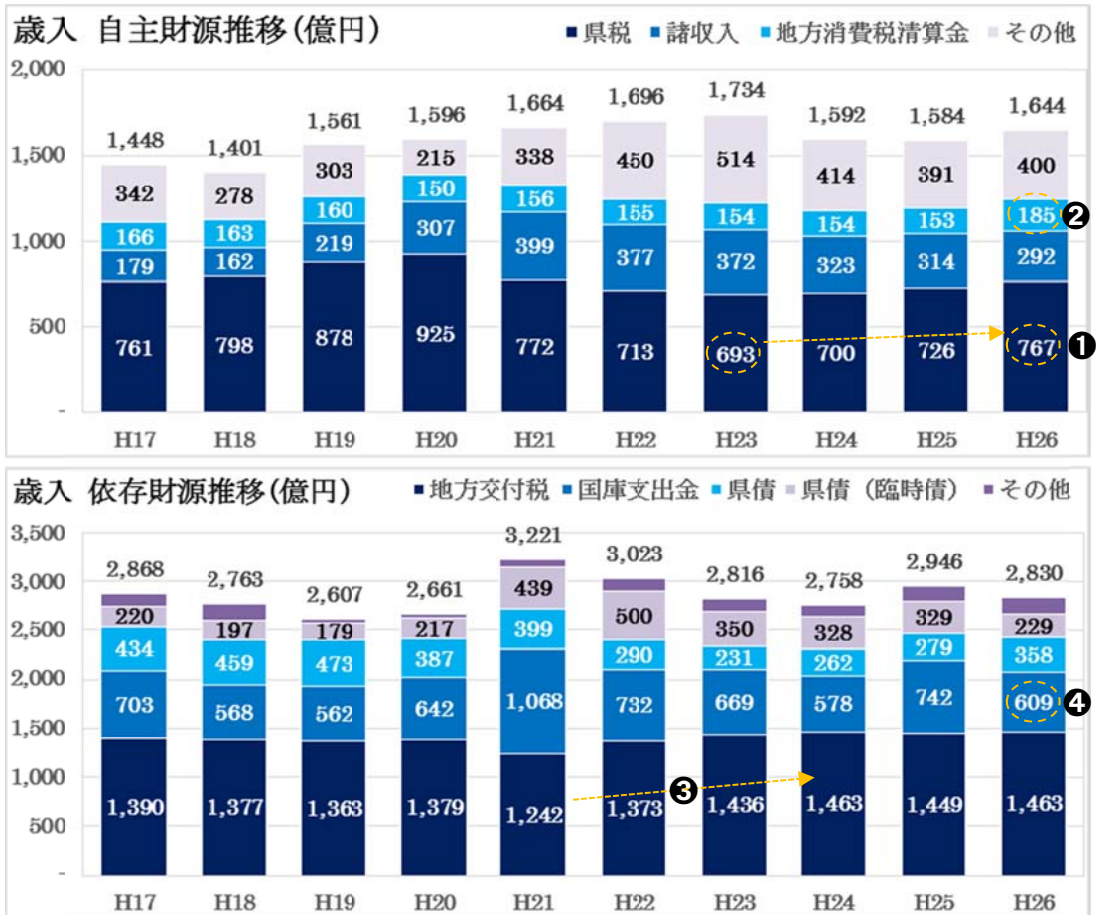
計画2015/見通し(改善対策後)

	H27	H28	H29	H30
A	▲ 60	▲ 37	▲ 69	▲ 37
B	41	41	41	41
C	156	159	131	135

改善額累計 196 ②-①

県では、過去、歳出抑制や県債残高縮減等に努めてきたものの、以前として公債費負担は高い水準で推移し、また高齢化進行による社会保障関係経費の増加が続いていることから収支不足解消には至っていない状況にある。平成27年度以降の収支見通しに関しても、県の財政は毎年度収支不足が発生し、平成30年度末には基金が枯渇することが見込まれている。

このような状況のなか、県では、「佐賀県行財政運営計画2015」(計画期間：平成27年度～平成30年度)を平成27年7月に公表している。当該計画では、現状成行見通しに対して、歳出抑制・増収・財政的工夫により計200億円弱の収支改善が計画されている。



平成 26 年度歳入の概要

① 県税

平成 21 年度以降は、リーマンショック（平成 20 年）による企業業績低迷等により減少したが、平成 24 年度以降は景気回復により増加に転じ、平成 26 年度は 767 億円まで回復している。

② 地方消費税清算金

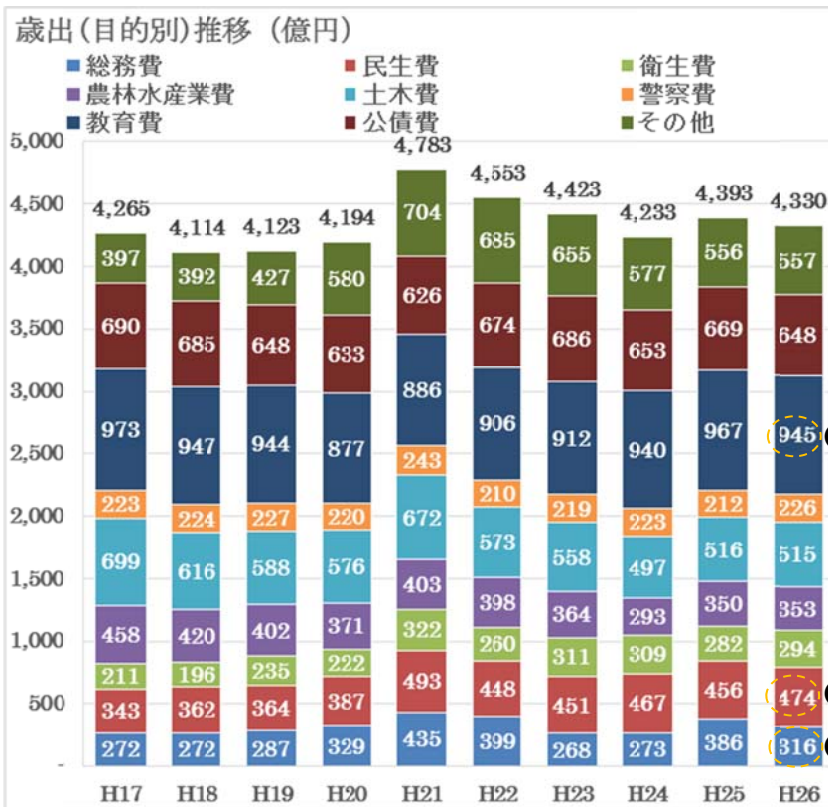
平成 26 年度は、税率引上げにより 185 億円まで増加している。

③ 地方交付税

地方交付税は、リーマンショック以降は生活防衛緊急対策、緊急総合経済対策（円高・デフレ対応）等により増加した。

④ 国庫支出金

国庫支出金の平成 26 年度は、緊急雇用創出事業交付金、元気臨時交付金等の減少により、前年度比▲133 億円の 609 億円となった。



平成 26 年度歳出（目的別）の概要

①総務費

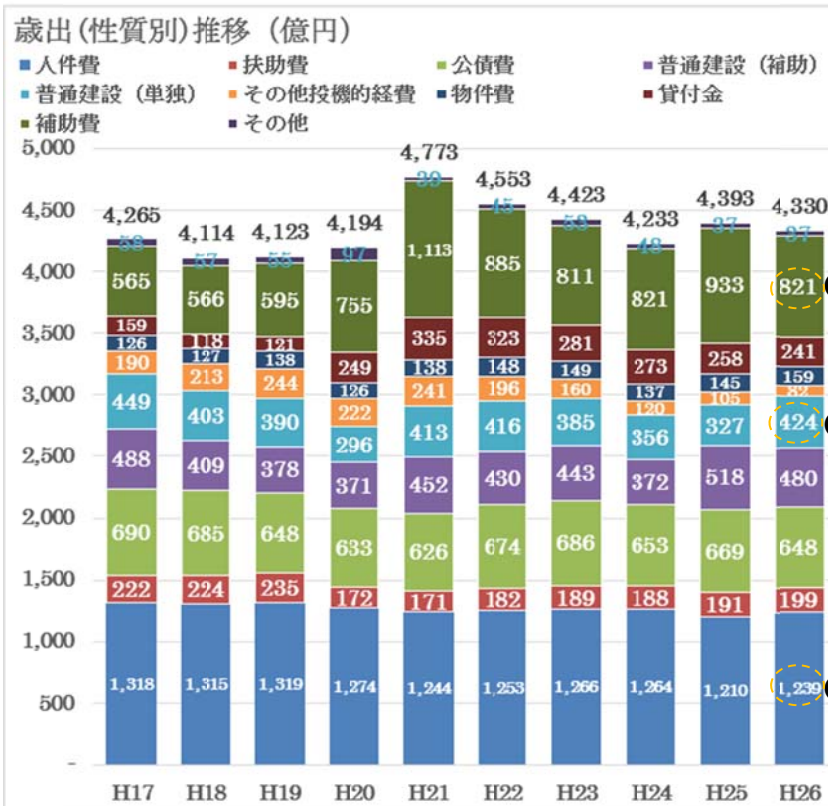
九州新幹線西九州ルート建設負担金等の増加があったものの、大規模施設整備基金積立金や退職手当基金積立金等の減少により、前年度比▲70億円の316億円となっている。

②民生費

保育所等緊急整備事業等の増加により、前年度比+18億円の474億円となった。

③教育費

職員給与費等の増加があったものの、先進的 ICT 利活用教育促進事業費等の減により、▲22億円の945億円となっている。



平成 26 年度歳出（性質別）の概要

④人件費

基本給、共済組合負担金等の増により、前年度比+29億円の1,239億円となっている。

⑤普通建設(単独)

原子力防災屋内退避施設確保事業費、河川保全費等の増により、前年度比+97億円の424億円となった。

⑥補助費

大規模施設整備基金積立金、退職手当基金積立金等の減により、前年度比▲112億円の821億円となっている。

※平成 26 年度歳出の概要は、「平成 26 年度 佐賀県普通会計決算見込みについて」を参考にしている。

2. 佐賀県における補助金の推移

本部別補助金

百万円

本部	H24年度	H25年度	H26年度
統括本部	1,772	2,576	3,319
くらし環境本部	9,525	9,682	10,852
健康福祉本部	10,088	5,728	8,503
農林水産商工本部	9,151	10,263	10,277
県土づくり本部	7,548	5,551	4,253
経営支援本部	29	29	28
教育委員会	179	168	390
公安委員会	3	3	3
計	38,293	33,999	37,623

※金額は支出負担行為額(決裁額)

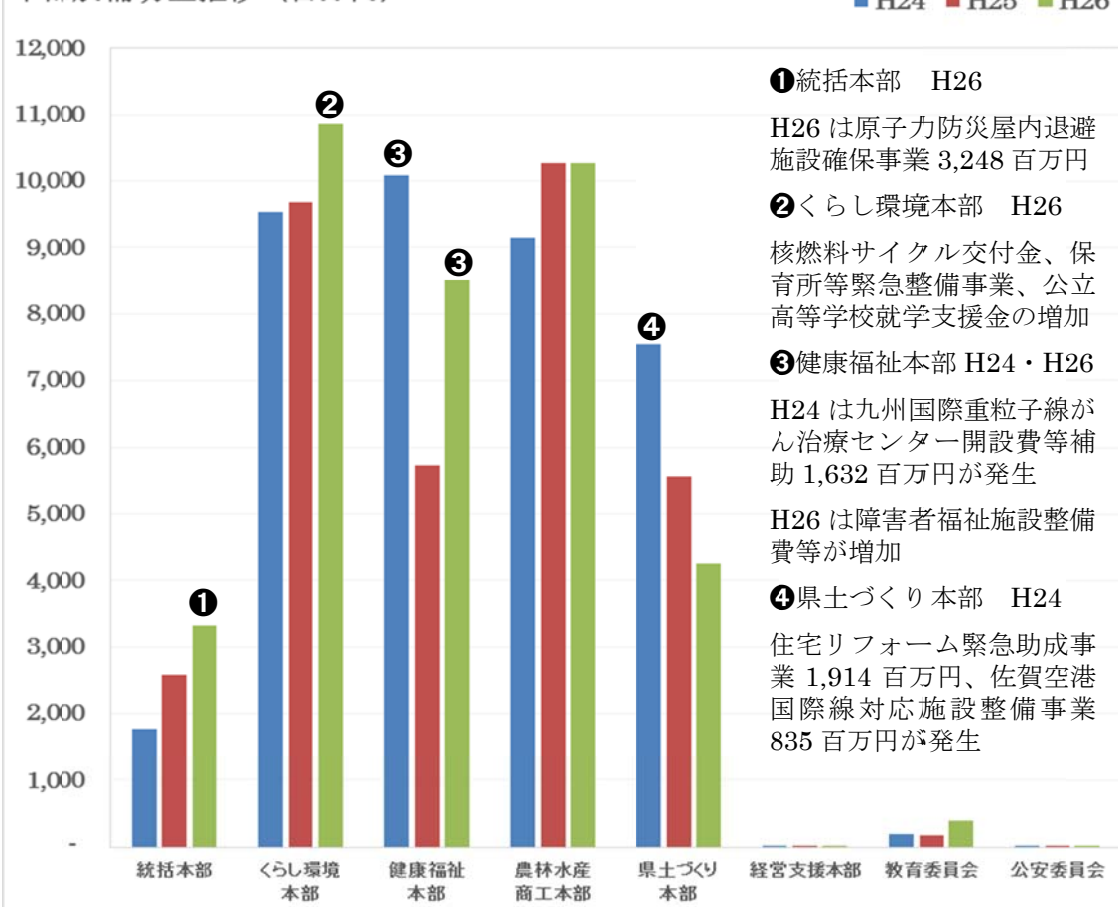
監査対象補助金

百万円

H26年度	
件数(件)	金額
2	18
29	2,511
30	3,873
17	2,950
27	1,109
-	-
3	258
-	-
108	10,721

※金額は実績額(支出額)

本部別補助金推移 (百万円)



課別補助金

単位:百万円

H26年度		本部・部・課名称	支出負担行為額（決裁額）			主要内容等	
本部	部		課	H24年度	H25年度		H26年度
統括本部	情報・業務改革課		-	4	49	H25年度名称は情報課 H26は原子力防災屋内退避施設確保事業3,248	
	消防防災課		1,772	2,571	3,270		
計			1,772	2,576	3,319		
くらし環境本部	企画・経営グループ		919	729	1,327	H26は核燃料サイクル交付金1,327	
	男女参画・県民協働課		39	15	19		
	人権・同和对策課		106	108	102	H26は私立学校運営費補助4,311、保育所等緊急整備事業1,323、保育対策等促進事業837、公立高等学校就学支援金680	
	こども未来課		7,686	8,103	8,596		
	くらしの安全安心課		22	25	24		
	環境課		1	0	-		
	有明海再生・自然環境課		7	8	9		
	循環型社会推進課		332	311	409		
	文化・スポーツ部	スポーツ課		353	369	347	
		スポーツ文化課		56	13	18	
まなび課		5	1	-			
計			9,525	9,682	10,852		
健康福祉本部	企画・経営グループ		0	1	-	H24は九州国際重粒子線がん治療センター開設費、診断装置等整備費補助1,632	
	粒子線治療普及グループ		1,632	-	0		
	地域福祉課		613	304	531		
	母子保健福祉課		1,047	391	178	H24は子どもの医療費助成事業690	
	長寿社会課		1,621	1,274	1,705	H26は特別養護老人ホーム等整備796、介護施設災害時避難車両整備403	
	障害福祉課		1,719	2,646	3,109	H26は障害者福祉施設整備1,508、社会福祉施設等耐震改修等整備829	
	医務課		2,460	758	2,798	H26は医療施設耐震改修促進事業764、医療施設等施設設備整備715	
	国民健康保険課		6	2	5		
	健康増進課		968	339	159	H24は子宮頸がん等ワクチン接種事業372、がん拠点病院整備177	
	薬務課		9	1	2		
	生活衛生課		14	14	14		
	佐賀中部保健福祉事務所		0	-	-		
	精神保健福祉センター		0	-	-		
計			10,088	5,728	8,503		

課別補助金

単位:百万円

H26年度		本部・部・課名称	支出負担行為額（決裁額）			主な内容等	
本部	部		H24年度	H25年度	H26年度		
農林水産 商工本部		企画・経営グループ	0	0	-	H26は電源立地特別交付金1,050、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業236	
		新エネルギー課	402	183	68		
		新産業・基礎科学課	1,398	1,444	1,511		
		企業立地課	257	576	837		
		雇用労働課	1,451	1,043	806		H24は雇用基金市町村事業1,392
		流通課	2	2	3		
		商工課	1,285	1,303	1,277		H26は小規模事業経営支援事業986
	国際・ 観光部	国際戦略グループ	3	3	3	H24年度、H25年度名称は観光課	
		国際経済・交流課	30	22	42		
		おもてなし課	131	229	486		
	生産 振興部	生産者支援課	1,557	1,454	1,479	H26は中山間地域等直接支払交付金957	
		農産課	446	1,410	1,251	H26は強い農業づくり総合対策事業673、青年農業者確保・育成対策事業289	
		園芸課	599	650	577	H24は漁業経営構造改善事業901 H26は森林整備加速化・林業再生事業費801	
		畜産課	102	103	189		
水産課		942	357	336			
林業課		546	1,484	1,411			
計		9,151	10,263	10,277			
県土づくり 本部		建設・技術課	4	8	7	H26は農地等災害復旧事業、農地・水・環境保全向上対策(多面的機能支払補助)他 H24は地域農業水利施設ストックマネジメント事業538、基幹水利施設管理事業144 H24は住宅リフォーム緊急助成事業1,997	
		まちづくり推進課	6	3	0		
		下水道課	83	79	56		
		農山漁村課	2,188	2,485	2,214		
		農地整備課	1,092	935	665		
		建築住宅課	2,029	477	19		
		河川砂防課	198	221	215		
	森林整備課	439	200	214			
	交通 政策部	空港課	1,075	781	414	H24は佐賀空港国際線対応施設整備事業835、国際線誘致促進対策費125	
		新幹線・地域交通課	371	363	449		
港湾課		62	-	-			
計		7,548	5,551	4,253			

課別補助金

単位:百万円

H26年度		本部・部・課名称	支出負担行為額（決裁額）			主要内容等
本部	部		H24年度	H25年度	H26年度	
経営支援		市町村課	29	29	28	
本部		計	29	29	28	
教育委員会		教育情報課	-	-	216	H26は先進的ICT利活用教育推進事業216
		教育政策課	33	30	29	
		学校教育課	91	76	75	
		文化財課	54	62	70	
		計	179	168	390	
公安委員会		警察本部会計課	3	3	3	
		計	3	3	3	
		補助金 合計	38,293	33,999	37,623	

第3 全般に共通する意見

1. 国から市町への補助金における県の役割

国の政策に基づいた補助金で、一旦国から県に交付され、その後県が市町に対して交付する形態のものが多数存在する。その場合に県は、国の政策に基づき、補助金の内容に応じて、広報普及・指導・助言・調整など様々な機能を発揮すべきものであると考えるが、県が行うべきこれらの機能が十分に発揮されていないと思われる補助金が存在した。

様々な事業において、市町によっては積極的に取り組む市町とそうでない市町が存在する場合があるが、県はその補助金の趣旨を十分に踏まえ必要に応じて助言すべきであり、補助金の県内全体としての交付実績が良好でないものについても、市町が十分な理解を示すように助言するとともに、間接補助の事業に対しては、広報や普及を十分に行うように市町に働きかけるべきである。

また、市町を通じた間接補助において、補助金の趣旨が不特定多数の者への波及を目指しているにもかかわらず、それぞれの市町の交付先が結果的に偏った内容になっているものが存在したが、県は補助金の趣旨を十分に踏まえ、その効果が元々の事業の趣旨どおりに及んでいくように、必要に応じて調整機能を発揮すべきと考える。

さらに、間接補助事業者の事業について、事業者の稚拙な事務処理や補助金制度に対する認識不足などから結果的に過大受給となってしまったが、市町の管理監督も十分ではなかったと思われる補助金も存在した。市町が十分な管理監督機能を発揮できるように、県も市町に対して十分な指導を行っていかねばならないと考える。

2. 補助金の効果の検証

今回監査対象とした補助金の中には、その効果の把握が難しいとしてもともと効果の把握を積極的に行っていないものや、補助金のもともとの趣旨が、第二次、第三次的な波及効果も含め、大きな目標、大きな趣旨のもとに実施されている補助金であるのに、効果の検証としては交付額が直接もたらした一次的な局面での効果のみを評価の対象として、本来の大きな目標における効果の検証を行っていない補助金も多く見られた。

それぞれの補助金制度をより効果的なものとするためには、補助金交付における一連の手続きの流れの中で、補助金制度の制作や立案と並んで、補助金の効果の検証が、非常に重要であると考えます。補助金の交付の後にはその効果をしっかりと見極め、常に見直しを行いながら、その後のより効果的な補助金の交付に繋げていかねばならないと考える。

またそのためには、効果の把握が難しいと思われる補助金においても、最初から効果の把握を放棄するのではなく、常に効果の把握を意識しながら、出来るだけ効果の検証が行えるような検討努力を継続して行うべきであると考えます。

3. より効果的な補助金の交付に向けて

(1) 交付実績が乏しい補助金の原因分析と的確な対処

上記2. でも述べたように、補助金交付後の補助金の効果の検証は非常に重要であり、その際に、交付実績が乏しかった補助金については、その原因を追究し、それに応じた対処を次年度以降の事業のために行っていかなければならないと考える。

補助金の交付実績が良好でなかったものについては、例えば、県内各市町でそれぞれ状況が違う中に、同一の趣旨で一律に補助金を用意されているため、地域によっては実情に合わず利用が乏しかったものや、補助金の内容と利用者の多様なニーズとの間に差異があり利用が乏しいもの、さらには、補助金の交付額が小さく、交付申請の手間との関係から申請が伸び悩んでいるものなどが存在した。

このように、補助金の交付実績が良好でないものには、それぞれで様々な原因が存在すると思われるが、そのあたりの分析とそれに応じた的確な対処が不十分と思われる補助金が見られた。原因の追及と、それに応じて補助メニューや補助要件を地域ごとや年度ごとに弾力的に運用するなどして、もともとの趣旨に沿った交付を受けやすくする的確な対処を行い、より効果的な補助金の交付がなされるようにしなければならないと考える。

(2) 過去から引き継いでいる部分の見直し

長期間継続されている補助金において、補助金額の算定に当たり、ここ最近では補助対象の事業内容を十分に検討するのではなく、前年度以前の補助金額を参考に、これを増減させる形で補助金額が決定されているものが存在した。また、交通機関関連の民間事業者への補助金において、例えば走行距離や運搬重量等に補助金額算定の基準となる単価を乗じて補助金を計算するようになっているが、当該補助金創設以来、一度も単価の見直しが行われていない補助金も存在した。

補助金は、その趣旨に基づいた一定の目的達成のために必要と思われる金額が交付されるべきものであり、現在のように経済環境等が大きく変動する中では、当然に必要とされる補助金額も変動してくると思われる。このため、補助金の交付額や、その算定基礎となる単価は、その必要性の観点から常に見直しを行い、より効果的な補助金の交付がなされるようにしなければならないと考える。

(3) 広報・普及等の活動について

補助金の交付実績が良好でなかったものについての原因分析並びにそれに応じた対処の必要性は、上記3. (1) において述べたが、補助金の中には、単純に広報や普及のための活動が不十分であると思われる補助金も存在した。

市町を補助対象とする補助金においては、市町に対して積極的に普及に向けての指導を行うべきであり、また、その他の補助金においても十分な広報・普及活動を行い、より効果的な補助金の交付がなされるようにしなければならないと考える。

4. 補助金という形態での事業実施の妥当性について

補助事業というものは、あくまで県とは別の事業主体が、その者の意思で行う事業に対して、県が政策的な観点から資金を交付して支援するものである。このため、補助金を交付する県は、事業主体者である補助事業者から、補助金受給の申請を受けて審査をし、補助金を交付した後は、補助金の実績報告書を入手して検証するが、県はあくまで事業主体の補助を行うだけで、通常は申請時と実績報告時の審査や検証以上の関与はしない。また、事業の実施自体にも基本的には県は責任を負うことは無く、事業の成果も事業主体に帰属し県には帰属しない。

現在実施される市町への補助金の中に、補助金という形態での県の取り組みが、必ずしも好ましくないのではと考えるものがあった。補助金を交付する場合には、県はあくまで補助事業者を補助するのみで、事業主体ではない。県が事業主体となれば、市町に比べ高度なレベルでの事業の実施並びに管理を行いながら、状況に応じた機動的な事業を行えるであろうし、事業に対する責任も負う代わりに、事業の成果も県に帰属することになる。

今回対象とした補助金の中には、市町の単独事業を県が補助しているが、その事業の成果の帰属の観点等からして県での実施とすべきではなかったかと思われるものや、市町との役割分担や成果の帰属の観点から補助事業となっているが、実際には市町との共同事業としての側面を有している事業も存在した。いずれも、県としての検討の上で事業が実施されており理解できるところではあるが、今後は、様々な事業形態が存在する中で、果たして補助金としての取り組みが最良の形態であるのか、また逆に、現在補助事業ではないが、本来は補助事業として取り組んだ方がよいと思われる事業はないかななどを、制度の見直しや新規の事業への取り組みに際しては、今まで以上に考慮いただきたいと考える。

5. 会計に関する専門的見地からの指導助言等

特定の団体や民間事業者等に、公益的な観点からその運営を補助するものがあり、その場合には補助事業者の状況に応じた補助金額の算定ということが当然のこととなろうが、継続して補助する団体において、自主財源を含む全体の収支や財政状況の把握が不十分であると思われる補助金が存在した。

また、補助金の審査局面における補助事業者の「経理的基礎」の確認作業や、民間事業者の補助事業に対する財務分析等についても、今回助言をさせていただいている。今後、ご留意いただきたい。

なお、個別の補助金に関しては、「監査結果」4件、「監査意見」46件を付しており、その該当箇所は、次頁のとおりである。

各担当部署に向けての提言ということだけではなく、県全体への提言として受け止め、県政における今後の補助金を用いた事業の展開に、役立てていただきたいと考える。

No	目次	担当課	補助金 H26年度実績額(百万円)	監査	
				結果	意見
1	1	消防防災課	佐賀県地域防災力強化促進事業費補助金	4	1
2	2	消防防災課	佐賀県消防団員確保対策事業費補助金	14	1
3	3	人権・同和対策課	部落解放同盟佐賀県連合会補助金	37	1
4	4	人権・同和対策課	全日本同和会佐賀県連合会補助金	30	1
5	5	こども未来課	佐賀県放課後子どもプラン推進事業費補助金	460	
6	6	こども未来課	佐賀県特別支援学校放課後児童健全育成事業費補助金	35	
7	7	こども未来課	佐賀県小規模放課後児童クラブ事業費補助金	3	
8	8	こども未来課	佐賀県放課後児童クラブ整備費補助金	22	
9	9	こども未来課	佐賀県保育対策等促進事業費補助金(指定経費)	628	
10	10	こども未来課	認定こども園設置促進事業費補助金	57	
11	11	こども未来課	保育士処遇改善臨時特例事業費補助金	341	1
12	12	こども未来課	保育対策等促進事業費補助金(保育緊急確保事業)	127	
13	13	こども未来課	佐賀県社会福祉施設職員等退職手当共済費補助金	126	
14	14	こども未来課	日本私立学校振興・共済事業団補助金	51	1
15	15	こども未来課	佐賀県私立専修学校・各種学校運営費補助金	21	
16	16	こども未来課	佐賀県児童厚生施設整備費補助金	4	
17	17	こども未来課	佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助金	120	
18	18	循環型社会推進課	佐賀県不法投棄防止対策等支援事業費補助金	5	
19	19	循環型社会推進課	佐賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成費補助金	5	
20	20	循環型社会推進課	佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金	63	1
21	21	循環型社会推進課	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金	34	1
22	22	循環型社会推進課	佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金	10	3
23	23	スポーツ課	さがんアスリートサポート事業奨励金	8	1
24	24	スポーツ課	さがん駅伝サポート事業補助金	19	1
25	25	スポーツ課	(公財)佐賀県体育協会運営事業費補助金 ①体協運営補助事業	35	
26	26	スポーツ課	〃 ②競技スポーツ事業	48	
27	27	スポーツ課	〃 ③スポーツ指導者養成等支援事業	14	1
28	28	スポーツ課	平成27年度国民体育大会第35回九州ブロック大会派遣事業費補助金	20	
29	〃	スポーツ課	平成27年度第70回国民体育大会派遣事業費補助金	22	
30	29	スポーツ課	佐賀県ヨット連盟運営事業費補助金	13	1
31	30	スポーツ課	プロサッカーホームスタジアム環境整備支援事業補助金	153	1
32	31	粒子線治療普及G	佐賀県がん先進医療受診環境づくり事業費助成金	30	
33	32	地域福祉課	佐賀県住宅手当緊急特別措置事業費補助金	85	
34	33	地域福祉課	佐賀県地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)推進事業費補助金	2	1
35	34	地域福祉課	佐賀県地域共生ステーション防災対策整備事業費補助金	50	1
36	35	地域福祉課	佐賀県避難行動要支援者広域避難支援事業費補助金	15	1
37	36	地域福祉課	佐賀県身近なユニバーサルデザイン(トイレ洋式化)推進事業費補助金	228	1
38	37	地域福祉課	生活福祉資金貸付事業費補助	29	
39	38	長寿社会課	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金	31	2
40	39	長寿社会課	高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金	403	
41	40	長寿社会課	佐賀県高齢者福祉施設等非常災害対策事業費補助金	1	1
42	41	長寿社会課	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金	796	1
43	42	長寿社会課	佐賀県新サービス施設開設促進事業費補助金	7	1
44	43	長寿社会課	佐賀県地域密着型介護施設スプリンクラー整備事業費補助金		
45	〃	長寿社会課	佐賀県老人福祉施設等スプリンクラー整備事業費補助金	7	
46	44	長寿社会課	佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金	371	
47	45	長寿社会課	佐賀県施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金	52	
48	46	障害福祉課	佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業費補助金	3	1
49	47	障害福祉課	佐賀県地域生活支援事業費補助金	96	
50	48	障害福祉課	佐賀県自殺対策緊急強化基金事業費補助金	13	
51	49	障害福祉課	佐賀県優先調達推進のための設備整備事業費補助金	14	
52	50	障害福祉課	佐賀県障害者福祉施設スプリンクラー整備支援事業費補助金	40	1
53	51	障害福祉課	障害者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金	70	
54	52	障害福祉課	佐賀県障害福祉関係民間移譲施設整備費補助金	234	

No	目次	担当課	補助金 H26年度実績額(百万円)	監査		
				結果	意見	
55	53	障害福祉課	佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助金	789	1	
56	54	医務課	佐賀県へき地診療所運営費補助金	38		
57	55	医務課	佐賀県災害拠点病院等放射能防護機能付加事業費補助金	17		
58	56	医務課	佐賀県医療施設非常災害対策事業費補助金	0	1	
59	57	医務課	佐賀県唐津赤十字病院移転改築事業費補助金	444		
60	58	健康増進課	佐賀県がん検診受診率向上事業費補助金	1	2	
61	59	健康増進課	佐賀県妊娠安心風しん予防接種事業費補助金	4		
62	60	有田焼創業400年事業推進G	有田焼創業400年事業（佐賀県プラン）に伴う文化財保存事業補助金	6	1	
63	61	新エネルギー課	佐賀県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金	68		
64	62	企業立地課	佐賀県伊万里市第4工業用水道整備事業費補助金	298	1	
65	63	企業立地課	佐賀県工場等立地促進補助金	378		
66	64	企業立地課	佐賀県物流施設立地促進補助金	0		
67	65	企業立地課	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金	156		
68	66	雇用労働課	佐賀県緊急雇用創出基金事業費補助金	749	1	
69	67	商工課	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金	986		
70	68	商工課	佐賀県中小企業連携組織対策事業費補助金	95		
71	69	商工課	佐賀県信用保証料補給費補助金	142		
72	70	商工課	佐賀県信用保証料補給費補助金(がんばる企業支援資金)	1		
73	71	商工課	佐賀県信用保証料補給費補助金(設備投資支援資金“アタック”)	4		
74	72	国際経済・交流課	(公財)佐賀県国際交流協会事業推進費補助金	33	1	
75	73	水産課	佐賀県合併漁協水産振興事業費補助金	12		
76	74	林業課	佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金	14		
77	75	林業課	佐賀県荒廃森林拡大防止対策事業補助金	9		
78	76	林業課	佐賀県森林整備加速化・林業再生事業費補助金(間伐実施加速化事業)		1	
79	77	下水道課	佐賀県浄化槽設置整備事業補助金	56	1	
80	78	農山漁村課	佐賀県漁港小規模事業費補助金	17		
81	79	建築住宅課	佐賀県耐震診断事業費補助金	13		
82	80	河川砂防課	佐賀県都市基盤河川改修事業費補助金	32		
83	81	河川砂防課	佐賀県急傾斜地崩壊防止事業費補助金	92		
84	82	河川砂防課	佐賀県城原川ダム関連生活環境整備事業費補助金	42		
85	83	森林整備課	佐賀県森林を守る交付金	1		
86	84	森林整備課	佐賀県重要森林公有化等支援事業補助金	33		
87	85	空港課	佐賀県誘客対策等促進事業補助金(羽田便)	5	1	
88	86	空港課	佐賀県誘客連携促進事業費補助金	131		
89	87	空港課	佐賀県国際線誘客対策等事業費補助金	1	1	
90	88	空港課	佐賀県誘客対策等促進事業費補助金(ソウル線)	26		
91	89	空港課	佐賀県佐賀空港国際航空貨物利用促進事業補助金	13	1	
92	90	空港課	平成26年度佐賀空港夜間駐機費補助金	21		
93	91	空港課	佐賀空港ハイジャック等防止検査・監視業務補助金	31		
94	92	空港課	佐賀県国際線誘致促進対策費補助金	103	1	
95	93	空港課	佐賀県国際線誘致促進対策費補助金(ソウル線)	48	1	
96	94	新幹線・地域交通課	佐賀県廃止路線代替バス運行費補助金	21	1	
97	95	新幹線・地域交通課	佐賀県特定離島航路補助金	68		
98	96	新幹線・地域交通課	佐賀県離島航路補助金	23	3	
99	97	新幹線・地域交通課	佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助金	3	1	
100	98	新幹線・地域交通課	佐賀県バス運行対策費補助金-経常欠損	141	1	
101	99	新幹線・地域交通課	佐賀県バス運行対策費補助金-減価償却	35		
102	100	新幹線・地域交通課	佐賀県松浦鉄道施設整備事業費補助金	21		
103	101	新幹線・地域交通課	佐賀県鉄道駅耐震補強事業費補助金	90		
104	102	新幹線・地域交通課	佐賀県交通施設バリアフリー化設備整備費補助金	36		
105	103	新幹線・地域交通課	佐賀県JR長崎本線(肥前山口~諫早間)沿線地域特別助成金	6	1	
106	104	教育情報課	佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金	216	1	
107	105	学校教育課	佐賀県スクールカウンセラー配置事業補助金	16		
108	106	学校教育課	佐賀県人権・同和教育振興費補助金	26		
				10,721	4	46

第4 個別の監査結果及び意見

1. 佐賀県地域防災力強化促進事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

自主防災組織の結成促進及び育成強化と活動の活性化などへの取り組みを支援し、地域防災力の充実強化を図ることを目的とした補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県地域防災力向上促進事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

自主防災組織とは、主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体をいい、具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、その他の防災関連NPOがある。

自主防災組織の役割は、日頃から災害に備えた様々な取組みを実践するとともに、災害時には災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行うことにある。また、復旧・復興期には、自主防災組織と地域住民とが力を合わせて街の再生に向けた様々な取組みを行うことが期待されている。

平常時の取組み	災害時の取組み
災害に備えた取組みを実践する	災害による被害を最小限に食い止める活動 街の復旧・復興に向けた取組み
<ul style="list-style-type: none">・ 地域の安全点検・ 避難路、避難場所の確認、点検・ 地域住民に対する防災知識の普及、啓発・ 防災資機材の整備、点検・ 避難行動要支援者の確認・ 防災計画に従った街づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 避難誘導・ 初期消火・ 救出、救護・ 情報の収集、伝達・ 給水、給食・ 避難所の運営・ 地域の巡回、安全点検・ 地域の復旧、復興に向けた取組み

災害対策基本法によると、自主防災組織の育成は各市町が主体となって行うように定められているが、県においても、市町の地域防災力の充実強化に向けた取組みを積極的に支援するよう、国の通知等により要請されている。市町の自主防災組織の充実強化が進むこと

により、県全体の防火・防災対策の向上が図られ、住民の自助共助が促進することが期待できる。このため、県は、市町等が行う自主防災組織の結成促進と充実強化のための支援事業に対して助成することとした。

実施主体	補助対象経費	補助率
市町	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の把握、防災マップの作成 情報伝達、避難誘導などの防災訓練 地区防災連絡会開催に要する経費 	10/10 ただし、上限あり
婦人防火クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成促進や活動支援を目的とした研修や訓練 防火、防災活動 会員の知識、技能の研鑽を目的とした研修会 	10/10 ただし、上限あり

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

事業区分別推移 (千円)

市町	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
唐津市	209	495	500	500
多久市	500	200	500	500
伊万里市	500	500	500	500
武雄市	—	126	472	438
鹿島市	—	415	132	—
小城市	500	500	97	500
嬉野市	—	—	—	250
玄海町	—	—	203	428
有田町	456	—	—	—
大町町	500	500	400	—
白石町	—	—	—	250
伊万里・有田消防	—	—	—	100
唐津防災士会	—	—	—	432
合計	2,665	2,736	2,804	3,898

5. 開始年度／終期年度

東日本大震災を契機として、平成23年度から開始され、3年間を目途に事業内容の見直しを図っている。

6. 補助対象者

地域防災力向上促進事業を行う市町等

7. 監査意見等

組織活動の充実化について（監査意見）

県の自主防災組織の状況は以下のとおりである。（各年度4月1日現在）

年度	組織率	全国平均	年度	組織率	全国平均
H19年度	20.3%	69.9%	H23年度	65.1%	75.8%
H20年度	45.4	71.7	H24年度	68.9	77.4
H21年度	50.1	73.5	H25年度	75.6	77.9
H22年度	59.7	74.4	H26年度	80.2	80.0

平成23年度の事業開始以降、組織率は上昇し、平成26年度は全国平均をやや上回る組織率を達成しており、当該事業の効果が現れているものと評価できる。

平成27年4月現在の市町別の組織率は以下のとおりである。

市 町	組織数	地域の世帯数	全体の世帯数	組織率
佐賀市	123	53,561	96,319	55.6%
唐津市	362	49,985	49,985	100.0
鳥栖市	76	28,717	28,717	100.0
多久市	78	7,781	7,781	100.0
伊万里市	181	22,711	22,711	100.0
武雄市	94	14,827	17,670	83.9
鹿島市	24	9,335	10,638	87.8
小城市	180	15,719	15,719	100.0
嬉野市	8	9,840	9,840	100.0
神埼市	105	10,185	11,365	89.6
吉野ヶ里町	39	6,001	6,001	100.0
基山町	17	6,477	6,477	100.0
上峰町	1	3,401	6,401	100.0
みやき町	57	9,362	9,362	100.0
玄海町	27	1,953	1,953	100.0
有田町	34	6,240	7,711	80.9
大町町	12	1,262	2,841	44.4
江北町	29	2,805	3,278	85.6
白石町	13	1,339	7,701	17.4
太良町	46	2,984	3,160	94.4
合 計	1,506	264,485	322,630	82.0

一部に組織率が低い地域がある。県は市町の地域防災力の充実強化に向けて積極的に助言等を行っていくよう国から通知されているため、組織率が低い地域にはより積極的に助

言を行う必要がある。

また、自主防災組織の組織化と機能化の現状と課題について、ウェブ調査結果を利用して研究を行ったレポート（2012年発表）があり、その結果は以下のとおりである。

項目	佐賀県	全国
防災訓練参加率	46.2%	45.0%
自主防災組織認知率	26.9	37.6
自主防災組織関心率	50.0	46.7
自主防災組織加入自覚率	3.8	9.2

県の自主防災組織の組織率は全国平均を上回っているものの、自主防災組織認知率及び自主防災組織加入自覚率は全国平均を下回っている。更に、自主防災組織加入自覚率が全国平均と同様に県もかなり低い水準にあるため、現在の自主防災組織が組織化はなされているものの、住民の加入自覚率は低く、多くの自主防災組織は有名無実の机上だけの組織になっているのではないかと懸念される状況にある。

現状の自主防災組織の体制では、平時の積極的な自主防災活動はもとより、災害時の迅速な防災活動を行うことは十分には期待できない。災害時の有効な共助活動を可能とするには、自主防災組織が組織されている地域の住民が、自らが自主防災組織に所属しているという自覚をもって生活するとともに、平時の訓練に積極的に参加して、災害時に何をすべきかの役割を認識し、その役割を担える能力を備えてもらう必要がある。そのため、今後は自主防災組織の組織率のみではなく、広報活動やリーダーの育成等の自主防災組織の組織活動を充実化させる工夫が必要であると考えます。

2. 佐賀県消防団員確保対策事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

地域の火災・災害対応の中核となる消防団員の減少に歯止めをかけるため、「佐賀県消防団員確保対策検討会」で取りまとめられた団員確保のために必要な取り組みを実施して若者の入団促進を図ることを目的とした補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県消防団員確保対策事業補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

消防団は地域における消防防災のリーダーとして平常時・非常時を問わず、その地域に密着して住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等、地域の安心・安全の確保の上で不可欠な組織である。しかしながら、団員数については長く減少傾向が続き、更に若手団員の不足による団員の高齢化も進んでおり、地域防災力の低下が懸念されている。

消防団は、一般市民で団員が構成されている消防機関であり、消防組織法に基づいて各市町が設置している。このため、消防団員確保対策の取り組みは、本来は市町が主体となっていくべきものであるが、県においても、市町の消防団の充実強化に向けた取り組みを積極的に支援するよう、国の通知等により要請されている。

市町の消防団の充実強化を促進することにより、県全体の防火・防災対策の向上が図られ、消防団の動員力を生かした大規模災害時の即応体制が確保される。このため、県は、市町及び佐賀県消防協会と一体になって「消防団員確保対策検討会」を立ち上げ、その検討会の中で消防団員及び市町の要望を整理し、県の役割として市町の支援のための補助事業を実施することとした。

消防団の実情は地域によって異なるため、各市町が実施する団員確保対策事業のための経費の 1/2（ただし、団員数に応じた限度額あり）を補助している。消防団員確保対策検討会で取りまとめた消防団確保に必要な 12 項目（①消防団のイメージアップ、②地域への PR と教育活動、③団員の負担軽減事業 等）に基づく事業経費を補助対象経費とし、ソフト事業とハード事業に分類して実績報告することとしている。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

事業区分別推移

(千円)

市町	H26 年度			
	ソフト事業	ハード事業	合計	内容
佐賀市	1,500	500	2,000	団員証、活動服
唐津市	500	1,500	2,000	PR 映像、半長靴、手袋
鳥栖市	—	200	200	バルーン灯光器
多久市	438	135	573	PR ビデオ、機関紙 等
伊万里市	—	600	600	活動服
武雄市	598	140	738	ネームプレート、半長靴
鹿島市	—	—	—	要望なし
小城市	512	588	1,100	団員証、広報誌、半長靴
嬉野市	440	595	1,035	団員証、雨衣
神埼市	335	463	798	のぼり旗、PR グッズ 等

市町	H26 年度			
	ソフト事業	ハード事業	合 計	内 容
吉野ヶ里町	521	179	700	懸垂幕、回覧板、防塵眼鏡
基山町	169	177	346	広報誌、安全靴、手袋 等
上峰町	—	200	200	編上げ靴
みやき町	—	400	400	防火服、手袋
玄海町	—	186	186	広報、手袋
有田町	212	400	612	広報誌、CM、トランシーバー
大町町	85	—	85	団員証
江北町	127	200	327	団員証、ヘッドライト 等
白石町	435	561	996	団員証、防火衣
太良町	—	400	400	安全靴
消防協会	1,000	—	1,000	支援優遇制度
合 計	6,872	7,424	14,296	

5. 開始年度／終期年度

平成 25 年 12 月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布されたことを契機として平成 26 年度から補助事業が開始され、平成 28 年度までの 3 年間の事業となっている。

6. 補助対象者

消防団員確保対策事業を行う市町及び佐賀県消防協会

7. 監査意見等

効果的な補助金の交付について(監査意見)

消防団員の減少及び高齢化を防止するための事業であり、若者の入団促進を図ることによって地域防災力の向上を図ることを目的としており、十分に公益性を有していると考えられる。

消防団員組織率（人口千人当たりの消防団員数）は、全国平均が 6.7 人に対して佐賀県は 22.8 人であり、全国一の組織率を誇っている。しかしながら、団員の高齢化が進んでいるため、団員確保対策事業は不可欠である。なお、平成 27 年 4 月 1 日時点での各市町別の組織率（人口千人当たりの団員数）及び定員充足率は以下のとおりである。

市 町	消防団員数	人 口	組織率	条例定数	定員充足率	定数/人口
佐賀市	3,857	235,845	16.35	4,150	92.9	17.59
唐津市	4,012	127,536	31.46	4,249	94.4	33.32

市 町	消防団員数	人 口	組織率	条例定数	定員充足率	定数/人口
鳥栖市	328	72,032	4.55	332	98.8	4.61
多久市	370	20,519	18.03	400	92.5	19.49
伊万里市	997	56,934	17.51	1,020	97.7	17.92
武雄市	1,444	50,359	28.67	1,470	98.2	29.19
鹿島市	766	30,829	24.85	782	97.9	25.37
小城市	1,023	46,003	22.24	1,145	89.3	24.89
嬉野市	1,047	27,703	37.79	1,050	99.7	37.90
神埼市	1,000	32,569	30.70	1,020	98.0	31.32
吉野ヶ里町	450	16,231	27.72	499	90.2	30.74
基山町	185	17,567	10.53	197	93.9	11.21
上峰町	157	9,546	16.45	170	92.3	17.81
みやき町	552	25,712	21.47	552	100.0	21.47
玄海町	392	6,139	63.85	400	98.0	65.16
有田町	519	20,844	24.90	540	96.1	25.91
大町町	210	7,032	29.86	230	91.3	32.71
江北町	315	9,728	32.38	315	100.0	32.38
白石町	1,160	24,746	46.88	1,226	94.6	49.54
太良町	500	9,550	52.36	500	100.0	52.36
合 計	19,284	847,424	22.76	20,247	95.2	23.89

※人口は平成 27 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による。

条例定数については各市町の条例によって定められているが、県内の市町の定員充足率は比較的高い水準にあると思われる。条例定数は、火災への対応だけではなく、災害、水防等にも対応するために必要な人員数となっているため、各市町において必要に応じて見直しが行われているが、上記表のとおり、人口千人当たりの消防団条例定数は、県全体では 23.89 人であるもの、鳥栖市（4.61 人）と玄海町（65.16 人）では大きく異なっている。

各市町は、地理的状況・市街地の状況・災害発生状況等を考慮して消防団の条例定数を定めているが、各市町によって消防団の実情が異なるため、組織率が低い地域と高い地域が混在している。総務省消防局の報告書によると、地域によっては定数の団員数確保に苦慮している消防団もあるため、一定期間定数を確保できない場合に定数を削減している市町があるという記載や、市町財政の窮乏を理由に定数を削減している市町があるという記載もある。

当該事業は、消防団を充実強化することで、県全体の防火・防災対策の向上を図ることを目的とする事業であるため、まずは、各市町の条例定数が十分かどうかを検討することが必要であると考え。そしてその状況を十分に踏まえた指導や補助金の交付を行うべきと考える。組織率が非常に低く、交付額もごく僅かである市町も存在するが、当該補助金の目的

からすると、各市町への助言も含めより効果的な交付の方法を検討すべきと考える。

3. 部落解放同盟佐賀県連合会補助金

1. 補助事業の趣旨

対象地域住民の社会的、経済的地位向上を図り、同和問題の速やかな解決に資する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：部落解放同盟佐賀県連合会補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

地区住民の生活状況は、運動団体以外では把握することが困難であり、また、地区外の住民には知られたくない相談など、住民の痛みやその解決は、県や市町を含め運動団体以外の団体では対応が困難な面がある。

具体的には、運動団体は、会員から、部落差別の問題をはじめ、就職・進学・借入返済など、様々な相談に対し、解決に向けた助言や指導などを行っている。

また、会員に対し、自立する能力等を高めるための研修会や学習会を企画し実施している。

このように、運動団体は、同和行政の推進に当たり、行政では直接対応できないことを実施するという「行政の補完的な役割」を担っており、その役割に対して補助を行うものである。

同和問題の速やかな解決を図るために実施する啓発、講演、講習、研修、調査、その他知事が必要と認めた事業に要する経費に対する補助を行う。

(1) 財源・補助率

県 10/10

(2) 交付の対象経費及び補助金額

対象経費	補助率
同和問題の速やかな解決を図るために実施する啓発、講演、講習、研修、調査、支部及び会員への助言・指導の活動に要する経費	10/10 以内

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	37,273	37,276	37,194	37,014	36,791

5. 開始年度／終期年度

開始年度 昭和39年度

終期年度 設定されていない。

6. 補助対象者

部落解放同盟佐賀県連合会

7. 監査意見等

補助金交付額について（監査意見）

補助金交付額は、上記4に記載のとおりであり、人件費と物件費に区分されて支給されるが、物件費に算定根拠はなく、前年実績をベースに県の当年度予算を勘案して決められるというのが実態である。

同和問題については、行政が主体的に地区住民を把握することが困難であったり、地区外の住民に出自を知られたくないといった状況がある。このため、行政が直接できない分野について運動団体がその役割を担っており、地区住民の方が安心して相談できる体制を整え、相談を受け付けるとともに、会員に対し、自立する能力等を高めるための研修会等を企画・実施していることから、一定の効果があるとされる。

そうであるならば、補助金額は、現状のような算出方法ではなく、補助対象経費の実支出額も考慮しながら、補助金の効果を反映した、根拠のある適正な額を設定する必要があると考える。

4. 全日本同和会佐賀県連合会補助金

1. 補助事業の趣旨

対象地域住民の社会的、経済的地位向上を図り、同和問題の速やかな解決に資する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：全日本同和会佐賀県連合会補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

地区住民の生活状況は、運動団体以外では把握することが困難であり、また、地区外の住民には知られたくない相談など、住民の痛みやその解決は、県や市町を含め運動団体以外の団体では対応が困難な面がある。

具体的には、運動団体は、会員から、部落差別の問題をはじめ、就職・進学・借入返済など、様々な相談に対し、解決に向けた助言や指導などを行っている。

また、会員に対し、自立する能力等を高めるための研修会や学習会を企画し実施している。

このように、運動団体は、同和行政の推進に当たり、行政では直接対応できないことを実施するという「行政の補完的な役割」を担っており、その役割に対して補助を行うもの。

同和問題の速やかな解決を図るために実施する啓発、講演、講習、研修、調査、その他知事が必要と認めた事業に要する経費に対する補助を行う。

(1) 財源・補助率

県 10/10

(2) 交付の対象経費及び補助金額

対象経費	補助率
同和問題の速やかな解決を図るために実施する啓発、講演、講習、研修、調査、支部及び会員への助言・指導の活動に要する経費	10/10 以内

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	31,125	31,088	30,245	30,614	29,965

5. 開始年度／終期年度

開始年度 昭和 54 年度

終期年度 設定されていない。

6. 補助対象者

全日本同和会佐賀県連合会

7. 監査意見等

補助金交付額について（監査意見）

補助金交付額は、上記 4 に記載のとおりであり、人件費と物件費に区分されて支給され

るが、物件費に算定根拠はなく、前年実績をベースに県の当年度予算を勘案して決められるというのが実態である。

同和問題については、行政が主体的に地区住民を把握することが困難であったり、地区外の住民に出自を知られたくないといった状況がある。このため、行政が直接できない分野について運動団体がその役割を担っており、地区住民の方が安心して相談できる体制を整え、相談を受け付けるとともに、会員に対し、自立する能力等を高めるための研修会等を企画・実施していることから、一定の効果があるとされる。

そうであるならば、補助金額は、現状のような算出方法ではなく、補助対象経費の実支出額も考慮しながら、補助金の効果を反映した、根拠のある適正な額を設定する必要があると考える。

5. 佐賀県放課後子どもプラン推進事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

児童数 10 人以上の放課後児童健全育成事業に対し補助を行うことにより、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童生徒の健全な育成を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：放課後児童健全育成事業等の実施について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

関連する国の交付要綱：放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的として、市町が実施する児童数 10 人以上の放課後児童健全育成事業に要する経費に対して補助を行う。

放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

なお、国庫の補助対象外であった 10 人未満の放課後児童健全育成事業については、

県と市町が 1/2 ずつ補助する **No. 7. 佐賀県小規模放課後児童クラブ費補助金** が用意されている。

(1) 財源・補助率

国	県	市町
1/3	1/3	1/3

(2) 交付額

以下の基準額と対象経費（放課後児童クラブの運営に必要な経費）の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額の 1,000 円未満の端数を切り捨てた額

基準額	
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費
(1)	開設日数 250 日以上
①	1 クラブ(年間平均児童数 10～19 人)当たり年額 1,217,000 円×か所数
②	1 クラブ(年間平均児童数 20～35 人)当たり年額 2,137,000 円×か所数
③	1 クラブ(年間平均児童数 36～45 人)当たり年額 3,427,000 円×か所数
④	1 クラブ(年間平均児童数 46～55 人)当たり年額 3,257,000 円×か所数
⑤	1 クラブ(年間平均児童数 56～70 人)当たり年額 3,087,000 円×か所数
⑥	開設日数加算額（原則として 1 日 8 時間以上開所する場合） 14,000 円×251 日～300 日までの 250 日を超える日数
⑦	長時間開設加算額
(ア)	平日分（1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を越えて開設する場合） 278,000 円×「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を越える時間」の年間平均時間数
(イ)	長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開設する場合） 125,000 円×「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

放課後子どもプラン推進事業 事業実績（H22年度～H26年度）

市町名	H22年度			H23年度			H24年度		
	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）
佐賀市	35	1,531	68,548	34	1,531	70,954	38	1,680	78,652
唐津市	36	1,151	68,645	36	1,237	91,990	39	1,216	91,624
鳥栖市	13	486	20,187	13	511	18,960	11	511	20,162
多久市	8	284	10,074	8	264	10,023	8	249	9,967
伊万里市	13	501	21,324	14	522	23,845	15	522	24,970
武雄市	11	360	16,726	12	417	23,230	13	451	21,379
鹿島市	9	238	9,403	9	221	15,893	9	233	12,554
小城市	9	328	19,894	8	336	17,254	8	366	19,962
嬉野町	9	176	11,842	9	159	12,832	9	167	21,716
神埼市	8	287	12,601	8	313	12,758	8	349	13,678
吉野ヶ里町	2	116	5,627	2	109	5,194	2	115	5,244
基山町	4	161	3,670	4	152	5,816	4	151	6,300
上峰町									
みやき町	5	175	8,439	5	185	7,966	6	202	8,368
玄海町									
有田町	5	231	5,305	6	242	5,202	6	236	6,905
大町町	1	46	1,687	1	39	1,720	1	40	2,291
江北町	1	44	882	1	45	815	2	61	1,495
白石町	5	122	5,621	7	127	9,025	8	146	12,211
太良町	2	82	4,541	3	118	6,488	3	125	6,074
計	176	6,319	295,016	180	6,528	339,965	190	6,820	363,552
	H25年度			H26年度					
佐賀市	38	1,787	77,649	40	1,727	84,084			
唐津市	41	1,293	105,908	42	1,391	118,614			
鳥栖市	13	542	26,248	14	591	28,322			
多久市	6	204	9,293	6	219	9,827			
伊万里市	15	591	25,029	18	618	28,355			
武雄市	13	490	22,465	13	675	24,846			
鹿島市	9	251	12,871	9	281	14,788			
小城市	9	399	22,837	11	444	32,581			
嬉野町	8	220	20,159	9	422	31,161			
神埼市	8	390	15,144	8	357	15,277			
吉野ヶ里町	2	123	6,163	2	127	6,322			
基山町	3	150	5,991	3	147	6,532			
上峰町	2	61	1,690	2	75	1,545			
みやき町	6	217	14,947	6	183	15,448			
玄海町									
有田町	6	239	7,138	6	258	11,410			
大町町	1	42	2,414	1	55	2,751			
江北町	2	69	4,173	2	74	4,680			
白石町	6	162	13,487	8	203	15,437			
太良町	3	125	6,545	3	116	7,646			
計	191	7,355	400,151	203	7,963	459,626			

玄海町は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施していないため、期間を通じて、支給がない。また、上峰町は、平成24年度まで他の交付金を活用しているため、平成24年度まで支給がない。

5. 開始年度／終期年度

開始年度 平成 19 年度

終期年度は設定されていない。

放課後児童クラブを利用する児童は増加傾向にあり、今後も引き続き、市町が行う放課後児童健全育成事業を支援していく必要があると考えられる。

6. 補助対象者

市町（放課後児童クラブへの間接補助）

申請したすべての市町（放課後児童クラブ）が対象

7. 監査意見等

保護者が労働等で昼間家庭にいない児童生徒の健全な育成を図るための有益な事業であるとする。

6. 佐賀県特別支援学校放課後児童健全育成事業費補助金

1. 補助事業の趣旨（目的・補助対象事業）

特別支援学校放課後児童健全育成事業に対して補助を行うことにより、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童生徒の健全な育成を図る

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県特別支援学校放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容（財源・補助率・定額・補助対象経費 等）

市町が実施する特別支援学校における放課後児童健全育成事業に要する経費に対して補助を行う

平成 13 年度当時、金立特別支援学校の保護者から、特別支援学校内で放課後児童クラブを行ってほしいとの要望があり補助制度が導入された。他県では、市町村が特別支援学校内で放課後児童クラブを運営する団体（NPO や保護者会など）に対して補助している場合が多いが、佐賀県の場合は、市町が団体に運営を委託し、その経費に対して県が補助するという形をとっている。

(1) 財源・補助率

県	市町
1/2	1/2

(2) 交付額

以下の基準額と対象経費（特別支援学校放課後児童育成事業の運営に要する経費）の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に1,000円未満の端数を切り捨てた額

基準額

(ア) 基準指導員人件費

1人当たり 時間単価 834円/時間 にクラブ開設に必要な年間の勤務時間を乗じて得た額に、社会保険料相当額を加えた額（算出した額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる）

(イ) 基準介助補助員人件費

1人当たり 時間単価 664円/時間 にクラブ開設に必要な年間の勤務時間を乗じて得た額に、社会保険料相当額を加えた額（算出した額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる）

(ウ) 重度障害児に係る指導員人件費加算

1人当たり 時間単価 241円/時間 にクラブ開設に必要な年間の勤務時間を乗じて得た額に、社会保険料相当額を加えた額（算出した額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる）

ただし、重度障害児加算の対象となる基準指導員数は、次の算出による

$$\text{平均通所児童数} \times \frac{\text{登録児童のうち重度障害児数}}{\text{登録児童数}} \div 3$$

（算出した値に小数点以下の端数がある場合は切り上げる）

(エ) 運営事務費

1クラブ当たり 963千円

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

特別支援学校放課後児童健全育成事業 事業実績（H22年度～H26年度）

市町名	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）
H22年度			H23年度			H24年度			
佐賀市	2	100	15,001	2	40	15,571	2	49	14,726
伊万里市	1	22	3,819	1	28	3,902	1	34	5,693
嬉野町	1	25	4,297	1	35	4,456	1	37	5,139
みやき町				1	15	2,612	1	16	5,509
計	4	147	23,117	5	118	26,541	5	136	31,067
H25年度			H26年度						
佐賀市	2	40	16,476	2	36	14,873			
伊万里市	1	41	7,541	1	37	8,642			
嬉野町	1	42	5,905	1	34	5,842			
みやき町	1	17	5,811	1	14	5,777			
計	5	140	35,733	5	121	35,134			

5. 開始年度／終期年度

開始年度 平成13年度

終期年度は設定されていない。

特別支援学校における放課後児童健全育成事業のニーズは高く、今後も引き続き実施していく必要があると考えられる。

6. 補助対象者

市町（放課後児童クラブへの間接補助）

対象施設が申請した場合、基本的にすべての市町（放課後児童クラブ）が対象となる。

7. 監査意見等

佐賀県の場合は、市町が団体に運営を委託し、その経費に対して県が補助するという形をとっている。これは、放課後児童クラブを運営する団体（NPO や保護者会など）に市町が補助する他県に比べ、公的な関与が強く、特別支援学校放課後児童クラブの安定運営に資するものとする。

7. 佐賀県小規模放課後児童クラブ事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

児童数2人以上9人以下で実施する小規模放課後児童クラブ事業に対して補助を行うこ

とにより、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童生徒の健全な育成を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県小規模放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的として、市町が実施する小規模放課後児童クラブ事業に要する経費に対して補助を行う。

放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

なお、当該事業は、国庫の補助対象外であった 10 人未満の放課後児童健全育成事業に対して、県と市町が 1/2 ずつ負担する形で設けられている。

(1) 財源・補助率

県	市町
1/2	1/2

(2) 交付額

以下の基準額と対象経費（放課後児童クラブの運営に要する経費）の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額に 1,000 円未満の端数を切り捨てた額

基準額

児童数 2 人以上 9 人以下で実施する放課後児童クラブで開設日数が 250 日以上のクラブ

1 クラブ当たり年額 1,061,000 円

（ただし、年度途中で児童数 2 人以上の放課後児童クラブを開設し、年間の開設日数が 250 日に満たないクラブであって、ひと月当たりの開設日数が 15 日以上ある場合においては、補助の対象とする。その場合の補助基準額は 1,061,000 円に開設月数を 12 で除した数を乗じて千円未満を切り捨てた額とする。）

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

小規模放課後児童クラブ事業 事業実績（H22年度～H26年度）

市町名	H22年度			H23年度			H24年度		
	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）
佐賀市	3	23	1,168	3	20	1,422	2	11	981
唐津市	5	28	2,375	4	28	1,896	3	16	1,591
伊万里市	3	20	1,425	3	21	1,422	2	10	1,061
鹿島市				1	3	147	1	3	150
小城市				1	8	474	1	7	530
嬉野町	1	7	475	1	6	474	1	9	530
白石町	3	26	1,425	1	9	367			
計	15	104	6,868	14	95	6,202	10	56	4,843

市町名	H25年度			H26年度		
	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）	対象施設数	対象児童数（人）	県補助額（千円）
佐賀市	2	17	879	1	9	493
唐津市	2	13	1,061	1	3	406
伊万里市	2	14	1,061	1	6	530
鹿島市	1	6	530	2	10	1,061
小城市	1	5	530			
嬉野町	1	5	530	1	7	530
白石町	2	16	1,061			
計	11	76	5,652	6	35	3,020

5. 開始年度／終期年度

開始年度 平成10年度

終期年度 平成26年度

平成27年度から、9人以下の放課後児童クラブについても国庫補助の対象となったことから、平成27年度の実施予定はない。

6. 補助対象者

市町（放課後児童クラブへの間接補助）

対象施設が申請した場合、基本的にすべての市町（放課後児童クラブ）が対象となる。

7. 監査意見等

佐賀県の特性に対応した独自の補助金制度

人口が少ない離島や郡部においても共働きや核家族化等の傾向は他の地域と大差ないため、小規模な放課後児童クラブの設置・運営は必要であるが、国の補助金は、小規模な放課後児童クラブに対応していない。

佐賀県においては、特に郡部で小規模な放課後児童クラブが多かったことから、国の

対象外である小規模な放課後児童クラブに対するこの補助制度が導入された。

これにより、小規模な放課後児童クラブの安定的、継続的な運営が可能になったといえ、非常に有意義な補助制度と言える。

8. 佐賀県放課後児童クラブ整備費補助金

1. 補助事業の趣旨

放課後児童クラブの整備を図ることにより、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県放課後児童クラブ整備費補助金交付要綱

関連する国の法令：児童手当法

関連する国の交付要綱：放課後児童クラブ整備費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的として、市町が実施する放課後児童クラブ整備事業に要する経費に対して補助を行う。

(1) 施設整備

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	既存施設について、平成25年5月15日雇児発0515 第28号厚生労働雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて（以下通知という）」の第3により整備すること。
応急仮設施設整備	通知の第5により整備すること。

(2) 財源・補助率

国	県	市町
1/3	1/3	1/3

(3) 交付額

① 市町設置分

以下の基準額と対象経費(放課後児童クラブの創設等整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費経費)の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

② 社会福祉法人等設置分

①に定める方法と同様の方法(ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。)により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

基準額

整備区分	種目	基準額
創設及び改築	本体工事費	23,556千円 一部改築については、平成25年5月15日雇児発 0515 第 28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて(以下「通知」という)の第1より算出されたものを基準額とする。
拡張	本体工事費	知事が必要と認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。
大規模修繕	本体工事費	知事が必要と認めた額とする。
	特殊付帯工事費	14,175千円
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合。 1,250千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合。 1,861千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、知事が必要と認めた額とする。 4 大規模修繕に際して仮設設備を整備する場合は、知事が必要と認めた額とする。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

放課後児童クラブ整備費 事業実績（H22年度～H26年度）

市町名	件数(件)		補助金 (千円)	件数(件)		補助金 (千円)
	創設	拡張		創設	拡張	
H22年度						
唐津市	2		24,230			
多久市				4		2,236
江北町				1		38,712
計	2	0	24,230	5	0	40,948
H23年度						
H24年度						
佐賀市	5		44,435	2		27,220
唐津市	2		16,462	2		21,301
鳥栖市				2		15,346
多久市	4		55,104			
小城市				4		34,824
みやき町				6		86,016
大町町				1		14,336
計	11	0	116,001	17	0	199,043
H25年度						
H26年度						
小城市	1		12,829			
有田町		1	5,244			
白石町		1	3,816			
計	1	2	21,889			

5. 開始年度／終期年度

開始年度 平成14年度

終期年度 設定されていない。

放課後児童クラブを利用する児童数は増加傾向にあり、市町の実情に応じて適宜放課後児童クラブ室の整備を支援していく必要があると考える。

6. 補助対象者

市町（放課後児童クラブへの間接補助）

対象施設が申請した場合、基本的にすべての市町（放課後児童クラブ）が対象となる。

7. 監査意見等

放課後児童クラブの整備を図ることにより、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る有益な事業であるとする。

9. 佐賀県保育対策等促進事業費補助金（指定経費）

1. 補助事業の趣旨

仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、市町が行う保育対策等促進事業に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県保育対策等促進事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：児童手当法

関連する国の交付要綱：保育対策等促進事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても、多様なニーズに対応したサービスが求められている。そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を実施する。

具体的には、以下の事業を実施する市町に対し補助を行う。

(1) 対象とする事業

- ・ 特定保育事業
- ・ 休日・夜間保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 待機児童解消促進等事業
- ・ 保育環境改善等事業
- ・ 延長保育促進事業

(2) 財源・補助率

国	県	市町
1/3	1/3	1/3

(3) 交付額

あらかじめ定められている基準額と対象経費（対象とする各事業に必要な経費）の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

保育対策等促進事業費補助（指定経費）事業実績（H22年度～H26年度）

市町名	2. 休日・夜間保育事業			3. 病児・病後児保育事業			4. 待機児童解消促進等事業					5. 保育環境改善等事業		6. 延長保育促進事業		
	対象施設数	年間延利用児童数	県補助額(千円)	対象施設数	年間延利用児童数	県補助額(千円)	(1)保育所分園推進事業		(2)認可外保育施設の衛生・安全対策事業			対象施設数	県補助額(千円)	対象施設数	年間延利用児童数	補助額(千円)
							対象施設数	県補助額(千円)	対象施設数	参加人数	県補助額(千円)					
H22年度																
佐賀市	3	703	3,188	2	670	8,509	2	1,600	17	104	216	-	-	31	50,010	106,785
唐津市	2	118	1,548	1	239	3,400	3	2,400	1	4	18	1	3,640	29	49,993	103,599
鳥栖市	1	264	827	1	15	1,600	-	-	9	37	216	-	-	9	17,991	34,333
多久市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	17,630	28,400
伊万里市	1	367	630	1	25	1,600	-	-	6	28	98	-	-	17	23,476	3,400
武雄市	1	54	528	-	-	-	-	-	3	14	51	-	-	13	21,475	45,687
鹿島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	35,100	26,676
小城市	-	-	-	-	-	-	-	-	6	21	70	-	-	3	372	10,470
嬉野市	-	-	-	1	32	1,600	-	-	-	-	-	-	-	9	4,581	28,915
神埼市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	7,970	21,800
吉野ヶ里町	1	40	366	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7,432	4,500
基山町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10	36	-	-	1	1,950	3,999
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	7	-	-	2	1,349	6,425
みやき町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5,311	7,999
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有田町	1	16	161	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	7,949	8,333
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白石町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,139	3,999
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2,209	5,000
計	10	1562	7,248	6	981	16,709	5	4,000	44	220	712	1	3,640	158	256,937	450,320
H23年度																
佐賀市	3	1,849	3,188	2	774	8,644	1	800	17	108	240	-	-	31	55,721	106,612
唐津市	2	266	1,774	1	369	3,400	3	2,400	3	11	40	-	-	32	54,719	113,334
鳥栖市	2	265	1,774	1	26	1,600	-	-	8	32	240	-	-	10	24,827	37,725
多久市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	17,302	28,400
伊万里市	1	432	637	1	24	1,600	-	-	6	29	82	-	-	17	22,475	2,720
武雄市	1	112	887	-	-	-	-	-	3	14	51	-	-	13	19,527	46,348
鹿島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	39,500	45,509
小城市	-	-	-	-	-	-	-	-	3	16	52	-	-	6	792	21,259
嬉野市	-	-	-	1	30	1,600	-	-	-	-	-	-	-	9	4,061	28,915
神埼市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6,542	20,792
吉野ヶ里町	1	40	366	-	-	-	-	-	1	12	23	-	-	1	7,036	4,467
基山町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	11	40	-	-	1	3,163	3,925
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	7	-	-	2	857	6,425
みやき町	-	-	-	1	18	1,600	-	-	-	-	-	-	-	1	7,401	3,925
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有田町	1	13	160	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	8,640	8,333
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江北町	-	-	-	1	210	3,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白石町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,139	3,925
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1,837	5,000
計	11	2,977	8,786	8	1451	21,844	4	3,200	43	235	775	0	0	164	276,539	487,614
H24年度																
佐賀市	3	1,782	3,188	2	650	8,496	1	800	21	131	240	-	-	31	58,774	107,885
唐津市	2	308	1,780	2	1953	6,273	10	8,000	3	9	33	7	4,666	38	65,592	133,308
鳥栖市	2	265	1,780	1	19	1,600	-	-	9	48	240	-	-	10	23,963	38,957
多久市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	16,456	28,400
伊万里市	1	360	630	1	50	1,600	-	-	6	28	80	-	-	18	29,761	3,600
武雄市	1	61	798	-	-	-	-	-	3	12	44	-	-	13	19,276	46,440
鹿島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	16,009	47,579
小城市	-	-	-	-	-	-	-	-	3	15	50	-	-	6	660	20,968
嬉野市	-	-	-	1	21	1,600	-	-	-	-	-	-	-	10	3,786	32,128
神埼市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	7,880	22,135
吉野ヶ里町	1	37	366	-	-	-	-	-	1	11	22	-	-	1	8,120	4,467
基山町	-	-	-	-	-	-	-	-	2	15	47	-	-	1	2,425	3,925
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	11	-	-	2	1,225	6,425
みやき町	-	-	-	1	19	1,600	-	-	-	-	-	-	-	1	8,693	3,925
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有田町	1	14	173	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	10,392	8,333
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江北町	-	-	-	1	233	3,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白石町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,920	3,925
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1,863	5,000
計	11	2,827	8,715	9	2945	24,569	11	8,800	49	272	767	7	4,666	172	276,795	517,400

保育対策等促進事業費補助（指定経費）事業実績（H22年度～H26年度）

市町名	2. 休日・夜間保育事業			3. 病児・病後児保育事業			4. 待機児童解消促進等事業					5. 保育環境改善等事業		6. 延長保育促進事業		
	対象施設数	年間延利用児童数	県補助額(千円)	対象施設数	年間延利用児童数	県補助額(千円)	(1)保育所分園推進事業		(2)認可外保育施設の衛生・安全対策事業			対象施設数	県補助額(千円)	対象施設数	年間延利用児童数	補助額(千円)
							対象施設数	県補助額(千円)	対象施設数	参加人数	県補助額(千円)					
H25年度																
佐賀市	2	144	4,916	2	1,272	8,532	3	2,400	22	167	236	-	-	31	63,614	108,216
唐津市	2	40	1,782	3	975	7,842	10	8,000	2	8	31	-	-	40	78,995	134,981
鳥栖市	2	178	1,782	1	23	1,600	-	-	9	47	226	-	-	10	20,605	39,064
多久市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	17,696	43,975
伊万里市	1	73	641	1	66	2,800	-	-	6	26	102	-	-	18	29,988	3,600
武雄市	1	24	397	-	-	-	-	-	3	15	63	-	-	13	19,057	47,718
鹿島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	41,580	52,919
小城市	-	-	-	-	-	-	-	-	3	14	58	-	-	6	672	21,121
嬉野市	-	-	-	1	9	0	-	-	-	-	-	-	-	10	7,065	32,353
神埼市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	9,136	22,926
吉野ヶ里町	1	37	366	-	-	-	-	-	1	12	33	-	-	1	8,178	4,478
基山町	-	-	-	-	-	-	-	-	2	16	64	-	-	1	1,540	3,936
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	9	-	-	2	1,022	6,425
みやき町	-	-	-	2	58	3,200	-	-	-	-	-	-	-	2	8,824	7,872
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有田町	1	16	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	11,724	8,333
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江北町	-	-	-	1	426	4,033	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白石町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,440	3,936
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2,003	5,000
計	10	512	9,946	11	2,829	28,007	13	10,400	49	307	822	0	0	189	323,139	546,853
H26年度																
佐賀市	2	105	1,801	2	579	8,639	3	2,468	3	190	235	-	-	35	65,698	122,459
唐津市	1	170	900	2	496	6,283	9	7,404	1	3	12	-	-	40	93,822	136,465
鳥栖市	2	117	1,801	1	26	1,604	-	-	11	50	234	-	-	10	19,238	38,018
多久市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	17,725	45,245
伊万里市	1	451	618	1	75	1,082	-	-	6	28	120	-	-	18	21,711	27,615
武雄市	1	17	900	-	-	-	-	-	2	10	41	-	-	14	18,255	51,206
鹿島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	38,816	48,286
小城市	-	-	-	-	-	-	-	-	2	8	33	-	-	6	632	19,259
嬉野市	-	-	-	1	3	0	-	-	-	-	-	-	-	10	6,455	32,460
神埼市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2,516	20,693
吉野ヶ里町	1	28	386	-	-	-	-	-	1	14	48	-	-	1	29	4,504
基山町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12	55	-	-	1	1,184	3,954
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	928	6,425
みやき町	-	-	-	2	34	3,209	-	-	-	-	-	-	-	2	7,948	7,910
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有田町	1	5	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	10,382	8,333
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江北町	-	-	-	1	430	4,680	-	-	-	-	-	-	-	1	1,306	3,260
白石町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,402	3,954
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2,102	5,000
計	9	893	6,462	10	1,643	25,497	12	9,872	27	315	778	0	0	182	310,149	585,046

5. 開始年度／終期年度

開始年度 平成 12 年度

終期年度 平成 26 年度

平成 27 年度からは子ども・子育て支援新制度により、別事業（地域子ども・子育て支援事業費補助）として継続する。

6. 補助対象者

補助要件を満たしていれば全て支給対象になる。

7. 監査意見等

この補助金制度は、市町が行う保育サービスの充実を、国、県が重層的に支えることにより、保育サービスの充実につながったと考えられ、有益な事業であるとする。

10. 認定こども園設置促進事業費補助金

1. 補助事業の趣旨（目的・補助対象事業）

認定こども園の認可外部分に対して運営費を助成することにより、認定こども園の設置を促進し、必要とする教育・保育サービスを提供できる環境を整備する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：平成 26 年度佐賀県保育緊急確保事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令

関連する国の交付要綱：平成 26 年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容（財源・補助率・定額・補助対象経費等）

「保育緊急確保事業」は、平成 27 年度施行予定である子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援するもの。

この事業の対象のひとつである、認定こども園設置促進事業は、幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園の事業に要する費用の一部（幼稚園型の認可外保育施設に係る費用、保育園型の幼稚園機能に係る費用）を補助するものである。

(1) 財源・補助率

国	県	市町
1/2	1/4	1/4

(2) 交付額

以下の基準額と対象経費（認定こども園事業の実施に要する経費）の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

基準額

1. 機能部分に対する補助（児童1人あたり月額）

年齢区分	認定こども園	
	保育所型	幼稚園型
4歳以上児	13,000 円	18,000 円
3歳児	13,000 円	22,000 円
1・2歳児	-	57,000 円
乳児	-	107,000 円

2. 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助（児童1人あたり月額）

年齢区分	認定幼稚園
4歳以上児	9,000 円
3歳児	11,000 円
2歳児	46,000 円

※年齢区分については、平成26年3月31日の満年齢によるものとする。

※基準額については、次の算式により算定した額の合計とすること。

- ・算式1（各月初日の入所児童の場合）

年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数

- ・算式2（月途中入所児童の場合）

年齢区分ごとの単価×その月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

- ・算式3（月途中退所児童の場合）

年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日日数（25日を超える場合は25日）÷25日

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

平成26年度7件57,366千円 平成26年度のみのため、過去の補助ない。

なお、平成25年度までは、安心こども基金を利用した同様の制度があったが、これを含めた過去5年の事業実績は以下のとおりである。

1. 補助金区分

H22年度～H25年度	佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助金 県 3/4（基金 1/2、一財 1/4）、市町 1/4
H26年度	佐賀県保育緊急確保事業費補助金 国 1/2、県（一財） 1/4、市町 1/4

2. 実績一覧

市町名	対象施設数	県補助額(千円)	市町名	対象施設数	県補助額(千円)	市町名	対象施設数	県補助額(千円)
H22年度			H23年度			H24年度		
佐賀市	9	36,658	佐賀市	11	55,311	佐賀市	14	68,498
鳥栖市	1	346	多久市	1	127	伊万里市	1	1,264
多久市	1	72	伊万里市	1	405	武雄市	1	4,833
伊万里市	1	583	武雄市	3	3,547	小城市	5	5,166
武雄市	2	276	小城市	6	2,715	神崎市	5	2,115
小城市	5	2,328	神崎市	3	1,798	有田町	2	3,234
神崎市	2	708	有田町	1	2,122			
有田町	1	1,309						
計	8	42,280	計	7	66,025	計	6	85,110
施設実数	10		施設実数	13		施設実数	16	

H25年度			H26年度		
佐賀市	16	112,462	佐賀市	17	47,984
伊万里市	2	1,509	伊万里市	1	225
武雄市	2	3,707	武雄市	3	2,368
小城市	8	9,736	小城市	7	3,389
神崎市	5	3,868	神崎市	6	1,604
吉野ヶ里町	1	802	吉野ヶ里町	1	14
有田町	2	4,291	有田町	2	1,782
計	7	136,375	計	7	57,366
施設実数	19		施設実数	20	

※対象施設は各市町で重複している。
 (園児の居住地ベースで補助を行うため、複数市町から補助を受けている施設がある)

3. 認定こども園の推移

区分	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4
幼保連携型	6	10	15	15	17	18	36
幼稚園型	4	10	13	16	18	19	10
保育所型	0	0	0	0	1	1	2
合計	10	20	28	31	36	38	48

5. 開始年度／終期年度

平成 26 年度のみ

当補助は、上記のとおり、平成 27 年度施行予定である子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るための時限的(緊急)な制度であり、平成 27 年度からは、子ども・子育て支援新制度の施設給付、地域型保育給付に関する事業へ移行する。

6. 補助対象者

認定こども園を対象とした補助金であり、補助を希望した認定こども園(7市20園)はすべて対象としている。

7. 監査意見等

当補助金制度の導入により、認定こども園になれば、認可外部分の運営費まで補助対象となるということで、各施設の補助期間中における認定こども園の設置に向けた動機づけの一助となったと考える。

なお、認定こども園の数は、平成21年4月現在で10園であったのが平成26年4月現在においては38園に増加している。また、平成26年4月現在で38園であったのが、平成27年4月においては48園に増加している。

1 1. 保育士処遇改善臨時特例事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

保育士の人材確保対策の一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：平成26年度佐賀県保育緊急確保事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令

関連する国の交付要綱：平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱
保育士等処遇改善臨時特例事業実施要項

3. 補助事業の内容

「保育緊急確保事業」は、平成27年度施行予定である子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援するもの。

この事業の対象のひとつである、保育士等処遇改善臨時特例事業は、待機児童解消加速化プランに基づく保育士の人材確保対策の一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

私立保育所からの申請にもとづき、保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎として、保育士等の賃金改善に要する費用に充てるための資金を私立保育所に交付する。

(1) 財源・補助率

国	県	市町
6/8	1/8	1/8

(2) 交付額

(ア) 次の算式 1 と算式 2 により算定した額の合計額とする（合計額の千円未満の端数は切り捨て）

なお、年齢別入所児童数について見込数を用いる場合は、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

算式 1 アからエまでの合計額×6 月分

ア 別表に定める乳児事業費単価×4 月初日の乳児入所児童数

イ 別表に定める 1,2 歳児事業費単価×4 月初日の 1,2 歳時入所児童数

ウ 別表に定める 3 歳児事業費単価×4 月初日の 3 歳児入所児童数

エ 別表に定める 4 歳以上児事業費単価×4 月初日の 4 歳以上児入所児童数

算式 2 アからエまでの合計額×6 月分

ア 別表に定める乳児事業費単価×10 月初日の乳児入所児童数

イ 別表に定める 1,2 歳児事業費単価×10 月初日の 1,2 歳時入所児童数

ウ 別表に定める 3 歳児事業費単価×10 月初日の 3 歳児入所児童数

エ 別表に定める 4 歳以上児事業費単価×10 月初日の 4 歳以上児入所児童数

(イ) 特別な事情により 4 月初日の入所児童数により算定することが適当でないと市町村が認めた場合には、5 月初日の入所児童数で算定できるものとする。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

平成 26 年度 18 件 43,116 千円 平成 26 年度のみのため、過去の実績はない。

平成 25 年度は安心こども基金を利用した制度である。

平成 25 年度と平成 26 年度の事業実績は以下のとおりである。

	H25年度	H26年度
対象施設数	176施設	178施設
実施施設数	174施設	174施設
補助金交付額	336,720千円	341,475千円
賃金改善額	373,083千円	372,118千円
対象職員（常勤換算）	3,440人	3,404人
1人当りの賃金改善額	9,039円/人・月	9,111円/人・月

上記の補助金交付額は、全体の金額。平成 25 年度は全て安心こども基金。平成 26 年度は 1/8 が県の負担

5. 開始年度／終期年度

平成 26 年度のみ

当補助は、上記のとおり、平成 27 年度施行予定である子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るための時限的（緊急）な制度であり、平成 27 年度からは、子ども・子育て支援新制度の施設給付、地域型保育給付に関する事業へ移行し、保育所への給付費に含まれる形になる。

6. 補助対象者

基本的に希望した全施設に対して補助している。

7. 監査意見等

補助金の効果の検証について（監査意見）

この補助金制度により、平成 26 年度は 9 千円超／月（平成 25 年度も 9 千円超／月）の賃金改善額となっており、賃金の改善という点では効果があったと言える。

ただし、これにより、保育士の人材確保が進んだのか、定着率が上がったのかの検証は行われていない。

待機児童問題、保育士不足が叫ばれる中、保育士の人材確保や定着率の上昇にこの補助金が寄与するのか否かについて、その効果の発現、その検証のためには、ここ 2 年の短期的な取り組みでどのような効果があったのか、十分であったのか、という点については十分に検証され、今後の事業の実施に役立たせるようにすべきである。

1 2. 保育対策等促進事業費補助金（保育緊急確保事業）

1. 補助事業の趣旨

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、新制度の下で市町が実施する地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：平成 26 年度佐賀県保育緊急確保事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令

関連する国の交付要綱：平成 26 年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

「保育緊急確保事業」は、平成 27 年度施行予定である子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援するもの。

この事業のうち、ここで対象とする各事業の内容は以下のとおりであり、これらの事業を実施する市町に対して補助を行う。

(1) 対象とする事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

(2) 財源・補助率

国	県	市町
1/3	1/3	1/3

(3) 交付額

以下の基準額と対象経費（対象とする各事業に必要な経費）の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額の 1,000 円未満の端数を切り捨てた額

基準額

・利用者支援事業

1. 基本型（利用者支援事業実施要綱（以下この項において「実施要綱」という。）

の 4 の (3) ①~④の全てを実施している施設)

1 か所当たり年額 6,732,000 円

※ 実施要綱の 4 の (3) について、教育施設、保育施設、地域の子育て支援事業等の全てを対象としていること。

※ 実施要綱の 4 の (3) の②の「連絡・調整、連携、協働の体制づくり」については、このための会議を原則月 1 回以上実施すること。

2. 特定型（実施要綱の 4 の (3) の①から④の業務実施を基本としつつ、①についてその一部を実施し、②について必ずしも実施しない施設)

1 か所当たり年額 2,639,000 円

※ 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1 市町村当たりのか所数は、平成 25 年 10 月 1 日時点 0~5 歳児人口を 10,000 で除して得られた数を上限とする。(1 万人未満切り上げ)

ア 市町村内の認可保育所の平成 25 年 10 月 1 日時点での定員充足率

- が市町村内全体で 100%以上であること
- イ 市町村内に認可保育所が 100 以上あること
- ウ 旧児童福祉法 56 条の 8 第 1 項に規定する特定市町村であること

・地域子育て支援拠点事業

1. 運営費（1 か所当たり年額）

(1) 一般型

【ア 基本分】

(ア) 常勤職員を配置した場合

3~4 日型	4,814,000 円
5 日型	7,453,000 円
6~7 日型	7,948,000 円

※「3~4 日型」については非常勤職員を 3 名配置した場合に適用

※「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1 (5) ③ センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。

(イ) 非常勤のみを配置している場合

3~4 日型	3,583,000 円
5 日型	4,386,000 円
6~7 日型	5,189,000 円

【イ 加算分】

(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組

3~4 日型	1,230,000 円
5 日型	3,070,000 円
6~7 日型	2,760,000 円

(イ) 地域支援 1,224,000 円

[ウ 出張ひろば] 1,361,000 円

【エ 小規模型指定施設】

(ア) 基本分 2,598,000 円

(イ) 加算分 1,363,000 円

(2) 連携型

【ア 基本分】

3~4 日型	1,696,000 円
5~7 日型	2,662,000 円

【イ 加算分】 440,000 円

2. 開設準備経費（1か所当たり年額単価）

(1) 改修費等 1か所当たり 4,000,000 円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 1か所当た 600,000 円

※ (1) (2) とも平成 26 年度中に支払われたものに限る。

・一時預かり事業

1. 運営費

(1) 一般型（1か所当たり年額単価）

[ア 基本分]

(ア) 保育従事者が保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた者が家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,473,000円
300人以上 900人未満	1,580,000円
900人以上 1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上 2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上 2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上 3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上 3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

(イ) (ア) 以外（地域密着 H 型の経過措置を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,331,000円
300人以上 900人未満	1,500,000円
900人以上 1,500人未満	2,700,000円
1,500人以上 2,100人未満	3,900,000円
2,100人以上 2,700人未満	5,100,000円
2,700人以上 3,300人未満	6,300,000円
3,300人以上 3,900人未満	7,500,000円
3,900人以上	8,700,000円

(2) 余裕活用型

児童1人当たり日額 2,100 円

2. 開設準備経費（1か所当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000 円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000 円

※ (1) (2) とも平成 26 年度中に支払われたものに限る。

・ファミリー・サポート・センター事業

1. 運営費（1市町村当たり年額）

(1) 基本事業

[ア 基本分]

会員数ごとに以下の金額とする経費

50人～99人	1,800,000円
100人～299人	2,000,000円
300人～599人	2,800,000円
600人～999人	4,000,000円
1,000人～1,499人	8,100,000円
1,500人～1,999人	12,100,000円
2,000人～2,999人	16,200,000円
3,000人以上	20,200,000円

[イ 加算分]

(ア) 支部の設置か所数に応じた加算

- ・ 10か所以上 10,100,000円
- ・ 10か所未満支部数×1,000,000円

(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には安全一事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算 360,000円

(2) 病児－緊急対応強化事業

[ア 基本分]

病児・病後児の預かり等の利用件数ごとに以下の金額とする

59件以下	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

[イ 加算分]

(ア) 近隣市町村会員受入 1市町村あたり 1,000,000円

(イ) 初年度体制整備 開始初年度に限り 1市町村あたり 4,000,000円

(3) ファミリーサポートセンターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 400,000円

2. 開設準備経費（1市町村当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000 円

※ (1) (2) とも平成 26 年度中に支払われたものに限る。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

市町名	1. 利用者支援事業			2. 地域子育て支援拠点事業			3. 一時預かり事業			4. ファミリー・サポート・センター事業		
	対象施設数	対象児童数	県補助額(千円)	対象施設数	対象児童数	県補助額(千円)	対象施設数	年間延利用児童数	県補助額(千円)	対象施設数	会員合計数	県補助額(千円)
H25年度												
佐賀市				12	-	38,331	13	5,158	4,292	1	1051	2,968
唐津市				13	-	31,405	8	4,128	5,242	1	1435	3,305
鳥栖市				6	-	18,800	7	3,339	3,742	1	917	1,884
多久市				1	-	3,466	7	851	675	-	-	-
伊万里市				1	-	5,080	6	705	1,031	1	105	43
武雄市				1	-	5,980	1	653	790	1	258	1,000
鹿島市				1	-	3,080	8	1,211	851	-	-	-
小城市				2	-	2,947	-	-	-	1	713	3,449
嬉野町				1	-	3,710	6	889	816	1	190	1,000
神埼市				1	-	2,221	8	592	704	1	209	1,052
吉野ヶ里町				2	-	6,202	1	195	265	-	-	-
基山町				1	-	2,114	2	458	1,055	-	-	-
上峰町				-	-	-	-	-	-	-	-	-
みやき町				2	-	7,420	3	527	795	-	-	-
玄海町				-	-	-	-	-	-	-	-	-
有田町				-	-	-	7	1,558	1,434	-	-	-
大町町				-	-	-	-	-	-	-	-	-
江北町				-	-	-	-	-	-	-	-	-
白石町				1	-	3,317	1	1,142	1,285	-	-	-
太良町				-	-	-	3	304	272	-	-	-
計	0	0	0	45	0	134,073	81	21,710	23,249	8	4878	14,701
H26年度												
佐賀市	-	-	-	12	-	29,720	14	5,574	3,151	1	882	1,466
唐津市	-	-	-	13	-	22,426	8	3,830	4,101	1	1435	2,186
鳥栖市	-	-	-	6	-	11,776	7	2,780	3,298	1	917	1,256
多久市	-	-	-	1	-	2,311	7	926	516	-	-	-
伊万里市	1	-	879	1	-	2,484	5	241	757	1	105	31
武雄市	1	-	2,244	1	-	2,649	1	573	526	1	259	666
鹿島市	-	-	-	1	-	2,484	9	1,125	550	-	-	-
小城市	-	-	-	3	-	3,224	-	-	-	1	713	1,453
嬉野町	-	-	-	1	-	3,507	6	905	569	1	190	666
神埼市	-	-	-	1	-	1,661	8	801	434	1	209	799
吉野ヶ里町	-	-	-	2	-	4,099	-	-	-	-	-	-
基山町	-	-	-	1	-	1,441	2	229	982	-	-	-
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みやき町	-	-	-	2	-	4,968	3	311	1,400	-	-	-
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有田町	-	-	-	-	-	-	8	1,690	3,859	-	-	-
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白石町	-	-	-	1	-	2,211	1	762	500	-	-	-
太良町	-	-	-	-	-	-	3	322	204	-	-	-
計	2	0	3,123	46	0	94,961	82	20,069	20,847	8	4710	8,523

H24 以前は、国から市町へ直接交付される「子育て支援交付金事業」であり、県費の支

出はない。

5. 開始年度／終期年度

開始年度 平成 25 年度

終期年度 平成 26 年度

当補助は上記のとおり、平成 27 年度施行予定である子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るための時限的（緊急）な制度であり、平成 27 年度からは、子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業へ移行する。

6. 補助対象者

市町（直接補助）及び市町を通じた保育所等施設（間接補助）

基本的に申請した全市町（施設）に対して補助している。

7. 監査意見等

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援事業を実施する市町を支援することにより、保育所を利用していない家庭においても安心して子育てができるような環境整備の推進につながったと考えられ、有益な事業であると考えられる。

1 3. 佐賀県社会福祉施設職員等退職手当共済費補助金

1. 補助事業の趣旨

社会福祉施設の職員等について、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱

関連する国の法令：社会福祉施設職員等退職手当共済法

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

社会福祉施設職員などのための退職手当共済事業は社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等、特定介護保険施設等及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行う事業。退職手当金の額の計算は、おおむね国家公務員に準じており、社会福祉施設等職

員に係る退職手当金の支給に充てる財源は、「共済契約者（経営者）」が負担する掛金と、「国」・「都道府県」の補助金によって賄われる。

法律に基づいて退職金を受け取れることが、職員の処遇向上による施設職員の安心につながり、それにより健全な福祉施設経営の実現の一助となり、ひいては福祉サービスの向上に寄与する。

(1) 財源・補助率

国	県	市町
1/3	1/3	1/3

(2) 交付額

対象経費	補助金額
補助事業者が支給する社会福祉施設等職員及び特定介護保険施設等職員社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る) に対する退職手当金の支給に要する費用	単位金額（厚生労働省社会・援護局長通知）に当該年度4月1日現在における県内社会福祉施設等職員数及び特定職員数（政令第6条第2項第1号に定める特定職員数をいう。以下同じ）を合計した数を乗じて得た額

単位金額

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の財政運営は、賦課方式を採用しており、毎年度の共済契約者の状況等に応じて、厚生労働省が都道府県の単位金額を定めることとなっている。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

社会福祉施設職員等退職手当共済費補助金推移（H22年度～H26年度）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
県補助金額（千円）	105,506	82,339	110,492	143,771	125,849
施設区分	保育所	保育所	保育所	保育所	保育所
加入施設数	158	159	158	162	164
被共済職員数	2,739	2,794	2,910	3,037	3,112
単位金額	38,520	29,470	37,970	47,340	40,440

平成23年度は、単位金額が低いため、補助金額も少なくなっている。

5. 開始年度／終期年度

開始年度 平成18年度（今の枠組み）補助制度は昭和53年度～

終期年度 設定なし

6. 補助対象者

独立行政法人福祉医療機構

7. 監査意見等

国の制度に基づくもので、関係法令・規則等に準拠して実施されており、監査上問題とすべき事項は無かった。

以下は「監査意見」としてではなく、あくまで私見であるが、当該補助金の公益性や有効性については、若干の疑問を感じる場所である。社会福祉法人は、「社会・地域における福祉の発展、充実を使命とする」公益を目的とした民間の非営利組織であるため、基本的に法人税が課されないなど様々な政策的な恩典を受けている。一方で、社会福祉法人の多額な内部留保、そこで働く介護職員等の低賃金が問題視されている。

社会福祉法人の内部留保、低賃金問題は全ての社会福祉法人に当てはまるものではなく、内部留保については、多額か適正額かで論争が繰り返されたりもしており、一概にどうということとは言えないが、その様な中で、社会福祉施設職員等の退職金のために県・国が補助金を拠出し続けることに違和感を覚える。

そもそも、社会福祉施設職員等の退職金を全国一律に国家公務員に準じるレベルにする必要があるのか、社会福祉施設職員等の退職金に対して国・県が補助する必要があるのか、これまで数十年続いた国の制度に基づく補助金ではあるが、ゼロベースで検討することも必要であると考えます。

14. 日本私立学校振興・共済事業団補助金

1. 補助事業の趣旨

私立学校に勤務する教職員の共済長期掛金の負担軽減を目的とする。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱

関連する国の法令：私立学校教職員共済法

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

日本私立学校振興・共済事業団（以下、共済事業団）設立当初の昭和29年から、私立学校教職員の係る共済組合長期掛金を軽減することを目的に、国と都道府県が応分の補

助をしてきた。

佐賀県は、佐賀県に所在する私立学校の教職員（私立学校教職員共済加入者）に係る分を共済事業団へ補助する。

(ア) 財源・補助率

県 10/10

(イ) 交付額

補助金の交付の対象経費は、日本私立学校振興・共済事業団運営の長期経理に要する経費とし、その補助率は私立学校教職員共済法第 22 条の加入者の標準給与総額の 1,000 分の 8 を限度とする。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

日本私立学校振興・共済事業団補助金内訳推移（H22年度～H26年度）

学種	H22年度			H23年度			H24年度			H25年度			H26年度		
	学校数	組合員数	補助金額(千円)	学校数	組合員数	補助金額(千円)	学校数	組合員数	補助金額(千円)	学校数	組合員数	補助金額(千円)	学校数	組合員数	補助金額(千円)
高校	9	6,448	18,658	9	6,640	19,134	9	6,667	19,231	9	6,705	19,229	9	6,606	18,875
中学	6	1,541	4,320	6	1,581	4,496	6	1,625	4,555	6	1,649	4,538	6	1,681	4,682
幼稚園	97	10,700	16,427	102	11,493	17,583	100	11,999	18,429	99	12,474	19,022	99	13,156	20,139
各種学校													1	124	289
専修学校	8	1,565	3,711	11	1,881	4,543	12	2,447	6,209	12	2,487	6,373	12	2,576	6,635
合計	120	20,254	43,116	128	21,595	45,755	127	22,738	48,424	126	23,315	49,162	127	24,143	50,620

5. 開始年度／終期年度

開始年度 昭和 53 年度

終期年度は設定されていない。

6. 補助対象者

日本私立学校振興・共済事業団

7. 監査意見等

当補助金制度及び補助金額の検討について（監査意見）

学校教育の公益性は全く問題としないところであるが、この補助金制度は、私立学校に勤務する教職員の共済長期掛金の負担軽減を目的としており、公益性が十分に認められるかどうかという点については、若干の疑問を感じるところである。

昭和 29 年度から始まった制度であり、補助率は、当初全ての学校 8/1000 であったものが、大学・短大の補助率が引き下げ（昭和 60 年度 8/1000 → 4/1000）られ、対象範囲は縮小（平成 16 年度 大学、短大の補助制度を廃止）されてきた。現状の佐賀県の補助率（8/1000）については、国の地方交付税の積算基礎を根拠としているが、これよりも低い自治体（熊本県の 5/1000 など）もある。

当該補助金に関して県では、補助事業の実績報告に加え、交付税の措置状況、他の都道府県の状況等を踏まえ、制度の有効性及び公益性を評価し、制度の存続、補助率のあり方を判断している状況である。

制度の歴史や時代背景から考えると、当該補助金を取り巻く状況の大きな流れとしては、補助率の引き下げや補助対象範囲の縮小など、事業としては縮小の方向へ向かっているものと考えられるため、今後も引き続き、国の交付税の措置状況や他の都道府県の動きを十分に注視しながら、制度の存続も含めた十分な検討を要望したい。

15. 佐賀県私立専修学校・各種学校運営費補助金

1. 補助事業の趣旨

私立専修学校及び各種学校の振興・充実を図り、もって県内の人材育成の取り組みを支援する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県私立専修学校・各種学校運営費補助金交付要綱

関連する国の法令：私立学校振興助成法

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

学校法人が設置する私立専修学校又は私立各種学校の運営に要する経費のうち、人件費、教育研究経費及び管理経費に対して補助する。

(1) 財源・補助率

県 10/10

(2) 交付額

補助対象経費	補助金額
補助事業者が設置する私立専修学校又は私立各種学校の運営（補助対象学科の運営に係るものに限る。）に要する経費のうち、次に掲げる経費。 1. 人件費支出（役員報酬及び退職金支出を除く） 2. 教育研究経費及び管理経費（消耗品費、光熱水費、旅費交通費、通信費、	知事が別に定める生徒一人当たりの補助単価に補助対象生徒数を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額）。 ただし、補助対象経費の2分の1の額を上限とする。

補助対象経費	補助金額
印刷製本費及び研究研修に限る。）	

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

私立専修学校・各種学校運営費補助金推移（H22～26）

H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度	
件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
8	11,347	9	13,145	10	18,947	10	20,318	11	21,110

5. 開始年度／終期年度

開始年度 昭和62年度

終期年度は設定されていない。

私学振興のための補助金で、運営費を対象としているため、継続的に支援を行っていくとされる。

6. 補助対象者

専修学校及び各種学校を設置する学校法人

7. 監査意見等

私立専修学校及び各種学校の振興・充実を図る有益な事業であるとする。

16. 佐賀県児童厚生施設整備費補助金

1. 補助事業の趣旨

児童厚生施設の整備を図り、児童の健全育成に資する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県児童厚生施設整備費補助金交付要綱

関連する国の法令：次世代育成支援対策推進法

関連する国の交付要綱：次世代育成支援対策施設整備交付金要綱

3. 補助事業の内容（財源・補助率・定額・補助対象経費等）

児童厚生施設及び放課後児童クラブ整備を対象としていた「児童厚生施設等整備

費補助金」だが、平成 24 年度より、名称・内容を変更し「放課後児童クラブ整備」のみを対象とした要綱へ改正された。児童厚生施設の整備については、「次世代育成支援対策施設整備交付金」へ移行したことから、佐賀県の要綱も制定（ただし、平成 24 年度は対象事業がなかったため、平成 25 年度から）。

児童厚生施設の整備を図るため、「佐賀県児童館の設置運営要綱」に基づき市町等（市町、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特殊社団法人及び特例財団法人）が設置する小型児童館及び児童センターの施設整備事業に対して補助する。

(1) 施設整備

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備をすること。
拡張	(1)小型児童館を児童センターとするため既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 (2)既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 (3)既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	(1)既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備すること。 (2)既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。

(2) 財源・補助率

国	県	市町
1/3	1/3	1/3

(3) 交付額

① 設置運営要綱に基づき市町が設置する小型児童館及び児童センターの施設整備事業

ア 補助金の補助の対象となる施設整備につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 で定める基準により算出した合計基準点数に 1,000 円を乗じた額を補助基準額とする。

イ 対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 3 分の 1 を乗じた額を算出する。

ウ アにより算出した額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額を

選定し、補助額とする。

- ② 設置運営要綱に基づき社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特殊社団法人及び 特例財団法人が設置する小型児童館及び児童センターの施設整備事業

ア 補助金の補助の対象となる施設整備につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 で定める基準により算出した合計基準点数に 1,000 円を乗じた額を補助基準額とする。

イ 対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に 3 分の 1 を乗じた額を算出する。

ウ アにより算出した額と、イにより算出した額と、市町が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、補助額とする。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

平成 23 年度までは放課後児童クラブ整備と児童厚生施設を対象にしていた「児童厚生施設等整備費補助金」として、補助金支給されており、平成 24 年度から現制度。平成 24 年度は対象とする事業がなかった。

平成 22 年度 対象事業なし

平成 23 年度 1 件 19,356 千円 江北町児童センター（江北町）

平成 24 年度 対象事業なし

平成 25 年度 1 件 17,072 千円 みやき町児童館（みやき町）

平成 26 年度 1 件 3,920 千円 北部児童センター（佐賀市）

5. 開始年度／終期年度

開始年度 平成 25 年度

終期年度は設定されていない。

6. 補助対象者

- ・市町
- ・社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特殊社団法人及び 特例財団法人

7. 監査意見等

児童の健全育成に資する有益な事業であると考えます。

17. 佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助金（子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業）

1. 補助事業の趣旨（目的・補助対象事業）

子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、市町において一時的に必要となるシステム導入経費に対して所要の助成を行い、もって子ども・子育て支援新制度の円滑な施行の準備に資することを目的とする。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業）

関連する国の交付要綱：安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容（財源・補助率・定額・補助対象経費等）

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育の必要性の認定（保護者の申請を受けた市町が基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付）、確認制度（学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設からの申請に基づき、市町が対象として確認し給付による財政支援の対象とする）など、新たなシステム対応が必要になる。そのため、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、市町において一時的に必要となるシステム導入経費に対して所要の助成を行う。

（1）財源

国（基金）10/10

（2）補助対象経費

以下の経費について助成を行う。

（ア）システム導入経費

（イ）事前調査経費

電子システムの構築等のための基礎データの把握及び住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズの状況把握に関する調査、施設の整備や認可外保育施設の認可保育所又は認定こども園への移行に繋げるための事前調査等を行う事業。

A. 利用実態・意向等調査 電子システムの構築等のための基礎データの把握及び住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズの状況把握に関する調査

B. 民有地マッチング調査等事業

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。

C. 認可外保育施設の認可化移行可能性調査

認可保育所又は認定こども園に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成するとともに、移行までの助言・指導を行う事業。

(3) 補助基準額

県知事が必要と認めた額

4. 過去の補助金額の推移（5年分）

平成 25 年度 20 件 119,811 千円 平成 25 年度のみのため、過去の補助なし。

子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業

単位:千円

市町名	県予算額 (内定額)	繰越額 基金 取崩額	交付決定		変更交付決定		額の確定	
			交付 決定日	交付決定 補助金額	変更交付 決定日	交付決定 補助金額	額の 確定日	確定 補助金額
佐賀市	24,478	24,478	H26.1.17	24,478	H26.4.15	24,310	H27.3.31	24,310
唐津市	7,796	7,795	H26.1.17	7,795			H27.3.31	7,795
鳥栖市	10,584	10,584	H26.1.17	10,584			H27.3.31	8,380
多久市	3,519	3,489	H26.1.17	3,489			H27.3.31	3,489
伊万里市	10,584	10,584	H26.4.1	10,584			H27.3.31	10,584
武雄市	5,137	3,941	H26.4.1	3,941			H27.3.31	3,940
鹿島市	3,277	2,797	H26.4.1	2,797			H27.3.31	2,796
小城市	4,499	4,498	H26.3.28	4,315			H27.3.31	4,315
嬉野市	3,116	2,185	H26.4.1	2,185			H27.3.31	2,184
神埼市	4,012	3,894	H26.4.1	3,894			H27.3.31	3,894
吉野ヶ里町	9,396	7,689	H26.4.1	7,689			H27.3.31	7,689
基山町	9,396	7,689	H26.4.1	7,689			H27.3.31	7,689
上峰町	9,396	9,396	H26.1.17	9,396			H27.3.31	7,300
みやき町	9,396	9,396	H26.1.17	9,396			H27.3.31	7,689
玄海町	2,936	2,935	H26.1.17	2,935			H27.3.31	2,899
有田町	7,776	7,776	H26.4.1	7,776			H27.3.31	7,776
大町町	1,106	834	H26.4.1	834			H27.3.31	833
江北町	1,304	1,088	H26.4.1	1,088			H27.3.31	1,087
白石町	2,802	2,802	H26.1.17	2,802	H26.6.3	2,168	H27.3.31	2,168
太良町	3,189	3,161	H26.3.28	3,161			H27.3.31	2,994
合計	133,699	127,011		126,828				119,811

5. 開始年度／終期年度

平成 25 年度のみ（平成 26 年度への繰越可能）

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度に対応するためのシステム構築であるため、継続することはない。

6. 補助対象者

全ての市町

7. 監査意見等

この補助制度により、全 20 市町でシステムが整備され、円滑に子ども・子育て支援新制度へ移行することができたことから、有益な事業であったと考える。

18. 佐賀県不法投棄防止対策等支援事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

県内における廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止を図るために、補助事業者である市町に対して補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県不法投棄防止対策等支援事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業は、不法投棄及び不適正処理の防止を図るために、市町を中心に、地元自治会・町内会・ボランティア団体・事業者などが協議会等を組織し、連携・協力して不法投棄防止対策を行おうとする事業である。

補助金財源は全額県の負担であり、補助率は 10/10（但し、1 市町当たり限度額は 2,000 千円）である。また、補助対象経費は、以下の通りである。

区分	経費内容
① 不法投棄物撤去事業に要する経費	廃棄物の分別費、運搬費、処理費等
② 不法投棄監視事業に要する経費	監視カメラの設置、監視パトロールの委託等
③ 地域住民等活動支援事業に要する経費	交通費、需要費等
④ 啓発事業に要する経費	ポスター・チラシの作成費、看板設置費等
⑤ その他協議会等に要する経費	

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業の過去 5 年間及び平成 27 年度（申請額）の補助金額は、以下の通りである。

金額(千円)	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
鳥栖市	914	1,450	1,508	1,335	1,534	2,000
伊万里市	-	-	1,533	1,898	1,960	1,998
小城市	-	-	-	-	1,913	2,000
武雄市	-	-	-	-	-	2,000
合計	914	1,450	3,041	3,232	5,407	申請 7,998

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 22 年度、終期年度は平成 31 年度以降である。

当該補助金は法定外目的税である産業廃棄物税を原資とするものであり、当該税制は、施行後 5 年ごとに税込用途（＝産廃税用途事業）も含めて効果検証を行い、その存否を検討することとされている。現産業廃棄物税は平成 17 年度に施行され、平成 26 年度に 2 度目の効果検証を行い、平成 27 年度から 5 年間引続き実施することとされたもので、今後、平成 31 年度に再び効果検証を行い、平成 32 年度以降の存否を検討することになっている。

なお、当該補助金は、平成 21 年度に行われた 1 度目の効果検証後に、平成 22 年度からの産廃税用途事業の新メニューとして創設されたものである。

6. 補助対象者

地域住民や業界・団体等により組成され、市町に設置された協議会等である。

7. 監査意見等

本事業費は、不法投棄が多発する海岸・山間部を中心に、主に監視カメラ・不法投棄防止看板の設置、パトロール監視等に対して使用されている。市町に対する聴き取り調査結果によれば、設置後の周辺エリアへの不法投棄件数は減少しており、一定の抑止効果が認められる状況となっている。また、補助金を申請する市町も年々増加しており、今後更に本補助金が普及していくことが期待される。

19. 佐賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成費補助金

1. 補助事業の趣旨

県内中小企業者等が保管しているポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB 特措法に基づき、補助事業者である独立行政法人環境再生保全機構が造成・拠出を行う PCB 廃棄物処理基金について経費の一部を補助し、国と協調造成を行うものである。PCB 廃棄物は処理期限が定められているが、処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額となる。処理費用負担能力の小さい中小企業者に対し、

国及び都道府県の補助で造成した基金により費用の一部を助成することで中小企業者の負担を軽減し、早期処理、期限内処理の実現を図ることが計画されている。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成費補助金交付要綱

関連する国の法令：独立行政法人環境再生保全機構法

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業は、県内中小企業者等が保管している PCB 廃棄物の適正処理推進のために、処理費用の軽減に充てるべく基金造成を補助するものである。

PCB 処理基金造成額は、国が 50%を負担し、残る 50%を全都道府県で負担している。各都道府県負担額は、平成 12 年度（補助事業開始年度である平成 13 年度の前年度）の日本人口に占める各都道府県の人口割合で按分した金額である。

コスト	施設整備費 + 処理実施・管理運営費			
負担割合 の基本方針	施設整備費補助	PCB処理基金		事業者
	国(25%)	国(25%)	47都道府県(25%)	中小企業者(25%)
	100%			

4. 過去の補助金の推移

本補助事業の補助金額推移は、以下の通りである。

千円	H13 年度~H22 年度	H23 年度~H25 年度	H26 年度~
国	20 億円	15 億円	7 億円
都道府県計	20 億円	15 億円	7 億円
内佐賀県	14,000 千円	10,500 千円	4,837 千円

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 13 年度、終期年度は PCB 廃棄物処理が終了する年度となっている。

6. 補助対象者

補助対象者は、前述の通り独立行政法人環境再生保全機構（PCB 廃棄物処理基金）である。

7. 監査意見等

補助金の終期年度（PCB 廃棄物処理終了年度）について

PCB に関しては、国際的には「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成 13 年に採択され、日本も平成 14 年にこの条約を締結している。当該条約では、PCB に関して平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分を求めている。

この様な国際的動向のなか、日本国内において当初予定されていた高濃度 PCB 処理期限は平成 28 年 3 月であったが、処理完了が困難な状況となったため、平成 26 年に PCB 廃棄物処理基本計画が改定され、下記の通り事業所別処理完了期限が延長されている。なお、中間貯蔵・環境安全事業(株) (以下「JESCO」という。)が運営している処理事業所は全国に 5 ヶ所あり、県内企業者の PCB 廃棄物処理事業所は北九州事業所となっている。

JESCO 事業所	北九州	大阪	豊田	東京	室蘭
トランス・コンデンサ	H31/3	H34/3	H35/3	H35/3	H35/3
安定器等・汚染物	H34/3	(北九州)	(北九州)	(室蘭)	H36/3

※処理完了期限後に、2 年~3 年間の事業終了準備期間が設けられている。

上記期限が定められているものの、処理完了に向けては、全国各自治体での掘り起し調査、PCB 使用全製品の使用終了、PCB 特措法に基づく届出、JESCO への処分委託・搬入、等が課題として認識されている。

このうち、掘り起し調査 (PCB 廃棄物及び PCB 含有製品の掘り起し調査) については、カネミ油症事件 (昭和 43 年) の発生により PCB 問題に関する市民意識が高い北九州市が他自治体に先駆けて平成 27 年までに 5 年以上掛けて実施したものの、北九州市以外の殆どの自治体においては平成 27 年度以降に本格化する見込みとなっている。そのため、最も早い期限が設定されている北九州事業所の期限 (平成 31 年 3 月) までに調査・処理が完了しない可能性も否定できない状況となっている。

なお、平成 27 年 12 月に公表されている「PCB 廃棄物の期限内処理の達成に向けた追加的方策について (案)」(PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ)においても、「...処理期限内の処理完了は、各地元地域との約束でもある。しかしながら、これまでの取組の進捗状況にかんがみれば、処理期限内の処理完了は決して容易ではなく、関係者が一丸となってこの問題を解決するという確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たすことが必要である。」との考えが示されている。

補助金の終期年度の観点からしても、国・都道府県の連携による掘り起し調査の効率化・強化、廃棄物の届出・処分委託促進が図られ、PCB 廃棄物処理が早期に完了することが望まれる。

20. 佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

県内の産業廃棄物排出事業者等が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを

推進するための施設整備を誘導することで、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進を図るものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業は下記の通りである。

対象事業者	対象事業
産業廃棄物 排出事業者等	自らの製造工程や処理方法等の改善・新設・増設によって、産業廃棄物の排出抑制、減量化、若しくは、リサイクルを促進する事業又は最終処分量を抑制する事業
産業廃棄物 自処理業者	中間処理により発生する残さを、処理方法等の改善・新設・増設により、自らリサイクルを促進する事業

補助金財源は、全額県の負担である。補助率は、1/2 以内（但し、木くず、廃プラスチック類、汚泥又は動植物性残さのリサイクル等を推進するもの及び熱回収を推進するものについては、2/3 以内）であり、限度額は 20,000 千円（但し、熱回収を推進するものについては 30,000 千円）である。また、補助対象経費は、施設整備のための工事費、設備費、その他（設計費等）である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業の過去 5 年間の補助金額は、以下の通りである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	-	11,080	-	6,946	62,675
件数	-	1 件	-	1 件	4 件

平成 26 年度は、景気回復等により申請が増加している。

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 17 年度、終期年度は平成 31 年度以降である。

（当該補助金は法定外目的税である産業廃棄物税を原資とするものであり、当該税制は、施行後 5 年ごとに税収使途（＝産廃税使途事業）も含めて効果検証を行い、その存否を検討することとされている。）

6. 補助対象者

補助対象者は、県内の産業廃棄物排出事業者・処理事業者である。

7. 監査意見等

事業実施件数と積極的な広報活動について（監査意見）

本補助事業を含む産廃税使途事業全体の効果測定としては、産業廃棄物のリサイクル率・最終処分量等といった指標により測定されている。県内のリサイクル率は、平成 16 年度（導入前）46.8%に対し平成 25 年度 51.0%と上昇し、最終処分量は平成 16 年度 140 千トンに対し平成 25 年度 72 千トンに減少しており、当該指標で測定する限りにおいては産廃税使途事業に関して一定の効果が認められるものとする。

しかし、本補助事業の実施件数については、平成 26 年度には 4 件まで増加しているものの、平成 17 年度の事業開始以来の累計件数は 8 件（平成 19 年度 2 件、平成 23 年度 1 件、平成 25 年度 1 件、平成 26 年度 4 件）となっており、県内の産業廃棄物排出事業者数や処理事業者数と比較すると僅かな件数に留まっている。

本補助事業は、平成 17 年度から平成 31 年度（暫定）までを事業期間としている。平成 20 年度（リーマンショック）から平成 23 年度に掛けては、景気低迷により民間設備投資が冷え込んだ影響もあり実施件数は伸び悩んだものと思われるが、平成 24 年度以降は民間設備投資も回復傾向にある。このため、今後の事業年度においては、より積極的に広報活動を実施して本補助事業の実績件数を伸ばし、産業廃棄物の排出抑制・再生利用の更なる促進を図るべきである。

2 1. 佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

産業廃棄物のリサイクル促進に寄与する産業の育成を図るため、県内の産業廃棄物処理事業者等が行う産業廃棄物を処理・加工してリサイクルする施設の新設、増設、処理の効率化及び品質の向上につながる更新を行う事業者に対して、補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助対象事業は、下記の全ての要件を満たす事業である。

対象事業の要件	
①	施設の新設・増設・更新によりリサイクルされた製品の生産・販売計画において、事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること
②	原料となる産業廃棄物は、リサイクルに適した性状であり、一定の供給量が確保される ことが確実で、その70%以上が県内から排出される産業廃棄物が使用されると見込まれること
③	廃掃法、その他の法令に基づく許可を受けている、又は確実に受ける見込みがあること
④	投資予定額が5百万円以上であること
⑤	土地の取得若しくは賃借をしていること

※廃掃法とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」である。

補助金財源は、全額県の負担であり、補助対象経費は、建築費・機械装置費等である。また、補助率は、1/2 以内（但し、木くず、廃プラスチック類、汚泥又は動植物性残さのリサイクル等を推進するもの及び熱回収を推進するものについては、2/3 以内）であり、限度額は10,000 千円（但し、熱回収を推進するものについては30,000 千円）である。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本補助事業の過去5年間の補助金額は、以下の通りである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	30,000	19,757	10,000	10,000	34,142

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成17年度、終期年度は平成31年度以降である。

（当該補助金は法定外目的税である産業廃棄物税を原資とするものであり、当該税制は、施行後5年ごとに税収使途（＝産廃税使途事業）も含めて効果検証を行い、その存否を検討することとされている。）

6. 補助対象者

補助対象事業者は、リサイクルを行う産業廃棄物処理事業者等である。

7. 監査意見等

対象事業要件（事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること）の充足について（監査結果）

本補助金交付要綱においては、補助対象事業要件として、「施設の新設又は増設若しくは処理の効率化、品質の向上につながる更新により、リサイクルされた製品の生産及び販売

計画が、事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること」が求められている。

これに対して、平成 26 年度の補助事業者には、申請時点の直近期決算において営業赤字、債務超過の事業者が含まれている。当該会社については、所定の事業計画書により対象事業継続性の検証はなされているが、法人全体の事業継続・存続可能性までは検証されていない。財務状況が悪化している事業者に関しては、対象外事業及び全社の損益見込、金融機関借入金状況、資金繰り見込等を踏まえた法人全体の事業継続・存続可能性の検証が必要と考える。

なお、対象事業要件としては、上記の他に「廃掃法、その他の法令に基づく許可が必要な場合には、その許可を受けている、又は確実に受ける見込みがあること」も求められている。当該要件は、具体的には、産業廃棄物処分業許可又は産業廃棄物再生利用業個別指定を受けていることを求めるものであるが、これらの許可又は個別指定を受けるためには「産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること」（廃掃法施行規則第 10 条）が必要とされている。

補助金申請時点における法人全体の事業継続・存続可能性検証手続きの必要性に関して、県は、補助事業者が許可又は個別指定を既に受けていることをもって、補助金申請時点においても「継続して行うに足る経理的基礎を有する」と判断している、とのことであった。

許可又は個別指定の更新は 5 年毎になされているが、許可又は個別指定の更新期間としては特に問題はないものと思われる。しかし、赤字決算や債務超過に陥り明らかに状況が悪化している事業者に対して、金銭的な給付を伴い、結果として経済的損失が生じる可能性のある補助金を交付する際の判断根拠として、最長で 5 年前の「経理的基礎」情報を用いることは問題があるものとする。なお、補助金申請者に対しては、申請時の添付書類として直近 3 年間の財務書類提出を求めており、直近の「経理的基礎」の確認が可能な状況である。

2.2. 佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

県内における産業廃棄物処分場周辺の環境保全のため、当該処分場の設置者（最終処分業者又は焼却施設を保有する中間処理業者）が行う産業廃棄物処分場周辺管理等事業に対して、補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業は、周辺管理等の必要性が認められる処分場について、地元住民からの要望に基づき補助事業者が実施する処分場の周辺管理等環境保全に資する事業とされている。

補助金財源は全額県負担であり、補助率は 2/3 以内（但し、上限額は 2,000 千円）である。

補助対象経費は、以下の通りである。

事業区分	対象経費
住民の生活を改善する事業	周辺道路等の補修維持管理等に要する経費
住民の安全・安心を確保する事業	安全施設（街路灯・カーブミラー等）整備に要する経費 処分場周辺の各種検査等に要する経費
その他	周辺管理等環境整備に資する事業の経費

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業の過去 5 年間の補助金額は、以下の通りである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	19,132	11,943	10,734	10,550	10,018

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 22 年度、終期年度は平成 31 年度以降である。

（当該補助金は法定外目的税である産業廃棄物税を原資とするものであり、当該税制は、施行後 5 年ごとに収税用途（＝産廃税用途事業）も含めて効果検証を行い、その存否を検討することとされている。）

6. 補助対象者

補助対象者は、県内の最終処分業者又は焼却施設を保有する中間処理業者である。

7. 監査意見等

（1）特定事業者へ偏った交付実績について（監査意見）

過年度の補助事業者は、下表の通りである。平成 27 年 9 月現在における県内事業者数は、最終処分業者 25 社、焼却施設保有の中間処理業者 19 社（最終処理場併設事業者は除く）、計 44 社であるのに対して、過去 5 年間の交付事業者数は 15 社となっており、そのうち複数回交付事業者数は 11 社となっている。

補助金交付が特定事業者に集中している状況に関して、県は、予算額以上に申請があった場合は、前年度までの実績を加味し同一事業者に片寄らない様に調整したいと考えているが、これまで予算額を超過する申請がない、とのことであった。公平性及び目的適合性の観点からは、制度の周知徹底を強化し、周辺管理等の必要性が認められる未交付事業者からの交付申請が増える様な状況に向けて、改善努力が必要と考える。

No	事業者	H22	H23	H24	H25	H26
1	A社	交付	交付	交付	交付	交付
2	B社	交付	交付	交付	交付	交付
3	C社	交付	交付	交付	交付	交付
4	D社	交付	-	交付	交付	交付
5	E社	交付	交付	交付	-	交付
6	F社	交付	交付	交付	-	-
7	G社	交付	交付	交付	-	-
8	H社	-	-	-	交付	交付
9	I社	交付	-	-	交付	-
10	J社	交付	-	交付	-	-
11	K社	交付	-	交付	-	-
12	L社	-	交付	-	-	-
13	M社	-	交付	-	-	-
14	N社	交付	-	-	-	-
15	O社	交付	-	-	-	-
	計	12社	8社	9社	6社	6社

(2) 自社業務経費への補助金交付について（監査意見）

過年度事業の大部分は、周辺道路の維持管理事業（舗装工事、側溝取付け、散水、清掃、草刈り伐採等）である。対象事業者は土木等事業も行っている場合も多いため、本件道路維持管理事業を自社又はグループ会社で行っているケースが多くなっている。その結果、交付補助金の対象経費には、社内人件費・材料費、更には社内利益が含まれることになる。

自社業務に関しては、外注の場合よりも低額であるということを確認できていれば特に問題はないが、そうでなければ自社業務単価が恣意的に算定され、割高な経費が申請されるリスクが内在するものとする。

この点に関して、県は、平成 27 年度事業分からは当該リスクを回避するために、申請者に対して、3 社以上の見積合わせを行い最低価格を示した事業者（自社を含む）で施工するように指導している、とのことであった。

一般的には、複数社からの見積書入手は、コスト削減のための有効な手段と考えられる。しかし、本補助事業の様なケースにおいて、補助事業者が、様々な利害関係もあり得る同業者に依頼して見積書を手入れしても、透明性が確保できるかは疑問である。補助事業者が自社で行うことができる業務について、しかも結果的に自社で業務を行うことが想定される様な状況下において、同業者に見積りを依頼しても、十分な競争原理が機能するとは考えにくい。したがって、補助事業者が自社で業務を行う場合には、関連業務に精通する県の部署にコスト積算を求める、又は、自社単価査定に係る県の内部指針を策定する等の対応が必要と考える。

(3) 地域住民生活への直接的改善効果をより重視した事業の促進について（監査意見）

前述の通り、過年度事業の大部分は周辺道路の維持管理事業であるが、その中には最終処分場搬入道路整備事業等も含まれている（なお、搬入道路を経由することにより一部住民が

利用できる施設があるとのことで、本件は交付されている)。地元住民からの要望事業という観点については、事業計画書において該当地区長が「地区からの要望に基づく事業であることを証する」旨記載することにより明らかにされているものの、地域住民生活への直接的改善効果（対象住民数、利便性）をより重視した事業を促すような施策も必要と考える。

23. さがんアスリートサポート事業奨励金

1. 補助事業の趣旨

県出身のスポーツ選手の世界大会での活躍は、県民に夢と希望、活力を与え、また、本県の情報発信に資することから、世界大会で活躍が期待されるアスリート（以下「さがんアスリート」又は「さがんチャレンジアスリート」という）に対し、奨励金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：さがんアスリートサポート事業奨励金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

本事業は、オリンピック・パラリンピック・デフリンピックに日本代表として出場を目指す選手を「さがんアスリート」として、日本選手権などの国内大会で上位の成績を残し、今後世界大会への出場を目指す選手を「さがんチャレンジアスリート」として認定し、その選手に対し奨励金を交付するものである。なお、補助金財源は全額県の負担である。

補助対象経費は、以下の通りである。

区分		さがんアスリート	さがんチャレンジアスリート
認定要件	居住要件	県内在住者、または県外在住者のうち、実家が県内または県内の学校を卒業し、かつ直近で出場した国体に佐賀県から出場した選手	
	成績要件	世界大会への出場が決定、もしくは内定している選手	各種目の国内最高峰の大会において3位以内の成績を残した選手
交付対象経費		遠征、合宿等にかかる交通費、宿泊費、機材運送料等	
交付対象期間		最長4年（オリンピック等開催年度まで）	認定された日から2年間
年齢制限	年齢制限なし、再認定1回まで（H26年1月改正時点の既認定者は再認定2回まで）		中学生から大学生等まで
認定回数制限			再認定は1回まで
交付限度額		150万円/年度	50万円/年度

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本補助事業の過去5年間の補助金額は、以下の通りである。

金額（千円）	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
さがんアスリート	869 1人	1,500 1人	3,360 3人	4,491 3人	4,500 3人	6,000 4人
さがんチャレンジアスリート	- -	- -	- -	1,546 4人	3,453 9人	6,823 14人
合計	869	3,000	3,360	6,037	7,953	申請 12,823

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成18年度であり、終期年度は定められていない。なお、さがんチャレンジアスリートは、平成25年度より新設されている。

6. 補助対象者

補助対象者数は、下記の通りであり。

区分	累計認定者数	H27年8月 現在認定者数
さがんアスリート	9名	4名
さがんチャレンジアスリート	16名	14名

7. 監査意見等

企業所属選手への奨励金交付手続きについて（監査意見）

国内のトップレベル選手は、企業のスポーツチームに所属しながら競技活動を行っているケースが多く、企業は選手の生活支援をするとともに、活動費支援、安定した練習環境を整える等の役割を果たしているものと考えられる。このような枠組みの中で企業サイドは、企業内の士気高揚・一体感醸成、活力ある企業文化発信（企業の宣伝効果等）、国内・地域のスポーツ振興等を目的に支援を行っているものと推測される。

本奨励金のうち、さがんアスリート奨励金は国内トップレベル選手への奨励金である。トップレベルの選手個人に対して直接補助金等が交付されるケースは、日本スポーツ振興センターの個人助成金制度等があるものの、都道府県からの補助事業は珍しい様である。前述の通り、トップレベル選手は企業に所属しているケースが多いため、本事業の様な形式が珍しいものと思われるが、現実的にはトップレベル選手のなかでも企業に所属していない選手（公務員、学生等）もいるため、県の本事業は有益かつ必要なものと考えられ、また、県出身のスポーツ選手が世界大会で活躍することを大いに期待するものである。

但し、企業所属選手への奨励金交付手続きについては、十分ではない部分があると考え

る。さがんアスリーの事業は、企業スポーツがある中で、当初は学生選手、或は、企業に所属していない社会人選手への奨励金交付をベースとして開始された事業と思われるが、現在では、企業所属選手への奨励金交付実績がある。これは、さがんアスリートに認定された学生選手等が、企業に就職後も奨励金交付が継続される様なケースである。企業所属選手に関しては、交付要綱第 7 条（奨励金の交付対象経費）において、「企業等から支援を受けている経費については、交付対象外とする」旨規定されており、県は、企業所属選手に対しても、企業が支援を行わない部分に対して選手から申請があれば交付を行う方針をとっている。

企業所属選手への交付に関しては、企業サイドが選手を広告塔として受け入れている側面を踏まえると、見方によっては企業への交付とも捉えられかねないため、企業サイド支援の基本方針、企業が支援対象としない活動費の内容、県からの奨励金の必要性等を十分に検討のうえ、奨励金が交付されるべきものとする。

2 4. さがん駅伝サポート事業補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀県選手が全国高等学校駅伝競走大会、全国都道府県対抗駅伝競走大会で活躍することにより、県民に夢や感動を与えるため、佐賀陸上競技協会に対して補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：さがん駅伝サポート事業補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業の内容は下記の通りであり、補助金財源は、全額県の負担である。

事業区分	対象経費	補助率
中学生競技力強化	報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（保険料、通信運搬費）、使用料及び賃借料、宿舍・下宿費、負担金、その他競技力強化に必要な経費	10/10 以内 但し、別に通知する金額を上 限とする
高校生競技力強化 (県の決定した対象校に限る)		
県代表競技力強化		

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本補助事業の過去5年間の補助金額は、以下の通りである。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額(千円)	-	13,373	18,415	19,321	19,153

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成23年度、終期年度は平成29年度である。最初の事業実施期間（H23～H26年度）で一定の成果が得られたとして、引続き3年間（H27～H29年度）実施されている。

6. 補助対象者

補助対象者は佐賀陸上競技協会である。強化練習・合宿、外部アドバイザー招聘等費用に対して補助交付がなされているが、中学生強化及び県代表強化については選抜・代表メンバーによる強化練習等に対して、高校生強化については有力高校が高校単位で実施する強化練習等に対して交付されている。なお、平成26年度の交付対象高校は男女各2校である。

7. 監査意見等

サポート対象競技選定における公平性担保について（監査意見）

現行の駅伝サポート事業に関しては、交付開始前年度である平成22年度以降の主要大会成績は、下表の通りである。特定競技をサポートする事業であるため、目標値は必然的に高くなる訳であるが、駅伝では全国大会8位以内入賞が目標とされている。開始年度以降、高校男子を除いては、目標に近い成果が残せていない状況であるものの、平成26年度までの期間において一定の成果が得られたとして、平成27年度以降も一部事業内容見直し（後述参照）を経て継続されている。

区分		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
全国高校 駅伝	男子	16位	<u>9位</u>	<u>9位</u>	<u>9位</u>	17位
	女子	39位	43位	25位	32位	44位
全国都道 府県駅伝	男子	11位	<u>8位</u>	34位	29位	25位
	女子	23位	17位	35位	44位	26位

様々な競技がある中で駅伝がサポート対象として選定されている理由は、「駅伝は国民の関心が高く、メディア放送等を通じて多くの方が観戦する全国高等学校駅伝競走大会、全国都道府県対抗駅伝競走大会において佐賀県選手が活躍することにより、県民に夢や希望を与えるため」とされている。もともと県では平成20年度から3年間、「さがんアスリートジュニアサポート事業」として、駅伝、サッカー、バレーボール、ラグビーの4競技に対して全国の表彰台を目指した強化事業が行われてきたが、想定した程の成果が出なかったため、競技種目を絞り、より効果的かつ集中的な競技力向上策を実施する必要があると判断された。

その結果、競技者・観戦者ともに幅広い年代に馴染みがあり、かつ、さがんアスリートジュニアサポート事業において一定の成績向上が見られ、メディアにも取り上げられる競技として駅伝が選定されたという経緯がある。

但し、県民の関心が高く、かつ、メディア放送等を通じて観戦される競技は他にも存在する。当該事業の様な特定競技へのサポート事業が今後も継続される場合には、中長期的には目標未達成状況下における特定競技への偏りを避け、補助金交付の公平性が担保され、さらには実効性のある補助事業に改善されることが望ましい。

なお、過去の目標未達状況を踏まえ、平成 27 年度からは事業内容が一部見直されている。具体的には、①県内代表選手・強化拠点校による強化練習・合宿を廃止し、全国の強豪選手・強豪校との合同練習・合宿への取組に注力する、また、②外部アドバイザーを招聘し年間を通した指導者研修を実施する、といったより実効性が期待できる取組が計画されている。その結果、予算も 6,000 千円まで減額されており、こうした点は評価に値するものと考えているが、今後も事業の成果を十分に見極めながら、引き続き十分な検討見直しを行って頂きたい。

2 5. 公益財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助金 ①体協運営補助事業

1. 補助事業の趣旨

スポーツの振興を図るため、公益財団法人佐賀県体育協会（以下「県体協」という。）に対して、その運営を円滑にするとともに、加盟競技団体を育成しその活動を推進するため、補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：公益財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

本補助金は県体協の運営費補助金であり、補助対象経費及び補助額の内訳は下表の通りである。なお、補助金財源は全額県の負担であり、補助率は 10/10 である。

項目		(千円)	H26 年度	内訳
事務局費	人件費		27,624	計 7 名
	スポーツ会館維持運営費		2,988	管理委託料、水光熱費等 - 自主財源等
	その他		1,270	役務費、需要費、旅費
	小計		31,882	

項目 (千円)		H26 年度	内訳
一般	普及啓発・環境整備費	3,449	スポーツ奨学金助成等
事業費	小計	3,449	
各種大会	大会開催費補助	150	県スポーツ少年団大会
開催費	小計	150	
運営費補助	計	35,481	

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業の過去 5 年間の補助金額は、以下の通りである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	32,328	33,233	31,490	34,380	35,481

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 47 年度、終期年度は設定されていない。

6. 補助対象者

補助対象者は、公益財団法人佐賀県体育協会である。

7. 監査意見等

県体協の全体収支状況について

県体協の平成 26 年度収支状況（A 表「正味財産増減計算書」）は、下表の通りである。佐賀県からの補助金 139 百万円（B 表「地方公共団体補助金内訳」）を主な財源として、その他には受取負担金（市町村、加盟団体）5 百万円、受取寄付金 7 百万円等の収入により、事業費 135 百万円、管理費 34 百万円、計 170 百万円の経常費用を賅っており、単年度経常収支は▲297 千円とほぼ均衡がとれている状況である。

本補助金は団体運営に係る補助であるが、団体運営補助については、原則として、団体の自主性・自立性の阻害となっていないか等を勘案しながら、必要最低限の補助金額となる様に、補助対象経費、交付額を決定する必要があると考えられる。県体協については、前述の通り、単年度ベースでは経常収支はほぼ均衡がとれており、自主財源が限定される県体協への運営費補助金水準としては、特に重要な問題はないものと見受けられる。

A表.H26年度 県体協 経営状況報告書 正味財産増減計算書

		公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人 会計	計
	基本財産運用益	-	2,961	1	2,961
	特定資産運用益	-	-	893	893
	事業収益	1,278	621	-	1,899
	地方公共団体補助金（振替）	1,647	756	495	2,898
	民間補助金（振替）	637	292	191	1,121
	地方公共団体補助金	108,547	-	30,526	139,073
	民間補助金	439	-	-	439
	日本体育協会補助金	2,677	-	-	2,677
	受取補助金	113,948	1,048	31,213	146,208
	受取負担金	5,171	-	732	5,903
	受取寄付金	3,185	-	4,500	7,685
	雑収益	4,142	136	189	4,467
	経常収益	127,724	4,765	37,528	170,017
	事業費	131,866	3,528	-	135,394
	管理費			34,920	34,920
	経常費用	131,866	3,528	34,920	170,314
	経常増減	(4,142)	1,237	2,608	(297)
	経常外増減	(3,252)	(1,502)	(1,015)	(5,769)
	税引前当期一般正味財産増減額	(7,393)	(265)	1,593	(6,066)
	法人税等	-	81	-	81
	当期一般正味財産増減額	(7,393)	(346)	1,593	(6,147)

B表. 地方公共団体補助金内訳（経営状況報告書より）

補助金区分	①	②	③	④	その他	計
事務局補助金	31,882					31,882
一般事業費補助金	3,449					3,449
選手強化費補助金	-	47,937	14,427		(3)	62,361
各種競技大会開催費補助金	150					150
国民体育大会派遣補助金	-			41,231		41,231
地方公共団体補助金	35,481	47,937	14,427	41,231	(3)	139,073

①体協運営補助事業 ②競技スポーツ対策事業 ③スポーツ指導者養成等補助事業

④国民体育大会派遣事業費補助金（本大会、九州ブロック大会）

26. 公益財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助金 ②競技スポーツ事業

1. 補助事業の趣旨

各競技の競技水準向上を図り、日本選手権等での活躍により、県民に夢・希望を与え、活力を生み出すことを目的に補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：（公財）佐賀県体育協会運営事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業及び補助金交付額は、下記の通りである。

区分	対象	事業	交付額（千円）
強化費	アスリート	ポテンシャルアスリート強化費	40,000
		小計	40,000
支援費	中学生	ジュニアアスリート育成費	4,500
	コーチ	コーチ研修会費	19
	スタッフ	スタッフ育成費	1,016
	競技団体	競技用具購入費・運搬費	1,800
	県体協	総務費	602
		小計	7,937
		合計	47,937

強化費は、国内で開催される各競技団体の最高峰の大会（全日本選手権）で、入賞者を輩出するために実施される強化事業経費への補助である。具体的には、国体等の主要大会での入賞者を輩出している競技団体、オリンピック等の出場選手を輩出している競技団体、JOC 認定競技別強化センターに認定された施設の競技団体、中央競技団体が認定している強化指定選手が在籍している競技団体等に交付されている。

また、支援費は、中学生、コーチ、スタッフ等を交付対象にしているが、このうちジュニアアスリート育成費は、各競技団体の底辺の底上げと有望な選手の育成に係る費用を支援するものであるが、基本的には各競技団体に一律に配分されている。

補助金財源は全額県の負担であり、補助率は 10/10 である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業の過去 5 年間の補助金額は、以下の通りである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	40,000	40,000	50,000	50,000	47,937

5. 開始年度／終期年度

開始年度は昭和 47 年度、終期年度は設定されていない。

6. 補助対象者

補助対象者は、公益財団法人佐賀県体育協会（関係する競技団体）である。

7. 監査意見等

本補助金の主要事業は、ポテンシャルアスリート強化費 40,000 千円である。40,000 千円のうち 35,000 千円は、国体等主要大会における過去 3 年間の各競技団体成績を基準と

して配分されている。その結果、平成 26 年度強化費は、県内全 47 競技団体のうち 40 競技団体に交付されている。

当該配分基準については、単年度だけではなく直近 3 年間の成績を勘案することにより、コンスタントに好成績を残している競技団体に傾斜的に配分することが可能となり、また、主要大会として全日本選手権・国体のみならず全国高校総体・全日本中学の成績も考慮して対象世代を広げることにより、中長期的視点での強化費補助が可能となっており、合理性が認められるものとする。

2.7. 公益財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助金 ③スポーツ指導者養成等支援事業

1. 補助事業の趣旨

スポーツコーチの資質向上を図ることで、恒常的な競技力向上につながり、佐賀県アスリートが全国や世界で活躍することで県民に夢・感動と活力を与え、本県の情報発信及び地域活性化につながるため、補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：公益財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業は、下記の通りである。

事業区分	H26 予算	H26 実績	H27 予算
トップアドバイザー招聘費	4,000	4,000	12,000
スポーツコーチ育成費	13,360	10,427	5,360
トップコーチ招聘費	22,640	-	-
計	40,000	14,427	17,360

トップアドバイザー招聘事業は、国内外の優れた指導者を招聘し、一定期間又は複数回に渡り、県内の指導者が実地にアドバイスを受ける事業である。スポーツコーチ育成事業は、県内の指導者を国内外の優れた指導者のもとに派遣する、又は、JOC・中央競技団体が実施する研修会に派遣する事業である。また、トップコーチ招聘事業は、特定の競技に国内外の優れた指導者を招聘し、トップレベルの選手が継続的に直接指導を受ける事業である。

このうちトップコーチ招聘事業は、条件に該当するコーチを招聘することができず、平成 26 年度は予算 22,640 千円に対して実績額はゼロとなった。こうした状況を踏まえ、平成

27年度ではトップコーチ招聘事業は事業を見直すこととなり、割当予算額はゼロとなった。今後は、廃止も含めた方向で検討を行うこととなっている。

補助金財源は全額県の負担であり、補助率は10/10である。

4. 過去の補助金の推移

本補助事業の過去の補助金額は、以下の通りである。

	H26年度
金額(千円)	14,427

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成26年度であり、終期年度は設定されていない。

6. 補助対象者

補助対象者は、公益財団法人佐賀県体育協会である。

7. 監査意見等

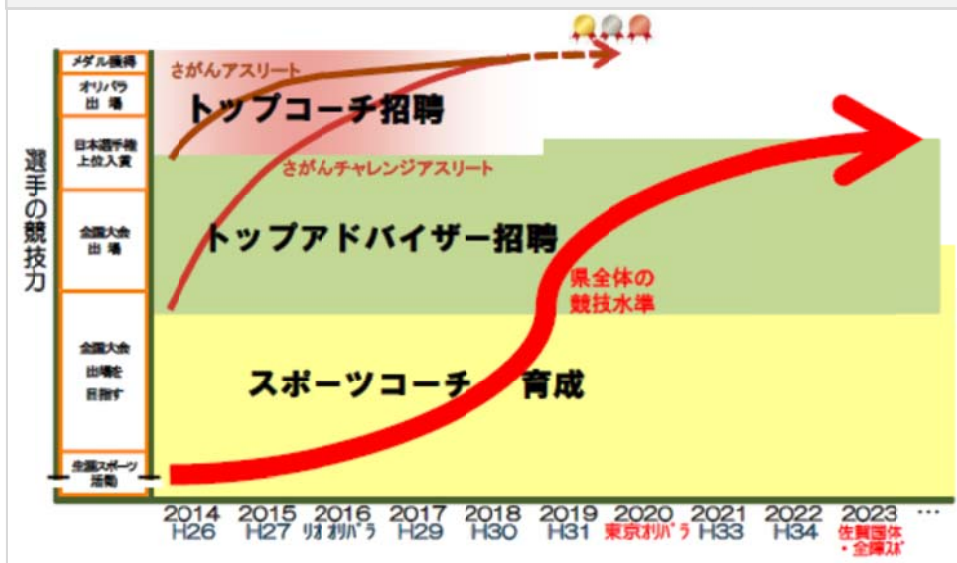
目標（認定強化選手数）達成に向けた早期対策の必要性について（監査意見）

①トップコーチ招聘、②トップアドバイザー招聘、③スポーツコーチ育成の3事業が目指す姿は、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピック等において、佐賀県ゆかりの選手が活躍することにより、県民が夢・希望を持ち活力ある生活を送ることとされている。また、事業の直接的成果目標としては、県内の中央競技団体認定強化選手数（以下、「強化選手数」という。）が挙げられており、平成25年度の25人に対して、オリンピック等の選手選考時期となる平成30年度末までに39人とする目標が示されている。

各事業による選手強化・指導者養成の時期に関するイメージ図は下記の通りである。図に示されている通り、平成30年までの5年間という短期間で目標とする強化選手数を達成するためには、3事業のなかではトップコーチ招聘事業が最も重要な事業になると考えられる。なお、県の平成26年予算配分においても当該事業費が50%超を占めており、当該事業による効果発現が特に期待されていた状況が伺える。

しかしながら、「3.補助事業の内容」に記載の通り、平成26年実績としては要件に該当するコーチを招聘することが出来ず、更に今後は廃止も含めた方向で検討するとされている。平成25年9月にオリンピック開催地が決定し、東京オリンピックに向けた選手強化策、コーチ招聘が様々なスポーツ組織で計画されたものと推測されるが、その様な状況下において本事業を起案するにあたり、対象競技の選定、候補コーチ（特に外国人コーチ）のリストアップ、事業実現に向けた課題整理等の事前作業が充分であったかは疑問が残るところである。

選手強化・指導者育成のイメージ図（佐賀県資料より）



何れにしても、県民としては東京オリンピック等において佐賀県ゆかりの選手が活躍することを大いに期待するものであり、本事業の成果目標である平成 30 年度末強化選手数 39 人の達成に向けて、トップコーチ招聘事業実現への見直し、又は代替事業の起案等、早期対策が望まれる。

なお、国民体育大会が平成 35 年に佐賀県で開催されることの決定を受けて、県では、国体において 1 位を目指したいとして、「佐賀県競技力向上対策本部（仮称）」を平成 27 年度中に立ち上げ、佐賀国体に向けた強化策の指針となる中長期の基本計画を作成することである。今後の県内スポーツ競技強化事業に関しては、本補助金がターゲットとする東京オリンピック等における佐賀県ゆかりの選手の活躍が平成 35 年佐賀国体にも繋がる様に、まずは本補助 3 事業の実効性確保を目指し、また事後評価を十分に行い、反省点を佐賀国体強化事業に活かして頂きたいと考える。

28. 平成 27 年度国民体育大会第 35 回九州ブロック大会派遣事業費補助金 平成 27 年度第 70 回国民体育大会派遣事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

体育・スポーツの振興を図るため、体育団体等が国民体育大会（以下「国体」という。）派遣事業を行う場合、当該体育団体に対し、補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：国民体育大会派遣事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業は、県内スポーツへの普及・振興に寄与するため、国体（本大会及び九州ブロック大会）への佐賀県選手団を派遣するものである。なお、九州ブロック大会に出場することで本国体に出場できなくても国体の参加点を獲得することができるため、毎年全ての競技にフルエントリーする方針となっている。

区分	九州ブロック大会	本国体
夏季大会	3,435	18,218
秋季大会	15,651	
冬季大会	481	3,446
計	19,567	21,664

補助金財源は全額県の負担であり、補助率は 10/10 である。

補助対象は、派遣費（派遣費、輸送費等）、大会参加負担金、職員旅費である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業の過去 5 年間の補助金額は、以下の通りである。

金額(千円)	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
九州大会	22,633	9,937	48,494	14,073	19,567
本国体	37,586	25,670	31,222	35,108	21,664

九州ブロック大会については、開催県により補助金額が每期変動している。

5. 開始年度／終期年度

開始年度は、九州ブロック大会派遣事業は昭和 56 年度、本国体派遣事業は平成 11 年度であり、終期年度は設定されていない。

6. 補助対象者

補助対象者は、派遣事業を行う県体協である。

7. 監査意見等

九州ブロック大会、本国体に県選手団を派遣することにより、選手団の競技力向上をもたらし、県民スポーツへの普及・振興に寄与しており、有益な事業であると考えられる。

29. 佐賀県ヨット連盟運営事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

海洋スポーツの普及振興を図るため、佐賀県ヨット連盟（以下「ヨット連盟」という。）に対して、補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県ヨット連盟運営事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

本補助金は、ヨット連盟の運営費補助金であり、具体的には佐賀県ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）における指導業務従事者の人件費（従事者給料、諸手当、各種保険料、退職積立金）である。県内には全 47 競技団体があり、佐賀県体育協会を通じた強化費等の間接補助金は各競技団体に交付されているが、競技団体に直接運営費補助金が交付されているのは本補助金のみである。

この点に関して県は、現在 3 名の指導員を確保できていることにより、高いヨット競技水準が維持され、国体や高校総体等においても入賞実績がでていたため、唯一ヨット連盟への直接補助を行っている、とのことであった。

なお、補助金財源は全額県の負担であり、補助率は 10/10 である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業の過去 5 年間の補助金額は、以下の通りである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	12,517	11,692	11,846	17,317	13,170

平成 25 年度は、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間に対応する退職給付積立金を一括計上したために、増加している。

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 14 年度、終期年度は設定されていない。

6. 補助対象者

補助対象者は、ヨット連盟である。

7. 監査意見等

ヨット連盟の全体収支、財産状況の把握手続きの必要性について（監査結果）

ヨット連盟は、県内ヨット競技の健全な普及発達と競技力向上を図ることを目的として発足した団体であり、県内のヨット競技の総括代表として日本セーリング連盟及び佐賀県体育協会に加盟している。また、ヨットハーバーは、県内における海洋スポーツ普及振興を図るために、昭和 63 年に設置された。ヨット連盟は、同年よりヨットハーバーの運営、施設利用・維持・管理業務を受託し、平成 18 年以降も現在まで継続して指定管理者として業務を受託している。

県ヨット連盟における県からの収入項目には、下記の 3 項目がある。

- | |
|---|
| ① 運営事業費補助（指導者人件費補助 13,170 千円） |
| ② ヨットハーバー指定管理業務委託料収入（指定管理業務職員人件費相当額を含む） |
| ③ 強化費補助（県体協への競技スポーツ事業補助を通じた間接補助 9,189 千円） |

ヨット連盟には常勤役職員として、ヨット指導者 3 名、特別指導者 1 名（県体協より派遣）、ヨットハーバーの指定管理業務担当者 3 名（場長、庶務・経理係、施設管理係）、港湾管理係 1 名の計 8 名が在籍しており、①の補助対象人件費はヨット指導者 3 名分であり、②の委託料収入に対応する人件費は指定管理業務担当者 3 名分である。なお、特別指導者人件費については、ヨット連盟の負担は生じていない。

本補助金は、団体運営に係る補助である。団体運営補助については、原則として、団体の自主性・自立性の阻害となっていないか等を勘案しながら、必要最低限の補助金額となる様に、補助対象経費、交付額を決定する必要があると考える。

県は、運営事業費補助金額の妥当性検証の観点からは、まずは計数面の検証手続きとして、ヨット連盟の自主財源（指定管理業務収支、ヨット教室収支等）、他の補助事業収支（強化費補助金等）を含む全体収支、財産状況の把握手続きが必要と考えるが、過去、県は当該手続きを行っていない。なお、本監査手続きを通じて、ヨット連盟より、一般会計収支決算書（強化費関連収支等であり、運営事業費補助金に係る収支は含まない）、ヨット教室収支決算書、預金通帳（写）の提示は受けたが、決算書（全体収支、貸借対照表、財産目録等）は作成されていなかったため、全体収支状況、財産状況（剰余金、退職給付積立金等）は把握できなかった。

今後は、ヨット連盟に対して決算書の提示を求め、十分な検討が必要であるとする。

30. プロサッカーホームスタジアム環境整備支援事業補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀県唯一のプロサッカーチーム「サガン鳥栖」の活躍は、県民に夢・感動と活力を与え、スポーツへの関心を高めるとともに、全国に向けての本県の情報発信につながる事

から、今後もサガン鳥栖が日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という。）の一部リーグ（J1リーグ）で活躍できるよう、鳥栖市が行う環境整備の支援を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：プロサッカーホームスタジアム環境整備支援事業補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

サガン鳥栖は、現在 J1 リーグにおいて活躍中であるが、チームとして来場者数の増加に取り組みチームの安定経営を目指すとともに、Jリーグが掲げる加盟チームのホームスタジアム施設に関する要件を満たすことは、チーム運営のための必須の条件となっている。

これに対処するために鳥栖市ではチームとも協議しながら、スタジアムに関する整備として、平成 25 年度と 26 年度の 2 か年にて、平成 25 年度に観客の利便性等の向上に関する整備を、平成 26 年度は選手のプレイ環境に関する整備の計画を策定した。

平成 25 年度事業内容

- ・トイレ増設
- ・トイレ洋式化
- ・エレベーター設置
- ・大型映像装置の機能向上

平成 26 年度事業

- ・館内共聴回線等整備
- ・夜間照明改修
- ・天然芝ピッチの平坦化
- ・空調設備改修

県は観戦環境の整備は観客増加につながるとともに、選手のプレイ環境の整備は観客が求める質の高いプレイ・試合につながり、観客誘因の大きな要素になるものとして、計画を評価して補助を行うものである。

なお、通常の施設管理者が行う維持管理にかかわる部分は補助対象とせず、補助率は、県と鳥栖市との対等な支援と考え、補助対象事業費の 2 分の 1 を負担する。

また、補助金の財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 25 年度並びに平成 26 年度の事業であり、補助金額は以下のとおり

である。

	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	135,830	153,138

5. 開始年度／終期年度

平成 25 年度と平成 26 年度の 2 か年の整備により、サガン鳥栖が J1 リーグで活躍できる環境が整備できると考えており、2 か年の補助事業としている。

6. 補助対象者

鳥栖市（サガン鳥栖のホームスタジアム所有者）

7. 監査意見等

（1）補助対象経費の精査について

平成 25 年度の初年度の補助事業はトイレやエレベーター等の整備に関するもので、観客の観戦環境に関する整備として、対象経費がある程度明確な事業内容であったが、平成 26 年度の補助事業は、空調や共聴設備等であり、選手の環境整備という観点からは、補助対象事業費の区分が難しい面も有している。

このようななか県では、空調設備や共聴設備については、スタジアム内の各部屋や諸施設の使用状況を細かく検討し、その状況に応じて補助対象部分とそうでない部分の区分を細かく行っている。また、鳥栖市の計画等に基づいて策定された当該事業費の平成 26 年度の当初予算額が約 198 百万円であったものが、夜間照明の利用状況の検討を通じて大きく削減がなされており、非常に厳格な補助対象経費の精査がなされており、評価できるものとする。

（2）補助金の効果の検証について（監査意見）

補助金の効果について、当初よりその効果として環境の整備による観客数の増加ということ掲げ、事業実施後におけるチームが発表する観客数の推移が把握されているが、当該補助事業は 2 年間限定の事業であり継続的に行われる事業ではないということも影響してか、入場者の把握以外には、補助金の効果の測定把握という観点から特別なことはなされていない状況であった。実際に平成 24 年度シーズンの平均入場者数が 11,991 人であったのが、平成 25 年度は 12,026 人、平成 26 年度は 14,137 人と増加傾向にあり評価できるところではあるが、これには、チームの成績（順位）や、チームとしての営業努力等も影響しているわけで、観客数は非常に重要な指標であることに変わりないが、期間限定的な補助金であっても、多額を投じて事業を行ったわけであるから、これ以外にも、効果の測定や把握に努力が必要であるとする。

県では、サガン鳥栖がもたらす経済波及効果を算定し、公表するなどしているが、当該

補助金に関してはもっと細かく具体的な評価を行うべきであり、観客の利便性向上という観点から行った部分については、事業実施後における観客からの感想や、そのほかの問題点や要望事項等を把握したり、施設の整備については、チームやJリーグからの感想、意見や気付き等を十分に把握し、今後のスタジアムの整備や、他の施設の同様の事業の際に資するような、情報の収集とその分析等を十分に行うべきであるとする。

3 1. 佐賀県がん先進医療受診環境づくり事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

県のがん対策事業の一環であり、有効な治療法でありながら公的医療保険の適用がないがん先進医療の普及を図るため、県民ががん先進医療を受診しやすい環境づくりを行うことを目的とする補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県がん先進医療受診環境づくり事業治療費助成金交付要綱

佐賀県がん先進医療受診環境づくり事業利子補給金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

有効な治療法でありながら公的医療保険の適用がないがん先進医療の普及を図るため、がん先進医療を受診する場合の治療費の助成、及び、がん先進医療の治療費を金融機関から借入れた場合の利子補給を行う事業である。この補助事業は、平成 25 年 8 月に九州国際重粒子線がん治療センター（佐賀県鳥栖市）が治療を開始したことを契機として創出された制度である。

治療費助成制度は、県民ががん先進医療を受ける場合に治療費の 1/10 以内（限度額 30 万円）を助成する制度であり、利子補給制度は、県民ががん先進医療を受ける際の治療費を金融機関から借入れた場合にその利子を補給する制度（補給利率 6%以内）である。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

		H25 年度	H26 年度
治療費助成制度	金額（千円）	5,364	29,676
	件数（件）	18	99

		H25 年度	H26 年度
利子補給制度	金額（千円）	—	452
	件数（件）	—	8

平成 25 年 10 月から開始した制度であるが、九州国際重粒子線がん治療センターの治療患者数の増加に従って補助実績も増加してきている。

5. 開始年度／終期年度

平成 25 年度から開始した制度であり、制度の浸透及び活用状況を見ながら、5 年後を目途に制度の見直しを行うかどうか検討する予定である。

6. 補助対象者

がん先進医療を開始した患者で、治療開始日において、引き続き 1 年以上県内に住所を有している県民。

7. 監査意見等

当該事業は、九州国際重粒子線がん治療センターの開業を契機として創出された事業であるが、治療費助成及び利子補給制度によって県民ががん先進医療を受診しやすい環境整備を行っており、十分に公益性を有していると考える。がんの先進治療施設を有する他の自治体も同様の助成金制度があるが、治療費助成制度と利子補給制度を両方備え、かつ所得制限を設けていない自治体は全国的に見ても佐賀県のみであり、県民の評判も良く、評価できるものとする。

なお、補助対象者に所得制限を設けることも考えられるが、当該補助事業が患者の経済的負担の軽減を目的とするものではなく、あくまで、がん対策事業の一環としてがん先進医療の普及を図ることを目的とするものであること、また、一定の所得がある世帯であっても教育費や住宅ローンなど一時に多額の現金を用意することが難しいケースも考えられることから、県民全員が所得に関係なくがん先進医療を受診しやすい環境を整備するという当該事業の目的に鑑み、所得制限は設定されていない。また、こどもの医療費助成事業においても所得制限が設けられていないこととの整合性を考慮しても、所得制限を設けないことに一定の合理性は認められるものとする。

3 2. 佐賀県住宅手当緊急特別措置事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

市福祉事務所が行う住宅緊急特別措置事業及び離職者に対する支援体制を充実させるために、市に対して行う補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県住宅支援給付等事業費（緊急雇用創出基金）補助金交付要綱

佐賀県生活保護適正実施推進事業費（緊急雇用創出基金）補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：緊急雇用創出事業臨時特別基金（住まい対策拡充等支援事業分）
管理運営要領

3. 補助事業の内容

平成 20 年のリーマンショックを契機として、国は緊急雇用創出事業臨時特別交付金を県に交付するとともに、「緊急雇用創出事業臨時特別基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領」を策定し、緊急雇用創出事業臨時特別基金を財源とした特別対策事業を県及び市町村に実施させている。

特別対策事業は、①住宅支援給付事業、②自立支援プログラム策定実施推進事業、③生活困窮者自立促進支援モデル事業、④生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業、⑤就労自立給付金創設等に伴うシステム改修事業 等から構成されている。特別対策事業は各福祉事務所が事業主体となっていくが、佐賀県では町営の福祉事務所がないため、市の特別対策事業は市福祉事務所が、町の特別対策事業は県福祉事務所が実施主体となっている。

県は、自らも特別対策事業を実施するが、市が行う特別対策事業に対して、基金を財源とした助成金を交付している。当該補助事業は、市が行う特別対策事業費の全額を補助するものであり、その財源はすべて緊急雇用創出事業臨時特別基金（国からの交付金）から充当している。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

事業区分別推移

(千円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
住宅支援給付事業	44,154	38,053	39,777	25,941	15,584
自立支援プログラム 策定実施推進事業	11,470	14,523	22,112	28,112	29,212
生活困窮者自立促進 支援モデル事業	—	—	—	—	34,484
生活困窮者自立支援 制度施行円滑化事業	—	—	—	—	4,047
システム改修事業	—	—	—	—	1,788
合 計	55,624	52,576	61,889	54,053	85,115

生活困窮者自立促進支援モデル事業、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業、就労自立給付金創設等に伴うシステム改修事業は 26 年度のみのものである。

補助対象者区分別推移

(千円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
佐賀市	30,621	27,082	32,696	28,738	59,387
唐津市	7,746	7,177	7,349	6,514	6,494
鳥栖市	6,948	8,305	9,451	6,830	5,846
多久市	48	121	1,866	1,412	1,528
伊万里市	3,104	2,373	3,004	2,632	4,262
武雄市	1,303	1,049	710	287	476
鹿島市	272	770	162	2,040	2,103
小城市	3,981	3,693	3,916	2,505	2,333
嬉野市	704	1,633	2,365	2,104	2,131
神埼市	897	373	370	991	555
合 計	55,624	52,576	61,889	54,053	85,115

5. 開始年度／終期年度

厚生労働省が管轄する事業であり、平成 22 年度から平成 26 年度までの事業となっている。

6. 補助対象者

特別対策事業を行う市を直接の補助対象者としているが、最終対象者は自立・就労支援を受ける県民である。

7. 監査意見等

当該事業は、厚生労働省の定めた緊急雇用創出事業臨時特別基金管理運営要領に沿った事業であり、有益な事業であると考えます。

33. 佐賀県地域共生ステーション（「宅老所・ぬくもいホーム」）推進事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

子どもから高齢者まで年齢を問わず、また障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるように様々な福祉サービスを地域住民や CSO（市民社会組織）、ボランティア等が協働して支援していく地域拠点のことを地域共生ステーションといい、地域共生ステーションの整備を支援することで、地域福祉のセーフティネットの形成を図り、多様な福祉サービスの充実、さらには、社会福祉法第 107 条に定める市町村地域福祉計画の策定推進に資することを目的とする事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

市町が自ら地域共生ステーションを整備する場合、又は、地域共生ステーションを整備する公益的な団体に対して市町が支援する場合に、各市町が負担した整備費の一部を県が補助する事業である。県では、県内全小学校区に地域共生ステーションが設置されることを目指しているため、地域共生ステーションが整備されていない小学校区における整備について、補助対象としている。

地域共生ステーションのうち、サービス提供対象者が高齢者中心の場合を「宅老所」、対象を限定せず分野を複数とする場合を「ぬくもいホーム」としている。

- ① 宅老所：概ね 10 人程度の認知症や独り暮らしの高齢者等に対し、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように、民家等を利用し安全で家庭的な雰囲気設備を整え、介護保険制度等の国の制度以外の独自サービス事業を展開する施設
- ② ぬくもいホーム：概ね 15 人程度の高齢者、障害者、児童等複数の対象に向けた介護や子育てなどのサービス、生活支援など、多様な事業を実施することとし、また、地域の交流、コミュニケーションを形成するための環境づくりに関わる事業及び総合的に生活全般に係る情報提供や相談を行う窓口サービス等の事業を実施する施設

補助金の交付対象経費は、以下のとおりである。

	補助対象経費	補助率
宅老所	・ 民家等を改修するなど、地域共生ステーションとして整備するために必要な施設整備費 ・ 初年度設備費	市町が事業に要した額又は市町が補助した額の 1/2 (限度額 2,000 千円)
ぬくもいホーム	・ 民家等を改修するなど、地域共生ステーションとして整備するために必要な施設整備費 ・ 初年度設備費 ・ サービスを安定的、継続的に実施するための初年度の運営基礎作りに必要な経費	市町が事業に要した額又は市町が補助した額の 1/2 (限度額 2,500 千円)

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

地域共生ステーションの種類別推移

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
宅老所	金額(千円)	6,000	2,000	1,392	2,000	2,000
	件数(件)	3	1	1	1	1
ぬくもい ホーム	金額(千円)	20,000	10,000	5,000	—	—
	件数(件)	8	4	2	—	—
合計	金額(千円)	26,000	12,000	6,392	2,000	2,000
	件数(件)	11	5	3	1	1

地域別推移

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
佐賀市		5,000	—	1,392	—	2,000
唐津市		—	7,500	—	—	—
多久市		2,500	—	—	—	—
伊万里市		2,000	2,000	2,500	2,000	—
鹿島市		7,000	—	—	—	—
小城市		2,500	2,500	—	—	—
神埼市		5,000	—	2,500	—	—
太良町		2,000	—	—	—	—
合計	金額(千円)	26,000	12,000	6,392	2,000	2,000
	件数(件)	11	5	3	1	1

件数、金額ともに減少傾向にある。特に、ぬくもいホームが減少している。

5. 開始年度／終期年度

宅老所については、平成15年度から平成18年度まで佐賀県宅老所開設支援事業等を実施してきたが、平成19年度から、宅老所とぬくもいホームの一体的な推進を行い事業の一層の促進を図るため、事業の統合を行った。県内全小学校区に1ヶ所以上の地域共生ステーションを設置することを目標としており、当該補助金の終期は設定していない。

地域共生ステーション推進事業の最終的な目的は、地域共生ステーションの普及により地域福祉のセーフティネットの形成や多様な福祉サービスの充実を図ることにある。一方で、地域共生ステーションの運営主体はNPO法人が中心となるため、地域共生ステーションを開設するための資金を助成することが前述の目的を達成するための最も効率的な手段と考えられている。

6. 補助対象者

地域共生ステーションを自ら整備する市町、又は、地域共生ステーションを整備する公

益的な団体に対して補助金を支出する市町

7. 監査意見等

地域の状況に応じた補助要件の検討について（監査意見）

国の制度は縦割りで、介護は介護、障害福祉は障害福祉と管轄がわかれている。しかしながら、実際の地域には高齢で障害がある人、障害があつて高齢になった人という風に介護と障害福祉を明確に区別できない方がたくさん存在する。このような制度と制度の狭間には国の支援が届きにくいと、地域で解決しなければならない問題であるが、ぬくもいホームはこのような地域社会の問題を地域で解決してくれる存在だと考えられている。厚生労働省も、法定外的生活支援サービスを提供する拠点を増やして福祉コストを削減させたい方針であり、県としても、今後もぬくもいホームを増加させたい意向である。

しかしながら、過去の補助金額の推移に記載のとおり、地域共生ステーションの新たな設置件数は伸び悩みの状況である。県では、県内全小学校区に地域共生ステーションが設置されることを目指しているため、地域共生ステーションが整備されていない小学校区における整備について補助対象としているが、最近の整備件数の減少理由を分析すると、整備されていない小学校区ではニーズ自体が少ないのではないかと想定される。平成27年3月末現在における各市町別の小学校区別の地域共生ステーションの設置状況は以下のとおりである。

市町	小学校 区数	地域共生ステーション数			設置なしの 小学校校区数	
		宅老所数	ぬくもい ホーム数	計	共生ステ ーション	ぬくもい ホーム
佐賀市	35	25	14	39	10	24
唐津市	33	21	19	40	17	22
鳥栖市	8	3	3	6	3	5
多久市	3	2	7	9	1	1
伊万里市	16	14	10	24	3	10
武雄市	11	10	5	15	4	8
鹿島市	7	8	3	11	2	5
小城市	8	4	6	10	3	3
嬉野市	8	6	7	13	2	4
神埼市	7	6	2	8	1	5
吉野ヶ里町	2	1	0	1	1	2
基山町	2	2	0	2	0	2

市町	小学校 区数	地域共生ステーション数			設置なしの 小学校校区数	
		宅老所数	ぬくもい ホーム数	計	共生ステ ーション	ぬくもい ホーム
上峰町	1	0	1	1	0	0
みやき町	4	3	1	4	1	3
玄海町	2	0	0	0	2	2
有田町	4	6	0	6	0	4
大町町	1	1	0	1	0	1
江北町	1	3	0	3	0	1
白石町	8	5	0	5	5	8
太良町	2	4	1	5	0	1
県計	163	124	79	203	55	111

小学校区別の地域共生ステーションの設置数を見ると、1つの小学校区に複数の地域共生ステーションが設置されている地域も多数存在し、地域共生ステーションが5か所以上設置されている小学校区も少なからず存在する。一方で地域共生ステーションが全く設置されていない小学校区も存在する。

地域共生ステーションが設置されていない小学校区を分析すると、離島や山間部等の過疎地域と新興住宅地のある市街地に地域共生ステーションが設置されていない。新興住宅地では高齢者や障害者が少ないため地域共生ステーション自体のニーズが少なく、離島や山間部等の過疎地では地域共生ステーションのハードよりも地域共生ステーションの運営主体等のソフトに対するニーズが高いのではないかと想定される。

県は、県内全小学校区に1ヶ所以上の地域共生ステーションを設置することを目標としているが、前述のとおり小学校区によってそのニーズが異なっていると想定され、近年は補助対象である、地域共生ステーションが整備されていない小学校区での整備自体が減少傾向にある。地域のニーズにあった補助事業にするため、地域共生ステーションが未整備の小学校区域での設置に限っている補助要件の見直しや、離島や山間部等では運営費等のソフト事業に対する支援を考慮するなど、地域の状況に適合した補助要件への見直しが必要であると考えられる。

3.4. 佐賀県地域共生ステーション防災対策整備事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

地域共生ステーション利用者の安全を確保し、併せて関係者が安心して利用者のケアを

行うことができるよう、地域共生ステーションの防災対策整備事業を支援する市町に対し、支援額の一部を助成する事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県地域共生ステーション防災対策整備事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

地域共生ステーションの運営事業者が建築基準法に基づく防火上必要な間仕切りなどの改修工事やスプリンクラーの設置等を行った際に、その防災対策設備の設置費用の一部を市町が支援した場合、その市町が支援した金額の一部を補助する事業である。

補助金の交付対象経費は、以下のとおりである。

補助対象経費	補助対象	補助率
地域共生ステーションに建築基準法に基づく防火上必要な間仕切り等を整備するために必要な経費	新設事務所	市町が補助した額の 1/2 以内 (1,000 千円が限度)
	既存事務所	市町が補助した額の 2/3 以内 (2,000 千円が限度)
地域共生ステーションにスプリンクラー設備を整備するために必要な経費	新設事務所	市町が補助した額の 1/2 以内 (400 千円が限度)
	既存事務所	市町が補助した額の 2/3 以内 (800 千円が限度)

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

補助対象経費の種類別推移

		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
建築基準法 適合	金額(千円)	6,360	6,528	3,430	7,726
	件数(件)	7	8	3	6
スプリンク ラー	金額(千円)	4,000	2,782	10,716	42,521
	件数(件)	10	8	14	61
合計	金額(千円)	10,360	9,310	14,146	50,247
	件数(件)	17	16	17	67

地域別推移

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	
佐賀市	3,858	3,000	800	6,000	
唐津市	1,800	1,328	2,400	14,243	
鳥栖市			800		
多久市	400	400			
伊万里市	400	1,182	800	7,626	
武雄市	2,302	340	800	6,000	
鹿島市			1,600	4,778	
小城市	400	630	2,800	2,400	
嬉野市			2,030	3,600	
神埼市	400	630		1,600	
基山町				800	
みやき町				800	
有田町		400		400	
江北町				800	
白石町			1,116		
太良町	800	1,400	1,000	1,200	
合 計	金額 (千円)	10,360	9,310	14,146	50,247
	件数 (件)	17	16	17	67

平成 26 年度までの制度であったため、平成 26 年度は大幅に増加している。

5. 開始年度／終期年度

平成 21 年の群馬県のグループホームでの火災死亡事故などを契機に平成 23 年度から当該事業を開始し、平成 26 年度を終期としている。

6. 補助対象者

地域共生ステーションの整備事業者が実施する、建築基準法に基づく防火上必要な間仕切りなどの改修工事やスプリンクラーの設置等に要する経費の一部を助成する市町

7. 監査意見等

補助金制度変更時の検討について (監査意見)

佐賀県は地域共生ステーションの整備を進めてきており、「先進県」を標榜している。平成 21 年に発生した群馬県のグループホームでの火災死亡事故などを契機として地域共生ステーションの防災対策に対する意識が向上したため、利用者の安全確保を図ることを目的として平成 26 年度までの事業として実施した。当該事業の成果もあり、平成 26 年度末

で、89.6%の地域共生ステーションが建築基準法の防災基準に合致し、66.6%の地域共生ステーションがスプリンクラーを設置しており、地域共生ステーションの防災対策は強化されてきたと評価できる。

平成 26 年度をもって当該事業費補助が終了したため、既存事務所のほか、今後新たに設置される地域共生ステーションの防災対策費用に対する補助も終了している。一方、今後新設される地域共生ステーションは、建築基準法が要求する防火基準に適合するとともに、消防法の改正によりスプリンクラーの設置も要求されることになる（平成 30 年より）ため、地域共生ステーションの設置費用が今までより高額になることが考えられる。県では、地域共生ステーションを整備する際の補助事業として地域共生ステーション（「宅老所・ぬくもいホーム」）事業費補助制度を準備しているが、当該事業では防災対策費の追加補助は予定されていない。もともと地域共生ステーションの設置が伸び悩む状況のなか、地域共生ステーション事業費補助制度の趣旨目的からすると、新設の地域共生ステーションについては設置費が増加することに鑑みて事業費補助を増額し、既存の助成額に加えて防災対策費の一部を追加助成することも検討すべきであるとする。

3.5. 佐賀県避難行動要支援者広域避難支援事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

原子力災害時等に緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：国際原子力機関 IAEA が定めた概念上の名称であり、原子力施設からおおむね半径 30km の範囲で、原発災害時に備えて事前対策が必要な地域）内市町に住む避難行動要支援者の避難支援の充実を図るため、市町が行う広域移動手段確保支援事業及び福祉避難所設備等整備事業を支援することを目的とする事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県避難行動要支援者広域避難支援事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

原子力発電所から半径 30 キロ圏内の地域を UPZ といい、UPZ では原子力災害に備えた準備や緊急時計画を策定する必要がある。具体的には、放射線量のモニタリングを実施し、放射線量があらかじめ定めた数値を超えた場合に屋内退避や避難等の防護措置ができるように事前準備をしておく必要がある。県内の UPZ は、玄海原子力発電所から半径 30

キロ圏内であり、当該補助事業でいう UPZ 内市町とは、自治体内に UPZ が存在する唐津市・伊万里市・玄海町の全域としている。

県では、市町が行う災害時避難の際に特に配慮が必要である在宅の避難行動要支援者の市町が行う避難対策事業に対して、当該事業による補助を行っている。

避難行動要支援者を UPZ 外の安全な場所へ避難させるための車両を整備する事業を広域移動手段確保支援事業、避難行動要支援者を UPZ 外の安全な施設に受け入れることができるように避難所のバリアフリー化整備等を行う事業を福祉避難所設備等支援事業と定義付けし、市町が行う広域移動手段確保支援事業及び福祉避難所設置等支援事業に対して、補助対象経費の 1/2 を補助することとしている。

補助対象者	主な補助対象経費	補助率
UPZ 内市町 (唐津市・伊万里市・玄海町)	避難行動要支援者がストレッチャー又は車いすのまま乗車可能な市避難用車両を整備する費用	1/2 (上限あり)
UPZ 外市町 (唐津市・伊万里市・玄海町以外の市町)	多目的トイレへの改修経費、文字表示装置・展示案内板等の情報バリアフリー装置、エレベータ・スロープ・非常用電源増設等の設置経費などの避難所のバリアフリー化整備等に要する経費	1/2 (上限あり)

4. 過去の補助金額の推移 (過去 5 年間)

	H26 年度
金額 (千円)	14,722
件数 (件)	2

(うち、UPZ 内市町 : 2,604 千円、UPZ 外市町 : 12,118 千円)

5. 開始年度／終期年度

平成 26 年度から開始し、平成 30 年度までの事業である。核燃料税を財源とした補助事業である。(核燃料税は法定外普通税として、県が条例を公布して施行するもので、発電用原子炉に挿入された原子燃料の価格等を課税基準とし、その原子炉の設置者に課せられる税金である。)

6. 補助対象者

広域移動手段確保支援事業及び福祉避難所設置等支援事業を実施する市町

7. 監査意見等

効果的な補助金の交付について（監査意見）

当該事業は平成 26 年度から開始したが利用件数が 2 件に留まっている。事前に各市町にヒアリング調査を行い、市町にニーズを確認した上で当該事業を開始したが、想定外に活用されていない。県では、市町の利用が少ない原因として、市町が耐震対策を優先していること及び市町の財源が不足していることなどが考えられるとしている。しかしながら、原子力災害時に限らず、避難行動要支援者の広域避難支援事業は必要なため、当該事業実績が伸びるような対策を講ずるべきである。具体的には、補助率の見直しや補助対象経費の拡大、或いは補助対象者についても市町だけではなく民間事業所も対象に含めるなどの検討が必要であると考え。

また、補助対象経費が避難用車両や避難所のバリアフリー化整備費等のハード面が中心であるが、災害避難時には避難行動を支援する人員を確保することが重要な課題になると思われ、その両面が整って初めて充実した避難支援体制が整備されることになる。施設整備面等のハード面だけではなく、支援員の確保等のソフト面においても十分な検討と対策が必要であると考え。

36. 佐賀県身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

高齢化が進む中、誰もが外出しやすい環境づくりの一環として、県民の暮らしの身近なユニバーサルデザインの推進を図るため、多くの県民が利用する施設のトイレの改修工事等を行う事業者に対して費用の一部を支援する事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業費補助金
交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

高齢化が進む中、住み慣れた地域で誰もが頼いとぬくもりを感じながら明るく楽しく安心して暮らしていける社会の実現を目指して、平成 18 年 3 月に「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、県民、CSO（市民社会組織）、企業、行政等が連携・協働し全県的な取り組みを進めてきおり、その一環として、誰もが安心して外出できるように洋式

トイレを増やす取り組みを行っている。来客用トイレがある民間施設や公共施設がトイレの洋式化工事を行った際にその経費の一部を補助する制度である。

補助対象施設は佐賀県内に所在する以下の施設である。

区 分	用 途
医療等施設	病院、診療所、薬局
興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会等施設	冠婚葬祭場
展示施設	展示場
物品販売施設	卸売市場、物品販売業を営む店舗
宿泊施設	ホテル、旅館
社会福祉施設等	保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等
体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツの練習場
娯楽施設	競技場、カラオケボックス等
文化施設	博物館、美術館、図書館
環境衛生施設	公衆浴場、公衆便所、火葬場
飲食施設	飲食店
サービス施設	理美容所、クリーニング店、旅行代理店、金融機関等
公共交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナル等
公益施設	市町が設置する施設等
教育訓練施設	学校、自動車教習所等
事務所	法律事務所、会計事務所、建築士事務所等
工場	見学のための施設を有する工場
公園、観光施設等	

主な補助金額の内容は以下のとおりである。

補助対象事業者	補助対象施設	補助対象工事の内容	補助金額
民間施設	社会福祉施設等	和便器から洋便器へ取替える工事	20万円
		和便器から洋便器へ取替える工事に加えて壁や仕切りの改修を行う工事	40万円
		既存のトイレ以外のスペースを利用して洋式便房を増設する工事	60万円
	社会福祉施設等以外の補助	和便器から洋便器へ取替える工事	15万円
		和便器から洋便器へ取替える工事に加えて壁や仕切りの改修を行う工事、既存のト	30万円

補助対象事業者	補助対象施設	補助対象工事の内容	補助金額
	対象施設	イレ以外のスペースを利用して洋式便房を増設する工事	
市町の施設		和便器から洋便器へ取替える工事、和便器から洋便器へ取替える工事に加えて壁や仕切りの改修を行う工事、既存のトイレ以外のスペースを利用して洋式便房を増設する工事	10万円

民間施設については、商工団体の関係者から「少なくとも工事費の1/2程度の補助がないとユニバーサルデザイン化は進まないだろう」といった意見があったため、洋式化に必要とされる工事費の1/2相当額の定額補助としている。ただし、民間施設の中でも福祉施設については、洋式化のニーズが高い一方で財政基盤が脆弱であることから一般の民間施設より高めの補助額（工事費の2/3相当額）としている。なお、市町の施設整備については、本来、市町自身の責務ではあるが、財源等の様々な理由により必ずしもユニバーサルデザイン化が進んでいない実態を踏まえて、今回は市町も補助対象としているが、その補助金額については和便器から洋便器へ取替える工事費の1/3相当額の定額補助としている。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

	H25年度	H26年度
金額（千円）	70,154	228,220
件数（件）	216	754

（内訳）

種別	施設数（件）		金額（千円）		
	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	
民間施設	飲食店	47	131	13,050	31,950
	物販	42	77	12,450	20,250
	宿泊	7	13	2,250	4,050
	社会福祉施設	18	27	12,454	12,961
	病院	17	30	4,350	6,750
	教育訓練	12	17	3,300	5,850
	体育訓練	3	5	750	2,100
	文化施設	1	0	300	0
	観光	3	9	1,200	3,450
集会場	3	6	750	2,400	

種 別	施設数 (件)		金額 (千円)	
	H25 年度	H26 年度	H25 年度	H26 年度
事務所	3	15	450	3,300
見学施設のある工場	1	7	300	2,850
遊技場	1	5	450	1,050
サービス	20	42	5,250	11,100
公衆トイレ	2	1	450	150
バスターミナル	0	1	0	600
小計	180	386	57,754	108,811
自治公民館	30	256	11,400	100,109
市町施設	6	112	1,000	19,300
合計	216	754	70,154	228,220

5. 開始年度／終期年度

平成 25 年度から開始した事業である。さが元気づくり事業として、地域づくり基金を財源とした補助事業であり、財源がなくなる（平成 27 年度中）までの事業である。

6. 補助対象者

自らが所有又は管理する施設のトイレの洋式化工事を行う事業者等

7. 監査意見等

補助対象者の適格性について（監査意見）

平成 26 年度末時点で 970 件の補助を行っている事業であり、申請者及び施設利用者から評価の高い補助事業である。

しかしながら、当該事業の補助対象施設の中には、法律事務所・会計事務所・建築士事務所が含まれている。これらの事務所に訪問するのは不特定多数の県民ではなく、これらの事務所の顧客等の利害関係者であり、しかも、その訪問者によるトイレの利用頻度は少ないものと考えられる。更に、当該事業の補助対象者には上場企業や金融機関の店舗も含まれているが、これらの企業は財源も十分にあると考えられる。このような不特定多数の県民の利用が想定されない事務所や、上場企業及び金融機関等に対する補助の必要性及び補助水準の適正性については検討の余地があるものとする。このような事務所や企業に対する補助よりも、不特定多数の一般県民が利用するトイレの洋式化、及びトイレの洋式化以外のユニバーサルデザイン化（バリアフリー化、二段手すりの設置等）を優先すべきではないかと考える。今後の同様な補助金の交付に際して、十分に検討していただきたい。

37. 生活福祉資金貸付事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

低所得者、障害者又は高齢者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：社会福祉法人の助成に関する条例

県の交付要綱：佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：社会福祉法

関連する国の交付要綱：セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

生活保護受給者や低所得者、ホームレスと言った地域社会の支えを必要とする要援護者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、国は「セーフティネット支援貸借等事業実施要綱」を定めている。実施要綱では、①自立支援プログラム策定実施推進事業、②生活保護適正実施推進事業、③地域福祉増進事業、④生活困窮者自立促進支援モデル事業などの事業があり、その中の一つに生活福祉資金貸付事業を整備している。

生活福祉資金貸付事業とは、厚生労働省の要綱・要領に基づく事業であり、低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯が地域において安定した生活を送れるようにするため、低所得者世帯等に対して必要な援助指導及び資金の貸付け等を行う事業であり、地域の社会福祉協議会が実施している。

厚生労働省は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」を定めて、各社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事務に必要な運営費の一部を県に補助しているが、県はその受領した補助金に県費負担分と併せて佐賀県社会福祉協議会に補助している。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	32,276	37,956	32,276	29,586	23,076

5. 開始年度／終期年度

昭和32年度から当該事業を開始した。低所得者等の経済的自立及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的とした事業であることから終期は予定されていない。

6. 補助対象者

佐賀県社会福祉協議会

7. 監査意見等

地域社会のセーフティネット機能の強化を図ることを目的とした事業であり、有益な事業であるものと評価できる。

38. 佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団の実施するゆめさが大学運営費やねりんピックの開催に要する経費に対して補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

ゆめさが大学は、シニアの方々が学習活動を通じて新しい仲間と出会い、また、自己の新しい生き方を創造し、地域社会で明るく積極的に活動していただくための総合的、体系的な学習機会を提供する。

講義開設場所

佐賀校「アバンセ」、唐津校「りふれ」、鹿島校「かたらい」

佐賀校大学院「アバンセ」、唐津校大学院「りふれ」

受講期間

2年間（1日2コマ、年間30日）総講義時間数 240時間

※大学院は1年間

受講者負担額

入学金 10,285円

受講料 36,000円/年額

ねりんピックは、高齢者が日頃培われたスポーツを通して、ふれあいと交流の中からスポーツに対する意欲の向上を促すとともに、広く世代を超えた県民の高齢社会に対する

理解と交流を図り、健康で心豊かな長寿社会の創造に資するため開催する。

なお、補助金の財源は全額県の負担であり、予算の範囲内で定額補助となっている。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	36,686	36,224	35,079	34,290	31,243

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成4年であり、終期年度は未定である。補助対象となるゆめさが大学やねんりんピック等の事業が終了を予定していないため、終期も設定していない。ただし、補助の必要性がないと判断した際には、補助金の交付は終了する。

6. 補助対象者

公益財団法人 佐賀県長寿社会振興財団

7. 監査意見等

（1）補助金の効果の検証について（監査意見）

補助金による効果については、ゆめさが大学の卒業生数、ねんりんピック参加者数、並びにねんりんピック事業の一環として文化活動として開催される高齢者美術展の出品数・観覧者数等により測定しており、以下のとおりである。

（単位：人、出品数：点）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
ゆめさが大学卒業生	233	212	201	※398	※360
ねんりんピック （参加者数）	1,947	1,821	2,019	1,805	1,569
高齢者美術展 （出品数）	244	236	229	222	195
（観覧者数）	1,950	1,700	1,700	1,600	1,600

※ ゆめさが大学の卒業生数は、平成25年度以降は大学院卒業生を含む。

過去5年間の推移を見ると、いずれの数値も年々減少傾向にあり、補助金の交付の推移も同様の傾向にある。財政状況の厳しい中、補助金の減少に伴い、事業規模も縮小している状況である。

他方、わが国の方針は健康長寿社会の実現に向けて、「平均寿命」を延ばすことから、積極的な健康づくりを通じて「健康寿命」を延ばすことへ施策をシフトしている。その点、

当財団が実施するゆめさが大学やねりんピックといった事業は、高齢者の生きがい活動や健康づくり、地域社会活動の機会を提供し、支援するものであって、まさに「健康寿命」を延ばすための事業であると言える。財政状況が厳しい中であっても、これらの事業に取り組むことにより「健康寿命」を延ばすことに貢献していることを示すことができれば、事業規模・補助金の額を必要な範囲で拡大してもよいのではないかと考える。介護予防に繋がり、ひいては社会保障費の削減にも繋がるからである。

このため、当該補助金についての効果の測定や検証は非常に重要であると考えているが、現状では不十分であると感じた。県では主に、卒業生や参加者数、出品数等での実績の確認を行っているが、単純に数値によるもののみでなく、アンケート等により地域社会でのその後の活動状況（地域社会でのリーダー就任等）の追跡調査や健康診断の数値を関連付ける（個人情報等で難しい面もあるが）こと等により、より細かな内容や状況の検証を行い、今後の事業につなげていくようにすべきである。

（２）補助対象者について（監査意見）

公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団を補助対象者とするのは、当財団が高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、長寿社会の実現に寄与することを目的として設立された団体であり、佐賀県全域を対象として高齢者を対象とした同規模の事業運営を行う団体として同団体が最も適しているとのことによる。

確かに、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を目的として設立された団体であり、その知識・ノウハウ・経験、老人クラブ等といった関連団体との関係性からすると、県内で最も有力な団体であると言えるだろう。しかし、当財団が設立された平成４年からは環境も変わり、生涯学習や健康増進に取り組む団体が増えているのも事実である。ゆめさが大学の参加者が年々減少している状況を鑑みても、当財団を当然のように補助対象者とするのではなく、補助対象者の見直しや部分的な見直しの余地が無いかな等を常に留意して、事業を実施すべきと考える。

39. 高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

原子力災害時等における広域避難する際の輸送手段を確保するため、高齢者福祉施設が寝たきりの入所者を移送する車両（ストレッチャー搭載型等）を整備する経費に対して補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

非常災害時に優先的に寝たきりの入所者の移送に使用する避難車両を購入する施設に対して補助を行う。広域避難の方法としては、県内施設が保有する避難車両を融通して寝たきり者を移送する。※平成 26 年度については、新規購入のみを補助対象とする。

本補助金の交付前の県内における整備状況（平成 25 年 8 月時点）

寝たきり者数：UPZ 圏内 358 人（県全域：1,058 人）

対応車両数：UPZ 圏内 32 台（県全域：144 台）

ここに本補助金交付要綱における用語の意義は、以下のとおりである。

非常災害：原子力災害その他の災害をいう。

避難車両：ストレッチャー又はフルリクライニング車いす 1 台以上を装備するリフト付き車両

高齢者福祉施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

UPZ：原子力施設からおおむね 30 Km の範囲で防災対策を重点的に行う地域
Urgent Protective action planning Zone の略

本補助金の財源は、全額県の負担であり、基準額以内での全額補助となっている。

対象軽費：ストレッチャー又はフルリクライニング車いす 1 台以上を装備するリフト付き車両の整備に要する経費。ただし、8,000 千円/1 施設を上限とする。

基準額：ワンボックスタイプ 4,000 千円/1 台（附属装備費含む） 2 台以内
マイクロバス 8,000 千円/1 台（附属装備費含む） 1 台

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助金は、平成 26 年度に開始した事業であり、以下のとおりである。

平成 26 年度：403,155 千円

整備施設数：97 施設

整備台数：103 台

（平成 27 年度予算額：232,000 千円）

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 26 年度、終期年度は平成 28 年度となっており、3 カ年の補助事業である。平成 28 年度は平成 27 年度の状況によるが、各施設からの要望には平成 27 年度の予算の範囲内で応えることができる見込みである。

6. 補助対象者

佐賀県内における高齢者福祉施設の設置者。

7. 監査意見等

県では原子力災害の発生に備え、県内の高齢者福祉施設が加入している団体との間に協議を重ね、原子力災害時の避難応援に関する協定書を締結するなど、迅速な避難に向けての仕組みづくりを行っており、評価できるところである。ただ、災害は想定外の事態を伴うことも多く、引き続き最良の避難体制の構築に、常に留意いただきたい。

40. 佐賀県高齢者福祉施設等非常災害対策事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

介護保険施設及び高齢者福祉施設等（以下「高齢者施設等」という。）の非常災害対策の充実・強化を目的として、佐賀県介護保険法施行条例、佐賀県社会福祉法施行条例及び佐賀県老人福祉法施行条例を一部改正し、高齢者施設等については、非常災害に備えた物資（食糧、飲料水及び生活物資をいう。）及び資機材の配備等の努力義務が課せられたところである。

そこで、高齢者福祉施設等の非常災害対策の充実・強化を図るため、非常災害に備えた物資を購入する施設の設置者に対して補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県介護保険法施行条例

佐賀県社会福祉法施行条例

佐賀県老人福祉法施行条例

県の交付要綱：佐賀県高齢者福祉施設等非常災害対策事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

本補助金の交付の対象物品は、飲料水・食料、カセットコンロ、簡易トイレ、照明器具、

毛布、非常用発電機等である。

補助金の財源は全額県の負担であり、補助率は施設区分ごとの対象軽費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額の 1/2 である。入所施設と通所施設の区分、通所施設のうち平常時のサービスにおいて利用者に食事を提供している施設と提供していない施設の区分により施設ごとに補助基準額を設けている。

なお、本補助金でいう非常災害は、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害をいう。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助金は、平成 26 年度に開始した事業であり、以下のとおりである。

平成 26 年度：1,267 千円 25 施設

（平成 27 年度予算額：26,833 千円）

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 26 年度、終了年度は平成 27 年度の 2 カ年の事業である。

6. 補助対象者

佐賀県内に所在する入所施設又は通所施設（国又は地方公共団体が設置するものを除く）の設置者

7. 監査意見等

効果的な補助金の交付に向けての制度自体の再検証について（監査意見）

非常災害時のライフラインの復旧は 3 日かかると言われており、非常災害時に備えた物資及び資機材の配備又は調達体制が高齢者福祉施設等に求められている。資金的な余裕がない高齢者施設等もあることから、整備を進めるために補助が実施された。しかしながら、平成 26 年度の当初予算 26,758 千円に対して、補助の実績は 1,267 千円（25 件）となり、5%に満たない実績となった。利用実績が想定よりも伸びなかった理由として、「申請事務の負担が大きい」、「申請の手間のわりに交付金額が少ない」等が挙げられる。

県は 26 年度当初、メールによる連絡や、説明会の開催、県ホームページでの広報等を行っていたが、27 年度はこれに加えて、申請書類作成の記載例を配布するなどして申請を促したが、残念ながら現状でも申請件数は伸びていない状況である。

非常災害対策はいずれも施設設置者の義務であり、当該補助金の利活用が低水準に留まっていること、福祉施設に対する県の実施指導等により災害物資の備蓄を積極的に指導することが可能であることを考えると、結果的には当該制度の有効性について、疑問が残るところである。目的達成のためのより効果的な制度の検討を期待するものである。

4 1. 佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金

1. 補助事業の趣旨

老人施設等の整備を図るため、市町、社会福祉法人及び医療法人に対し、補助を実施することにより、高齢者福祉施設の向上及び社会福祉資本の増強を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

関連する国の法令：社会福祉法第 58 条

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

老人福祉施設等の整備を図るため、市町、社会福祉法人及び医療法人に対して補助金を交付する。

補助財源は、県単独となっており、基準額以内の定額補助である。

1 種類	2 区分	3 補助単価	4 単位
特別養護老人ホーム	創設	3,045 千円	整備床数
	改築		
	全面改築	3,654 千円	整備床数
	一部改築	1,725 千円	ユニット型個室 整備床数
養護老人ホーム	改築、老朽民間社 会福祉施設整備	4,006 千円	整備床数
老人ショートステイ用居室（特別 養護老人ホームに併設する場合）	創設、改築	3,045 千円	整備床数
軽費老人ホーム A・B 型	転換	3,654 千円	整備床数
介護老人保健施設	改築・改修	23,750 千円	施設数

対象経費は、施設生活環境改善計画に基づく事業の施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	140,210	292,320	805,706	696,961	795,609
件数（件）	1	1	2	3	4

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 17 年、終了年度は設定されていない。

6. 補助対象者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム A・B 型、老人ショートステイ用居室の設置者

7. 監査意見等

社会福祉法人に対する補助のあり方について（監査意見）

当該補助金制度では、概ね工事費全体の 3 割程度を補助しているが、他県では施設整備の補助金を出していないところも存在する。補助金を出していない県の考え方はよくわからないが、社会福祉法人の在り方には様々な考えが存在し、議論もなされている。平成 26 年 7 月 4 日 厚生労働省 社会福祉法人の在り方等に関する検討会より、「社会福祉法人制度の在り方について」が公表されており、社会福祉法人の内部留保等について以下のような記述がある。以下、一部抜粋である。

『社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無為に積み上げているとの批判がある。……』

この点については、「介護老人福祉施設等の運営及び財務状況に関する研究事業」（平成 25 年 3 月）により、そもそも内部留保を蓄積しているといっても他の社会福祉事業に投資されている部分は既に活用されており、残りについても将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な部分が多いことなど、必ずしも内部留保の額だけで一律には論じられないことに留意が必要である。……』

しかし、いわゆる内部留保を巡る議論は、社会福祉法人が自らの経営努力や様々な優遇措置によって得た原資をもとに社会福祉事業を充実したり、社会又は地域に福祉サービスとして還元したりしないのであれば、その存在意義が問われるという点にあり、真摯に受け止める必要がある。』

このような議論がなされている中で県では、当該補助金について、高齢者福祉の向上及び社会福祉資本の増強のため、今後も補助を継続し終期は設定していない。また、毎年要望調査を行っており、施設の老朽化による移転改築等、平成 32 年度までに 9 施設の整備計画が挙げられている。

県でも平成 19 年度において、調整率を乗じて一部減額調整を行っているが、社会福祉法人への補助に関して様々な考え方があるなかで、例えば、法人の内部留保の状況に応じた補助を検討するなど、今後の社会福祉法人を取り巻く環境に留意しつつ、県としての社会福祉法人に対する支援の在り方を継続的に検討していく必要があると考える。

4 2. 佐賀県新サービス施設開設促進事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

元気な高齢者が地域で活躍し、介護を必要とする高齢者も住み慣れた地域で暮らす社会の構築を目的としている。そこで、新サービス施設の開始時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、新サービス施設を開設する民間事業者に対し市町及び佐賀中部広域連合（以下「市町等」という。）が補助を行う場合に、市町等に対して補助を行う。

（注）新サービス：平成 24 年度に新たに開始された介護保険サービス（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県新サービス施設開設促進事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

平成 24 年度から開始された新サービスの整備を推進するために、新サービス施設の開所にあたり開設準備金を補助する事業である。新サービスは、複合型サービスと定期巡回・随時対応型訪問介護看護に区分される。複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護分と訪問介護分を組み合わせた施設からなる。

補助財源は、県単独 10/10 である。施設区分ごとの基準額以内の定額補助となっており、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

施設種別	施設区分	補助単価	単位
複合型サービス	複合型サービスのうち小規模多機能型居宅介護分	618 千円	宿泊定員数
	複合型サービスのうち訪問介護分	1,030 千円	箇所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		3,090 千円	箇所数

対象経費は、施設の円滑な開所に必要な需要費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、

委託料である。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	-	-	4,800	-	6,712
件数（件）	-	-	2	-	2

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成24年度、終了年度は平成29年度である。第5期さがゴールドプラン21（平成24年度～平成26年度）で終了の予定であったが、推進を図れなかったことから第6期（平成27年度～平成29年度）まで延長している。

6. 補助対象者

県は市町に対して補助金を交付し、最終的に市町は、新サービス施設を開設する民間事業者を補助対象者としている

7. 監査意見等

補助金制度普及への広報等について（監査意見）

当該補助金については、当初予定されていた補助期間の3年間では推進が不十分であったとして、3年間の延長がなされている。延長初年度の平成27年度における申請件数は1件のみであり、依然として少ない状況である。

県は、平成28年3月までに、新サービスの普及と当該補助金に関する説明会の開催を予定しているが、当該補助金の目的を十分に達成するために、市町に対して広報・普及についての指導を十分に行うとともに、県としてのより積極的な広報・普及の活動を期待するものである。

4.3. 佐賀県地域密着型介護施設スプリンクラー整備事業費補助金

佐賀県老人福祉施設等スプリンクラー整備支援事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

既存の地域密着型介護施設の利用者は、火災発生時に自力で非難することが困難な方が多く、施設等のスプリンクラー設備の整備を促進することにより、施設の利用者の安全の確保を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：①佐賀県地域密着型介護施設スプリンクラー整備事業費補助金交付要綱
(市町等への間接補助)

②佐賀県老人福祉施設等スプリンクラー整備支援事業費補助金交付要綱
(県が直接補助)

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

既存の地域密着型介護施設のスプリンクラー整備を支援するため、介護基盤緊急整備等特別対策事業の採択対象とならない「泊り機能」を有する民間事業者に対して補助を行う。

補助財源は、県単独であり、基準額以内の定額補助である。

補助基準額：1 m²当り基準単価×面積

基準単価 (1 m²当り)

① 佐賀県地域密着型介護施設スプリンクラー整備事業費補助金

1,000 m²以上の小規模多機能型居宅介護事業所の場合・・・17 千円

1,000 m²未満の小規模多機能型居宅介護事業所

又は認知症高齢者グループホームの場合・・・9 千円

② 佐賀県老人福祉施設等スプリンクラー整備支援事業費補助金

1,000 m²以上の場合・・・・・・・・・・・・・17 千円

275 m²以上、1,000 m²未満の場合・・・・・・・・・・・・・9 千円

4. 過去の補助金の推移 (過去 5 年間)

本補助金は、平成 25 年度に開始した事業であり、以下のとおりである。

	H25 年度	H26 年度
① 佐賀県地域密着型介護施設スプリンクラー整備事業費補助金	2,223 千円 (1 件)	— —
② 佐賀県老人福祉施設等スプリンクラー整備支援事業費補助金	34,918 千円 (1 件)	7,101 千円 (1 件)

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 25 年度、終了年度は平成 26 年度であり、2 ヶ年の補助事業である。平成 25 年 2 月に長崎のグループホームで発生した火災事故を受け、介護基盤緊急整備等特

別対策事業の採択対象とならない施設に対して早急にスプリンクラーを整備するために開始した事業である。

6. 補助対象者

(ア) 佐賀県地域密着型介護施設スプリンクラー整備事業費補助金の対象者

小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症高齢者グループホーム

(イ) の対象者

軽費老人ホーム、有料老人ホーム

7. 監査意見等

実際に発生した事故を機に設けられた補助金制度としては、その利用件数も少なく、事業期間も2年間と短かったことに対して、当初疑問を感じるころであったが、そもそも国の事業から漏れたものを県が対応したものである。平成26年2月の国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領の改正により補助対象が広がったため、「佐賀県地域密着型介護施設スプリンクラー整備事業費補助金」及び「佐賀県老人福祉施設等スプリンクラー整備支援事業費補助金」を利用せず、国の補助制度で対応したところである。結果として問題はなかったと考える。

4 4. 佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

介護施設の整備、既存施設のスプリンクラーの整備及び認知症高齢者グループホーム等の防災改修等を支援するため、「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」に基づく特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）を実施する民間事業者に対し市町及び佐賀中部広域連合が補助を実施する場合に補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

高齢者が安定的に介護を受けることができるように、介護基盤緊急整備特別対策事業、既存施設のスプリンクラー整備等特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修

等特別対策事業を行う。

補助財源は、国の基金であり、基準額以内の定額補助である。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

（単位：千円）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
介護基盤の緊急整備事業	466,250 19件	642,250 23件	400,000 14件	150,000 5件	368,300 14件
既存施設のスプリンクラー等 整備特別対策事業	503,677 21件	213,294 55件	3,960 2件	51,470 24件	2,583 1件
認知症高齢者グループホーム 等防災改修等特別対策事業	— —	4,662 2件	2,000 1件	3,111 2件	— —

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成21年度で、終期年度は平成26年度である。国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領により終期が明示されている。ただし、平成27年度は、地域医療介護総合確保基金事業により同様の補助を継続する。

6. 補助対象者

① 介護基盤緊急整備特別対策事業

地域密着型サービスの拠点、介護老人保健施設、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス

② 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム

③ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

（ア）認知症高齢者グループホーム等防災補強改修等支援事業

小規模特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、その他

（イ）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業

特別養護老人ホームのユニット化、介護老人保健施設のユニット化、介護療養型医療施設の改修により転換される施設

7. 監査意見等

高齢者の安全確保の観点から、介護施設の防災等に関する設備の設置・改修を行うもので、有益な事業であると考えます。

4 5. 佐賀県施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

施設の開始時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、「平成 21 年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」を実施する民間事業者に対し市町及び佐賀中部広域連合（以下「市町等」という。）が補助を行う場合に、市町等に対して補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

施設の開始時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、開設準備金を支援する。

No.42 佐賀県新サービス施設開設促進事業費補助金とは補助対象者が異なる。本補助金では小規模（定員 29 名以下）特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所を対象とする。

補助財源は、全額国の基金である。施設区分ごとの基準額以内の定額補助となっており、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

施設区分	補助単価	単位	対象経費
小規模（定員 29 名以下）特別養護老人ホーム	618 千円	定員数	施設の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料、補助金
認知症高齢者グループホーム	618 千円	定員数	
小規模多機能型居宅介護事業所	618 千円	宿泊定員数	

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	86,121	107,339	61,800	32,400	52,248
件数（件）	16	20	12	6	10

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 21 年度、終了年度は平成 26 年度である。国の介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領により終期が示されている。平成 27 年度については、地域医療介護総合確保基金事業により補助を継続する。

6. 補助対象者

「平成 21 年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」に基づく施設開設準備経費助成特別対策事業を実施する民間事業者に対し市町及び佐賀中部広域連合が補助を行う場合の、市町等

7. 監査意見等

介護施設の開設を支援するもので、有益な事業であると考ええる。

4 6. 佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

重度障害児（者）が地域で安心して生活できる環境を整備し、在宅の重度障害児（者）及びその家族等の福祉の向上に資することを目的とする。在宅で重度障害児（者）を介護する家族等の休息（レスパイト）等ができるように、日中一時支援事業所等が看護師等を配置し、医療機関等との連携を図り重度障害児（者）を受け入れ、必要な支援を行った場合には、事業所の運営費を補助した市町に対して支援を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業（介護者レスパイト支援事業）

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

重度障害児（者）が在宅での生活を希望する場合、たんの吸引等の医療的ケアが必要であり、介護者にかかる負担が大きい。現状、介護者の一時休息（レスパイト）等の際の受入先となる日中一時支援事業所等が不足しており、事業所の増加を促すための補助事業である。

本補助金の財源は県単独のものであり、対象経費と基準額の少ない方に補助率 1/2 を乗

じた額を市町に対して補助を行う。

基準額は、日中一時支援事業で医療的ケアが必要な重度障害児（者）等を受け入れ、1日あたりの総受入人数が一人の場合、利用時間に応じて 2,500 円、5,000 円、7,500 円となり、二人以上の場合、利用時間に応じて 1,250 円、2,500 円、3,750 円に人数を乗じた金額となる。短期入所事業で受け入れる場合、受入人数に関わらず 1 日につき 7,000 円の補助を行う。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	—	—	2,961	3,551	3,414
市町（市町）	—	—	5	7	9

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 24 年度で、終期年度は設定されていない。介護者の一時休息（レスパイト）等の際の日中一時預かり等を行う事業所は不足している状況にあり、事業所増加を推進するためにも当該補助金は継続する必要がある、終期は未定とのことである。

6. 補助対象者

県は市町に対して補助を行うが、市町は下記の事業者等を最終の補助対象としている。

最終の補助事業者は、「日中一時支援事業所等」を対象としており、次のいずれかに該当するものである。

- (1) 県内の市町と日中一時支援事業について委託契約を締結している日中一時支援事業所。ただし、医療機関を除く。
- (2) 障害者自立支援法 36 条の規定により、佐賀県知事から指定を受けた短期入所事業所。ただし、医療機関を除く。
- (3) 重度障害者グループホーム。ただし、医療機関を除く。

7. 監査意見等

効果的な補助金の交付について（監査意見）

「4. 過去の補助金の推移」からわかるように、実績が思うように伸びていない状況にある。重度障害者の介護者の負担を軽減する取り組み（レスパイト）に関しては、県としても障害者が安心して地域で暮らすための施策として、「佐賀県総合計画」に盛り込んでいるところである。ただ、総合計画にはあるものの、県として個別に当該補助金によりレスパイトの支援があることについて利用者に対して告知アナウンスはしていないとの事である。

また、利用実績が伸びない理由として、医療系のニーズに応えるのが難しい、利用者の多様なニーズに応えられない、緊急時に空きがない等の様々な課題もあり、介護者（利用

者)・事業所・県の三者間でのアンマッチもあるように思える。

当該補助制度の目的を達成しより効果的な補助金制度とするために、推進できない状況や理由の分析を十分に行って今後の事業に反映させたり、市町に対して当該補助事業の周知の徹底の指示も必要であると考えている。今後の県の取り組みに期待したい。

4.7. 佐賀県地域生活支援事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

県は障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により計画的に実施すること等により、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、市町が行う地域生活支援事業に要する経費について、当該市町に対して補助金を交付する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県地域生活支援事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法) 第 94 条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行令 (障害者総合支援法施行令) 第 45 条の 2

関連する国の交付要綱：地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金
交付要綱

3. 補助事業の内容

市町が実施する地域生活支援事業に補助を行う。補助事業は、必須事業と市町が任意に行う任意事業からなる。必須事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業等があり、任意事業には日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援、就業・就職支援等がある。

補助金の財源は国が 2/4 以内、県が 1/4 以内となっており、知事が認める範囲内の基準額と実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ないほうの額に補助率 1/4 を乗じた額とする。補助対象経費は、地域生活支援事業の実施に必要な運営費を対象とする。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	86,228	86,266	86,487	87,659	96,145

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成18年度、終期年度は設定されていない。障害者総合支援法に基づき実施する事業であるため、終期は未定である。

6. 補助対象者

県は市町に対して補助するが、最終的な補助対象は以下のようになっている。

「地域生活支援事業実施要綱」に基づき市町が行う事業及び社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体が行う事業に対して市町が補助する。

7. 監査意見等

障害者及び障害児の人権を守る事業で、有益な事業であると考えます。

48. 佐賀県自殺対策緊急強化基金事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティネットとして地域における自殺対策の強化を図るため、行政と民間団体等、関係機関が連携して自殺を考えている人の個々のニーズに応じたきめ細やかな相談支援等を実施して地域の自殺対策力を向上させることで、一人でも自殺者を少なくすることを目的として補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県自殺対策緊急強化基金条例

県の交付要綱：佐賀県自殺対策緊急強化基金事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：自殺対策基本法

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

国の指定する5つの事業があり、佐賀県では5つすべての事業に取り組んでいる。①対面型相談支援事業、②電話相談支援事業、③人材養成事業、④普及啓発事業、⑤強化モデル事業の5つからなる。

補助金財源は全額国の基金事業であり、補助率は 10/10 である。

5 つの対象事業ごとに補助基準額を設定し、補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内とする。

- ① 対面型相談支援事業 自殺予防に資する多分野の専門家による相談事業に必要な経費 基準額 400 千円
- ② 電話相談支援事業 関係行政機関や民間団体で実施する電話等によるフリーダイヤルの設置等こころの悩みを抱える人が相談しやすい環境を整備するために必要な経費 基準額 400 千円
- ③ 人材養成事業 自殺対策にかかわる人材を養成するために必要な経費 基準額 1,000 千円
- ④ 普及啓発事業 自殺対策を住民に広く周知できるような啓発事業に必要な経費 基準額 400 千円
- ⑤ 強化モデル事業 既存事業にない先導的な取組となる事業、自殺のハイリスク地におけるパトロール、フェンスの設置や自殺を考えている人の一時的避難場所の提供、自殺遺族のための分かち合いの会の運営等の支援に必要な経費 基準額は知事が必要と認めた額、ただし 1,000 千円を上限とする。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	11,209	19,547	19,031	15,625	13,001
市町団体数	21	21	22	23	23

5. 開始年度／終期年度

自殺対策緊急強化基金事業として平成 21 年度から平成 26 年度まで補助が行われた。平成 27 年度からは基金事業の使途が東日本大震災の復興に限定されることとなったため、平成 26 年度をもって基金事業による補助事業は終了し、今後は国からの交付金事業として支援が行われる。

6. 補助対象者

市町及び自殺予防活動を行う民間団体。ここに「自殺予防活動を行う民間団体」とは、県内に拠点を置き、県内で自殺予防に関する公益的な活動を行っている法人もしくは任意団体をいう。また、新たに県内に拠点を置いて活動することを目的とする団体も含める。

7. 監査意見等

佐賀県と全国における自殺者数の過去 5 年間の推移は下記のとおりである。自殺者数及び自殺死亡率は佐賀県を含め全国的に減少傾向にある。また、平成 24 年度に設定された

「佐賀県自殺対策基本計画（第2次）」において佐賀県の平成28年までの目標値は、自殺者数200人以下、自殺死亡率20.0以下としており、実績は自殺者数166人、自殺死亡率17.0と現状でいずれも目標値を達成している。

（単位：人）

年		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
佐賀県	自殺者数 (男性)	244 (178)	210 (153)	213 (159)	182 (134)	166 (121)
	※自殺死亡率	26.0	20.4	21.0	18.1	17.0
全国	自殺者数 (男性)	31,690 (22,283)	30,651 (20,955)	27,858 (19,273)	27,283 (18,787)	25,427 (17,386)
	※自殺死亡率	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5

自殺者数：警察庁資料

※自殺死亡率：人口10万人当りの自殺者数 厚生労働省 人口動態統計

次に、佐賀県内のゲートキーパー養成者数の過去5年間の推移を示す。ここに、ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人である。下記のとおり、県内ゲートキーパー養成者数は、年々増加傾向にあり、県が目標とする7,000人も達成している。

年	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
佐賀県内ゲートキーパー養成者数（人）	3,736	4,568	5,129	6,826	7,559

自殺の原因は、健康問題、経済問題、家庭問題等様々であり、何が原因かというのは一概に言えるものではない。県では、市町と連携しながら積極的に自殺者の減少に取り組んでおり、5つの補助事業に関しても、事業ごとに実績の細かな分析を行っているが、どの事業が自殺者数及び自殺死亡率の低下に寄与しているのかは評価が難しいところである。ただ、自殺者数の推移から見ると、平成22年度から実施した当該補助事業の実施と、ゲートキーパーの養成に取り組んだことが自殺死亡率の低下につながっていると見える状況である。

当該事業の場合、補助事業の効果測定は非常に難しいところではあるが、結果として自殺者数及び自殺死亡率の低下に結びついており、平成27年度から国の基金事業ではなくなったが、一部県の自主財源を投入しながらも引き続き国からの交付金事業として事業が継続されたことは、評価できるものと考えらる。

49. 佐賀県優先調達推進のための設備整備事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

障害者が社会で自立して生活していくためには、障害者が能力に応じて多様な就労の機会を得る必要がある。障害者優先調達推進法の施行により、国、県、市町等は障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を義務づけられたことから、障害者就労施設等の設備整備を支援することにより、障害者就労施設等の受注機会の増大とその品質の向上を図ることを目的に補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県優先調達推進のための設備整備事業補助金交付要綱

関連する国の法令：障害者優先調達推進法

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の財源は、県単独 10/10 であり、補助率は 3/4 となっている。ただし、補助金の限度額は 1 事業所あたり 750 千円である。

対象経費は、下表の物品及び役務の調達並びに品質の向上を図るために必要な設備の整備に要する備品購入費。なお、登録等に係る税等は対象外経費とする。

	品目	項目
物 品	事務用品	ゴム印
	食料品・飲料	パン、弁当、菓子類、お茶の葉
	小物雑貨	種苗、生花、木工品、陶磁器
	その他の物品	木製の机、木製の椅子、横断幕、旗、のぼり旗、立て看板、チョーク、石灰、その他
役 務	印刷	名刺
	クリーニング	クリーニング
	清掃・施設管理	清掃、除草作業
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし
	飲食店の運営	食堂
	その他のサービス・役務	仕分・発送、紙折・封入作業、その他

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助金は、平成 26 年度に開始した事業であり、以下のとおりである。

平成 26 年度：14,471,000 円

整備施設数：28 施設

(平成 27 年度予算額：10,500,000 円)

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 26 年度、終期年度は平成 27 年度となっており、2 ヶ年の補助事業である。

6. 補助対象者

障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター

7. 監査意見等

障害者の多様な就労の機会を確保するための取り組みであり、有益な事業であると考え

る。

50. 佐賀県障害者福祉施設スプリンクラー整備支援事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

障害者福祉施設等におけるスプリンクラー整備の支援を図るため、社会福祉施設等の設置者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県障害者福祉施設スプリンクラー整備支援事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

法令上スプリンクラーの設置義務がない「泊りの機能」を有する障害者福祉施設におけるスプリンクラーの整備を図ることで、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保する。

補助金の財源：一般財源 10/10

補助対象経費：スプリンクラー設備等に必要工事費又は工事請負費

補助率：10/10

補助基準額：1 m²当り基準単価×面積

基準単価（1 m²当り）

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 延べ面積 1,000 m ² 未満の施設 | 9,000 円 |
| ② 延べ面積 1,000 m ² 以上の施設 | 17,000 円 |

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助金は、平成 25 年度に開始した事業であり、以下のとおりである。

平成 25 年度：48,889,000 円 25 箇所

平成 26 年度：40,287,000 円 22 箇所

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 25 年度、終期年度は平成 26 年度であり、2 ヶ年の補助事業である。平成 25 年 2 月に長崎のグループホームで発生した火災事故を受け、障害者福祉施設においても設置義務に関係なく、スプリンクラーの整備の意思がある法人に早急に整備させるために開始した事業である。

6. 補助対象者

障害者支援施設、共同生活介護事業所（ケアホーム）、共同生活援助事業所（グループホーム）、自立訓練事業所、福祉ホーム

7. 監査意見等

同様の補助金との関係性の整理について（監査意見）

障害者施設に対するスプリンクラー設備の設置に対する補助事業として、当該 **No. 5 0. 佐賀県障害者福祉施設スプリンクラー整備支援事業費補助金**と **No. 5 3. 佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助金**がある。前者と後者の補助率、基準額等が異なるため、同種の施設が同じ設備を設置する場合において、自己負担額や単位当たりの補助金額に異なる結果が生じる。

No. 5 0. 佐賀県障害者福祉施設スプリンクラー整備支援事業費補助金

補助率：10/10

補助基準額：1 m²当り基準単価×面積

基準単価（1 m²当り）

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 延べ面積 1,000 m ² 未満の施設 | 9,000 円 |
| ② 延べ面積 1,000 m ² 以上の施設 | 17,000 円 |

No.5 3. 佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助金

補助率：3/4

補助基準額：1 m²当り基準単価×面積

基準単価（1 m²当り）

① 延べ面積 1,000 m²未満の施設 18,000 円

消化ポンプユニット等の設置が必要な場合

1 施設当り 3,000 千円加算

② 延べ面積 1,000 m²以上の平屋建の施設 34,000 円

財源が国であるものと県である違いがあるが、同様の趣旨から同様の事業者を対象とする補助金がそれぞれ存在するのは、申請者も混乱するところであり、あまり好ましくないものとする。

それぞれの補助金制度は、その補助金の趣旨から、補助したい状況の事業者に対して、適切と思われる補助率をもって補助することを目的としているであろうし、それで制度的にカバーできている部分を更に補助する必要は無いわけで、更に補助をしようとするのであれば、当初の補助金でカバーできていない部分を補うような形で補助が行われるべきであるとする。

当該事業は平成 26 年度で終期を迎えているが、今後の事業実施において注意いただきたい。

5 1. 障害者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ」という。）内の障害者福祉施設の入所者が非常災害時に広域避難する手段を確保するため、UPZ 内の障害者福祉施設の設置者に対して補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：障害者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

障害者福祉施設の利用者が、非常災害時に広域避難する際の輸送手段を確保するための車両整備に対して支援を行う。

ここに本補助金交付要綱における用語の意義は、以下のとおりである。

非常災害：原子力災害及びその他の災害をいう。

障害者福祉施設：障害者支援施設及び療養介護事業所をいう。

本補助金の財源は、全額県の負担であり、基準額以内での全額補助となっている。

車両種別	マイクロバス (リフト付き)	ワンボックスタイプ車 (リフト付き)	マイクロバス (一般車両)
対象経費	ストレッチャー又は車椅子1台以上を装備するリフト付き車両の整備に要する経費		左記以外の車両の整備に要する経費
基準額	8,000 千円/台 (附属装備費含む)	5,000 千円/台 (附属装備費含む)	3,000 千円/台 (附属装備費含む)
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両購入にかかる手続き及び登録に要する費用 (税金、保険料、登録諸費用、法定費用等) ・ 車庫、倉庫等の建設に要する費用 ・ その他車両整備費として適当と認められない費用 		

ワンボックスタイプの基準額が、**No. 3 9. 高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金**では4,000 千円/台であるのに対して、**No. 5 1. 障害者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金**では5,000/台と異なる。車椅子を載せる台数を No. 3 9. 高齢者福祉施設 では2台、No. 5 1. 障害者福祉施設では4台と想定していることによる違いである。

4. 過去の補助金の推移 (過去5年間)

本補助金は、平成26年度に開始した事業であり、以下のとおりである。

平成26年度：70,051,000円 (6件)

(平成27年度予算額：0円)

5. 開始年度/終期年度

開始事業年度は平成26年度で、終期年度についての定めは特にないが、当該事業の整備は平成26年度の事業をもって終了している。

6. 補助対象者

UPZ圏内における障害者福祉施設の設置者。No.43の高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金と異なり、UPZ圏内に限定している。高齢者福祉施設に対してはUPZ圏外まで広く支給しなければ必要台数をカバーできないが、障害者福祉施設に対してはUPZ圏内を対象とすれば必要台数をカバーできるとのことである。

7. 監査意見等

原子力発電所の重大事故を想定して、平成27年1月24日に原子力防災訓練が実施され

た。国の指針に基づく被ばくの有無を調べる車両のスクリーニングを初めて行い、福祉施設等は個別に作成した避難計画により臨んだ。訓練では、スクリーニングでの時間がかかる事により渋滞が発生する等の課題が浮き彫りになったとの事である。

実際の非常災害時には、想定外の事態が生じる事が予想されるため、様々な想定や対応を行って、当該設置車両の機能を十分に発揮させるようにし、今後も継続的に緊張感を持って訓練が実施される事を期待したい。

5 2. 佐賀県障害福祉関係民間移譲施設整備費補助金

1. 補助事業の趣旨

県立福祉施設の民間移譲に伴う障害福祉関係施設の整備を図るため、社会福祉法人であって県立福祉施設の移譲先となった法人に対して補助を実施する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県障害福祉関係民間移譲施設整備費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

障害児者の地域での生活を促進するため、施設の地域への移行を支援し、また、すべての要支援者が各ライフステージにおいて安心して生活できるためのセーフティネットを確保・提供することを基本理念とする。「県でなければならぬサービスは何か?」、「民間にできることは民間に委ねる」という視点に立ち、民間が適しているものについては民間移譲を促進する。そのうえで、いずれの施設も老朽化が著しいことから、民間移譲の際の施設整備に支援を行うことを目的とする。

補助財源は県単独 10/10 となっている。

補助金額の算定は、

「補助対象経費」と「総事業費－その他の収入」の少ないほう・・・①

算定基準による定額単価×4/3　・・・②

「①と②の少ない方」－「その他補助金等に係る収入」・・・③

補助金額＝③＋別途知事が必要と認めた額

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	—	11,333	1,650	—	234,311
件数（件）	—	3	1	—	1

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成22年度で、終期年度は平成27年度である。平成17年度に定めた「県立福祉施設の将来方向」における「福祉施設の民間移譲」が平成27年度をもって終了するためである。

6. 補助対象者

民間移譲の条件として施設整備（創設、改築、大規模修繕等）を行うこととされた次の事業を実施する補助事業者。

- (1) 社会福祉法人が設置する共同生活援助事業所に係る施設整備事業
- (2) 社会福祉法人が設置する障害者支援施設に係る施設整備事業

7. 監査意見等

利用者ニーズや社会福祉環境の変化に即応して、より機動的・効率的な運営を行うために、社会福祉法人への民間移譲が進められている。社会福祉法人が、これまでに蓄積してきた運営のノウハウに期待して、利用者の利便性の向上、そして将来的な財政投入を断つための取り組みであり、有益な事業であると考えている。

5 3. 佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助金

1. 補助事業の趣旨（目的・補助対象事業）

社会福祉施設等の利用者は、火災や地震発生時に自力で非難することが困難な方々が多く、社会福祉施設等の耐震改修及びスプリンクラー設備の整備等を促進することにより、施設の利用者の安全の確保を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容（事業内容、財源、補助率、定額、補助対象経費 等）

耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、昭和 56 年の建築基準法改正前の旧耐震基準により建てられた社会福祉施設等及び昭和 57 年から平成 3 年までに建てられた社会福祉施設等のうち、耐震診断の評価に基づき耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備事業

火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、法令上のスプリンクラーの設置義務に関係なく、スプリンクラーの整備を促進するものである。

財源は、基金 2/4、県費 1/4、事業主負担 1/4 となっている。

補助率は、事業費又は基準額のいずれか低い額の 3/4 である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

耐震化整備事業

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	—	—	—	55,700	761,350
件数（件）	—	—	—	2	2

スプリンクラー整備事業

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	—	—	—	41,469	27,647
件数（件）	—	—	—	9	5

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 25 年度であり、終期年度は平成 26 年度の 2 ヶ年の補助事業である。

6. 補助対象者

耐震化整備事業

救護施設、障害者支援施設、障害児入所施設、母子生活支援施設・児童養護施設

スプリンクラー整備事業

①延べ面積 1,000 m²未満の施設及び延べ面積 1,000 m²以上の平屋建の施設

障害者支援施設、短期入所事業所、障害児入所施設

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める「障害支援区

分」4以上の者又はこれと同様の者が利用する施設
共同生活援助事業所（グループホーム）、福祉ホーム

7. 監査意見等

同様の補助金との関係性の整理について（監査意見）

No.50. 佐賀県障害者福祉施設スプリンクラー整備支援事業費補助金 の監査意見 参照

54. 佐賀県へき地診療所運営費補助金

1. 補助事業の趣旨

へき地診療所の適正な運営を図り、もって地域住民の医療を確保することを目的とした補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県へき地診療所運営費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金
交付要綱

3. 補助事業の内容

離島、山村等の医療体制が十分でない地域住民が利用するへき地診療所に対する補助事業である。市町が設置しているへき地診療所における事務費、研究費、医療費、伝送装置といった経費の2/3を助成している。厚生労働省はへき地医療対策として「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」を準備して県に補助金を給付しているが、県はその受領した補助金の100%を市町のへき地診療所に助成している。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	32,689	30,226	26,390	30,341	38,181
件数（件）	5	5	5	5	5

5. 開始年度／終期年度

昭和43年度から当該事業を開始した。離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療を確保するための補助事業であり、当該補助金がなくなってしまうと、へき地の医療体

制に大きな影響を及ぼすものと考えられることから終期は予定されていない。

6. 補助対象者

へき地診療所を設置している市町

7. 監査意見等

へき地の医療の確保・継続には当該補助事業が不可欠であり、また、当該補助事業が継続して行われてきたからこそ、今日までへき地診療所の運営が行われているものと評価できる。

5 5. 佐賀県災害拠点病院等放射能防護機能付加事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

東日本大震災、福島原子力発電所の事故を受けて、(原子力)災害時の医療体制(ライフライン関係)を強化することを目的とした事業である。UPZ(国際原子力機関 IAEA が定めた概念上の名称であり、原子力施設からおおむね半径 30km の範囲で、原発災害時に備えて事前対策が必要な地域)内にある災害拠点病院等において、屋内退避が必要になった場合に備え、病院施設の放射能防護機能の強化を図ることを目的とした補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県災害拠点病院等放射能防護機能付加事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

UPZ 内にある災害拠点病院等が施設の放射能防護機能を強化する際に必要な工事設計料及び工事費の経費(1施設2億円を上限)を補助する事業である。

4. 過去の補助金額の推移(過去5年間)

	H26年度
金額(千円)	17,284
件数(件)	1

5. 開始年度／終期年度

東日本大震災時に必要と認識された災害時の設備の整備であり、平成 26 年度から補助事業を開始した。医療法に定める佐賀県保健医療計画が平成 29 年度までとなっていることから平成 29 年度を終期としている。

6. 補助対象者

UPZ 内にある災害拠点病院及び救急告示医療機関

災害拠点病院とは、厚生労働省の発令によって定められた「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」で、次の機能を備えた病院であり、全国で 600 を超える病院が指定されている。なお、県内の災害拠点病院は 8 病院、UPZ 内にある災害拠点病院は 1 病院のみ（唐津赤十字病院）である。

- ① 24 時間いつでも災害に対する緊急対応ができ、被災地域内の傷病者の受け入れ・搬出が可能な体制を持つ医療機関
- ② 実際に重症傷病者の受け入れ・搬送をヘリコプターなどで行うことができる。
- ③ 消防機関（緊急消防援助隊）と連携した医療救護班の派遣体制がある。
- ④ ヘリコプターに同乗する医師を派遣できることに加え、これらをサポートする、十分な医療設備や医療体制、情報収集システムと、ヘリポート、救急車両、自己完結型で医療チームを派遣できる資器材を備えている。

また、救急告示医療機関とは、突然の病気や事故によって早急な治療が必要になった場合に、救急医療処置が可能な病院で知事からの認定告示を受けている病院であり、県内に 50 病院がある。

UPZ 内にある災害拠点病院を補助対象とするほか、原子力災害時に災害拠点病院の後方支援の役割を持つとともに、平時より地域の救急医療を担い重傷者が多く入院していると想定される救急告示医療機関も補助対象としている。

7. 監査意見等

当該事業は、大規模災害時に地域の医療拠点として機能する災害拠点病院への災害時を想定した補助であり、有益な事業であると考えます。

5 6. 佐賀県医療施設非常災害対策事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

医療施設の非常災害対策の充実・強化を図るため、非常災害に備えた物資を購入する施設の設置者に対し、設置費用の一部を補助することを目的とする事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県医療施設非常災害対策事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

医療施設において、風水害・震災・火災・原子力災害等に迅速かつ的確に対応できる体制を強化し、県民の安全・安心を確保して被害を最小に抑えることができる防災体制の構築に寄与することを目的とする事業であり、非常災害に備えた物資を購入した医療施設に対して、その購入費用の一部を補助する制度である。具体的には、県内に約 1,200 ある病院、診療所等の医療施設がカセットコンロ、簡易トイレ、照明機器、毛布等の非常用災害物資を購入した際に、その購入費用の 1/2 を上限に補助する制度である。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

	H26 年度
金額（千円）	163
件数（件）	5

5. 開始年度／終期年度

平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 年間の事業である。非常災害に備えた物資の配備は、基本的には医療施設が自ら実施すべきものであるが、「佐賀県医療法の施行等に関する条例」において、「医療機関は非常災害に備えた物資及び資材の配置又は調達体制の整備に努めること」と定めたため、医療施設の財政的・心理的負担を軽減し、早期に条例に適合できるよう誘導・動機づけすることを目的として、2 年間に限定して補助することとした。

6. 補助対象者

非常災害物資を購入した病院及び診療所

7. 監査意見等

効果的な補助金の交付について（監査意見）

医療施設に非常災害物資の配備を促進することによって、医療施設の防災対策への意識が向上することを期待して導入された制度であるが、開始年度においては利用件数が 5 件と低調な水準に留まっている。利用が低調だった理由は、医療機関に限らず県民全体として、災害が少ない地域なため、災害に対する意識が高くないことや、補助対象経費が少額なため、申請書類を作成してまでも補助を受ける医療施設が少なかったことが原因ではな

いかと県は考えている。当該補助金は医療施設における災害物資の備蓄促進を図るための制度であるため、県としては利活用件数が低調に終わった 26 年度を反省として、今後も引続き補助金の利活用を関係医療施設に周知していくことで所期目標を達成させていく方針である。当該制度の最終的な目的は、医療施設の災害物資備蓄の促進を図ることにあるため、2 年間の補助期間終了後も備蓄率を更に上昇させるように県がアナウンスを継続するとともに、県の積極的な実施指導等により医療施設に備蓄を指導していく必要があると考えられる。なお、医療施設の備蓄状況についてはアンケート調査で確認しており、平成 27 年 5 月時点における備蓄状況は以下のとおりである。

食料	45.1%	調理器具	51.5%	毛布・寝袋等	59.3%
飲料水	57.4%	簡易トイレ	37.3%	照明器具	79.2%

当該補助金の利活用が低水準に留まっているが、非常災害対策はいずれも施設設置者の義務であり、医療施設に対する県の実施指導等により災害物資の備蓄を積極的に指導することが可能であることを考えると、結果的には当該補助制度の有効性について、疑問が残るところである。目的達成のためのより効果的な補助制度の検討を期待するものである。

5 7. 佐賀県唐津赤十字病院移転改築事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

北部医療圏の「地域医療センターエリア」の核となる唐津赤十字病院の移転改築事業に対し補助を行うことにより、移転改築事業の着実な推進を図り、同医療圏における医療提供体制の強化を図ることを目的とする補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県唐津赤十字病院移転事業補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

唐津赤十字病院は県北部医療圏の核となる病院であり、県内で 8 ヶ所が指定されている災害拠点病院の 1 つである。しかしながら、昭和 53 年の竣工以来 30 年以上を経過して老朽化・狭隘化しており、耐震基準も満たしておらず地震等の災害発生時に災害拠点病院としての機能を発揮できない恐れがあるため、早急に移転改築して地域医療の確保・充実を図る必要がある。移転改築した唐津赤十字病院を中核として緊急時被ばく医療施設、ドク

ターヘリ発着場等の関連施設を同一敷地内に集約し、「地域医療センターエリア」を形成して医療機能の充実と医療機関同士の連携、医療資源の効率的運用を図る必要がある。

唐津赤十字病院の移転改築事業費のうち、①病院本館診療部門のうち病棟整備に要する経費、②高度・災害医療機器等の整備に要する経費、③病院本館非診療部門整備及びエネルギー棟整備に要する経費を補助対象経費としている。

補助対象経費のうち、地域医療再生基金・原子力発電施設等立地地域特別交付金といった国庫が負担する金額を控除した 50%を唐津赤十字病院が負担し、25%を市町（唐津市と玄海町）が負担し、残りの 25%を県が負担する。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

	H26 年度
金額（千円）	443,646
件数（件）	1

5. 開始年度／終期年度

平成 25 年度からの補助事業であり、移転新築工事が完了する平成 28 年度を終期としている。

6. 補助対象者

唐津赤十字病院

7. 監査意見等

北部医療圏においては、唐津赤十字病院が中核医療機関として医療提供体制を構築してきたが、老朽化・狭隘化している同病院を早急に移転新築し、地域の医療の確保・充実を図る必要があり、有益な事業であると考えます。

58. 佐賀県がん検診受診率向上事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

県民のがんによる死亡を減少させるため、がん予防の機運を高めてがん検診の受診率等を向上させることを目的とする補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県がんを生きる社会づくり条例

県の交付要綱：佐賀県がん検診受診率向上事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

佐賀県のがん死亡率は全国順位で見ても常にワースト上位にあり、中でも肝がん死亡率は平成 11 年から 16 年連続ワースト 1 位と県民にとっても身近な病気となっている。人口 10 万人当たりの死亡率は全国平均より高い状態が継続しているため、県民の健康にとってがんが重大な関心事となっている。厚生労働省によると、診断と治療の進歩により、早期発見・早期治療が可能となっていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させてがんを早期に発見することが極めて重要であると言われている。

がん検診は、健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として、対象年齢の住民に対して市町が事業主体となって実施されている。各市町では、がん検診事業（地方交付税措置事業）のほか、受診勧奨などの受診率を向上させるための事業も併せて実施している。県では、市町が行っている受診率を向上させるための事業のうち、個別受診勧奨事業及び再度受診勧奨事業等に対して、経費の一部を助成することで、市町における受診率向上の取組を支援している。

がん検診の実施に併せて行う個別勧奨再勧奨、及び肝炎ウイルス検査過去陽性者への受診勧奨等に係る経費を補助対象経費とし、その 1/2 を助成している（市町の人口規模に応じた基準額を上限としている）。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

（千円）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
佐賀市	738	457	254
武雄市	1,000	1,000	163
小城市	646	636	518
多久市	—	384	107
鳥栖市	—	444	132
唐津市	—	263	254
合計	2,384	3,184	1,428

5. 開始年度／終期年度

平成 24 年度からの補助事業である。がんによる死亡率が全国的に高いため、がん死亡率を減少させることは重要性が高く、県と市町が一体となって取り組むべき課題であるため、終期は設定していない。

6. 補助対象者

がん検診の受診勧奨事業を行う市町を直接の補助対象者としているが、最終対象者はがん検診の受診勧奨を受ける県民である。

7. 監査意見等

(1) 補助事業が一部の自治体の利用に留まっていることについて（監査意見）

過去の補助金の推移に記載したとおり、県内の10市10町のうち、当該補助事業を利用している自治体は6市に留まっている。当該事業を利用していない自治体にその理由を確認したところ、以下のような回答を得た。

- ・ 補助額のわりに業務（申請書・報告書の提出等）が煩雑であること
- ・ 検診事業全般に対する国の事業と当該事業との区別が難しいこと
- ・ 個別勧奨再勧奨は行っているが、市町の既存の一般予算で対応できており、補助金を申請するほどでもない

個別勧奨再勧奨事業の制度内容や効果が十分に認識されていない市町もあるものと考えられるため、事業に関する実情アンケートを実施するとともに、申請手続きや補助率の見直しなど、市町がより活用しやすい制度設計を検討する必要があると考える。

(2) 受診率が市町別で大きく異なっていることについて（監査意見）

佐賀県のがん死亡率は全国的に見ても上位にあり、国立がん研究センターがん対策情報センターが公表している47都道府県別の全がんの75歳未満年齢調整死亡率の推移（人口10万人対死亡率）は以下のとおりである。

年	死亡率	全国順位	年	死亡率	全国順位	年	死亡率	全国順位
H9	116.5	45	H15	100.9	41	H21	92.2	43
H10	115.4	45	H16	101.2	43	H22	87.9	38
H11	113.1	45	H17	102.6	46	H23	92.0	45
H12	110.3	46	H18	95.1	41	H24	86.9	42
H13	102.9	38	H19	100.6	46	H25	85.9	41
H14	101.7	42	H20	94.6	43	H26	85.9	43

人口10万人当たりの死亡率は毎年低下傾向にあるものの、全国平均と比較すると常にワースト上位に留まっている。

公益財団法人日本対がん協会によると、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがんは、それぞれ特定の方法で行う検診を受けることで早期に発見でき、更に、治療を行うことで死亡率が低下することが科学的に証明されているとされている。厚生労働省が公表している国民生活基礎調査（平成24年度）による佐賀県のがん検診受診率は以下のとおりであり、いずれも全国平均を上回っており、当該補助事業の成果の一つと考えられる。

検診受診率	佐賀県	全国平均
胃がん	18.7%	12.9%
大腸がん	25.5	24.7
肺がん	27.4	21.3
子宮頸がん	54.5	38.4
乳がん	48.7	37.6

一方、県が調査した市町別のがん検診率（平成24年度。70歳未満）は以下のとおりであり、受診率が市町別で大きく異なっている。

	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん
佐賀市	14.79%	19.55%	19.02%	55.74%	44.13%
唐津市	23.57	31.57	32.30	75.68	43.95
鳥栖市	9.53	9.78	10.85	45.01	37.46
多久市	24.77	39.16	40.57	61.35	65.51
伊万里市	12.05	19.33	25.01	43.46	42.07
武雄市	22.08	26.68	32.41	39.58	52.00
鹿島市	18.54	25.65	23.74	44.60	53.48
小城市	28.55	37.38	46.68	71.49	75.89
嬉野市	26.52	39.88	37.60	56.18	72.64
神埼市	20.36	31.15	30.93	44.20	45.40
吉野ヶ里町	14.91	22.39	23.30	33.54	42.63
基山町	27.05	30.84	32.07	58.77	59.79
上峰町	11.41	14.59	22.17	27.80	44.33
みやき町	12.27	19.77	23.42	30.90	42.53
玄海町	12.32	17.29	26.59	39.51	18.89
有田町	24.64	40.22	34.75	54.76	72.09
大町町	16.53	24.84	20.72	38.09	46.13
江北町	21.31	37.51	37.43	48.74	63.00
白石町	20.17	26.38	34.12	44.32	50.22
太良町	25.08	32.85	55.56	47.76	53.33
県計	18.48	25.19	27.14	53.99	48.23

市町別の受診率は、検診の周知方法、実施回数（曜日を含む）、個別勧奨再勧奨の実施の有無、広域化等の状況などで異なってくると想定されるが、受診率の向上のための施策としては、対象住民にあったリーフレットの送付等による検診の周知、実施回数の増加（曜日見直しを含む）、個別勧奨再勧奨の実施及び個別指導の実施等が考えられる。受診しやすい環境づくりに向けて、各市町の実情に応じた対応が必要であり、受診率が低い市町を中

心にその原因分析を行うとともに、受診率向上に向けた市町の取組みを、県が指導性をもって支援する必要があると考える。特に、死亡率は高いが受診率が低い市町に対する支援を強化することにより、当該事業はより効果的に実施できるものとする。

5.9. 佐賀県妊娠安心風しん予防接種事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

妊娠を予定又は希望する人や妊婦の同居者の風しん予防ワクチンの接種を促進することで、妊婦の風しん感染リスクを下げ、先天性風しん症候群の発生を予防し、安心して妊娠や出産できるようにするための補助事業である。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県妊娠安心風しん予防接種事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

市町（補助事業者）が行う妊娠安心風しん予防接種事業に対して県が補助金を交付する事業である。妊娠を予定又は希望する女性及び妊婦の同居者（夫等）を対象として、市町が風しん予防ワクチンの接種事業を実施する場合に、その経費の一部を県が補助する事業である。県の単独事業であり、ワクチン接種費及び市町が負担する事務費を補助対象経費とし、その 1/2 を助成している。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	9,796	4,370
件数（件）	2,023	882

5. 開始年度／終期年度

平成 24 年度から全国的に風しん患者が増加してきたため、平成 25 年度から補助事業を開始した。平成 28 年度までに対象者が予防接種を終了すると見込んでいるため、4 年間の補助事業としている。

6. 補助対象者

風しん予防ワクチンの接種事業を行う市町を直接の補助対象者としているが、最終対象者は風しん予防ワクチンの接種を受ける県民である。

7. 監査意見等

当該事業は、妊婦の風しん感染リスクを下げて先天性風しん症候群の発生を防止し、安心して妊娠・出産できるようにすることを目的としており、有益な事業であると考えます。

60. 有田焼創業 400 年事業（佐賀県プラン）に伴う文化財保存事業補助金

1. 補助事業の趣旨

古九谷の生産地論争における有田説の旗頭として注目されている窯跡である山辺田窯跡を学術調査し、有田焼の歴史的・学術的価値を再検証し、有田焼が日本の磁器発展に果たした歴史的役割への認知度を高め、その歴史的・学術的価値を広く発信する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：有田焼創業 400 年事業（佐賀県プラン）に伴う文化財保存事業補助金
交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

佐賀県は、平成 28 年度に創業 400 年を迎える有田焼を対象に、有田焼創業 400 年事業に取り組んでおり、①市場開拓（海外市場等の開拓、新たな流通の仕組みづくり）、②産業基盤整備（人材集積・育成、技術・デザイン力の向上、伝統技術の継承・磨き上げ）、③情報発信（国内外への発信、焼き物文化等の発信）を 3 つの柱として事業を推進している。

そして、当該事業を構成する個別・具体的なプロジェクト（全部で 17 のプロジェクトに取り組んでいる。）の 1 つとして、「大発掘プロジェクト」というものがある。当該プロジェクトは、古九谷の生産地論争における有田説の旗頭として注目されている窯跡である山辺田窯跡を学術調査し、有田焼の歴史的・学術的価値を再検証する、というものである。

当該プロジェクトの財源として位置付けられているのが、本事業である。

本事業は、有田焼創業 400 年事業の一貫として有田町が実施している山辺田窯跡の学術調査に要する経費を対象にその全額を佐賀県が補助する。つまり、有田町の負担はゼロとなる（厳密には、平成 26 年度は事業費実績が有田町により申請された当初予算 6,000,000

円を若干超過したため、当該超過額 863 円は有田町が負担している。)

調査は、年度の後半から年度末にかけて、発掘調査準備→発掘調査→現地説明会→発掘物整理という順序で進められる。

主な補助対象経費は、調査に係る業務委託費、発掘調査対象地の借地料、調査に必要なコンテナなど物品・消耗品費となっている。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	—	—	—	—	6,000

5. 開始年度／終期年度

佐賀県は、有田焼創業 400 年事業を平成 25 年度から平成 28 年度まで計画しており、当該事業の一環として本事業は平成 26 年度から開始している。

平成 28 年度の有田焼創業 400 年に合わせて平成 28 年度までに調査結果報告を予定しており、平成 28 年度を終期としている。

6. 補助対象者

補助事業者：有田焼創業 400 年事業を実施する有田町

7. 監査意見等

当該事業における県のかかわり方について（監査意見）

佐賀県は、平成 28 年度に創業 400 年を迎える有田焼を対象に、有田焼創業 400 年事業に取り組んでおり、当該事業を構成する個別・具体的なプロジェクトの 1 つとして、古九谷の生産地論争における有田説の旗頭として注目されている窯跡である山辺田窯跡を学術調査し、有田焼の歴史的・学術的価値を再検証する事業を実施しており、当該プロジェクトの財源として位置付けられているのが本事業であり、事業主体者は有田町で、その全額を佐賀県が補助している。

但し当該調査は、県の取り組むプロジェクトの一環として、すなわち県の重要な事業として行われ、事業期間は 3 年間で、全額県の財源によって実施されており、調査結果は県のプロジェクトとして県に帰属する部分が多いであろうことからしても、実質的には県の事業という性格が強く、県が事業主体者として、県の管理・責任のもと事業を実施することが実態に合った形態ではなかったかと考える。事業主体が有田町ということでは、事業期間終了後の本調査の継続の有無や調査方法の検討などを主体者である有田町が決定し、調査成果の帰属先も有田町で、県はあくまで補助者であるという形式になるが、それは実態に即していないと考える。

県では、『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』平成 10 年 9 月 29 日文化

庁通知」(以下、「文化庁通知」という。)に基づいて、単独市町内での遺跡調査という面から現在の役割分担を定めており、そこは理解するところであるが、文化庁通知の中でも、開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応も求めており、今後同様の補助金交付を検討する場合には、このような観点も踏まえて十分にご検討いただきたいと考える。

6 1. 佐賀県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金

1. 補助事業の趣旨

家庭における太陽光エネルギーの普及の拡大及び低炭素社会の実現を図るため、住宅用太陽光発電の普及を促進する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：住宅用太陽光発電導入支援補助金応募要領、住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業 実施細則

3. 補助事業の内容

国は、太陽光発電導入量の飛躍的な拡大のために、一般住宅への太陽光発電システム設置を支援しており、平成 25 年度まで住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業を実施していた。

本事業は、国の「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業」をベースに佐賀県でも同様の補助金制度として実施したものである。なお、国の「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業」における補助金制度は、以前は高額だった太陽電池モジュールの価格が下落したことから、平成 25 年度で終了したのに対し、佐賀県の本事業は平成 26 年度まで実施している。この点において、本事業は、国の補助金制度と連動・一体化している制度ではなく、佐賀県独自の補助金制度と言える。

本事業は、佐賀県内の住宅に一定の要件を満たす太陽光発電システムを設置する者がその設置に要する経費のうち、最大出力 1kw 当り 1 万円（1 件当りの上限 4 万円）を補助するものである。

主な補助対象経費は、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、設置工事費用となっている。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

住宅用太陽光発電設備の設置が普及してきたこともあり、補助金の実績金額及び実績件数は減少傾向にあるが、補助金の1件当りの上限を平成23年度及び平成24年度は100千円としていたところを、太陽電池モジュールの価格の下落に伴い平成25年度は60千円に下げ、平成26年度はさらに40千円に下げたことが実績件数の減少の主な原因と思われる。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	—	324,605	337,319	146,957	67,672
件数（件）	—	3,437	3,533	2,558	1,751
平均金額	—	94	95	57	39

5. 開始年度／終期年度

佐賀県は、佐賀県政策カタログ2011（佐賀県総合計画2011）にて、太陽光発電などの再生可能エネルギーの加速度的普及とスマートグリッド技術等の確立により、地産地消の分散型エネルギー社会の実現をすることを目指すことを公表しており、数値目標として、平成23年度から平成26年度までの4カ年で県内の住宅用太陽光発電設備の設置件数を27,500件とすることを掲げている。これに合わせて、本事業は平成23年度から開始し、平成26年度を終期としている。そして、平成23年度から平成26年度までの4カ年で県内の住宅用太陽光発電設備の設置件数を27,500件とする成果指標をほぼ達成することができ、一定の普及が進んだため、平成26年度で終了している。

6. 補助対象者

補助事業者：佐賀県内の住宅に、下記の要件を満たす太陽光発電システムを設置する者

- ・太陽電池の最大出力またはパワーコンディショナの定格出力が10kw未満
- ・1kw当りの購入費用等が50万円以下
- ・購入先または設置工事の契約先が県内事業者

7. 監査意見等

佐賀県政策カタログ2011（佐賀県総合計画2011）において、「住宅用太陽光発電の普及率が9年連続全国1位という実績を牽引力として、引き続き住宅用太陽光発電設置への支援を行うとともに、工場等に設置する事業所用太陽光発電やメガソーラーの設置促進に一体的に取り組み、全国に先駆けて普及させることで、太陽光王国「佐賀」を実現し、今後のエネルギー政策においても全国のモデルとなることを目指す。」としている。

本事業は、佐賀県を住宅用太陽光発電の普及率13年連続1位（平成26年度末 佐賀県独自集計）に導いた1つの重要な要因となったものと評価できる。

6 2. 佐賀県伊万里市第 4 工業用水道整備事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

伊万里市に立地する企業の大規模な事業拡張を実現し、本県西部地域において大規模な雇用の確保と地域経済の活性化を図るため、伊万里市第 4 工業用水道を整備する伊万里市に対し、補助金を交付する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県伊万里市第 4 工業用水道整備事業費補助金

関連する国の法令：工業用水道事業法

関連する国の交付要綱：工業用水道事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

伊万里市の第 1 工業用水道から第 3 工業用水道の給水余力が逼迫する中、新たな工場を平成 21 年 7 月から操業する計画が示され、それを期限に大量の工業用水の確保が必要となり、第 4 工業用水の整備が決定された。

本事業は、第 4 工業用水道の総事業費 16,954,468 千円のうち国庫補助金 2,164,200 千円、企業分担金 3,000,000 千円等を除く 11,639,200 千円の財源として発行される地方債について、利息の支払い及び元金の償還額の 1 / 2 を補助するものである。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

平成 24 年度から地方債の元金部分の償還が始まっており、元金の年間償還額の増加により補助金額が増加している。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	111,352	111,894	121,123	170,903	297,740
うち利息部分	111,352	111,894	111,845	111,396	109,591
うち元金部分	0	0	9,278	59,507	188,149

5. 開始年度／終期年度

補助金の対象となる地方債は平成 18 年度から平成 21 年度に起債されたものである。その当該地方債の利息の支払いや元金の償還が開始されるのが平成 21 年度であり、利息の支払いや元金の償還が完了するのが平成 49 年度となっている。これに合わせて、本事業は平成 21 年度から開始し、平成 49 年度を終期としている。

6. 補助対象者

補助事業者：伊万里市第4工業用水道を整備する伊万里市

7. 監査意見等

補助対象経費の変更に伴う補助金の交付手続き等について（監査意見）

当該補助事業の対象となっている工事は、伊万里市が平成18年度から平成21年度にかけて行った伊万里市第4工業用水道整備事業であるが、この工事に関し、平成24年2月9日に、貯水施設建設工事の請負業者が、伊万里市に対して建設工事請負代金の残金約5億9千万円の支払いを申し立てた。これに対し審理を行ってきた国土交通省に設置される中央建設工事紛争審査会から、平成27年7月30日に、「伊万里市は、工事請負業者に対して、請負代金の残金として、3億1千万円を支払う」という仲裁判断が下された。このため、伊万里市は県に対し建設工事請負代金の残金の支払いに係る財政支援の要請を行い、これを受け県は、当該補助金の交付要綱を改正するとともに、議会の承認を経て1億5千5百万円を新たに補助金として交付している。

当該補助金に関して、県はあくまで事業の補助者として事業主体者の伊万里市を補助するもので、しかも、工事代金の補助ではなく、当該工事の財源を得るために伊万里市が発行した地方債の償還の際の元金並びに利息の2分の1を補助するものとしており、工事完成後の工事金額の変更に際して、県がその変更部分の2分の1の額を追加で補助することに違和感を感じた。工事に関する責任は、本来、事業主体者の伊万里市にあり、工事代金の変更があったとしても、そのことは必ずしも補助者である県の負担に結びつくものではないと考えるからである。この事業には国の補助金も交付されているが、工事代金が増えたからと言って、国の補助金に変動はない。ましてや、県の補助は地方債の償還財源を補助するとしている状況の中で、追加工事代金の負担がなぜ県に及ぶのかという疑問を持ったものである。

当該事業は、伊万里市の工場誘致の事業として伊万里市が事業主体者となって行っていたが、伊万里市の企業誘致によって県西部地区における大規模な雇用の場の確保と地域経済の活性化を図るために、県と伊万里市が一体となって整備を推進してきたもので、事業の主体者は伊万里市としながらも県は市との共同事業としての位置づけで取り組み、伊万里市に対する財政支援として、事業費の半分を県が補助してきたものであるという県の説明であった。また、今回の追加支払いについては、当初工事代金の確定に伴うもので、もともとの伊万里市と県との合意内容に沿ったものであるという見解であった。

当方としては、共同事業として県が半分を負担するという内容のものであれば、伊万里市との共同事業として、すなわち、県も事業の主体者として工事代金の積算等にもしっかりと係わっていれば、追加工事金の発生を防げる余地があったのではないかと考えたが、実際に県からは数人の技術関係者が伊万里市に派遣され支援していた上に、今回の工事代

金の追加払い分の原因は、当初の積算時点では予想不能な事態によって生じたものであり、その意味では確かに今回の追加払い分も含めた額が、県が主張するような当初の工事代金であったと考えることが、止むを得ないものと当方も考えたところである。

以上により、県の追加負担は結果として止むを得なかったものと当方も考えるに至ったところではあるが、もともとの伊万里市と県の負担関係の合意内容が、工事代金の追加等を想定していなかったために、償還元金並びに利息の半分を補助するという形で合意書が結ばれていたことや、補助金交付要綱の改正において、地方債の元利償還額を補助対象経費としていた中に、中央建設工事紛争審査会の仲裁判断による伊万里市第4工業用水道貯水施設建設工事請負契約にもとづく請負代金の残金が増えられるという不自然な形での改正になってしまっている点などは好ましくなく、今後の同様の事業の実施に際し、十分に考慮いただきたい点であると考えます。本来事業に対して責任を負うべき事業主体者と、あくまで補助金を交付するのみで本来は責任や負担を負わない補助者という形態で元利金の償還額を補助するという形をとりながら、実際には責任の所在や負担関係がそれとは異なった形での事業展開がなされているという歪みが、このような部分に影響を与えているものと考えます。今後の同様の事業に際しては、十分に考慮・検討して当たっていただきたいと考えます。

6.3. 佐賀県工場等立地促進補助金

1. 補助事業の趣旨

多様な就業の場の創出と地域経済の活性化を図るため、佐賀県の産業構造の改善又は工業開発の促進に必要と認められる工場等の新設・増設を行った事業者等に対し、補助金を交付する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県企業立地の促進に関する条例

県の交付要綱：佐賀県工場等立地促進補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

企業立地に係る補助金は、企業が工場等の建設場所を決定する際の重要な要件の1つとなっており、佐賀県としても、多様な就業の場の創出と地域経済の活性化を図るため、佐賀県の産業構造の改善又は工業開発の促進に必要と認められる工場等の新設・増設を行った事業者等に対し、補助金を交付する。

具体的には、立地決定日から一定期間内に、工場等の新設・増設し操業開始すること、その投資額は一定額以上となること、新規地元雇用者数が所定人数以上となることを要件とし、①工場等の新設・増設に係る投資額及び②これに伴い新規に地元から採用する雇用者等の人数に対して下記の金額を補助するものである。

① 工場等の新設・増設に係る投資額（立地促進奨励金）

補助金額：投資額 × 2% × 工業団地等立地加算（該当する場合：2倍）
 × 重点誘致産業等立地加算（該当する場合：2倍 or 3倍）
 × 特区加算（該当する場合：2倍）

補助金の上限額：5億円（特区内への立地の場合、10億円）

② 新規に地元から採用する雇用者等の人数（雇用促進奨励金）

補助金額：新規に地元から採用する雇用者等の人数 × 50万円（～49人目）
 75万円（50人目～99人目）
 100万円（100人目～）

補助金の上限額：なし

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

本事業は、工場等の新設若しくは増設に係る投資額及び新規地元雇用者等の人数に対する補助金であるため、毎年、投資額は増減し、補助金額も増減するが、平成22年度は特に補助金額が多額となっている。これは、4件中投資額の大きい企業誘致が3件を占めたためである。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	1,643,995	0	52,849	211,417	377,620
件数（件）	4	0	1	3	3

5. 開始年度／終期年度

本事業は、平成10年度より開始している。

多様な就業の場の創出と地域経済の活性化を図るためには、企業誘致のための補助を継続していくことが必要であるため、終期を設定していない。他方で、本事業は必要に応じて制度内容を見直しており、平成22年度には実績報告書に事業効果を記載させるよう交付要綱を改正したり、平成25年度には工場等の早期撤退時における補助金返還規定を導入している。

6. 補助対象者

補助事業者：県または市町と立地協定を締結した事業者等で、佐賀県の産業構造の改善又は工業開発の促進に必要と認められる工場等の新設若しくは増設を行った事業者等

7. 監査意見等

佐賀県内における雇用の創出、地域経済の発展に一定の成果を得られる有益な事業であると考えます。

6 4. 佐賀県物流施設立地促進補助金

1. 補助事業の趣旨

多様な就業の場の創出と地域経済の活性化を図るため、佐賀県の産業の振興に資すると認められる物流施設の新設・増設を行った事業者等に対し、補助金を交付する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県企業立地の促進に関する条例

県の交付要綱：佐賀県物流施設立地促進補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

本事業は、**6 3. 佐賀県工場等立地促進補助金**と同じ趣旨で制定されており、補助の対象となる設備を工場としているのが**6 3. 佐賀県工場等立地促進補助金**であり、これに対し、本事業は物流施設を補助の対象としている点で異なるにすぎない。

このため、補助対象者や設備に係る補助金交付の要件は、補助金の算定方法及び上限額が異なるものの、それ以外の要件はおおむね同じ内容となっている。

① 物流施設の新設・増設に係る投資額（立地促進奨励金）

補助金額：投資額 × 2%

補助金の上限額：3億円

② 新規に地元から採用する雇用者等の人数（雇用促進奨励金）

補助金額：新規に地元から採用する雇用者等の人数 × 50万円（～49人目）

75万円（50人目～99人目）

100万円（100人目～）

補助金の上限額：なし

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

本事業は、物流施設の新設若しくは増設に係る投資額及び新規地元雇用者等の人数に対する補助金であるため、毎年、投資額は増減し、補助金額も増減している。ただし、**6 3. 佐賀県工場等立地促進補助金**は工場等の設備投資を対象にしているのに対し、本事業は物

物流施設の設備投資を対象にしているため投資額は比較的少なくなっている。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	206,324	27,532	0	99,763	0
件数（件）	3	1	0	4	0

5. 開始年度／終期年度

本事業は、平成 18 年度より開始している。

多様な就業の場の創出と地域経済の活性化を図るためには、企業誘致のための補助を継続していくことが必要であるため、終期を設定していない。他方で、本事業は必要に応じて制度内容を見直しており、平成 22 年度には実績報告書に事業効果を記載させるよう交付要綱を改正したり、平成 25 年度には物流施設の早期撤退時における補助金返還規定を導入している。

6. 補助対象者

補助事業者：県または市町と立地協定を締結した事業者等で、佐賀県の産業の振興に資すると認められる物流施設の新設若しくは増設を行った事業者等

7. 監査意見等

佐賀県内における雇用の創出、地域経済の発展に一定の成果を得られる有益な事業であると考えます。

6 5. 佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金

1. 補助事業の趣旨

多様な就業の場の創出と地域経済の活性化を図るため、佐賀県の産業の振興に資すると認められるビジネス支援サービス業のための施設の新設・増設を行った事業者等に対し、補助金を交付する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県企業立地の促進に関する条例

県の交付要綱：佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

本事業は、**63. 佐賀県工場等立地促進補助金**と同じ趣旨で制定されており、補助の対象となる設備を工場としているのが**63. 佐賀県工場等立地促進補助金**であり、これに対し、本事業は下記のビジネス支援サービス業のための施設を補助の対象としている点で異なる。

- ・バックオフィス（経理、総務、人事等の管理業務又は書類の収発、データ入力等の事務作業等を集約的に行う事業）
- ・インターネット付随サービス業
- ・デジタルコンテンツ業
- ・ソフトウェア業
- ・情報処理・提供サービス業
- ・コールセンター業
- ・機械設計業
- ・商品検査業、非破壊検査業、研究開発支援検査分析業
- ・企業立地支援サービス業（**63. 佐賀県工場等立地促進補助金**又は**64. 佐賀県物流施設立地促進補助金**の交付要綱が定める立地協定を締結した者の事業の用に供するため、土地及び対象施設を取得し当該事業者へ賃貸する事業）

このように労働集約的で業務の大半が事務所で行われる業種を補助の対象とすることから、補助対象経費として、施設に係る設備投資以外にも、事務所・駐車場の賃料や通信回線使用料が含まれている。また、一定規模以上の施設ではない限り、投資額が一定額以上であることが交付要件とはされておらず、交付要件である新規地元雇用者等の最低人数は、上記の業種ごとに異なる。補助金の算定方法及び上限額（一定規模以上の施設は別に定める。）は、下記のとおりである。

① - 1 施設等の新設・増設に係る投資額（立地促進奨励金）

補助金額：投資額 × 10%

補助金の上限額：1億円

① - 2 オフィス等の賃料（立地促進奨励金）

補助金額：オフィス等の賃料 × 50%

補助金の上限額：3年間で3,000万円

① - 3 通信回線使用料（立地促進奨励金）

補助金額：新規地元雇用者数等 × 20万円

補助金の上限額：3年間で8,000万円

② 新規に地元から採用する雇用者等の人数（雇用促進奨励金）

補助金額：新規に地元から採用する雇用者等の増加人数 × 50万円（～49人目）

75万円（50人目～99人目）

100万円（100人目～）

* 補助対象期間は① - 2 及び① - 3 と同様に、3年間であるため、

前年度から増加した人数分のみが対象となっている。

補助金の上限額：なし

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

本事業は、ビジネス支援サービス業のための施設の新設若しくは増設に係る投資額及び新規地元雇用者等の人数に対する補助金であるため、毎年、投資額は増減し、補助金額も増減している。ただし、**63. 佐賀県工場等立地促進補助金**は工場等の設備投資を対象にしているのに対し、本事業はビジネス支援サービス業のための施設の設備投資を対象にしているため投資額は比較的少なくなっている。さらに、**64. 佐賀県物流施設立地促進補助金**と比較すると、本事業の補助金額の方が多額となっているが、これは実施件数において、本事業の方が**64. 佐賀県物流施設立地促進補助金**より多いためであり、1件当たりの件数は大きく異なるわけではない。本事業が対象としている業種の施設は、当該業種に係る業務の性質上、仕事場としての条件的な制約があまりなく、事務所等の移転が容易にできるためであると推測される。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	148,211	120,641	82,969	93,817	156,362
件数（件）	7	6	5	6	7

5. 開始年度／終期年度

本事業は、平成17年度より開始している。

多様な就業の場の創出と地域経済の活性化を図るためには、企業誘致のための補助を継続していくことが必要であるため、終期を設定していない。他方で、本事業は必要に応じて制度内容を見直しており、平成22年度には実績報告書に事業効果を記載させるよう交付要綱を改正したり、平成25年度には施設の早期撤退時における補助金返還規定を導入している。

6. 補助対象者

補助事業者：県または市町と立地協定を締結した事業者等で、佐賀県の産業の振興に資すると認められるビジネス支援サービス業のための施設の新設若しくは増設を行った事業者等

7. 監査意見等

佐賀県内における雇用の創出、地域経済の発展に一定の成果を得られる有益な事業であると考えられる。

6 6 . 佐賀県緊急雇用創出基金事業費補助金

1 . 補助事業の趣旨

佐賀県下の雇用失業情勢等に鑑み、本県における雇用及び就業の機会の創出を図るため、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等を雇い入れて行う事業並びに経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、若者、女性等の雇用機会の創出を図るとともに、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業を実施する市町（広域連合及び一部事務組合を含む。）に対する支援を行う。

2 . 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県緊急雇用創出基金事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱等：緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱、緊急雇用創出事業等実施要領

3 . 補助事業の内容

(1) 委託事業

失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であって、当該事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの（宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）に対する委託により行う次のいずれかの事業となっている。

- ・ 緊急雇用創出事業
- ・ 重点分野雇用創出事業
- ・ 地域人材育成事業
- ・ 震災等緊急雇用対応事業
- ・ 起業支援型地域雇用創造事業
- ・ 地域人づくり事業

(2) 直接実施事業

失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供のために、自ら実施する事業で、上記（1）委託事業に該当する事業（地域社会雇用分野の事業及び起業支援型地域雇用創造事業並びに地域人づくり事業を除く。）となっている。

(3) 事業に係る周知及び広報並びに事業の運営経費

上記（1）委託事業、（2）直接実施事業に係る周知及び広報並びに事業の運営に要する経費となっている。

補助金の財源は、全額国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金であり、補助率も 10/10 である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 21 年度開始の事業であり、過去 5 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	2,336,742	1,979,313	1,391,912	984,507	749,194

5. 開始年度／終期年度

国が定めた緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱に基づき、開始年度は平成 21 年度、終期年度は平成 27 年度の補助事業としている。

6. 補助対象者

佐賀県内の市町

7. 監査意見等

補助金の趣旨に沿った使途の確認について（監査意見）

当該補助金の補助事業者は県内の市町であるが、最終の実施主体は市町からの委託に基づく民間企業等である。補助金に基づく事業が県の交付要綱や国の交付金交付要綱、実施要領に基づいて適切に実施されているかについての確認は、市町が行っており、県は市町から事業の概況等の報告を受けているのみで、委託先が民間企業、NPO 法人の場合は具体的な委託先名等も報告されない。

平成 26 年度緊急雇用創出基金事業費補助金の市町毎の事業一覧によると、複数の市町において似たような事業内容、ラジオ等の放送媒体を利用した観光情報発信人材育成事業が佐賀市、多久市、小城市、神崎市、上峰町、有田町にて行われており、補助金交付決定額もそれぞれ、佐賀市 19,409 千円、多久市 19,725 千円、小城市 21,265 千円、神崎市 21,492 千円、上峰町 17,487 千円、有田町 17,985 千円となっており似たような金額となっている。特に小城市においては、当該事業以外に観光・物産ポータルサイト構築運営事業 15,913 千円、小城市宣伝隊事業 22,805 千円、インターネット情報番組発信事業 11,215 千円、観光 ICT 人材育成・観光情報発信番組作成事業 21,014 千円と ICT・広告・放送に特化した事業となっている。それぞれの市町において適切な事業であると判断されて申請された結果によるものではあるが、当該交付金の目的は、失業者の人材育成及び就業支援や在職者への処遇改善等の地域のニーズに応じた人づくりであるから、特定の業種に偏って事業が実施されることは好ましくないと思われる。当該事業は平成 27 年度で終了となる事業で

はあるが、今後同様な事業の実施に際しては、県は市町が委託している事業について取りまとめを行う立場にあるのであるから、雇用促進や人材育成といった補助金の趣旨を鑑みて特定の事業に極端に偏ることがないように、モニタリング等を行う必要があると考える。

6 7. 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

商工会及び商工会議所の行う小規模事業者の経営の改善発展のための事業等の促進を図り、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と安定に寄与するため、商工会、商工会議所及び商工会連合会に対して運営経費の補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱、経営改善サポーター設置事業実施要領、専門家派遣事業実施要領

関連する国の法令：小規模企業振興基本法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

佐賀県内の各商工会及び商工会議所及び佐賀県商工会連合会の行う小規模事業者に対する経営改善普及事業、佐賀県商工会連合会の行う各商工会に対する指導事業等であり、具体的には以下の事業となっている。

(1) 経営指導員、専門経営指導員、商工会指導員、経営指導員研修生、補助員及び記帳専任職員の設置費

補助事業者が行う小規模事業者の経営の改善発展のための事業及び商工会連合会が行う商工会を指導する事業を実施するために必要な経費のうち、補助対象職員の設置に関する経費

(2) 指導事業費

補助事業者が行う経営改善普及事業及び商工会指導事業を実施するために必要な経費のうち、旅費、事務費及び記帳指導員等設置に要する経費

(3) 資質向上対策事業

補助事業者が行う経営改善普及事業等の適切かつ効率的な実施を図るために必要な研修事業

(4) 専門家派遣事業

商工会議所及び商工会連合会が行う経営改善普及事業等の適切かつ効率的な実施を図るために必要な専門家派遣事業

(5) 情報ネットワーク化推進事業

商工会連合会が行う商工会との間の情報ネットワークの運営事業

(6) 事務局長設置事業

商工会、商工会議所及び商工会連合会が行う指導環境の整備を図るために必要な事務局長の設置事業

(7) 経営改善サポーター設置事業

商工会議所及び商工会連合会が行う経営改善サポーターの設置事業

(8) 若手後継者等育成事業

商工会議所及び商工会連合会が行う商工会議所及び商工会に設置されている青年部又は女性部の活動推進事業

(9) 合併協議会開催事業

商工会及び商工会連合会が行う合併協議会の開催等に関する事業

(10) 合併推進支援事業

合併した商工会が行う広域指導体制の整備等に関する事業

なお、補助対象経費の補助率は 10/10 以内であり（但し、補助対象職員の設置費に係る福利厚生費については、1/2 以内、専門家派遣事業における同一の派遣事業の 4 回目以降分については、2/3 以内である。）、補助金の財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、昭和 45 年度開始の事業であり、過去 5 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	974,296	997,232	981,341	1,000,190	985,649

5. 開始年度／終期年度

昭和 45 年度開始の事業であり、今後も「小規模企業振興基本法」並びに「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、国・県・市町・支援機関等関係者が一体となって、小規模事業者の振興に取り組んでいく必要があるため終期の設定は考えられていない。

6. 補助対象者

佐賀県内の各商工会議所及び商工会並びに佐賀県商工会連合会

7. 監査意見等

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と安定に寄与するための有益な事業であると考える。

68. 佐賀県中小企業連携組織対策事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

中小企業の連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導の促進を図るため、佐賀県中小企業団体中央会に対して運営経費の補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

佐賀県中小企業団体中央会の行う佐賀県内の組合等の中小企業団体の育成及び指導事業等であり、具体的には以下の事業となっている。

(1) 指導員及び職員の設置費

中小企業の組織連携の推進並びに中小企業団体の育成及び指導事業を実施するために必要な経費のうち補助対象職員の設置費

(2) 指導事業費

中小企業の組織連携の推進並びに中小企業団体の育成及び指導事業を実施するために必要な経費のうち補助対象職員の旅費及び事務費等

(3) 資質向上事業

指導員等の資質の向上を図るための研修旅費、研修受講料等

(4) 中小企業連携組織等支援事業

問題を抱える組合等の連携組織に対して、専門家等を活用しつつ支援を行う事業

(5) 地域産業実態調査事業

地域産業の実態、中小企業の連携状況、専門家を活用した成功事例等について様々な観点から調査を行うとともに、データベース作成に係る事業及び中小企業情報連絡員を配置し情報を収集する事業

(6) 後継者等育成支援事業

組合等の青年部に所属する若手後継者が、成功事例及び先進地を視察し、体験型研

修を行う事業

なお、補助対象経費の補助率は 10/10 以内であり（但し、補助対象職員の設置費に係る福利厚生費については、1/2 以内、中小企業連携組織等支援事業費については、2/3 以内である。）、補助金の財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、昭和 45 年度開始の事業であり、過去 5 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	89,307	88,847	91,784	94,251	95,014

5. 開始年度／終期年度

昭和 45 年度開始の事業であり、今後も事業協同組合等の連携組織の持続的な発展を図るためには、引き続き補助事業を継続し、最適な連携等の支援を行うとともに、経営課題に応じた解決策の提案及び指導を行っていく必要があるため終期の設定は考えられていない。

6. 補助対象者

佐賀県中小企業団体中央会

7. 監査意見等

中小企業の連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導の促進を図るための有益な事業であると考えます。

6 9. 佐賀県信用保証料補給費補助金

1. 補助事業の趣旨

経営の合理化や安定・強化、又は経営資源の活用に取り組む中小企業者を金融面から支援するため、信用保証料の低減を行う佐賀県信用保証協会に対して、通常使用する基本料率との差額分の補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県信用保証料補給費補助金交付要綱、経営革新支援貸付企業経営力強化資金に係る信用保証料免除補助金交付要綱、経営革新支援貸付経営基

盤強化資金に係る信用保証料免除補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている佐賀県内の中小企業者が、佐賀県の融資制度を利用して金融機関から保証付きで事業資金の融資を受ける際に、保証料の一部を補助する制度である。具体的には、補助事業者である佐賀県信用保証協会が通常適用する基本料率と低減を行った信用保証料率を適用した際に発生する信用保証料の低減額を、佐賀県が佐賀県信用保証協会に補助する事業となっている。ただし、基本料率の低減は、融資制度及び融資申込時期毎に定める補給率を限度とする。

なお、保証料引き下げ分の補助率は 10/10 であり、補助金の財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 14 年度開始の事業であり、過去 5 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	135,417	141,973	152,926	154,214	142,310

5. 開始年度／終期年度

平成 14 年度開始の事業であり、中小企業者にとって事業資金調達は重要な課題であり、融資を受ける際に保証料の一部を補助することで資金調達の円滑化を図る必要があるため、今後も終期を設定せずに金融支援を継続する必要があるため、終期の設定は考えられていない。

6. 補助対象者

佐賀県信用保証協会

7. 監査意見等

経営の合理化や安定・強化、又は経営資源の活用に取り組む中小企業者を金融面から支援する有益な事業であると考えます。

70. 佐賀県信用保証料補給費補助金（がんばる企業支援資金）

1. 補助事業の趣旨

短期間（3営業日以内に保証諾否を決定）で資金調達が可能な無担保・第三者保証人不要の信用保証協会資金「がんばる企業支援資金」に対して、経営の合理化や安定・強化、又は経営資源の活用に取り組む中小企業者を金融面から支援するため、信用保証料の低減を行う佐賀県信用保証協会に対して、通常使用する基本料率との差額分の補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県信用保証料補給費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている佐賀県内の中小企業者が、佐賀県の融資制度を利用して金融機関から保証付きで事業資金の融資を受ける際に、保証料の一部を補助する制度である。具体的には、短期間で資金調達が可能な無担保・第三者保証人不要の信用保証協会資金「がんばる企業支援資金」について、補助事業者である佐賀県信用保証協会が通常適用する基本料率と低減を行った信用保証料率を適用した際に発生する信用保証料の低減額を、佐賀県が佐賀県信用保証協会に補助する事業となっている。ただし、基本料率の低減は、融資制度及び融資申込時期毎に定める補給率を限度とする。

なお、保証料引き下げ分の補助率は10/10であり、補助金の財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本補助事業は、平成17年度開始の事業であり、過去5年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額(千円)	1,161	556	418	360	507

5. 開始年度／終期年度

平成17年度開始の事業であり、中小企業者にとって事業資金調達は重要な課題であり、融資を受ける際に保証料の一部を補助することで資金調達の円滑化を図る必要があるため、今後も終期を設定せずに金融支援を継続する必要があるため、終期の設定は考えられていない。

6. 補助対象者

佐賀県信用保証協会

7. 監査意見等

経営の合理化や安定・強化、又は経営資源の活用に取り組む中小企業者を金融面から支援するための有益な事業であると考えます。

7 1. 佐賀県信用保証料補給費補助金（設備投資支援資金“アタック”）

1. 補助事業の趣旨

高額の貸付上限額（上限 1 億円）、長期間（最長 15 年）が特徴である設備投資専用の信用保証協会資金「設備投資支援資金“アタック”」に対して、経営の合理化や安定・強化、又は経営資源の活用に取り組む中小企業者を金融面から支援するため、信用保証料の低減を行う佐賀県信用保証協会に対して、通常使用する基本料率との差額分の補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県信用保証料補給費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている佐賀県内の中小企業者が、佐賀県の融資制度を利用して金融機関から保証付きで事業資金の融資を受ける際に、保証料の一部を補助する制度である。具体的には、高額の貸付上限額（上限 1 億円）、長期間（最長 15 年）が特徴である設備投資専用の信用保証協会資金「設備投資支援資金“アタック”」について、補助事業者である佐賀県信用保証協会が通常適用する基本料率と低減を行った信用保証料率を適用した際に発生する信用保証料の低減額を、佐賀県が佐賀県信用保証協会に補助する事業となっている。ただし、基本料率の低減は、融資制度及び融資申込時期毎に定める補給率を限度とする。

なお、保証料引き下げ分の補助率は 10/10 であり、補助金の財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本補助事業は、平成16年度開始の事業であり、過去5年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額(千円)	8,657	7,208	6,200	5,174	4,409

5. 開始年度／終期年度

平成16年度開始の事業であり、中小企業者にとって事業資金調達は重要な課題であり、融資を受ける際に保証料の一部を補助することで資金調達の円滑化を図る必要があるため、今後も終期を設定せずに金融支援を継続する必要があるため、終期の設定は考えられていない。

6. 補助対象者

佐賀県信用保証協会

7. 監査意見等

経営の合理化や安定・強化、又は経営資源の活用に取り組む中小企業者を金融面から支援する有益な事業であると考えます。

7 2. 公益財団法人佐賀県国際交流協会事業推進費補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀県民参加の国際交流を推進するため、公益財団法人佐賀県国際交流協会に対して、各種国際交流に関する事業に要する経費に対する支援を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：公益財団法人佐賀県国際交流協会事業推進費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱等：該当なし

3. 補助事業の内容

次に掲げる事業に要する経費、ただし、県の委託事業に要する経費は除く。

- (1) 各種交流団体間の連絡調整に関すること
- (2) 国際交流事業に関する情報の収集及び提供に関すること

- (3) 国際理解啓発に関すること
- (4) 海外移住に関すること
- (5) 国際交流事業に関すること
- (6) 国際協力の推進に関すること
- (7) 県内在住留学生の支援に関すること
- (8) 事業を推進するための活動経費に関すること
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

補助金の財源は、全額県の負担であり、情勢等に応じた事業内容に対して定額補助である。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本事業は、平成7年度開始事業であるが、当初は基本財産の運用益を主な財源として想定していたが、金利低下により運用益収入が見込めなくなり、平成19年度までは事業費の補助を行っていた。一時期、基本財産の取崩を行って補助を休止していた時期もあったが、平成23年度より再び補助を行っている。過去4年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額(千円)	-	507	21,450	20,313	33,162

5. 開始年度／終期年度

当該事業は、平成7年度開始事業であるが、当初は基本財産の運用益を主な財源として想定していた。国際交流協会が事業費の捻出をできるようになれば、補助を終了するものと考えているが、現状、協会として事業収入増や事業費の見直しに努めているが、自主財源のみでの事業費の捻出は難しい状況である。また、当該国際交流に関する事業は、今後も継続して行っていく必要があると考えており終期の設定は考えていない。

6. 補助対象者

公益財団法人佐賀県国際交流協会

7. 監査意見等

支出負担行為の事務手続きの遅れについて（監査意見）

当該補助金において、平成26年4月1日付の支出負担行為で、会計課へすぐに持込を行うべきものが、補助対象者からの交付申請書に不備等が散見されたため平成26年6月の持込みとなっていた。

県が運営する国際交流プラザの開設に伴い、補助対象者である公益財団法人佐賀県国際交流協会が従来実施していたワールドプラザの管理運営業務を行わなくなったことなど平成26年度から事業の見直しがあったが、補助対象者から提出された申請書に当該見直し

内容が適切に反映されていなかったこと等により、書類の差替や説明資料作成等で遅延が生じたものである。ただ、これらの見直し事項については、事前に県も関知していた事項や確認を取ることが容易であった事項であるため、事業内容が大きく変更されることが予測される場合には、事前に補助対象者と詳細な打合せを行い速やかな事務処理が行えるようにすべきである。

7 3. 佐賀県合併漁協水産振興事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

漁業協同組合の経営の効率化及び経営基盤の強化を図るため、合併新漁協が生産・流通基盤施設等の整備等を行う場合若しくは組合事業の強化・活性化のための事業を実施する場合に、その事業に要する経費に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県合併漁協水産振興事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

佐賀県内の漁業協同組合が合併し合併新漁協が生産・流通基盤施設等の整備等を行う場合若しくは組合事業の強化・活性化のための事業を実施する場合に、その事業に要する経費に対する補助を行うものであり、具体的には以下の対象経費となっている。

(1) 生産基盤整備事業

・ 本体工事費、付帯工事費、解体撤去工事費、その他知事が必要と認めた経費

(2) 水産物加工流通機能強化事業

・ 人件費、活動費、事業費、その他知事が必要と認めた経費

(3) 漁業監視活動支援事業

・ 漁業監視計画策定費、事務局経費、活動費、その他知事が必要と認めた経費

なお、補助対象経費の補助率は 1/2 以内であり（但し、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）、補助金の財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 24 年度開始の事業であり、過去 3 年間の補助金額推移は以下のと

おりである。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額 (千円)	4,420	7,599	11,840

5. 開始年度／終期年度

平成 24 年度開始の事業であり、合併したことにより必要となる早急に対処しなければならない施設の統廃合等を対象としているため、対象期間は合併後 3 年間を限度とするのが妥当と考えられている。

6. 補助対象者

佐賀玄海漁業協同組合

7. 監査意見等

漁業協同組合は、中小漁業者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とした公益的かつ社会的な性格を有する組織であり、当該補助金制度は、このような組織の経営安定化等を目的として合併後の問題に対処するために時限的に行われるもので、有益な事業であると考えられる。

7 4. 佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金

1. 補助事業の趣旨

森林の様々な公益的機能（水源のかん養や土砂災害の防止等）を十分に発揮させるために必要な間伐実施のための基盤整備を支援する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱

関連する国の法令：森林・林業基本法

関連する国の交付要綱：森林整備加速化・林業再生事業実施要綱、森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

3. 補助事業の内容

国は、間伐した木材を森林にそのまま置いておくのではなく（間伐した木材は土に帰る）、搬出・加工して資源として利用する「搬出間伐」に大きくシフトする政策をとっており、

この搬出間伐に必要となる下記の高性能林業機械の購入費用について 45%（森林・林業再生基盤づくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の場合）または 50%（森林整備加速化・林業再生事業費補助金の場合）を負担する。佐賀県もこれらの高性能林業機械の導入費用の 15%を負担する（市町の負担割合は、各市町によって異なるが、概ね佐賀県と同じ割合を負担している）。

- ・フェラーバンチャ：立木の伐倒・集積する機械
- ・ハーベスタ：立木の伐倒・枝払い・造材（玉切り）・集積する機械
- ・プロセッサ：立木の枝払い・造材（玉切り）・集積する機械
- ・フォワーダ：玉切りした短幹材を積んで運ぶ集材専用の自走式機械
- ・その他

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

平成 24 年度以降は、補助金額及び補助対象となった高性能林業機械の導入台数は大幅に増加している。これは、国が、平成 24 年度から、間伐した木材を森林にそのまま置いておく「切捨間伐」から、間伐した木材を搬出・加工して資源として利用する「搬出間伐」に大きくシフトする政策をとっており、これにより、高性能林業機械の導入が進んでいるためである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
補助金額（千円）	1,167	1,202	12,931	12,264	13,817
導入台数（台）	1	1	8	6	6
保有台数（台）	35	36	43	49	57
間伐面積（ha）	390	407	605	784	790
木材生産量（千 m ³ ）	123	139	146	143	140

5. 開始年度／終期年度

本事業は、平成 13 年度より開始しており、木材資源の循環利用を進めるために、県産木材の生産拡大に取り組んでおり、佐賀県総合計画 2015 において、平成 26 年度に 140 千 m³の県産木材の生産量を平成 30 年度に 174 千 m³にする目標を掲げている。この目標達成のためには高性能林業機械の導入を促進し、生産コストを低減することで生産拡大を図る必要がある。県内の高性能林業機械の保有台数は年々増加しているものの、未だ十分な保有台数ではなく、当面の補助が必要であるため、終期を設定していない。

6. 補助対象者

補助事業者：下記間接補助事業者に対して補助する市町

間接補助事業者：佐賀県森林組合連合会、森林組合、生産森林組合等

7. 監査意見等

森林の様々な公益的機能を発揮させるための有益な事業であると考える。

7.5. 佐賀県荒廃森林拡大防止対策事業補助金

1. 補助事業の趣旨（目的・補助対象事業）

間伐が実施されず荒廃する恐れのある森林の間伐を促進し、荒廃森林への移行を防止する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県荒廃森林拡大防止対策事業補助金交付要綱

関連する国の法令：森林・林業基本法

関連する国の交付要綱：森林環境保全整備事業実施要綱、森林環境保全整備事業実施要領

3. 補助事業の内容

荒廃森林とは、間伐が行われないことで、林内に太陽光が入らず、下層植生が衰退し公益的機能（水源のかん養や土砂災害の防止等）が低下した森林をいう。下記のような条件の悪い森林は搬出される間伐材が少ないため、間伐が進まない。

- ・形質率 70%以下の森林：形質の悪い木が多いため、搬出・加工して木材として利用できる間伐材が少ない。
- ・林道からの距離が 100m 以上の森林：間伐材を林道まで運ぶ距離が長いため、搬送コストが割高となることから良質の間伐材のみしか搬出されない。
- ・傾斜 30 度以上の森林：作業道の開設ができず、索道（ワイヤー）の設置が必要となり、経費が割高となることから良質の間伐材のみしか搬出されない。

こういった森林の荒廃森林への移行を防止するため、国は、森林環境保全整備事業として間伐もその対象としている。具体的には、間伐に係る費用の 51%を国が負担し、17%を県が負担（国と県で合計 68%を負担）することが、国の森林環境保全整備事業実施要領にて定められている。この森林環境保全整備事業は、上記のとおり、事業費の 68%を国と県で負担することとなっているが、補助率 68%を乗じる事業費は、同要領が定める標準経費によることとなっており、この標準経費は搬出する材積に応じて増加するような定めとなっている。このため、森林環境保全整備事業では、搬出材積が少ない場合は、補助金額が少なくなるため、上記のような条件の悪い森林の間伐が進まないことになる。

本事業は、国と佐賀県で補助する事業費の総額として 1 ha 当たり 262 千円と定め、この 1ha 当たり 262 千円のうち森林環境保全整備事業の補助金でカバーできない額を補助す

るものである。

この1ha当たり262千円は、本事業の導入当初（平成25年度）に試算されたもので、森林環境保全整備事業の補助金を収益として含めると搬出間伐事業損益がほぼゼロ（赤字にならない）となる搬出材積水準（具体的には1施工地当たりの搬出材積が40～50 m³/haの搬出間伐となる場合をいう。）である。

本事業は、搬出材積水準以下で生じる赤字を補助するものであることから、1施工地当たりの搬出材積が40 m³/ha未滿となるような条件の悪い森林の間伐に制限されている。平成25年度の試算結果は下記のとおりである。なお、下記表の「搬出間伐損益」よりあとの3項目は、当方（外部監査人）が分析した指標である。

（単位：千円/ha）

	1 施工地当たりの搬出材積 (m ³ /ha)					
	10～20	20～30	30～40	40～50	50～60	60～70
木材収益	120	200	280	360	440	520
森林環境保全整備事業の補助金収入 ①	127	177	220	262	305	347
本事業の補助金収入 ②	135	85	42	0	0	0
搬出間伐収益 計	382	462	542	622	745	867
生産経費 ③	364	441	518	595	671	773
搬出間伐費用 計	364	441	518	595	671	773
搬出間伐損益	18	21	24	27	74	94
森林環境保全整備事業の補助率 ④=①÷③	34.9%	40.1%	42.5%	44.0%	45.5%	44.9%
本事業の補助率 ⑤=②÷③	37.1%	19.3%	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%
両事業による補助率 ⑥=④+⑤	72.0%	59.4%	50.6%	44.0%	45.5%	44.9%

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	—	—	—	14,788	9,037
間伐面積（ha）	—	—	—	277.87	157.12

5. 開始年度／終期年度

本事業は、県税である森林環境税を財源とするため、森林環境税の期間に合わせて開始年度及び終期年度を定めている。森林環境税は導入された年度を含む第 1 期（平成 20 年度～平成 24 年度）を終えて、現在は第 2 期（平成 25 年度～平成 29 年度）であるため、本事業は平成 25 年度から平成 29 年度までとしている。

6. 補助対象者

補助事業者：市町、森林組合及び森林所有者

7. 監査意見等

本事業は、国と佐賀県で補助する事業費の総額として 1 ha 当たり 262 千円と定め、この 1 ha 当たり 262 千円のうち森林環境保全整備事業の補助金でカバーできない額を補助するものである。

国の補助金制度を補う形で定められた補助金であり、有益な事業であると考えます。

7 6. 佐賀県森林整備加速化・林業再生事業費補助金（間伐実施加速化事業）

1. 補助事業の趣旨

間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、佐賀県森林整備加速化・林業再生協議会に参画する市町が行う事業に要する経費及び同協議会に参画する事業主体が行う事業に要する経費に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱

3. 補助事業の内容

間伐実施加速化事業

① 間伐

佐賀県森林整備加速化・林業再生協議会の構成員のうち、市町、森林組合、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 9 条第 2 号に規定する森林整備法人（以下、「森林整備法人」という。）、林業公社、林業経営体、その他知事が認めるものを行う以下の事業に対して補助する。

- ・ 不用木の除去
- ・ 不良木の淘汰
- ・ 搬出集積
- ・ 作業路網の整備
(ただし、搬出集積、及び作業路網の整備については、不用木の除去、不良木の淘汰と一体的に整備)
- ・ 対象森林の調査
- ・ 森林所有者の同意の取り付け
- ・ その他

(対象経費)

イ. 事業費

上記の事業を行うのに要する経費及び事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費

ロ. 附帯事務費

市町がイの経費に係る事業の実施の指導監督等に要する経費

(補助率)

事業費部分については、定額で間伐面積 1ha あたり、250 千円以内

附帯事務費については、事業費（消費税除く）の 0.4%を上限とし、補助金額の 1/2 以内

② 林内路網整備

佐賀県森林整備加速化・林業再生協議会の構成員のうち、市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業公社、施業受託者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 4 条に基づき、作成した特定間伐等促進計画に事業主体として定められた者、その他知事が認めるものが、中核作業道、基幹作業道、作業路に関して行う以下の事業に対して補助する。

- ・ 作業道作設
- ・ 路盤工（中核作業道のみ）
- ・ 丸太敷工

- ・丸太積工
- ・丸太土留工
- ・調査設計（中核作業道のみ）
- ・対象森林の調査
- ・森林所有者の同意の取り付け
- ・その他

（対象経費）

イ．事業費

上記の事業を行うのに要する経費

ロ．附帯事務費

市町がイの経費に係る事業の実施の指導監督等に要する経費

（補助率）

事業費部分については、定額

中核作業道 50 千円以内/m

基幹作業道 14 千円以内/m

作業路 2 千円以内/m

附帯事務費については、事業費（消費税除く）の 0.4%を上限とし、補助金額の 1/2 以内

4. 過去の補助金額の推移（平成 25 年度以前 5 年間）

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
金額（千円）	108,300	247,900	245,000	130,576	178,376
（うち間伐）	92,500	220,000	209,000	85,670	117,923
（うち路網整備）	15,800	27,900	36,000	44,906	60,453

5. 開始年度／終期年度

当事業は県が受領した国の補助金で造成した基金事業で、平成 21 年度に開始し、間伐・路網整備の基金事業メニューは、平成 25 年度で終了している。なお、平成 27 年度は、森林整備加速化・林業再生交付金事業として、交付金事業を実施している。

6. 補助対象者

佐賀県森林整備加速化・林業再生協議会に参画する市町を補助対象者とし、同協議会に参画する森林組合等の事業主体を間接補助事業者としている。

7. 監査意見等

森林組合の過大受給について（監査結果）

当該補助事業に関しては、平成 21 年度から平成 25 年度の事業に関し平成 27 年 2 月に実施された会計検査院の会計実地検査において、富士大和森林組合及び武雄杵島森林組合が、対象事業費を過大に積算するなどして過大受給となっていたという指摘を受けている。それぞれの過大請求とされた額は、富士大和森林組合が 85,507 千円で、武雄杵島森林組合が 6,564 千円であった。

これにより、県は、補助事業者となっている佐賀市と武雄市から、時効となった分を除き、それぞれ 58,783 千円並びに 6,564 千円の返還を受け、国に返還を行うこととしている（別途、平成 24 年度から実施している県費嵩上げ分に係る返還額が 279 千円ある）。当該補助金は、国の補助金で造成した基金を財源とし、市町を通じて間伐や路網整備を行う事業主体に対して補助を行うものであるが、間接補助事業者である森林組合において、補助金交付の決定前の事業実施や、実行経費の根拠となる資料が不備であったり、間伐予定地で最終的には間伐ができていない場所についてまで補助金の実績報告がなされていたこと等により過大受給が生じたものであった。

今回の過大受給は、森林組合の稚拙な事務処理や補助金制度に対する認識不足など、森林組合に起因する問題ではあるが、いずれも、県から市への指導、並びに市から事業主体への指導や管理監督が十分でなかったことが一因と思われる。

県は国の補助制度における県としての役割を十分に認識したうえで、事業主体を指導監督する市町を十分に指導していかなければならない。また、市が、事業主体の事業に対して、申請時点からの計画内容の十分な把握検討を行い、事業実施過程での進捗状況の十分な把握、更には、実行経費の根拠やその妥当性の検証を十分に行うよう指導していれば、仮に事業が予定通りに進まないことはあったとしても、過大受給とならないような事務処理がなされたのではないかと思われる。

県においては、この問題を受け、発生の原因となった問題点を検証するとともに、①法令遵守意識の徹底、②検査体制の整備、③実施要領の改正及び検査マニュアルの作成、④事業進捗管理の徹底 等の項目を掲げ、詳細な対応の見直しを行って再発防止の徹底を図ることとしている。ただ、これら再発防止策の内容は、いずれも当初から行われるべきもので、当然にこれらの対応の徹底を図っていかなければならないものであると考える。

また、今回の問題については、事業主体のみならず、市や県担当者においても、事業制度に対する理解が十分でなかったという感じを受けたものである。今回の反省を踏まえて、補助金行政に関する法令遵守意識を更に高めることを強く望むものである。

7.7. 佐賀県浄化槽設置整備事業補助金

1. 補助事業の趣旨

生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するこ

とを目的として、浄化槽の計画的な整備を図るために、浄化槽設置整備事業を実施する市町に対する支援を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱等：汚水処理施設整備交付金交付要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱、浄化槽設置整備事業実施要綱

3. 補助事業の内容

(1) 対象経費及び補助金額

1. 基準額	2. 補助対象経費
① 5人槽 332,000 円×基数	市町が市町の定める補助金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対して、設置に要する費用の一部を補助する場合における当該補助に要する経費（当該補助に要する経費が332千円に満たないものを除く。）
② 6～7人槽 414,000 円×基数	
③ 8～10人槽 548,000 円×基数	
④ 11～20人槽 939,000 円×基数	
⑤ 21～30人槽 1,472,000 円×基数	
⑥ 31～50人槽 2,037,000 円×基数	
⑦ 51人槽～ 2,326,000 円×基数	
なお、基数については、知事が必要と認めた基数とする。	

上記、1. 基準額に定める金額と2. 補助対象経費の実支出額を人槽区分毎に比較して少ない方を選定する。選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額を補助金額とする。

なお、浄化槽設置費用の4割が公費負担額であり、そのうちの1/3を国、1/3を県、残り1/3を市町で負担する。残り浄化槽設置費用の6割は、受益者負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本補助事業は、平成元年度開始の事業であり、過去5年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額(千円)	86,629	78,217	80,474	76,864	55,966

5. 開始年度／終期年度

現時点で明確な終期は設定していないが、公共下水道等の市町事業に対する佐賀県の交付金制度を平成29年度末で廃止することとしているため、当該事業についても存続・廃止の検討を行っている。

6. 補助対象者

佐賀県内の市町

7. 監査意見等

普及率が低い地域の原因追求と、普及率向上に向けた活動について（監査意見）
当該補助金については、現状、終期が設定されていないのであるが、公共下水道等の市町事業に対する県の交付金制度を平成29年度迄で廃止することとされているため、当該事業についても存続・廃止の検討が行われている。

浄化槽の普及については、県の広報誌やラジオ放送での啓発活動を行うとともに、市町に対しても市町の広報誌による啓発活動を依頼してきたところであるが、平成26年度末現在で汚水処理人口普及率が6割に達していない市町が7市町（多久市、武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、白石町、太良町）あり、特に大町町（36.6%）と太良町（38.4%）については、4割にも達していない状況である。

当該補助金制度の目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、普及率が高まらないことに対しての十分な分析検討と、当該事業について廃止がなされる前に、これらの普及率が低い市町について、さらなる情報提供を行うとともに、県民に対しての広報の強化を十分に依頼すべきと考える。

78. 佐賀県漁港小規模事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

沿岸漁業の構造改善を促進して沿岸漁業の発展及び沿岸漁業従事者の地位の向上を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

国においても漁港施設の整備についての補助事業（水産物供給基盤整備事業等）があるものの、対象となる漁港の規模や工事費等の金額が一定規模以上のものに限定されている。本事業は国の補助事業の要件を満たさない、下記のような小規模の市町漁港施設について、市町が維持補強・改良工事を行う場合に、佐賀県が当該工事費等の1/4を負担する。

- ・利用漁船数が10隻以上の漁港

（国の補助事業の対象となるのは、利用漁船数が50隻以上の漁港）

- ・1漁港の工事費が300万円以上1,000万円未満のもの

（国の補助事業の対象となるのは、工事費が5億円以上のもの）

主な補助対象経費は、工事費、底質土調査業務委託費及び測量業務委託費となっている。

4. 過去の補助金額の推移

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	16,200	11,238	10,841	9,801	16,548
件数（件）	7	5	5	4	8

5. 開始年度／終期年度

本事業は、平成8年度より開始している。

漁港機能の保持及び増進のための補助を継続していくことが必要であるため、終期を設定していない。

6. 補助対象者

補助事業者：漁港施設の維持補強・改良工事を行う佐賀県内の市町

7. 監査意見等

国の補助金制度を補う形で定められた補助金であり、有益な事業であるとする。

79. 佐賀県耐震診断事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

建築物や住宅に対する耐震診断の支援を行うことにより、建築物の地震の所有者等に対する安全性の向上を促進する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県耐震診断事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：建築物の耐震改修の促進に関する法律

関連する国の交付要綱：社会資本整備総合交付金交付要綱

3. 補助事業の内容

建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和 56 年 6 月に導入されたが、阪神・淡路大震災では、この耐震基準が導入された昭和 56 年以前に建築されたものに大きな被害が発生した。そこで、国は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」を制定した。その後、平成 16 年 10 月の新潟中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震を踏まえ、耐震改修促進法が改正された。また、国の基本方針において、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 15 年の 75%から平成 27 年までに少なくとも 90%とする目標を定めるとともに、「国土強靱化アクションプラン 2015」等においては、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年までに 95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化の促進を図っている。

国は、上記法律の目的及び基本方針等に沿った事業として、「住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）」を実施している。

本事業は、国の「住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）」をベースに佐賀県でも同様の補助金制度として実施したもので、国の「住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）」に基づき耐震診断を実施する建築物の所有者等を対象とする。

建築物の所有者等が耐震診断及び耐震化のための計画の策定等に係る経費のうち、国が 1/3 を負担（補助）し、市町が同じく 1/3 を負担（補助）し、残りの 1/3 を補助事業者が負担する。佐賀県は市町が負担した補助金耐震診断等に係る経費の 1/3 の半分(1/6)を負担（補助）する（これにより、市町の負担する補助金は耐震診断等に係る経費の 1/6 となる。）。

主な補助対象経費は、住宅及び建築物の耐震診断に要する費用となっている。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

平成26年度は、百貨店・旅館などの大規模建築物が5件あったため、それ以前よりも大幅に増加している。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	366	227	1,937	330	13,422

5. 開始年度／終期年度

平成18年1月に公表された国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえ、佐賀県でも平成19年度より「佐賀県耐震改修促進計画」を策定し、本事業を開始している。当該計画は、平成27年度末における国の方針に基づき設定した耐震化率を達成することを目標としており、対象期間は平成19年度から平成27年度までとなっている。なお、平成28年度以降についても、現行の耐震改修促進計画を見直し、引き続き、本事業を継続していくこととしている。

本事業の終期は特に定められていないが、上記の計画に基づき、事業の継続の可否は検討されている。

6. 補助対象者

補助事業者：国の「社会資本整備総合交付金交付要綱 付属編Ⅱ編第1章イ-16-(12) -①住宅・建築物安全ストック形成事業」に基づき、耐震診断を実施する建築物の所有者等に対して補助を行う佐賀県内の市町

間接補助事業者：耐震診断を実施する建築物の所有者等

7. 監査意見等

建築物や住宅の耐震問題は非常に重要な問題であり、有益な事業であると考えます。

80. 佐賀県都市基盤河川改修事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

近年の都市化の進展に伴う都市水害の増大に対応するために、市が事業主体となって行う一定の規模を持った河川改修整備事業に対する支援を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県都市基盤河川改修事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱等：社会資本整備総合交付金交付要綱

3. 補助事業の内容

(1) 事業内容

人口 5 万人以上の市に存する河川の整備を推進するために、指定区域内の一級河川又は二級河川において、河川改修を行う場所より上流の流域面積がおおむね 30k m²を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事、及び指定区域外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事を都市基盤河川改修工事の対象として、対象河川が存する市が実施する事業である。当該補助事業に要する経費に対するの補助を行う。

(2) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は、各年度国が都市基盤河川改修事業の対象として承認した河川工事に要する経費である。なお、左記、事業に要する経費は国へ提出する社会資本整備総合交付金交付対象事業の実施に関する計画における当該年度の事業費をもって補助基本額とし、補助率は、補助基本額の 3 分の 1 となっている。

よって、補助基本額の 1/3 を国、1/3 を県、残り 1/3 を市で負担する。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 8 年度開始の事業であり、過去 5 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額 (千円)	24,000	17,000	33,000	45,000	32,000

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 8 年度の事業であるが、今後も引き続き河川改修工事を実施する必要があるため、制度の終期は設定されていない。

6. 補助対象者

佐賀県内の市

7. 監査意見等

都市水害の発生に対処するために、一・二級河川の河川改修を行う事業であり、有益な事業であると考えます。

8 1. 佐賀県急傾斜地崩壊防止事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護するため、急傾斜地崩壊防止事業を行う市町に、その事業に要する経費に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県急傾斜地崩壊防止事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の交付の対象となる事業は、急傾斜地崩壊防止施設（擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。）の整備事業で、次の各号のすべてを満たす箇所において行われる事業となっている。

- (1) 地表面が水平面に対しておおむね 30 度を超える角度をなし、その高さが 5m を超える急傾斜地であること。
- (2) 次のいずれかに該当する箇所であること。
 - ・ 人家 5 戸以上に直接被害を与えると認められる箇所
 - ・ 官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等に被害を与えると認められる箇所
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業（国庫補助金事業）の対象にならない箇所であること。
- (4) 人為的に形成されたことが明らかな急傾斜地及び人為的な原因により危険を招来した箇所ではないこと。
- (5) 他法令又は他事業で防災措置が講じられる箇所でないこと。

補助金の交付の対象となる経費（補助対象経費）及び算定基準は、以下のとおりである。

補助対象経費	経費の細目	経費の細目の内容及び算定基準
本工事費	直接経費、間接工事費、一般管理費等、消費税相当額	「佐賀県県土づくり本部土木工事標準積算基準書」による。
測量・試験費	測量及び試験費	「佐賀県県土づくり本部設計・調査及び測量業務積算運用の手引き」及び「佐賀県県土づくり本部設計業務等標準積算基準書及び参考資料」による。

補助対象経費	経費の細目	経費の細目の内容及び算定基準
補償費	補償費	原則として計上しない。「佐賀県公共用地の取得に伴う損失補償規程」その他佐賀県県土づくり本部の規定による。

なお、補助対象経費の補助率は 1/2 以内であり（但し、1箇所当たりの補助対象経費の下限額は 60 万円とする。）、補助金の財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 17 年度開始の事業であり、過去 5 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	107,410	54,150	103,000	112,070	92,100

5. 開始年度／終期年度

土砂災害の虞のある危険箇所のうち、国の交付金事業の採択要件を満たさない小規模な箇所が多く残っているため、現在のところ終期を設定していない。

6. 補助対象者

佐賀県内の市町

7. 監査意見等

急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護することを目的とした事業であり、有益な事業であると考えます。

8 2. 佐賀県城原川ダム関連生活環境整備事業費補助金

1. 補助事業の趣旨（目的・補助対象事業）

城原川ダム事業計画において水没予定地とされている地域の生活環境の整備を図るため、神埼市が行う整備事業に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県城原川ダム関連生活環境整備事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容（事業内容、財源、補助率、定額、補助対象経費等）

補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業となっている。

- (1) 中の原岩屋線側溝整備事業
- (2) 政所集落内舗装整備事業
- (3) 岩屋集落内道路整備事業
- (4) 岩屋今屋敷道路整備事業
- (5) 岩屋簡易水道施設整備事業
- (6) 政所浅谷農道整備事業
- (7) 政所用排水路整備事業

補助金の交付の対象となる経費（補助対象経費）は、補助事業の実施に必要な本工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費である。

なお、補助対象経費の補助率は次の表のとおりであり、補助金の財源は、全額県の負担である。

補助対象経費	補助率
(1) 中の原岩屋線側溝整備事業	10 分の 5 以内
(2) 政所集落内舗装整備事業	10 分の 5 以内
(3) 岩屋集落内道路整備事業	10 分の 5 以内
(4) 岩屋今屋敷道路整備事業	10 分の 7.5 以内
(5) 岩屋簡易水道施設整備事業	10 分の 8.5 以内
(6) 政所浅谷農道整備事業	10 分の 7.5 以内
(7) 政所用排水路整備事業	10 分の 9.75 以内

4. 過去の補助金の推移（過去 3 年間）

本補助事業は、平成 24 年度開始の 3 か年事業であり、過去 3 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	53,400	5,700	41,800

5. 開始年度／終期年度

平成 24 年度開始の 3 か年事業であるが、城原川ダムの建設の有無に関わらず、ダム建設計画近隣住民の安全・安心に必要な生活環境を早急に整備するための事業であり、長年にわたり整備が抑制されてきた水没予定地域住民の生活の不便を解消するための事業として妥当であると考えられている。

6. 補助対象者

神崎市

7. 監査意見等

水没予定地の安全・安心に必要な生活環境を整備するために神崎市が実施する事業費の一部を補助するものである。当該補助金による負担は、昭和 46 年の城原川ダム予備調査着手以降、調査並びにダム建設工事が進んでいけば不要となる部分もあろうが、様々な問題のなか、未だ整備が抑制されている水没予定地住民の長年にわたる生活の不便を解消するための事業であり、その観点からは有益な事業であると考えている。

8.3. 佐賀県森林を守る交付金

1. 補助事業の趣旨

森林には、大雨が降った時の急激な増水を抑えたり、雨が降らない日が続いても水を蓄えたり、さらには水質を浄化するなどの多面的機能を有しているが、この機能が十分に発揮されるよう地域における適切な森林整備の取組を支援する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県森林整備地域活動支援基金条例

県の交付要綱：佐賀県森林を守る交付金交付要綱

関連する国の法令：森林・林業基本法

関連する国の交付要綱：森林整備地域活動支援交付金交付要綱、森林整備地域活動支援交付金実施要領

3. 補助事業の内容

森林整備地域活動支援交付金実施要領の「第 1 趣旨」には、下記のとおり記載されている。

近年における、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、・・・(略)・・・森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。

また、森林・林業基本法第 12 条第 2 項では、「国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。」と規定して

いる。

このようなことから、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、国は都道府県及び市町村を通じて森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業の集約化を促進する「施業集約化の促進」、森林施業等の実施の前提となる境界の確認を促進する「森林境界の確認」及び森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる既存路網の簡易な改良を行う「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」の地域における活動（地域活動）の確保を図ることとする。

本事業は、国の「森林整備地域活動支援交付金」をベースに佐賀県でも同様の補助金制度として実施したものである。

国は、森林整備地域活動支援交付金として、市町が森林保有者等との間で、対象森林、対象活動、活動期間等を定めた協定を締結し、森林所有者にて対象活動に要する経費が発生した場合、当該経費（但し、国の定める上限額の範囲内）の 1/2 を補助する。残りの 1/2 を市町が補助する場合、残りの 1/2 の半分（当該経費の 1/4）を佐賀県が補助することとなっている。

主な補助対象経費は、「森林整備地域活動支援交付金」の「森林経営計画作成促進」、「施業集約化の促進」、「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に対する支援に要した経費（人件費等）となっている。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

平成 22 年度までは、所有界の確認、歩道・車道の整備等に係る経費が補助対象経費となっていたが、平成 23 年度から平成 24 年度までは、作業路網の改良活動等に係る経費が対象となっていた。つまり、平成 24 年度までは主に工事費などのハード事業が中心であった。しかし、平成 24 年度以降は、森林経営作成促進、施業の集約化の促進等に係る経費が補助対象経費となっており、人件費などのソフト事業に補助内容が見直されており、それに応じて補助金の交付限度額についても見直されている。このため、平成 25 年度以降は補助金額が大幅に減少している。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	25,192	17,137	13,405	2,308	1,390

5. 開始年度／終期年度

国が、林業基本法を平成 13 年度に抜本改正して名称を現行の森林・林業基本法に変えており、その翌年度（平成 14 年度）に、森林整備地域活動支援交付金実施要領を制定している。

佐賀県でもこれを受けて、平成 14 年度から本事業を開始している。

佐賀県が策定した「新しい佐賀の森林づくりビジョン」にて、間伐などの森林整備を平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間で 5 万 ha という数値目標を掲げていることから、終期は平成 33 年度としている。

6. 補助対象者

補助事業者：下記の間接補助事業者との間で、対象森林、対象活動、活動期間等を定めた協定を締結する市町

間接補助事業者：上記の補助事業者との間で、上記協定を締結し、対象活動を実施する森林所有者等

7. 監査意見等

森林の様々な公益的機能を発揮させるための有益な事業であると考ええる。

8 4. 佐賀県重要森林公有化等支援事業補助金

1. 補助事業の趣旨

水源のかん養や土砂災害の防止等の様々な公益的機能の発揮が期待される重要な森林のうち、荒廃した森林又はその恐れのある森林について、市町による公有化及び公的管理を進め、適切な森林管理を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県森林環境税基金条例

県の交付要綱：佐賀県重要森林公有化等支援事業補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

佐賀県は、森林環境税を財源に下記の事業を行っている。

- ① 荒廃森林再生事業
- ② 重要森林公有化等支援事業
- ③ 荒廃森林拡大防止対策事業
- ④ 県民参加の森林づくり事業
- ⑤ 未来へつなぐ宝の森林整備事業
- ⑥ さがの森林再生推進事業

上記①荒廃森林再生事業は、水環境保全、景観保全や生物多様性確保などの多面的機能が低いにもかかわらず、荒廃の恐れがある森林を環境林と位置づけ、環境林内の荒廃した人工林を対象に、佐賀県が森林所有者に代わって強度の間伐を実施したり、倒木や間伐材が流れ出す恐れがある箇所については、その除去等を行うものである。つまり、事業主体は県であり、環境林の選定は佐賀県が行う。

これに対し、上記②重要森林公有化等支援事業は、水源のかん養や土砂災害の防止等の公益的機能の発揮が期待される重要な森林であるにもかかわらず、荒廃した森林またはその恐れのある森林について、市町が取得し公有林化したり、公的管理（間伐等）を行うことを支援するものである。つまり、事業主体は市町であり、重要森林の選定は市町が行う。

本事業は、この②重要森林公有化等支援事業であり、市町が選定した重要森林に対し、市町による公有化を図るための森林の取得に必要な経費の1/2を補助する。また、市町が重要森林に対し間伐を行うなど公的管理を行うために必要な経費の全額を補助する。

主な補助対象経費は、森林の取得費や間伐、作業道の設置工事、侵入竹除去、広葉樹の植栽、測量等の委託費である。

4. 過去の補助金額の推移

平成 22 年度は、他の年度に比べて補助金実績が多額となっているが、これは、本事業における重要森林公有化支援事業が実施され、公有林化のための土地の購入に対して補助金が交付されたためである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	70,000	23,205	38,047	32,941	33,488

5. 開始年度／終期年度

本事業は、県税である森林環境税を財源とするため、森林環境税の期間に合わせて開始年度及び終期年度を定めている。森林環境税は導入された年度を含む第1期（平成 20 年度～平成 24 年度）を終えて、現在は第2期（平成 25 年度～平成 29 年度）であるため、本事業は平成 25 年度から平成 29 年度までとしている。

6. 補助対象者

補助事業者：市町

間接補助事業者：該当なし

7. 監査意見等

森林の様々な公益的機能を発揮させるための有益な事業であると考えている。

8.5. 佐賀県誘客対策等促進事業補助金（羽田便）

1. 補助事業の趣旨

佐賀空港の利用促進を図るとともに、県内への観光客の誘致促進を図るため、佐賀空港発着便（羽田便）を利用した団体旅行を募集並びに受注又は手配する国内旅行社に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県誘客対策等促進事業補助金交付要綱（羽田便）

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の交付の対象となる団体旅行は、佐賀空港の発着便を利用した募集型企画旅行並びに受注型企画旅行及び手配旅行で、包括団体旅行運賃、団体包括旅行運賃並びに団体割引運賃を適用した有償搭乗者が8名以上（平成26年3月31日までの予約分については5名以上）の団体旅行となっている。

但し、上記に規定する団体旅行の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除かれる。

- (1) 佐賀県または佐賀県内の地方公共団体が、経費の全部又は一部を負担して、所属する公務員を対象として実施（主催）するもの。
- (2) 佐賀県が、事業参加者の経費の全部又は一部を負担して実施（主催）するもの。
- (3) 佐賀県が、他の団体に業務を委託して前号と同様に実施（主催）するもの。
- (4) その他知事が不相当と認めるもの。

補助金の交付金額及び条件は、次表に定めるとおりであり、補助金の財源は、全額県の負担である。

区分		交付額及び条件
国内定期便	片道利用	有償搭乗者一人当たり 1,000 円
	往復利用	それぞれの便の交付金額の合算額 但し、補助対象事業が複数年度にわたる場合は、当該旅行の完了が確認された年度を補助対象年度とする。
チャーター便	国内チャーター便	有償搭乗者一人当たり 1,000 円（往復・片道とも） ※片道利用の場合は、佐賀県内有償宿泊が要件

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 18 年度開始の事業であり、過去 5 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
件数	286	147	153	184	116
金額（千円）	9,626	6,583	6,678	7,397	5,497

5. 開始年度／終期年度

佐賀空港の更なる増加を目指しているため、現在のところ終期を設定していない。

6. 補助対象者

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき旅行業の登録を受けた者の日本国内の事業所（本社、地区営業本部、支社、営業所）となっている。但し、外国人を主とする国際チャーター便の場合は、当該便の出発国において、旅行を企画した当該国の旅行社を対象とすることができる。

7. 監査意見等

補助金の効果の検証について（監査意見）

当該補助金は、佐賀空港発着便を利用した 8 名以上の団体旅行の主催又は手配に対する補助である。首都圏及び勢力圏（佐賀県・福岡県南西部等）の旅行会社が受注した団体旅行の行程において、価格競争の激しい近隣の大きな空港を選ばず、佐賀空港をしっかりと利用してもらうことを目的として制度化されたものである。

ここ数年の旅行利用実績は増加しており、特に平成 26 年度においては、前年度より増便、新規就航等により利便性が増加し、利用客は大きく増加しているが、当該補助金の利用状況については件数・金額ともに減少している状況である。

県では、県の首都圏営業本部にも営業員を配置して首都圏の旅行社に対しての働きかけや、県ホームページ、観光協会等を通じて、受注団体の取り込みに努力しているが、多様な旅行先の候補地の中から佐賀空港を選んでもらえるようにするためには、営業員による首都圏旅行社へのさらなる積極的な働きかけを行うとともに、県・観光協会等のホームページでの広報や、観光協会や空港等を通じた情報発信や営業活動の強化を図り、当該補助金制度の目的が十分に達成できるようにすべきである。

86. 佐賀県誘客連携促進事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀空港の利用促進を図るとともに、県内への観光客の誘致促進を図るため、佐賀空港発着便を利用した団体旅行を企画募集する国内旅行社に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：平成26年度佐賀県誘客連携促進事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の交付の対象となる団体旅行は、次の条件を満たすものとなっている。

- (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに催行される募集型企画旅行で、包括団体旅行運賃、包括旅行割引運賃又は団体割引運賃を適用した有償搭乗者が8名以上（但し、平成26年3月31日までの予約分については5名以上）の団体旅行であり、かつ、行程内で旅館業法（昭和23年法律138号）の適用を受ける佐賀県内の宿泊施設に1泊以上有償宿泊するもの又は佐賀県内の観光地点一箇所以上を目的地として設定する。

但し、補助対象事業が複数年度にわたる場合は、当該旅行の完了が確認された年度を補助対象年度とする。

- (2) 佐賀空港発着東京路線の便を片道利用

なお、佐賀県誘客対策等促進事業費補助金の交付を受けるものは対象とならない。また、上記に規定する団体旅行の中で、以下のいずれかに該当するものは、対象事業から除かれる。

- (1) 佐賀県または佐賀県内の地方公共団体が、経費の全部又は一部を負担して、所属する公務員を対象として実施（主催）するもの。
- (2) 佐賀県が、事業参加者の経費の全部又は一部を負担して実施（主催）するもの。
- (3) 佐賀県が、他の団体に業務を委託して前号と同様に実施（主催）するもの。
- (4) その他知事が不相当と認めるもの。

補助金の財源は、全額、県の負担であり、補助金の額は、有償搭乗の片道利用一人あたり、3,000円とする。補助事業者と航空会社、佐賀県の三者があらかじめ設定した送客目標数値を達成した場合には、片道利用一人当たり1,000円を上記、3,000円に加算して補助する。但し、加算して交付する金額については、あらかじめ設定した送客目標数

値に単価を乗じた金額を上限とする。

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本補助事業は、平成20年度開始の事業であり、過去5年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
件数（件）	461	331	305	332	613
金額（千円）	64,116	53,794	55,955	54,424	130,680

5. 開始年度／終期年度

単年度要綱のため、年度ごとに終期設定されているのであるが、佐賀空港利用者の更なる増加を目指しているため、現在のところ継続適用する予定であり最終的な終期は設定していない。

6. 補助対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者の日本国内の事業所（本社、地区営業本部、支社、営業所）であり、かつ、全日本空輸株式会社が推薦する旅行社となっている。

7. 監査意見等

当該補助金によって、佐賀空港の利用が促進されるだけでなく、首都圏においては佐賀で観光・宿泊する旅行商品が販売されており、多くの方が佐賀を訪れる効果を上げており、有益な事業であると考えます。

8.7. 佐賀県国際線誘客対策等事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀空港と上海浦東空港を結ぶ国際線の利用促進を図るとともに、県内への観光客の誘致促進を図るため、春秋航空に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県国際線誘客対策等事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の交付金額は有償搭乗客一人当たり 3,000 円であり、補助対象となる期間は、2012 年 1 月 18 日から 2015 年 1 月 17 日までである。

補助対象事業は、一便当たり 65 人を補助対象の上限とし、春秋国際旅行社が企画、販売する佐賀－上海路線を利用した中国から日本への旅行商品で旅行を行い、かつ、旅行の行程内で、旅館業法（1948 年法律 138 号）の適用を受ける佐賀県内の有償宿泊施設に 1 泊以上宿泊するものとなっている。

なお、補助金の財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 23 年度開始の事業であり、過去 4 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
件数（件）	891	1,317	491	492
金額（千円）	2,673	3,951	1,473	1,476

5. 開始年度／終期年度

平成 27 年度から、おもてなし課に所管替されており、佐賀空港利用者の更なる増加を目指しているため、現在のところ終期は設定されていない。

6. 補助対象者

春秋航空

7. 監査意見等

補助金の効果の検証について（監査意見）

上海線の利用状況は以下となっている。

（単位：人）

H24 年度		H25 年度		H26 年度	
利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
34,142	66.3%	37,169	65.8%	41,304	73.5%

これに対する当該補助金の利用件数は、平成 24 年度こそは 1,317 件であるが、平成 25 年度は 491 件、平成 26 年度は 492 件と利用者数の 1%程度の利用状況で、当該補助金制度が利用者数に大きく機能しているとは言い難い状況である。

当該補助金制度の効果についてさらに詳細な検証を行うとともに、より効果的な補助金の交付を行うという観点からは、制度の改廃も視野に入れて補助金の内容等の見直しを検討する必要があると考える。

88. 佐賀県誘客対策等促進事業費補助金（ソウル線）

1. 補助事業の趣旨

佐賀空港と仁川国際空港を結ぶ国際定期便の利用促進を図るとともに、県内への観光客の誘致促進を図るため、ソウル便を利用した旅行商品を造成し旅行会社に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県誘客対策等促進事業費補助金（ソウル線）

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の交付の対象となる旅行は、ソウル線を利用した募集型企画旅行並びに受注型企画旅行及び手配旅行となっている。

但し、上記に規定する旅行の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除かれる。

- (1) 佐賀県または佐賀県内の地方公共団体が、経費の全部又は一部を負担して、所属する公務員を対象として実施（主催）するもの。
- (2) 佐賀県が、事業参加者の経費の全部又は一部を負担して実施（主催）するもの。
- (3) 佐賀県が、他の団体に業務を委託して前号と同様に実施（主催）するもの。
- (4) その他知事が不相当と認めるもの。

補助金の財源は、全額県の負担であり、補助金の交付金額及び条件は、次表に定めるとおりである。

当該旅行の出発国	交付額及び条件
韓国	有償搭乗者一人あたり 3,000 円（往復・片道とも） ※佐賀県内有償宿泊が要件
日本	有償搭乗者一人あたり 1,000 円（往復・片道とも）

※旅行の行程内で、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の適用を受ける佐賀県内の有償宿泊施設に 1 泊以上宿泊するものとされている。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 25 年度開始の事業であり、過去 2 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H25 年度	H26 年度
件数 (件)	2,675	9,083
金額 (千円)	7,397	25,619

5. 開始年度／終期年度

佐賀空港利用者の更なる増加を目指しているため、現在のところ終期を設定していない。

6. 補助対象者

当該旅行の出発国において、旅行を企画・販売した当該国の旅行社を対象としている。

7. 監査意見等

当該補助金によって、佐賀空港の利用が促進されることになり、県内への観光客の誘致促進を図っており、有益な事業であると考えます。

8 9. 佐賀県佐賀空港国際航空貨物利用促進事業補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀空港における国際航空貨物の利用の促進を図るため、佐賀空港の国際航空貨物を取り扱う貨物利用運送事業者に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県佐賀空港国際航空貨物利用促進事業補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の補助対象経費、補助単価及び補助金額は、次表のとおりであり、補助金の財源は、全額県の負担である。

区分	摘要	備考
補助対象経費 (補助対象貨物)	佐賀空港発着航空便を利用して運送される国際航空貨物。但し、貨物利用運送事業者が、自ら佐賀空港に持ち込み又は引き取るもの若しくは、佐賀空港で受託又は引き	1. 毎月の国際航空貨物を補助対象とし、1ヶ月の取扱重量が1トン以上を補助対象とする。 2. 重量の算定については、国際航空運送協会 (IATA) の運

区分	摘要	備考
	渡すものに限る。	送適用規則に定める単位重量
補助単価	<p>1. 佐賀空港発着便を運航する航空会社の定期運行航空便（共同運航便含む）により、佐賀空港出発以降又は到着以前に、日本国内の複数の空港を経由しなければ、運航することができない仕向地又は積出地との間で運送される国際航空貨物</p> <p style="text-align: right;">30 円/kg</p> <p>2. 1 以外の仕向地又は積出地との間で運送される国際航空貨物</p> <p>1～2 年目： 15 円/kg</p> <p>3 年目以降： 10 円/kg</p>	<p>（0.5kg 単位）での貨率適用重量とする。</p> <p>3. 補助単価の適用に係る補助事業の開始からの年数は、月の途中から開始した場合にあっては、当月月の 1 日から開始したものとみなして計算する。</p> <p>4. 補助単価（適用 2.）に係る単価適用額は、補助事業の開始年月から 2 年間を経過した翌月から変更するものとする。</p>
補助限度額	<p>1 補助事業者当たり</p> <p>2,000,000 円/月</p>	

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業は、平成 10 年度開始の事業であり、過去 5 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額 (千円)	12,088	899	706	6,073	12,507

夜間貨物便の運航ルートの変更等により、推移は大きく変動している。

5. 開始年度／終期年度

佐賀空港の今後の在り方等を鑑みて判断する必要があると考えられているため、終期については、現状、未定である。

6. 補助対象者

佐賀空港の国際航空貨物を取り扱う貨物利用運送事業者

7. 監査意見等

補助金の単価及び効果の検証について（監査意見）

近隣の空港においては、夜間貨物便があるのは佐賀空港のみであり、補助金を利用することにより輸送コストの負担増を軽減することにつながり、夜間貨物便の持つ機能との相

乗効果により佐賀空港を利用する価値があると考えているコーディネーターも増えてきており、一定の成果は認められるところである。

実際には、運行ルートの変更にも大きく左右されたり、また、補助金の単価は制度開始当時から変更されていない点を考えても、効果的な補助金の交付がなされているのか、正直よくわからない状況である。

補助金の効果を最大限に引き出すためには、どのような水準や根拠に基づいて交付されるのが好ましいのかなど、制度の有効性を常に意識した効果の検証が必要であるとする。そしてその検証結果に基づいて、制度開始当初から変更されていない補助単価等の見直しを含め、補助金制度の内容の見直しを十分に行うべきとする。

90. 平成26年度佐賀空港夜間駐機費補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀－東京線の運航ダイヤを改善し、利用者の利便性の向上及び佐賀空港の利用促進を図るために、佐賀－東京線を運航する航空機及び乗務員を夜間、佐賀空港側に滞在させる事業を行う航空会社に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：平成26年度佐賀空港夜間駐機費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の補助対象経費及び補助率は、次表のとおりであり、補助金の財源は、全額県の負担である。

補助対象経費	補助率
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの佐賀－東京線の運航に係る補助事業の実施に伴い必要となる経費のうち、次に掲げるものとする。但し、75,820千円を限度とする。 (1) 乗務員の宿泊経費（日当を含む） (2) 乗務員の移動経費 (3) ハンドリング経費（補助事業の実施による増加分に限る。）	10分の3以内

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本補助事業は、平成12年度開始の事業であり、過去5年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額(千円)	19,539	19,499	22,042	21,182	21,039

5. 開始年度／終期年度

単年度要綱のため、年度ごとに終期設定されているのであるが、佐賀空港利用者の更なる増加を目指しているため、現在のところ継続適用する予定であり最終的な終期は設定していない。

6. 補助対象者

佐賀－東京線を運航する航空機及び乗務員を夜間、佐賀空港側に滞在させる事業を行う航空会社

7. 監査意見等

民間企業に対する補助金ではあるが、地元利用者の出張日数の短縮や、東京滞在時間延長による経費削減及び時間の有効利用といった経済効果があり、有益な事業であると考えられる。

9 1. 佐賀空港ハイジャック等防止検査・監視業務補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀空港における保安対策の一環として、ハイジャック等の未然防止を図るため、佐賀空港において航空法（昭和27年法律第231号）第2条第19項及び第20項に規定する国際航空運送事業及び国内定期航空運送事業を営む者のうち、代表となる者に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀空港ハイジャック等防止検査・監視業務補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が行う、佐賀空港におけるハイジャック等

防止検査・監視業務である。

補助金の財源は、全額県の負担であり、補助金交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次表に定めるとおりである。

対象経費	補助率																								
<p>X線透視手荷物検査装置、金属探知機及びビデオ監視システムを使用して、旅客等が装着している物品、機内持込み手荷物及び旅客から受託して搭載する手荷物等について、凶器及び爆発物等の有無を検査する業務に要する経費とする。</p> <p>但し、対象経費を算出するに当たっての対象時間、委託ポスト数については、次に定める区分を限度とする。</p> <p>イ) 保安検査（旅客等が装着している物品、機内持込み手荷物等の検査）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象時間（時間／日）</th> <th colspan="2">委託ポスト数</th> </tr> <tr> <th>検査時間</th> <th>その他の時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 時間</td> <td>5 人</td> <td>1 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ) 受託手荷物検査（旅客から受託して搭載する手荷物の検査）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象時間（時間／日）</th> <th colspan="2">委託ポスト数</th> </tr> <tr> <th>検査時間</th> <th>その他の時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 時間</td> <td>3 人</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ) 地上作業監視業務（駐機中機材の安全確保のための機側監視）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象時間（時間／日）</th> <th colspan="2">委託ポスト数</th> </tr> <tr> <th>検査時間</th> <th>その他の時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 時間</td> <td>1 人</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>	対象時間（時間／日）	委託ポスト数		検査時間	その他の時間	15 時間	5 人	1 人	対象時間（時間／日）	委託ポスト数		検査時間	その他の時間	15 時間	3 人	－	対象時間（時間／日）	委託ポスト数		検査時間	その他の時間	15 時間	1 人	－	各対象経費の2分の1以内
対象時間（時間／日）		委託ポスト数																							
	検査時間	その他の時間																							
15 時間	5 人	1 人																							
対象時間（時間／日）	委託ポスト数																								
	検査時間	その他の時間																							
15 時間	3 人	－																							
対象時間（時間／日）	委託ポスト数																								
	検査時間	その他の時間																							
15 時間	1 人	－																							

4. 過去の補助金の推移（過去5年間）

本補助事業は、平成10年度開始の事業であり、過去5年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額(千円)	27,042	24,368	24,485	24,115	30,699

5. 開始年度／終期年度

平成10年度（佐賀空港開港時）からの事業であるが、国管理空港において同様の事業が継続される限り、佐賀空港においても同様の補助を継続していく必要があると考えられ

ており、現在のところ終期は設定されていない。

6. 補助対象者

佐賀空港において航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 19 項及び第 20 項に規定する国際航空運送事業及び国内定期航空運送事業を営む者のうち、代表となる者となっている。

7. 監査意見等

同様の補助事業は国管理空港でも実施され、航空局からは地方管理空港管理者に対しても同様の補助を行うよう要請がっており、有益な事業であると考ええる。

9 2. 佐賀県国際線誘致促進対策費補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀空港と上海浦東空港を結ぶ国際線の就航を支援し、継続的かつ安定的な運航を図り、もって本県の国際化と地域活性化に資するため、春秋航空に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県国際線誘致促進対策費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の補助対象経費、補助単価及び補助金額は、次表のとおりであり、補助金の財源は、全額県の負担である。

区分	適用	補助金額
補助対象経費	佐賀空港就航に係る運航経費のうち、佐賀空港における次の経費とする。 1. 着陸料 佐賀県佐賀空港条例の附則（着陸料等の額の特例）により算定された着陸料 2. 航行援助施設利用料 国に支払う航行援助施設利用料 3. 保安検査費	各補助対象経費に対する補助金額は次により積算するものとする。 ①着陸料 補助単価×着陸回数 ②航行援助施設利用料 補助単価×着陸回数 ③保安検査費

区分	適用	補助金額
	<p>警備会社に委託する保安検査に要する費用</p> <p>4. ハンドリング費 ハンドリング会社に委託する地上業務に要する経費</p> <p>5. 空港ビル使用料 佐賀ターミナルビル株式会社へ支払う電気代、水道代及び通信費を除いた空港ビル使用料(敷金含む)</p>	<p>補助単価×着陸回数</p> <p>④ハンドリング費 補助単価×着陸回数</p> <p>⑤空港ビル使用料 補助単価×使用月数</p>
補助単価	<p>1. 着陸料 就航1～3年目：1便毎の着陸料 就航4年目以降： 1便毎の着陸料の2分の1以内</p> <p>2. 航行援助施設利用料 就航1～3年目： 1便毎の航行援助施設利用料 就航4年目以降： 1便毎の航行援助施設利用料の2分の1以内</p> <p>3. 保安検査費 就航1～3年目：1便毎に30,000円 就航4年目以降：1便毎に15,000円 (警備会社との契約額が補助単価に満たない場合は、1便毎の契約額を補助単価とする。)</p> <p>4. ハンドリング費 就航1年目：1便毎に450,000円 就航2年目：1便毎に300,000円 就航3年目：1便毎に280,000円 就航4年目以降：1便毎に140,000円 (ハンドリング会社との契約額が補助単価に満たない場合は、1便毎の契約額を補助単価とする。)</p> <p>5. 空港ビル使用料 就航1～3年目： 1ヶ月毎の空港ビル使用料 就航4年目以降： 1ヶ月毎の空港ビル使用料の2分の1以内</p>	

区分	適用	補助金額
	(運行開始月にあつては、日割り計算は行わず、一か月分を補助することとし、補助期間の最終月については補助を行わない。)	

4. 過去の補助金の推移 (過去 5 年間)

本補助事業は、平成 23 年度開始の事業であり、過去 4 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額 (千円)	22,556	125,421	117,470	103,029

5. 開始年度／終期年度

就航した平成 23 年度開始の事業で、平成 29 年 3 月 31 日を終期として予定している。

6. 補助対象者

春秋航空

7. 監査意見等

補助金の効果の検証について (監査意見)

上海線の利用状況は以下となっている。

(単位：人)

H24 年度		H25 年度		H26 年度	
利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
34,142	66.3%	37,169	65.8%	41,304	73.5%

平成 24 年 1 月の新規就航以降、上海線の利用率は概ね 60%後半から 70%後半の範囲で推移し、平成 26 年度末迄の延利用者数は、119,452 人 (月当り 3,112 人) であり概ね良好な利用実績となっている。しかし、これに対して上海線に関する補助金額は、当該補助金だけで平成 26 年度までは、総支給実績額 368,477 千円となっており、この補助金を使って佐賀－上海線の就航維持及び 119,452 人の佐賀空港利用者を創出している状況である。ただ、はたして、支出に見合う効果が得られているのかどうか不明である。単純計算では利用者一人当たり 3,100 円弱の交付額となっているが、この金額がどのような効果をもたらしているか、すなわち上海線利用者の県内での宿泊状況や買い物の金額、県内からの利用者の便益の状況など、その他さまざまな経済効果を把握して、当該補助金制度の効果を検証すべきである。

当該補助金のように期間限定的な補助金であっても、多額を投じて事業を行ったわけであるから、その効果等を十分に把握し、そのあとの事業の運営に役立てるようすべきであり、利用者数以外にも、効果の測定や把握に努力が必要であると考えます。

9 3. 佐賀県国際線誘致促進対策費補助金（ソウル線）

1. 補助事業の趣旨

佐賀空港と仁川国際空港を結ぶ国際線の就航を支援し、継続的かつ安定的な運航を図り、もって本県の国際化と地域活性化に資するため、株式会社ティーウェイ航空に対する補助を行う。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県国際線誘致促進対策費補助金交付要綱(ソウル線)

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助金の補助対象経費、補助単価及び補助金額は、次表のとおりであり、補助金の財源は、全額県の負担である。

区分	適用	補助金額
補助対象経費	佐賀空港就航に係る運航経費のうち、佐賀空港における次の経費とする。 1. 着陸料 佐賀県佐賀空港条例の附則(着陸料等の額の特例)により算定された着陸料 2. 航行援助施設利用料 国に支払う航行援助施設利用料 3. 空港ビル使用料 佐賀ターミナルビル株式会社へ支払う電気代、水道代及び通信費を除いた空港ビル使用料(敷金含む)	各補助対象経費に対する補助金額は次により積算するものとする。 ①着陸料 補助単価×着陸回数 ②航行援助施設利用料 補助単価×着陸回数 ③空港ビル使用料 1ヶ月毎の空港ビル使用料
補助単価	1. 着陸料 就航1～2年目：1便毎の着陸料 2. 航行援助施設利用料 就航1年目：1便毎に80,000円 就航2年目：1便毎に30,000円 3. 空港ビル使用料	

区分	適用	補助金額
	就航 1～2 年目： 1 ヶ月毎の空港ビル使用料 （運行開始月にあつては、日割り計算は行わず、一か月分を補助することとし、補助期間の最終月については補助を行わない。） ※就航 3 年目 1 年間の各補助単価は、就航後の運航実績を踏まえ、知事と補助事業者協議の上、決定する。但し、就航 2 年目の補助単価を上限とする。	

4. 過去の補助金の推移（過去 2 年間）

本補助事業は、平成 25 年度開始の事業であり、過去 2 年間の補助金額推移は以下のとおりである。

	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	15,650	48,335

5. 開始年度／終期年度

就航した平成 25 年度開始の事業で、平成 29 年 12 月 19 日（就航後 3 年間）を終期として予定している。

6. 補助対象者

株式会社ティーウェイ航空

7. 監査意見等

補助金の効果の検証について（監査意見）

ソウル線の利用状況は以下となっている。（単位：人）

H25 年度 注)		H26 年度	
利用者数	利用率	利用者数	利用率
11,427	68.7%	38,371	65.1%

注) 平成 25 年 12 月 20 日就航

平成 25 年 12 月の新規就航以降、ソウル線の利用率は、MERS の影響により一時的に減少している時期もあるが、概ね 60%後半から 70%台の範囲で推移し、平成 26 年度末迄の延利用者数は、49,798 人（月当たり 3,248 人）であり概ね良好な利用実績となっている。しかし、これに対してソウル線に関する補助金額は、当該補助金だけで平成 26 年度までは総支給実績額 63,985 千円となっており、この補助金を使って佐賀ーソウル線の就航維持

及び 49,798 人の佐賀空港利用者を創出している状況である。ただ、はたして、支出に見合う効果が得られているのかどうか不明である。単純計算では利用者一人当たり 1,300 円弱の交付額となっているが、この金額がどのような効果をもたらしているか、すなわちソウル線利用者の県内での宿泊状況や買い物の金額、県内からの利用者の便益の状況など、その他さまざまな経済効果を把握して、当該補助金の効果を検証すべきである。

当該補助金のように期間限定的な補助金であっても、多額を投じて事業を行ったわけであるから、その効果等を十分に把握し、そのあとの県の事業の運営に役立てるようにすべきであり、利用者数以外にも、効果の測定や把握に努力が必要であると考ええる。

9 4. 佐賀県廃止路線代替バス運行費補助金

1. 補助事業の趣旨

過疎等により輸送人員が減少しバス路線の維持が困難となっている地域において、生活交通路線であるバス路線を維持する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県廃止路線代替バス運行費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

路線バス事業者が運行していたバス路線が、輸送人員の減少等により運行の維持が困難となり廃止される（または廃止が検討される）場合、市町の依頼に基づき、路線バス事業者及び乗合タクシー事業者が代替路線の運行を行う、という各市町での廃止路線代替バス運行費補助金制度がある。

本事業は、このような市町の補助金制度にて市町が負担する補助金に対して、佐賀県が補助を行うことで、その一部を負担するものである。

具体的には、下記①②のいずれか少ない金額（路線バス事業者等の代替路線の運行に係る欠損金を上限とする。）の 1/2 を市町に補助する。

① 市町が路線バス事業者等に補助する額

② 107.34 円（乗車定員 29 人以下の場合は、83.47 円）×実車走行 km

なお、上記①（つまり、市町が路線バス事業者等の代替路線の運行に係る欠損金に対し、どの程度補助するか）は、各市町によって異なる（つまり、上記①が市町により異なる）こと、さらに、佐賀県の負担額が一定の単価を上限とする（欠損金が大きくなる場合、市

町が相当額を補助しても、上記②の単価が上限となる）ことから、佐賀県と市町の補助金の負担割合は異なっている（平成 26 年度実績では、佐賀県：佐賀市＝1：1、佐賀県：伊万里市 1：7 と大きく異なる。）。

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	24,228	23,592	22,977	21,532	20,786

5. 開始年度／終期年度

本事業は、平成 8 年度より開始している。

地域住民の生活に必要なバス路線を維持していくためには、代替路線を運行する事業者等に対する補助を継続していくことが必要であるため、終期を設定していない。

6. 補助対象者

補助事業者：市町

間接補助事業者：代替路線（廃止路線の運行系統と同じ輸送目的のために、廃止日後 1 年以内に運行が開始される路線、または、市町の依頼により運行を継続する路線）を運行する路線バス事業者及び乗合タクシー事業者等

7. 監査意見等

補助金積算根拠の適度な見直しについて（監査意見）

補助金の交付額を決定する際に使用する上限単価 107.34 円（乗車定員 29 人以下の場合、83.47 円）は、かつて国が実施していた補助事業に使用されていた単価で、補助対象経費の全国集計結果に基づき算出されたものであり、本事業が始まった平成 8 年度から 20 年近く変更されていない。

路線バス事業者の収益構造（収益に対し人件費・燃料費など各費用項目の占める割合など）も 20 年前とは違っているはずであり、それにより補助金の交付額を決定する際に使用する上限単価も変わるべきと考える。欠損金についてどの程度まで補填するかということについては、その時代の状況に適合した合理的な裏付けのもとに補助金が支給されるべきである。

佐賀県でも本事業の見直しを検討しているようであるが、上限単価をどの水準に設定するかにより、路線バス事業者の事業運営に重要な影響を及ぼすため、「欠損金のどの発生要因についてどの程度まで補填するか」について佐賀県としての基本的な考え方・方針を固めた上で上限単価を決定する必要がある。

そのためには、佐賀県としての基本的な考え方・方針を固めた後で、路線バス事業者の収益構造（収益に対し人件費・燃料費など各費用項目の占める割合など）を理解するため

に、路線バス事業者の路線別の損益計算書を数年分入手してその推移を検討し、その増減要因等を十分に検討し、基本方針に基づいた上限単価の検討を行うべきであるとする。

国の補助金は全国の路線バス事業者を対象とすることから、統計学的に平均値を求めて上限単価を設定することしかできないと思われるが、佐賀県の場合は統計学的に平均値を求めて上限単価を設定すること自体が困難である（サンプル数＝母集団が少ないなどが主な理由である。）上に、対象となる路線バス事業者が限定されていることから、各路線バス事業者に損益の推移とその要因について報告させ、その詳細を理解することは可能である。

9 5. 佐賀県特定離島航路補助金

1. 補助事業の趣旨

航路事業者の行う離島航路事業に要する経費に対し補助を行うことで、離島航路の維持及び改善を図り、本土と離島の交流を促進し、民生の安定と文化の向上を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県特定離島航路補助金交付要綱

関連する国の法令：離島航路整備法、離島振興法

関連する国の交付要綱：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

国は、沖縄・奄美・小笠原等を除く 78 地域 260 島（平成 27 年 7 月 13 日現在）を離島振興法による離島振興対策実施地域と指定している。佐賀県では、唐津市の高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島が指定されている。

これらの離島が、国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っており、他方で、本土にはない豊かな自然環境や昔ながらの文化を求めて新たに定住するような流れもでてきていることから、国は、これら離島のインフラ整備やメンテナンスだけでなく、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るための市町村の取組に対しても支援している。

当該支援の一環として、国は、当該離島への運航に係る収支差額の 1/2 以内を補助している（離島航路運営費等補助金）。なお、ここでの欠損額は実績ベースの欠損額ではなく、運航計画に基づく輸送見込量（人キロ）、国が定める標準単価等をベースに算定される欠損額となっている。

佐賀県は、国の上記補助金を収益項目として加算してもなお、欠損額（＝費用－収

益)が生じる場合に、当該欠損額の3/4を補助している(唐津市は当該欠損額の1/4を補助している)。国・佐賀県・唐津市で、航路事業者の欠損額の全額を補助している。

佐賀県と唐津市が補助の対象としている欠損額は、国とは異なり、実績ベースでの欠損額となっている。このため、実績ベースでの欠損額に対する国の補助割合は、年度毎に、航路事業者ごとに異なっている。

H24	欠損額の負担額(千円)				欠損額の負担割合			
	国庫補助金	県補助金	市補助金	合計	国	県	市	合計
馬渡島	33,986	21,916	7,306	63,208	53.8%	34.7%	11.6%	100.0%
加唐島	28,455	8,890	2,964	40,309	70.6%	22.1%	7.4%	100.0%
小川島	22,803	12,314	4,105	39,222	58.1%	31.4%	10.5%	100.0%
神集島	55,878	13,343	4,448	73,670	75.8%	18.1%	6.0%	100.0%
合計	141,124	56,463	18,824	216,411	65.2%	26.1%	8.7%	100.0%

H25	欠損額の負担額(千円)				欠損額の負担割合			
	国庫補助金	県補助金	市補助金	合計	国	県	市	合計
馬渡島	27,815	24,983	8,328	61,126	45.5%	40.9%	13.6%	100.0%
加唐島	27,214	8,525	2,841	38,580	70.5%	22.1%	7.4%	100.0%
小川島	17,574	13,969	4,656	36,199	48.5%	38.6%	12.9%	100.0%
神集島	29,470	17,267	5,755	52,493	56.1%	32.9%	11.0%	100.0%
合計	102,074	64,744	21,582	188,401	54.2%	34.4%	11.5%	100.0%

H26	欠損額の負担額(千円)				欠損額の負担割合			
	国庫補助金	県補助金	市補助金	合計	国	県	市	合計
馬渡島	34,131	23,158	7,719	65,009	52.5%	35.6%	11.9%	100.0%
加唐島	38,842	14,620	4,874	58,336	66.6%	25.1%	8.4%	100.0%
小川島	18,931	23,833	7,946	50,710	37.3%	47.0%	15.7%	100.0%
神集島	52,816	6,035	2,012	60,863	86.8%	9.9%	3.3%	100.0%
合計	144,721	67,646	22,552	234,920	61.6%	28.8%	9.6%	100.0%

4. 過去の補助金額の推移

上記3.に記載したとおり、運航計画に基づく欠損額に対して国が補助金を交付し、佐賀県は実績としての欠損額に対して、その3/4を補助している。補助金額は年々増加しているが、国と県の補助金額の算定方法は異なっており、単純に欠損額が年々増加している

というわけではない。

一例を挙げると、上記 3. の表のとおり、平成 25 年度の欠損額は 188,401 千円で、平成 24 の 216,411 千円に比べて 28,009 千円減少しているが、平成 25 年度の国の補助金額は 102,704 千円で、平成 24 年度の 141,124 千円に比べて 39,049 千円減少している（欠損額の減少割合よりも補助金の減少割合の方が大きい）。このため、平成 25 年度の欠損額全体としては減少しているが、佐賀県の同年度の補助金額は平成 24 年度よりも増加している。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	40,263	46,249	56,463	64,744	67,646

5. 開始年度／終期年度

平成 11 年度より開始しており、終期は特に定められていない。

これは、離島の場合代替的な交通手段がなく、離島住民の生活（日常品の調達、通学・通勤など）には航路の確保が必要不可欠であり、離島住民が生活する限りはこれを確保し続ける必要があるためである。他方で、少子高齢化や人口減少の影響で輸送人員は減少傾向にあり、今後は更なる人口減少が予想されることから、当面は現行制度を維持しながら、離島住民の人口や生活の状況を踏まえて、将来的には航路のあり方を含めた本補助金制度の見直しを検討する必要があることも佐賀県は十分に認識している。

6. 補助対象者

補助事業者：唐津市

間接補助事業者：国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」により補助対象となる航路事業者

7. 監査意見等

離島航路の維持及び改善を図り、本土と離島の交流を促進し、民生の安定と文化の向上を図るための、有益な事業であると考えます。

9 6. 佐賀県離島航路補助金

1. 補助事業の趣旨

航路事業者の行う離島航路事業に要する経費に対し補助を行うことで、離島航路の維持及び改善を図り、本土と離島の交流を促進し、民生の安定と文化の向上を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県離島航路補助金交付要綱

関連する国の法令：離島航路整備法、離島振興法

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

95. 佐賀県特定離島航路補助金にて記載したとおり、国は、佐賀県では唐津市の高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島を離島振興法による離島振興対策実施地域と指定し、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るための市町村の取組に対しても支援している。

当該支援の一環として、国は、当該離島への運航に係る収支差額の1/2以内を補助している（離島航路運営費等補助金）。しかし、補助対象事業者は海上運送法が規定する旅客定期航路事業（13人以上の旅客定員を有する船舶により人の運送をする定期航路事業）に限定されている。

現在、佐賀県唐津市の有人離島7島のうち3島（向島、松島、高島）は、国の離島航路運営費等補助金の対象事業者とはなっておらず、佐賀県の佐賀県特定離島航路補助金の対象事業者とはなっていない。

本事業は、国から離島振興法による離島振興対策実施地域と指定されているものの、上記補助金の対象外となっている有人離島3島（向島、松島、高島）について、欠損額（＝費用－収益）の3/4を補助している（唐津市は当該欠損額の1/4を補助している。）。

下記のとおり、佐賀県・唐津市で、航路事業者の実績ベースの欠損額の全額を補助している。なお、平成24年度及び平成26年度の高島への航路については黒字のため金額を表記していない。

H24	欠損額の負担額（千円）				欠損額の負担割合			
	国庫補助金	県補助金	市補助金	合計	国	県	市	合計
向島		3,208	1,070	4,278	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%
松島		5,538	1,846	7,384	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%
高島								
合計	—	8,746	2,916	11,662	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%

H25	欠損額の負担額（千円）				欠損額の負担割合			
	国庫補助金	県補助金	市補助金	合計	国	県	市	合計
向島		4,530	1,511	6,041	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%
松島		14,233	4,745	18,978	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%
高島		2,918	973	3,891	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%
合計	—	21,681	7,230	28,911	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%

H26	欠損額の負担額（千円）				欠損額の負担割合			
	国庫補助金	県補助金	市補助金	合計	国	県	市	合計
向島		5,024	1,675	6,699	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%
松島		18,377	6,127	24,504	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%
高島								
合計	—	23,401	7,802	31,203	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	54,534	22,635	8,746	21,681	23,401

5. 開始年度／終期年度

平成11年度より開始しており、**95.佐賀県特定離島航路補助金**と同様の理由により、終期は特に定められていない。

本事業についても、少子高齢化や人口減少の影響で輸送人員は減少傾向にあり、今後は更なる人口減少が予想されることから、当面は現行制度を維持しながら、離島住民の人口や生活の状況を踏まえて、将来的には航路のあり方を含めた本補助金制度の見直しを検討する必要があることも佐賀県は十分に認識している。

6. 補助対象者

補助事業者：唐津市

間接補助事業者：国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」により補助対象となっていない離島航路事業を営む者で、補助事業として予め知事の指定を受けた者

7. 監査意見等

(1) 補助金制度の見直しを検討するための財務情報の分析について（監査意見）

平成11年度より開始しており、終期は特に定められていない。

佐賀県は、この見直しを検討する時期について特に定めていないが、将来的には航路のあり方を含めた本補助金制度の見直しを検討する必要があることを十分に認識しているが、現時点では具体的な分析や検討には入っていない状況である。

佐賀県が実績報告書として入手している財務データより、当方（外部監査人）で「乗船人数/運航数（1運航当たりの平均的な乗船人数）」、「乗船率（定員に対する実際の乗船人数の割合）」そして「1名1運航当たりの負担額（補助金額÷乗船人数、乗船者の場合は

大人の運賃)」を航路別に算定したのが下記の表であり、このような分析を通じてそれぞれの航路の状況がより明確になってくるわけである。特に、松島の上記財務指標は、「乗船人数/運航数」、「乗船率」そして「1名1運航当たりの負担額」ともに運航が厳しい状況が窺える。

毎年の財務情報について、唐津市や航路事業者十分に分析・報告するように指導し、時系列で比較するなどしてその推移・変動要因等を十分に分析しておくことが望ましいと考える。そうすることによって、状況を踏まえた的確な判断ができるようにすべきである。

(単位：円、人、便数)

H24	乗船人員等				乗船人数/運航数	乗船率	1名1運航当たりの負担額				
	乗船人数	運航数	1日の運航数	乗船定員			県補助金	市補助金	県・市小計	乗船者(大人)	合計
向島	4,636	1,122	*3	12	4	34.4%	692	231	923	450	1,373
松島	2,367	1,620	3	12	1	12.2%	2,340	780	3,120	450	3,570
高島	114,219	3,296	6	101	35	34.3%	0	0	0	200	200

*平成24年9月3日から、1日3便に増便。(それまでは2便)

単位：円、人、便数)

H25	乗船人員等				乗船人数/運航数	乗船率	1名1運航当たりの負担額				
	乗船人数	運航数	1日の運航数	乗船定員			県補助金	市補助金	県・市小計	乗船者(大人)	合計
向島	7,254	2,162	3	12	3	28.0%	624	208	833	450	1,283
松島	3,817	2,178	3	12	2	14.6%	3,729	1,243	4,972	450	5,422
高島	162,261	4,492	6	101	36	35.8%	18	6	24	200	224

(単位：円、人、便数)

H26	乗船人員等				乗船人数/運航数	乗船率	1名1運航当たりの負担額				
	乗船人数	運航数	1日の運航数	乗船定員			県補助金	市補助金	県・市小計	乗船者(大人)	合計
向島	7,774	2,122	3	12	4	30.5%	646	215	862	450	1,312
松島	3,135	2,148	3	12	1	12.2%	5,862	1,954	7,816	450	8,266
高島	164,273	4,454	6	101	37	36.5%	0	0	0	200	200

(2) 事業実績把握のための損益計算について (監査意見)

佐賀県の補助金額の補助対象経費は、佐賀県離島航路損益計算書作成要領に基づき算定される航路別損益計算書に基づき算定されるが、当該要領の第1(2)にて、費用として認めない金額として、「役員退職金、役員賞与その他これに類する支出」と規定している。

これらの項目が費用項目として除外されているのは、従業員に対する給与・賞与のように必ずしも運航に直接要する経費ではなく、利益処分的な要素もあり、さらには、事業者

(経営者)が業績(利益)に応じて自由に決定できることがその理由であると推測される。佐賀県に規定内容の趣旨を確認したところ、本作成要領は国の作成要領をベースに作成されており、国と同様に定めている旨の回答を得た。

役員に対して支払われる報酬について、上記の趣旨からすれば、「役員報酬月額のうち使用人としての実働に係る分を超える額」も除外項目として追加することが望ましいと考える。役員報酬月額も、役員退職金・役員賞与と同様に、従業員に対する給与・賞与のように必ずしも運航に直接要する経費ではなく、事業者(経営者)が業績(利益)に応じて自由に決定できる利益処分的な要素を有しているからである。支出状況等の確認や検討を行うべきであるとする。

(3) 資本的支出に係る減価償却の方法について(監査意見)

既に所有している固定資産に対して修理・改良等のための支出で、当該資産の使用可能期間を延長させたり、価値を増加させるものを会計上は資本的支出という。

離島航路損益計算書作成要領では、減価償却の方法(年額)として、定額法により下記の計算式によるものとされており、資本的支出の場合の減価償却計算についての定めはない。

$$\begin{aligned} & [\text{取得価額} - \text{残存価額}] \div \text{耐用年数} \\ & \text{残存価額を取得価額の10\%とすると、} \\ & [\text{取得価額} \times 90\%] \div \text{耐用年数} \end{aligned}$$

他方、企業会計では、資本的支出をした場合の減価償却の方法は、既存の固定資産と種類及び耐用年数を同じくする別の減価償却資産を新たに取得したものとして減価償却をするため、年間の減価償却費は下記の方法により算出する。

$$[\text{資本的支出額} \times 90\%] \div \text{耐用年数}$$

現状では資本的支出の減価償却に関する定めがないため、仮に現在の減価償却の定め文言にそのまま当てはめ、当初の取得価額に資本的支出額を加えたものを新たな取得価額として再計算を行うとすると、場合によっては単年度で資本的支出の全額が減価償却費として計上されることもあり、資本的支出は支出時の費用とせず耐用年数の期間に亘って減価償却により費用化する、という企業会計の趣旨に反することになる。

そのため、離島航路損益計算書作成要領にて、資本的支出に係る減価償却の方法を規定する必要があると考える。また、その場合の具体的な方法は、企業実務において一般的に定着している法人税法の減価償却方法をベースに規定すると、会計実務との乖離がなく、また、損益計算書を補助金交付申請用として別途作成する手間も省けるので補助事業者の負担は軽減されると考える。

9.7. 佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

九州新幹線鹿児島ルートの開業効果を県内各地に拡大させるとともに、西九州ルートの開業時にさらなる効果を県内各地に発現させ、県内全域における地域経済の活性化を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

本事業は、平成 34 年度に九州新幹線西九州ルートの開業に向けて、県内全域における地域経済の活性化を図ることを目的に、下記の事業に係る経費(人件費及び食料費を除く。)に対して補助するものである。

- ①県内への波及効果が高いと認められる事業
- ②他市町のモデルとなる先進的な取組と認められる事業
- ③地域の独自性が効果的にアピールされると認められる事業
- ④複数の市町・他県をまたがって広域的に行うもので、当該地域の一体感の創出が見込める事業

1 事業につき最長 3 年間とし、下記の補助率及び補助金の限度額の範囲内で補助金を交付する。

1 年目：補助率 8/10 (補助金の限度額 4,000 千円)

2 年目：補助率 5/10 (補助金の限度額 2,500 千円)

3 年目：補助率 3/10 (補助金の限度額 1,500 千円)

4. 過去の補助金額の推移

平成 23 年度より開始しており、平成 23 年度及び平成 24 年度は、ハウステンボスとの連携企画の補助対象経費が多額であったため、補助金額も多額となっているが、当該企画が平成 24 年度で終了したため、平成 25 年度以降は低水準となっている。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
補助対象事業費 (千円)	0	16,115	10,693	3,790	4,118
補助金 (千円)	0	11,122	6,642	2,604	2,668

5. 開始年度／終期年度

平成 23 年度より開始している。

本事業は、平成 34 年度に西九州ルートが開業することとなっており、今後、県内全域に九州新幹線鹿児島ルート及び西九州ルートの開業効果を拡大させ、西九州ルートの開業時にさらなる効果を県内各地に発現させ、県内全域における地域経済の活性化を図るため、明確に終期は定めていない。なお、佐賀県としては、今後も県全体の新幹線を活用する機運の醸成を図るための施策を検討していく必要がある、継続・廃止・拡充を含め検討の必要があると認識している。

6. 補助対象者

補助事業者：佐賀県新幹線活用基本戦略に基づく新幹線を活かした取組を実践するための新幹線活用プランを策定し、当該プランに基づく事業を行う、市町と民間団体等により構成される団体

7. 監査意見等

補助事業実施者を増加させる取り組みについて（監査意見）

本事業の補助金の申請者別の推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

地域	申請団体名	項目	H23	H24	H25	H26
武雄市	ハウステンボス連携 誘客プロジェクト	補助対象事業費	6,654	4,150		
		補助金	4,000	2,075		
武雄市	武雄市商工会新幹線 活用委員会	補助対象事業費		916	401	300
		補助金		733	200	90
嬉野市	嬉野温泉周遊観光二 次交通整備推進会	補助対象事業費	5,558	2,227		
		補助金	4,000	1,114		
鳥栖市	新鳥栖駅観光情報ネ ットワーク連絡会	補助対象事業費			500	319
		補助金			394	159
佐賀市	富士町観光推進実行 委員会	補助対象事業費	3,903			
		補助金	3,122			
白石町	白石町九州新幹線活 用推進協議会	補助対象事業費		2,400		
		補助金		1,920		
神埼市	「神埼のめぐみ」検 討委員会	補助対象事業費		1,000	1,000	730
		補助金		800	500	219
基山町	佐賀県きやまの魅力 づくり協議会	補助対象事業費			1,889	
		補助金			1,510	

(単位：千円)

地域	申請団体名	項目	H23	H24	H25	H26
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町観光戦略協議会	補助対象事業費				1,000
		補助金				800
唐津市	肥前名護屋城歴史ツアーリズム協議会	補助対象事業費				1,769
		補助金				1,400
合計		補助対象事業費	16,115	10,693	3,790	4,118
		補助金	11,122	6,642	2,604	2,668

本事業は、地域経済の活性化のための事業であり、平成 34 年度に九州新幹線西九州ルートの開業による経済効果を県内各地に発現させることを目的としている。本補助金は、年々補助率が低くはなるものの、1 事業につき最長 3 年間補助するものであるが、事業の実施は 1 年間のみ、または 2 年間まで、といった団体も少なくない。補助金額が低い水準を推移しているが、これは開業まで時間があるということも要因のようである。

県は、新幹線を利用して開業効果を拡大させるとともに、地域経済の活性化を図るために当該補助金を制定したのであるから、引き続き事業を展開していく上では、その機運を高めるような努力をより一層行うべきであると考え。当該補助金要綱に定める、補助事業が基づくべき「新幹線活用プラン」には、(1) 産業の集積・取引の拡大、(2) 地域ならではの逸品づくり、(3) 観光地の魅力アップ、(4) 住みたい環境づくり、(5) 二次交通機能の充実、(6) 地域に来る目的づくり、の項目が掲げられているが、いずれのプランも、短期間で容易に達成できる内容ではないと思われる。補助金の趣旨を達成するためには、市町や業界団体に興味を示していただき、そのうえで具体的なイメージ等を得るための手助けとなるような例えば下記のような情報提供等は非常に重要であると考え。

- ・本事業での実施例、その成否と原因
- ・県内で先行して開業した新鳥栖駅の現状
- ・その他の各地域における新幹線開業に係る地域的な影響や効果

また、例えば新幹線沿線地区とそれ以外の地区との区分、プランごとに補助内容を設定する（補助限度額や補助率の見直しを行う）などして、より有効に利用されるような検討を行うべきと考える。

9 8. 佐賀県バス運行対策費補助金・経常欠損

1. 補助事業の趣旨

地域住民の生活において重要なバス路線の維持が困難になっている状況に鑑み、生活交通路線として必要な広域的・幹線的なバス路線の運行を維持し、もって地域住

民の福祉の向上に寄与する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱

関連する国の法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

関連する国の交付要綱：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

9 4. 佐賀県廃止路線代替バス運行費補助金 が対象とするような、運行の廃止が検討されるほど運行の維持が困難ではない路線であっても、乗合バス事業では、多くのバス路線で赤字の状況が継続している。

国は、下記の要件を満たす生活交道路線で、地域住民の生活において重要なバス路線については、当該運行系統の運行によって得た経常欠損（＝経常費用－経常収益）の1／2を乗合バス事業者に対して補助している（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）。

- ・複数の市町村にまたがる
- ・1日当りの輸送量が15人以上150人以下
- ・1日当りの運行回数が3回以上

本事業は、国の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」をベースに佐賀県でも同様の補助金制度として実施したものである。

本事業の補助金の交付額の算定方法も、国の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」とほぼ同じであるため、国と県で、経常欠損（＝経常費用－経常収益）のほぼ同じ割合を負担することになる。ただし、補助対象経費は、下記の制限を受けるため、国と佐賀県とで経常欠損の半分ぐらいを負担している。

- ・補助対象経費は、経常費用の9/20を上限とする。
- ・平均乗車密度が5人未満である場合、運行系統の輸送量を5人で除した数値を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額までとする。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	107,662	111,842	124,152	131,058	141,312

5. 開始年度／終期年度

国の地方バス路線維持費補助制度の大幅な見直し（広域的・基幹的路線のみを補助対象とする）のあった平成13年度より開始している。

地域住民の生活に必要なバス路線は、多くの路線で赤字となっており、今後もその状況

が継続していくものと考えられるため、終期を設定していない。

6. 補助対象者

補助事業者：乗合バス事業者

7. 監査意見等

平均乗車密度の算定方法の交付要綱への明示について（監査結果）

本事業の交付要綱において、補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満である場合、運行系統の輸送量を5人で除した数値を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額までとする旨が定められており、平均乗車密度は本補助金における重要な数値であるがその算定方法が明記されていない。なお、国の交付要綱においても同様の定めがあるものの、平均乗車密度の算定方法が明記されていない。

他方で、平均乗車密度の計算方法について、算定方法と具体的な計算事例が記載された書類は佐賀県の担当部署にて作成・保管されているので、当該書類に記載されている算定方法を本事業の交付要綱に明記すべきと考える。

9.9. 佐賀県バス運行対策費補助金-減価償却

1. 補助事業の趣旨

地域住民の生活において重要なバス路線の維持が困難になっている状況に鑑み、生活交通路線として必要な広域的・幹線的なバス路線の運行を維持し、もって地域住民の福祉の向上に寄与する。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱

関連する国の法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

関連する国の交付要綱：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

9.4. 佐賀県廃止路線代替バス運行費補助金 が対象とするような、運行の廃止が検討されるほど運行の維持が困難ではない路線であっても、乗合バス事業では、多くのバス路線で赤字の状況が継続している。そして、**9.8. 佐賀県バス運行対策費補助金-経常欠損** は、生活交通路線に係る経常欠損に対する補助であるのに対し、本事業は、主として生活交通路線を運行するノンステップ型車両、ワンステップ型車両及び小型車両に係る減価償却費

及び当該車両購入に係る金融費用に対する補助である。

国が上記車両に係る減価償却費及び購入に係る金融費用に対して乗合バス事業者に補助している（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）。

本事業は、国の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」をベースに佐賀県でも同様の補助金制度として実施したものである。

本事業の補助金の交付額の算定方法も、国の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」とほぼ同じであるため、国と県で、上記車両に係る減価償却費及び購入に係る金融費用のほぼ同じ割合を負担することになる。そして、補助対象経費は下記の制限を受けるものの、実際の車両購入額及び借入金利が下記の上限を大幅に上回らないことから、国と県で補助対象経費の大半を補助していることになる。

- ・減価償却費の算定に当たって、算定基礎となる車両取得価額が車種により設けている上限額を超える場合、当該上限額を取得価額として計算する。
- ・金利費用の算定に当たって、算定基礎となる金利についても上限を設けている。

4. 過去の補助金額の推移

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	231	13,503	26,501	30,360	35,124

5. 開始年度／終期年度

国の地方バス路線維持費補助制度の大幅な見直し（広域的・基幹的路線のみを補助対象とする）のあった平成 13 年度より開始している。

ノンステップバスの比率を増加させることが国の方針であり、また県としてもユニバーサルデザイン実施計画により導入促進を図っている状況であることから、本事業は継続していく必要があり、終期を設定していない。

6. 補助対象者

乗合バス事業者

7. 監査意見

地域住民の生活において重要なバス路線の維持を目的とした、有益な事業であると考えられる。

100. 佐賀県松浦鉄道施設整備事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

松浦鉄道西九州線が県北西部地域に不可欠な広域幹線公共交通機関であることに鑑み、安全運行の確保及び経営の自立化を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県松浦鉄道施設整備事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

関連する国の交付要綱：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

本事業は、松浦鉄道自治体連絡協議会（佐賀県を含む沿線の2県4市2町で構成）で支援を決定した松浦鉄道施設整備事業計画に基づく、次に掲げる施設・設備の整備であって、その整備による輸送の継続又は保安度の向上に資すると認められるものを対象とし、補助金額は、会社負担額及び国並びに佐世保市等地域交通体系整備基金等補助額を控除した額について、松浦鉄道自治体連絡協議会で決定した自治体負担額の範囲内で補助する。

- ・信号保安設備
- ・保安通信設備
- ・防護設備
- ・停車場設備
- ・線路設備
- ・電路設備
- ・変電所設備
- ・車両設備
- ・その他当該路線の事情に応じ、輸送の継続又は保安度の向上に資すると認められる施設・設備の整備等

補助対象経費は、これらの施設・設備の整備に直接に要した本工事費（資産の購入を含む）、附帯工事費、補償費、調査費及び工事雑費とする。

負担割合については、会社負担額及び国並びに佐世保市等地域交通体系整備基金等補助額を控除した後の上記補助対象経費のうち、佐賀県と長崎県の2県で1/2を、佐世保市と伊万里市と有田町と松浦市と平戸市と佐々町の6市町で残りの1/2を負担することとなっている。各県及び各市町の負担割合は、人口、営業キロ、乗車人員、自治体の財政規模（市町の場合、さらに固定資産税額）のそれぞれのシェアを単純平均した割合で配分している。

佐賀県と長崎県の負担割合は、人口、営業キロ及び乗車人員においては概ね 3 : 7 の割合、自治体の財政規模において長崎県のシェアが概ね 4 : 6 の割合となっているため、佐賀県と長崎県で概ね 3 : 7 の割合での負担となっている。

単位：千円	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
国庫補助金	143,081 30.2%	110,179 28.9%	98,592 33.3%	75,866 33.3%	53,375 23.6%
佐世保市等地域交通体系整備基金	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	16,954 7.5%
松浦鉄道(株)	1,344 0.3%	5,012 1.3%	15,576 5.3%	6,621 2.9%	176 0.1%
小計 ①	144,425 30.5%	115,191 30.2%	114,168 38.6%	82,487 36.2%	70,505 31.1%
佐賀県	44,624 9.4%	36,711 9.6%	24,524 8.3%	19,582 8.6%	21,169 9.4%
長崎県	120,143 25.3%	96,186 25.2%	66,281 22.4%	52,974 23.3%	56,775 25.1%
小計 ②	164,767 34.8%	132,897 34.9%	90,805 30.7%	72,556 31.9%	77,944 34.4%
市町 ③	164,767 34.8%	132,896 34.9%	90,804 30.7%	72,556 31.9%	77,943 34.4%
事業費総額 ①+②+③	473,959 100.0%	380,984 100.0%	295,777 100.0%	227,599 100.0%	226,392 100.0%

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	44,624	36,711	24,524	19,582	21,169

5. 開始年度／終期年度

平成 20 年度より開始しており、松浦鉄道自治体連絡協議会（佐賀県を含む沿線の 2 県 4 市 2 町で構成）で支援を決定した松浦鉄道施設整備事業計画が平成 26 年度から平成 35 年度までを事業期間としており、これに本事業の終期を合わせており、上記計画についても 5 年をめぐりに見直すこととされている。

6. 補助対象者

松浦鉄道株式会社

7. 監査意見等

民間の一企業に対して、その主要事業に係る補助金ということで特異なものではあるが、「松浦鉄道自治体連絡協議会」の決定に基づいて、また、長崎県とも協調しながら支出される補助金で、公益性は認められる事業であると考ええる。

101. 佐賀県鉄道駅耐震補強事業費補助金

1. 補助事業の趣旨

地震災害時における鉄道利用者をはじめ多くの人の安全確保を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県鉄道駅耐震補強事業費補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

本事業は、国の「鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱」に基づいて鉄道駅耐震補強事業を実施する鉄道事業者を対象とする（なお、本事業において、「乗降客数が1日1万人以上の高架駅」であること等が要件とされている。）。

鉄道事業者が鉄道駅耐震補強事業に要する経費のうち、国が1/3を負担（補助）し、市町が同じく1/3を負担（補助）し、残りの1/3を鉄道事業者が負担する。佐賀県は市町が負担した鉄道駅耐震補強事業に要する経費の1/3の半分（1/6）を負担（補助）する（これにより、市町の負担する補助金は鉄道駅耐震補強事業に要する経費の1/6となる。）。

主な補助対象経費は、鉄道駅耐震補強事業に要する本工事費及び附帯工事費となっている。

4. 過去の補助金額の推移

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	—	—	9,948	35,523	90,216

5. 開始年度／終期年度

平成 24 年度より開始している。

本事業の対象となる佐賀県内の駅は佐賀駅のみであり、当該駅は平成 29 年度で事業完了の予定である。

6. 補助対象者

補助事業者：国の「鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱」に基づいて鉄道駅耐震補強事業を実施する鉄道事業者に対して補助を行う佐賀県内の市町

間接補助事業者：鉄道駅耐震補強事業を実施する鉄道事業者

7. 監査意見等

県民の安全確保を図るための地震災害時に備えた事業で、有益な事業である。

102. 佐賀県交通施設バリアフリー化設備整備費補助金

1. 補助事業の趣旨

高齢者や障がい者等の鉄道駅を利用した移動の円滑化を促進し、高齢者や障がい者等の自立と社会参加の推進を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県交通施設バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱

関連する国の法令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

関連する国の交付要綱：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

3. 補助事業の内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）は、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定める。

国は、上記法律の目的に沿った事業として、「バリアフリー化設備等整備事業（鉄道駅バリアフリー化等事業）」を実施している。

本事業は、国の「バリアフリー化設備等整備事業（鉄道駅バリアフリー化等事業）」に基づき鉄道駅のバリアフリー化のための設備の整備を実施する鉄道事業者を対象とする（なお、この国の事業には、「1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の駅」等の一定規模の駅であることが要件とされている。）。

鉄道事業者が鉄道駅にバリアフリー化設備を設置するために要する経費のうち、国が1/3を負担（補助）し、市町が同じく1/3を負担（補助）し、残りの1/3を鉄道事業者が負担する。佐賀県は市町が負担した鉄道駅バリアフリー化等事業に要する経費の1/3の半分（1/6）を負担（補助）する（これにより、市町の負担する補助金は鉄道駅バリアフリー化等事業に要する経費の1/6となる。）。

主な補助対象経費は、段差の解消、転落防止設備の整備、誘導用ブロックの整備、障害者対応型便所の設置等に要する工事費となっている。

4. 過去の補助金額の推移（過去5年間）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額（千円）	0	43,500	0	0	35,500

5. 開始年度／終期年度

平成16年度より開始している。

本事業は、事業主体である鉄道事業者の財政状況やJR九州管内での優先順位等によるため、明確に終期は定めていない。

6. 補助対象者

補助事業者：国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づいて、鉄道駅のバリアフリー化のための設備の整備を実施する鉄道事業者に対して補助を行う佐賀県内の市町

間接補助事業者：鉄道駅のバリアフリー化のための設備の整備を実施する鉄道事業者

7. 監査意見等

高齢者や障がい者の自立と社会参加を推進する事業で、有益な事業であると考えます。

103. 佐賀県JR長崎本線(肥前山口～諫早間)沿線地域特別助成金

1. 補助事業の趣旨

九州新幹線西九州ルート建設に伴いJR長崎本線（肥前山口～諫早間）が並行在来線としてJR九州から経営分離されることが検討されていた時点において、その経営分離

に同意した白石町及び太良町が実施する特別支援事業に対し助成を行い、両町の地域振興を図る。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県 JR 長崎本線（肥前山口～諫早間）沿線地域特別助成金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

九州新幹線西九州ルート建設に伴い JR 長崎本線（肥前山口～諫早間）が並行在来線として JR 九州から経営分離されることが検討されていた時点において、その経営分離に同意した白石町及び太良町に対し、下記の特別支援事業に助成する。

白石町

- ①福富海岸の整備（海岸整備の直轄化）
- ②農地の暗渠排水事業
- ③玉ねぎ移植機の導入
- ④新有明漁港の整備促進（既設荷揚げ施設の改修を含む）
- ⑤避難港の整備（廻里江漁港）
- ⑥ノリ養殖漁場の環境保全（漁場内の滞筋浚渫）
- ⑦県道武雄白石線の改良（待避所）
- ⑧県道武雄福富線網代～国道 207 号間区間の早期整備
- ⑨須古川流域の冠水緩和
- ⑩観光案内板・道路案内標識の設置

太良町

- ①樹園地等の再整備
- ②ガザミの畜養試験
- ③カキ養殖の振興
- ④餌料培養礁の設置による魚類資源の回復
- ⑤アサリ漁場の造成
- ⑥道越漁港の越波対策（竹崎漁業集落排水施設）
- ⑦林道多良丘線の整備
- ⑧肉用牛繁殖ステーション（キャトルブリーディングステーション）の設置
- ⑨たらふく広場の整備
- ⑩竹崎地区における街路灯の整備
- ⑪県道竹崎上田古里線の改良

- ⑫国道 207 号線の越波対策
- ⑬県道多良丘公園線の整備
- ⑭国道 207 号と広域農道との連絡道路の整備

4. 過去の補助金額の推移（過去 5 年間）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額（千円）	46,097	46,948	23,885	13,196	5,825

5. 開始年度／終期年度

平成 17 年度に、太良町及び白石町が JR 長崎本線（肥前山口～諫早間）を JR 九州から経営分離することに同意したことを受け、本事業は平成 19 年度より開始している。

本事業開始当初における西九州ルートの開業時期が平成 30 年度と想定されていたことから、平成 29 年度を終期としている。

6. 補助対象者

補助事業者：JR 長崎本線（肥前山口～諫早間）が並行在来線として JR 九州から経営分離されることに同意した白石町及び太良町

間接補助事業者：白石町及び太良町の個人事業者及び法人等（佐賀県 JR 長崎本線（肥前山口～諫早間）沿線地域特別助成金交付要綱に明記されていない。）

7. 監査意見等

補助金の公平性等について（監査意見）

白石町及び太良町が、平成 17 年度に九州新幹線西九州ルートに着工認可の前提となる JR 長崎本線（肥前山口～諫早間）が並行在来線として JR 九州から経営分離されることに同意している。

経営分離される JR 長崎本線の肥前山口駅～諫早駅間の路線にある市町は、白石町及び太良町のほかに、鹿島市及び江北町があるが、鹿島市及び江北町は同意しない旨を決定している。

平成 19 年度に、佐賀県、長崎県及び JR 九州は、九州新幹線西九州ルート開業後の長崎本線（肥前山口～諫早間）の取扱いについて、佐賀県及び長崎県が路線や駅舎などの施設を所有、維持管理し、JR 九州は経営分離をせずに引き続き全線を運行する、という上下分離方式をとることで基本合意している。これにより、九州新幹線西九州ルートに着工認可に当たって、経営分離に関する同意は不要となった。

当該助成金の交付要綱によれば、支援の対象とする「特別支援事業」は、九州新幹線西九州ルート建設に伴い、JR 長崎本線（肥前山口～諫早間）が並行在来線として九州旅客鉄道株式会社から経営分離されるとされていた時点において、その経営分離に同意した

白石町及び太良町に対し、特別に支援する事業と定められており、要綱上の文言からは、本事業は補助事業というよりも経営分離に同意した市町への見返りとしての補助金という形態になっている。仮に、九州新幹線西九州ルートの開通により、JR 長崎本線（肥前山口～諫早間）が並行在来線となり、当該区間の沿線の市町の地域振興ということであれば、経営分離に同意しない鹿島市に対しても助成の対象としなければならない。また、結果的に経営分離に対する同意が不要となった状況からすると、鹿島市が振興策への支援に同意しなかったとしても、依然として白石町や太良町に補助金が交付されている状況も理解に苦しむところである。さらに、補助金の終期についても、変更前のももとの開業時期を終期としているだけで、今となっては、終期の設定時期に関して理論的な根拠は見当たらないものと考えたものである。

当該補助金については、平成 19 年、20 年に県議会において上記と同様の趣旨の質問に基づく議論がなされたところである。また、支援事業を受け入れないと判断した鹿島市を除いた交付要綱を作成するためには、技術上当該補助金の要綱のような形で補助事業者を特定せざるを得なかったことも理解したところであるが、今後県が行う補助金事業の実施においては、交付要綱の文言ほか、出来るだけ疑義が生じる余地が無いような補助金事業の創設に十分にご留意いただきたいと考える。

104. 佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金

1. 補助事業の趣旨

佐賀県立高等学校における ICT（Information and Communication Technology）利活用教育を推進し、学力向上を図るため、授業を受けるために必要な学習者用パソコンの導入事業に対して、補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

- | | |
|-------------|--|
| 県の条例 | : 該当なし |
| 県の交付要綱 | : 佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付要綱 |
| 関連する国の法令・計画 | : 教育の情報化ビジョン（文部科学省 平成 23 年 4 月）
第 2 期教育振興基本計画
（平成 25 年 6 月閣議決定、以下「基本計画」という）
教育の IT 化に向けた環境整備 4 か年計画
（平成 26 年度～平成 29 年度、以下「環境整備計画」という。） |
| 関連する国の交付要綱 | : 該当なし |

3. 補助事業の内容

① 国の計画

21世紀に相応しい学校教育を実現できる環境整備を図るために、基本計画において目標水準を定め、目標達成に向けた具体的な環境整備計画が定められている。基本計画では、教育用パソコン（以下「PC」という。）1台当たりの児童数目標は3.6人とされており、環境整備計画では、不足する教育用PC・電子黒板・実物投影機・無線LANの整備費用等が掲げられている。そして、本計画に基づき、平成26年～平成29年度まで単年度1,678億円（総額6,712億円）の地方財政措置が講じられている。

なお、上記計画の前提として平成23年4月に公表された「教育の情報化ビジョン」（文部科学省）においては、平成32年度に向けて実施する主な施策等として、「子どもたち1人1台の情報端末による教育の本格展開の検討」が掲げられており、最終的には1人1台となる状況も視野に入れながら環境整備方針を検討していくことが示されている。

② 佐賀県の対応

県では総合計画2011（平成23年）において、「先進的なICT利活用教育の推進」を重点項目に掲げ、具体的な成果目標として下記3項目を示している。

(1)	ICT利活用教育研修を全教員が受講（平成26年96%）
(2)	ICT活用授業ができる教員割合で平成25年度までに全国1位 （平成26年実績1位）
(3)	ICT活用により授業が良く分かるようになった児童生徒割合を平成26年度までに90%以上（H26年実績81%）

総合計画に基づき、当初は、平成24年度までを実証研究期間と位置付けて、平成25年度より教育実践を開始する方針であったが、実証研究は平成25年度まで延長され、平成26年度（入学生）が教育実践の初年度となり、本補助金の交付が開始されたものである。

③ 補助事業の内容

前述の通り、本補助事業は、平成26年度から佐賀県立高等学校への入学、転入学及び編入学によりパソコンを購入する必要がある者に対し、その費用の一部（5万円を超える金額）を補助するものである。

教育情報化ビジョンや学習指導要領改訂等に際しても、教育の情報化を推進する方針となっており、今後はICTを利活用した教育が一般的になるものと県では考えている。但し、現時点では、保護者は普及期に比べて割高な学習者用PCを購入せざるを得ない状況にあることから、国又は各PCメーカーとの協議を通じ、普及後における標準モデル見込価格を5万円と想定し、5万円を超える額を補助するものである。なお、補助金財源は、全額県の負担である。

4. 過去の補助金の推移

本補助事業の補助金額は、以下の通りである。

	H26 年度		H27 年度	
	総額	1 人当り※	総額（予算）	1 人当り※
金額（千円）	216,210	32,812 円	223,920	32,956

※一人当り補助金額（全日制）は、PC 購入代金総額（H26 年度 82,812 円、H27 年度 82,956 円）のうち保護者負担額 50,000 円を超える部分である。

5. 開始年度／終期年度

開始年度 平成 26 年度である。

終期年度 明確な終期年度は設定していないが、学習者用 PC については、国との協議や各 PC メーカーとの協議の中で、相場観としては、数年後の普及期には 5 万円程度になるのではないかとされていることから、一定額（5 万円）以下になれば補助を終了できると考えている。

6. 補助対象者

自ら使用する目的で学習者用 PC を導入する個人で、次に掲げる条件を満たすもの

- ・ 佐賀県立高等学校への入学、転入学及び編入学により学習者用 PC を購入する必要性が生じた者
- ・ 当要綱による補助金の交付を受けたことがない者

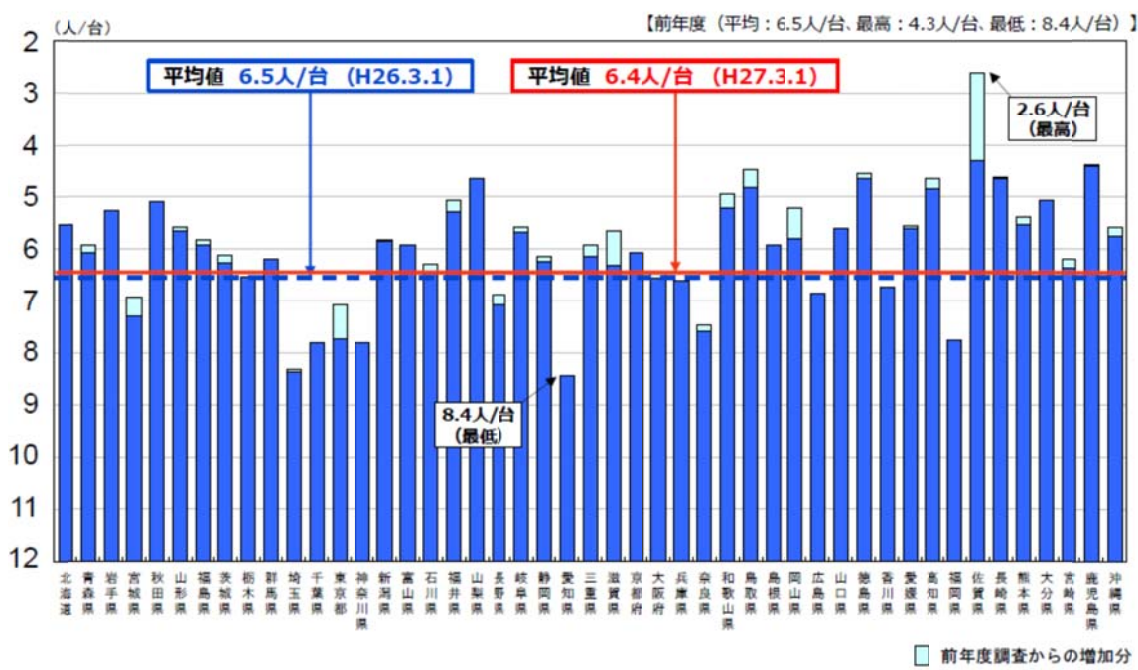
7. 監査意見等

（1）先進的 ICT 利活用教育がもたらす効果の評価について（監査意見）

県（教育委員会）では、平成 23 年度より最重要施策として先進的な ICT 教育を推進しているが、その結果、国の基本計画、環境整備 4 ヶ年計画（平成 26 年度～平成 29 年度）の目標水準を上回る整備状況を達成している。具体的な指標で見ると、学習者用 PC 1 台当りの児童生徒数（人/台）は、基本計画目標 3.6 人（平成 29 年度末まで）に対して、佐賀県では平成 27 年 3 月現在において既に 2.6 人（全国 1 位、佐賀県が唯一基本計画目標 3.6 人を超えている（図表参照））を達成している。

〔図表〕 都道府県別の整備状況 「平成 26 年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔速報値〕（平成 27 年 3 月現在）」（文部科学省）より

①教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数



先進的 ICT 利活用教育を推進することについては評価するところであるが、保護者による一定の負担のもとに、全国に先駆けて推進することについては、県民、特に保護者それぞれの見解が生じ得るものと考えられる。事業を継続していくためには、ICT 利活用教育による効果を適切に評価し、効果に対して理解を得るためにその情報を公表していくべきと考える。

効果測定・目標に関して、県では、「ICT 利活用一つを以っての進路実績等の効果を示すことは困難」と考えていることもあり、「佐賀県総合計画 2015」（平成 27 年度～平成 30 年度）において、当該事業も含む「ICT 利活用による学校支援」政策の成果指標として、「ICT を利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合（小・中学校）について、平成 30 年度までに 90%とする」、「ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度（県立高校）について、平成 30 年度までに 90%とする」という児童生徒の意識調査における目標指標を掲げている。但し、当該補助金は、ICT 利活用教育の推進による学力向上を図ることが目的であるから、その評価手法や効果測定には非常に難しい面もあるものと思うが、児童生徒の意識調査に留まらず、本来の目的である学力向上度合についての分析評価を行うことを検討して頂きたいと考える。

(2) 補助金の終期年度について

基本計画、環境整備計画（平成 26 年度～平成 29 年度）に基づき、ICT 利活用教育実現

に向けたインフラ環境整備を図るために、平成 26 年～平成 29 年度まで単年度 1,678 億円（総額 6,712 億円）の地方財政措置が講じられている。

しかしながら、「平成 26 年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔速報値〕（平成 27 年 3 月現在）」によれば、インフラ環境の整備状況において地方公共団体間の格差が拡大していることが示されている。こうした状況を受けて、国から全国の教育委員会に対して、ICT 利活用教育推進のための地方財政措置を積極的に活用することを促すために、「教育情報化の推進に対応した教育環境の整備充実のための地方財政措置について（通知）」（平成 27 年 10 月 5 日）が発出されている。

県は、本補助金の終期について、明確に設定していないが、学習者用 PC については、国との協議や各 PC メーカーとの協議の中で、相場観としては、数年後の普及期には 5 万円程度になるのではないかとされていることから、一定額（5 万円）以下になれば補助を終了できると考えている。

学習者用 PC 価格の低下は、全国的な ICT 利活用教育の推進状況に拠る部分が大きいものと思われるが、前述の通り、国又は佐賀県が想定していたよりも各地方公共団体の環境整備が進んでいないという実態がある。そのため、補助金交付期間が長期化する可能性もあり、今後は留意が必要である。

105. 佐賀県スクールカウンセラー配置事業補助金

1. 補助事業の趣旨

県内の小学校における教育相談事業を推進するため、市町に対して補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県スクールカウンセラー配置事業補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業は、市町長が各市町立小学校にスクールカウンセラーを配置する事業である。本来であれば、小学校の設置者である市町が単独で行うべき事業であるが、県内全ての公立小学校における教育相談体制の充実強化を図るために市町の単独事業ではなく県の補助事業としている。補助負担額は、県 1/3、市町 2/3 となっている。なお、平成 21 年度に見直しが行われ、それまでの県 1/2 から現行の 1/3 へと変更されている。

補助対象経費は、スクールカウンセラーの配置に要する経費（謝金及び旅費）である。

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業の過去 5 年間の補助金額は、以下の通りである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	18,159	18,839	18,835	16,067	16,183

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 11 年度、終期年度は設定されていない。

6. 補助対象者

市町立小学校が設置されている各市町である。

7. 監査意見等

県による補助負担の必要性について

社会経済状況の急激な変化や保護者の意識多様化等に伴い、児童生徒が抱える問題が複雑多様化している現況下において、心理等の専門家であるスクールカウンセラーによる児童や保護者へのカウンセリング、又はその内容を踏まえた学校等による支援が不可欠な状況となっている。その様な時代背景から、最初は中学校において、平成 7 年に国主導（当初は、国の調査・研究事業として国の全額負担）によりスクールカウンセラー配置事業が開始されている。以降、平成 13 年度からは県への委託事業に変更され、国の負担額は徐々に減額された。現在では 1/3 まで減額され、県負担は 2/3 となっている。

市町立小学校を対象とした本事業は、県内公立中学校を対象とした事業の効果を高めるためにも必要と考えられ、県主導により平成 11 年より開始された事業であり、事業開始の経緯等から、当初は県が 1/2 を負担し、現在でも県が 1/3 を負担しているものである。

当該負担関係については、本来であれば、小学校の設置者である市町が単独で行うべき事業であるが、県として全ての公立小学校への配置実現をサポートするために、市町の単独事業に振替えることを要請せず県の負担を継続しているものであり、一定の合理性が認められるものと考えられる。

106. 佐賀県人権・同和教育振興費補助金

1. 補助事業の趣旨

市町が社会人権・同和教育の早期解決を目指して行う人権・同和教育の諸活動に対して、補助金を交付するものである。

2. 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：該当なし

県の交付要綱：佐賀県人権・同和教育振興費（市町村社会人権・同和教育活動事業、市町村人権・同和教育集会所運営事業）補助金交付要綱

関連する国の法令：該当なし

関連する国の交付要綱：該当なし

3. 補助事業の内容

補助事業は、下記の通りである。

事業名		補助対象経費	補助率	H26 年度
市町村社会人権・同和教育活動事業	社会人権・同和教育指導員活動事業	指導員の報酬、研修活動費	県 1/2 以内	20,021
	社会人権・同和教育活動事業	報償費、旅費等		
	社会人権・同和教育団体支援事業	人権・同和推進協議会負担金		
市町村社会人権・同和教育集会所運営事業		委託料、需用費		5,753
			補助金計	25,774

4. 過去の補助金の推移（過去 5 年間）

本補助事業の過去 5 年間の補助金額は、以下の通りである。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額(千円)	28,069	27,255	27,125	25,900	25,774

5. 開始年度／終期年度

開始年度は平成 17 年度、終期年度は設定されておらず、同和問題をはじめとする人権問題が解消されるまで事業を継続する必要があるとされている。

6. 補助対象者

補助対象者は、県内 6 市である。

7. 監査意見等

社会人権・同和問題の早期解決を目指して行う諸活動を補助するもので、有益な事業であると考えられる。